

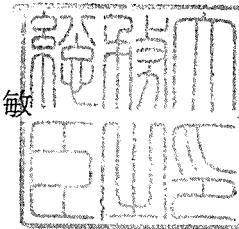


資料 1-1

總政企第72号
令和元年6月27日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
石田真敏



統計法の施行状況について（報告）

標記について、統計法（平成19年法律第53号）第55条第2項の規定に基づき、
平成30年度の状況を別添のとおり統計委員会に報告する。

平成 30 年度（2018 年度）

統計法施行状況報告

令和元年 6 月 27 日
総務省
政策統括官
(統計基準担当)

はじめに

「平成30年度（2018年度） 統計法施行状況報告」は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条第2項の規定に基づき、平成30年度（2018年度）中の法の施行状況に関し、各府省等の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものであり、インターネット等を通じて公表するとともに、統計委員会に報告するものである。

平成30年度においては、経済財政諮問会議や統計改革推進会議が示した統計改革の方向性を踏まえ策定された第Ⅲ期基本計画が開始されて以降、初めての取りまとめとなるほか、公的統計の作成状況、調査票情報等の利用及び提供状況など、法の施行状況を概括することができる内容となっている。

なお、構成については、「本編」、「別編」及び「資料編」の3編構成とし、各編の内容は以下のとおりである。

本 編： 基本計画の推進状況、公的統計の作成状況、調査票情報等の利用及び提供状況など、法の施行状況を条文ごとに概括したもの

別 編： 基本計画に掲載された個々の施策の進捗状況について各府省の報告を取りまとめたもの

資料編： 「本編」に加え、法の施行状況を概観する上で参考となる資料を掲載したもの

目 次

【本編】	5
I 基本計画	6
1 基本計画	6
(1) 基本計画に関する法施行状況報告	6
(2) 第Ⅲ期基本計画の概要	7
2 取組状況	7
(1) 全体の状況	7
(2) 平成30年度（2018年度）の主な取組実績	8
 II 公的統計の作成	 10
1 基幹統計	10
(1) 基幹統計の指定、変更等の状況	10
(2) 法定の基幹統計の状況	11
(3) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況	12
(4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況	13
(5) 基幹統計調査の実施状況	13
(6) 基幹統計の公表の状況	14
2 一般統計調査	15
(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認状況	15
(2) 一般統計調査の実施状況	16
(3) 一般統計調査の結果の公表の状況	16
3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査	17
(1) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出状況	17
(2) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施状況	18
4 届出独立行政法人等が行う統計調査	18
5 事業所母集団データベース	18
(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況	18
(2) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況	19
6 統計基準の設定	20
7 法に基づく協力要請	20
(1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供の要請状況	20
(2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況	21
(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請状況	21
(4) 総務大臣が行う協力の要請状況	21

III 調査票情報等の利用及び提供	22
1 調査票情報の二次利用	22
2 調査票情報の提供	22
3 委託による統計の作成等の実施	24
4 匿名データの作成及び提供	24
5 調査票情報等の適正管理のための措置	25
IV 統計委員会	26
1 統計委員会及び部会の開催実績等	26
2 毎月勤労統計調査における不適切事案等への対応	28
V その他	30
1 統計情報の提供 (e-Statの取組等)	30
2 罰則等	30
3 統計改革の動向	31
4 統計技術の評価に資する事項	31
(1) 統計技術評価の取組の概要	31
(2) 統計技術評価に資する報告	33
【別編】	43
[基本計画 事項別推進状況]	
「第2 公的統計の整備に関する事項」関係	44
「第3 公的統計の整備に必要な事項」関係	82
「第4 基本計画の推進」関係	104
【資料編】	109
[統計法関連]	
資料1 統計法の概要	111
[基本計画関連]	
資料2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要	113
資料3 オンライン調査の推進に係る各府省の検討状況又は進捗状況	118
資料4 オンライン調査の推進状況	123
資料5 統計関連業務の民間委託の状況	126
資料6 基幹統計、一般統計調査の結果及び加工統計のe-Statへの登録状況	128
資料7 調査の概要等のe-Statへの登録状況	128
資料8 統計職員等の人材の育成・確保の状況	130
資料9 「E B PMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第II部 平成30年度フォローアップ (取組別の状況)	132

[公的統計の作成関連]

資料10	基幹統計調査の承認一覧	155
資料11	統計委員会における諮問・答申実績	156
資料12	基幹統計調査の年度別承認件数	157
資料13	基幹統計の公表までの期間	158
資料14	一般統計調査の承認一覧	159
資料15	一般統計調査の年度別承認件数	161
資料16	一般統計調査の結果の公表までの期間	162
資料17	都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	165
資料18	指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	165

[調査票情報等の利用及び提供関連]

資料19	法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用（実績）	166
資料20	法第33条の規定に基づく調査票情報の提供（実績）	168
資料21	「調査票情報の二次利用及び提供」の活用事例	170
資料22	オーダーメード集計及び匿名データの利用可能な統計調査	173
資料23	オーダーメード集計及び匿名データの提供（実績）	174

[統計委員会関連]

資料24	統計委員会委員名簿	176
資料25	統計委員会臨時委員名簿	176
資料26	統計委員会専門委員名簿	178
資料27	統計委員会開催状況（第121回～第134回）	180
資料28	統計委員会が軽微な事項と認めるもの	182
資料29	統計リソースの重点的な配分に関する建議	184
資料30	毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況について（報告）	189

資料31	毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見	196
------	-----------------------------------	-----

資料32	諮問第124号の答申 毎月勤労統計調査の変更について	197
資料33	基幹統計の点検及び今後の対応について	199
資料34	一般統計調査の点検について	207
資料35	一斉点検で報告のあった調査等の影響度評価	213
資料36	公的統計の総合的品質管理を目指して（素案）	215

[その他関連]

資料37	国連アジア太平洋統計研修所 1970年からの研修事業参加者数	226
資料38	政府統計の総合窓口（e-Stat）について	229
資料39	政府統計共同利用システムについて	230
資料40	統計改革に係る統計法等改正状況	231

【本 編】

I 基本計画

1 基本計画

(1) 基本計画に関する法施行状況報告

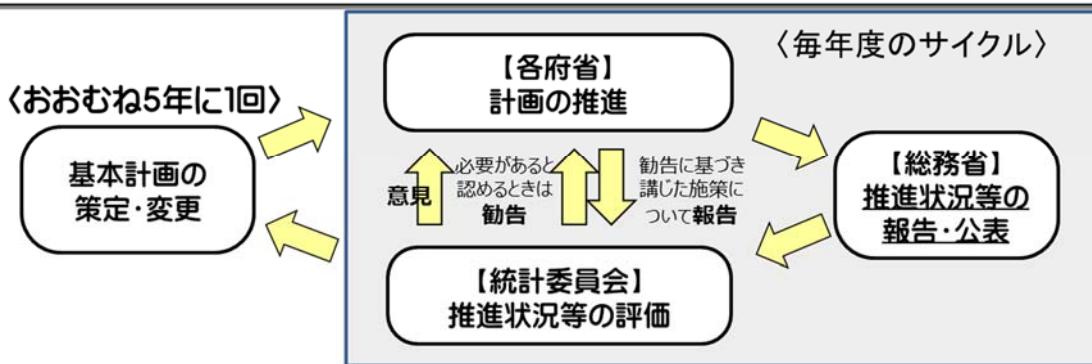
法第4条第1項において、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならないと規定されている。

この基本計画については、法第4条第6項において、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することが定められているが、この「効果に関する評価」は、法第55条の規定に基づく総務大臣による法施行状況報告に対する統計委員会の審議によって実施される。このため、総務大臣は、毎年度、法施行状況報告を取りまとめ公表するとともに、統計委員会へ報告することとされている。また、法第4条第7項において、統計委員会は、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができるとしており、同条第8項において、総務大臣又は関係行政機関の長は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について統計委員会に報告しなければならないとされている。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。計画期間：平成21年度（2009年度）から平成25年度（2013年度）まで。以下「第Ⅰ期基本計画」という。）は、平成21年（2009年）3月に閣議決定されたが、その後、毎年度の法施行状況報告による評価を経て、第Ⅰ期基本計画を変更した計画として、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。計画期間：平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）まで。）が、平成26年（2014年）3月に閣議決定された。

その後、経済財政諮問会議や統計改革推進会議が示した統計改革の方向性を確かなものとするため、第Ⅲ期基本計画（計画期間：平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）まで。）が1年前倒しで策定された。

○ 統計法施行状況報告による基本計画の評価及び推進



(2) 第Ⅲ期基本計画の概要

第Ⅲ期基本計画（以下の記述において、単に「基本計画」という場合は、第Ⅲ期基本計画を指す。）は、公的統計の整備に関する基本的な方針や取組の方向性、継続的な取組事項等を示した「本文」と、平成30年度（2018年度）からおおむね5年間に各府省が講ずべき具体的な措置、方策、実施時期等を定めた「別表」で構成されており、別表には、国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進などの「公的統計の整備に関する事項」と行政記録情報等の活用などの「公的統計の整備に必要な事項」が計184事項掲載されている。

2 取組状況

(1) 全体の状況

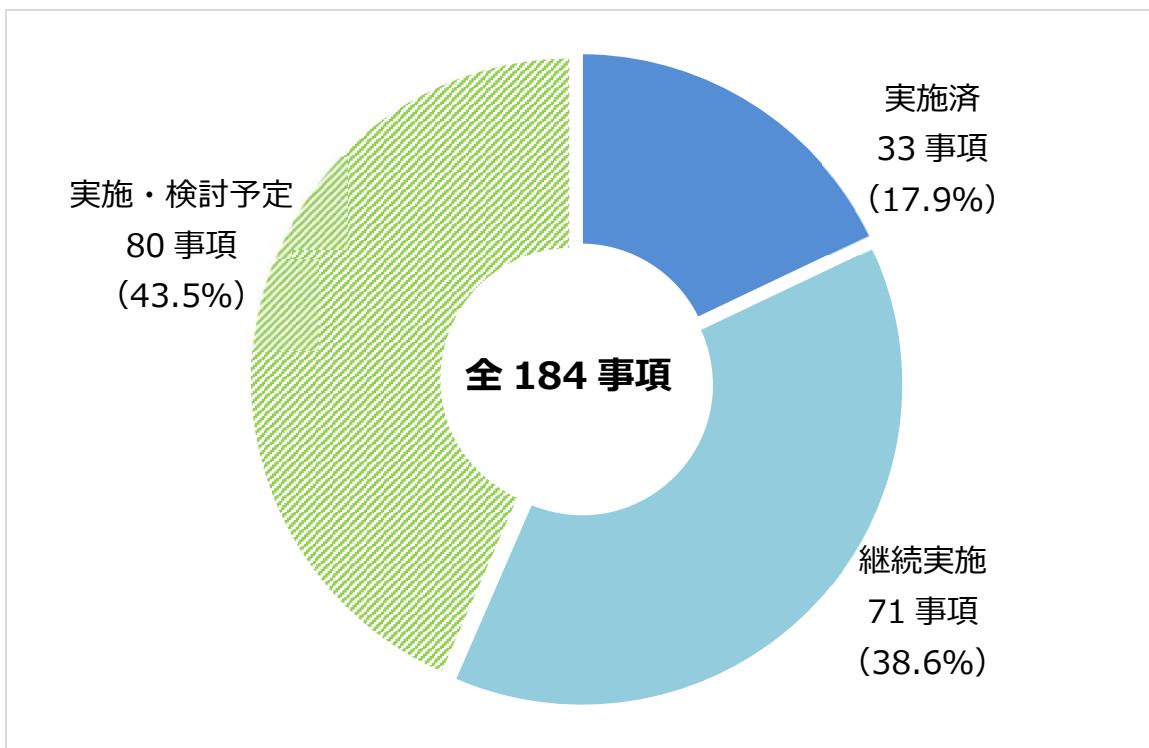
平成30年度（2018年度）は、基本計画の進捗状況を的確に把握するため、基本計画別表に掲げられた184事項について、各府省から自己評価を含む取組実績の報告を受けることとした。

その内容をみると、平成30年度（2018年度）末までに実施済みの事項（実施済）は33事項（184事項のうち17.9%）、毎年度継続的な取組が必要な事項（継続実施）は71事項（同38.6%）となっており、実施済と継続実施を合わせると104事項（同56.5%）となっている（図1参照）。

また、平成30年度（2018年度）末までには実施に至らなかったものの、今後実施・検討予定の事項は80事項（同43.5%）となっており、引き続き令和元年度（2019年度）以降の進捗が見込まれる。

なお、今回の報告において、これまでの検討の結果、基本計画に沿った措置の実施が困難な事項はなかった。

図1 基本計画別表184事項の進捗状況（平成30年度（2018年度））



注1) 進捗状況は、各府省からの報告による。

2) 一つの事項の中で、複数の取組が求められており、取組によって進捗状況が異なる場合は、進捗度合いが最も高い区分に整理（実施済38事項のうち、実施済及び継続実施が2事項、実施済及び実施・検討予定が6事項）

（2）平成30年度（2018年度）の主な取組実績

基本計画別表記載事項に関する各府省の個別の取組実績のうち、主なものは、表1のとおりである。

なお、平成30年度（2018年度）における全事項の取組実績については、別編「基本計画 事項別推進状況」に掲載している。

表1 平成30年度（2018年度）における各府省の主な取組実績

基本計画の概要	主な取組実績
<p>【経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等】</p> <p>◇ 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設する。</p>	<p>⇒ 5年に1度の経済センサス・活動調査の中間年における産業横断的な統計を整備するため、経済構造実態調査（基幹統計調査）の新設を承認した（令和元年度（2019年度）から調査を開始）。<総務省、経済産業省></p>
<p>【基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実】</p> <p>◇ 生産物分類の構築について、財及びサービスの特性を踏まえて検討を推進し、平成30年度（2018年度）までにサービス分野について、35年度（2023年度）までに財分野を含めた全体について生産物分類を整備する。</p> <p>◇ 法人企業統計調査について、オンライン調査システムにおける電子調査票の仕様を一般に公開するなどして、民間の会計ソフトとの連携を強化し、報告者負担の軽減を図ることにより、回収率の向上や集計事務の迅速化を推進する。</p>	<p>⇒ GDP統計の精度向上を図るための産業連関表の供給表・使用表（SUT）体系への移行の基盤となる「サービス分野の生産物分類（2019年設定）」を策定した。なお、財分野を含めた生産物分類の全体については、令和5年度（2023年度）までに整備ができるよう、引き続き検討する。<総務省></p> <p>⇒ 民間の会計ソフト会社に電子調査票の仕様を公開するとともに協力依頼を行った。また、電子調査票に会計ソフトから出力された回答データを自動で取り込む連携機能を追加した。<財務省></p>

II 公的統計の作成

1 基幹統計

(1) 基幹統計の指定、変更等の状況

法第2条第4項の規定では、国の行政機関が作成する統計のうち、

- ・ 国勢統計（国勢調査により作成される統計）
- ・ 国民経済計算
- ・ 政策上特に重要な統計、民間で広く利用されると見込まれる統計又は国際条約等において作成が求められている統計等として、総務大臣が指定した統計

を基幹統計としており、平成30年度（2018年度）末現在において、基幹統計の総数は、56統計となっている（表2参照）。

表2 基幹統計一覧（平成30年度（2018年度）末現在）

内閣府<1統計>	農林水産省<7統計>
国民経済計算	農林業構造統計 牛乳乳製品統計 作物統計 海面漁業生産統計 漁業構造統計 木材統計 農業経営統計
総務省<12統計>	経済産業省<10統計>
国勢統計 住宅・土地統計 労働力統計 小売物価統計 家計統計 個人企業経済統計 科学技術研究統計 地方公務員給与実態統計 就業構造基本統計 全国家計構造統計 社会生活基本統計 人口推計	工業統計 経済産業省生産動態統計 商業統計 ガス事業生産動態統計 石油製品需給動態統計 商業動態統計 特定サービス産業実態統計 経済産業省特定業種石油等消費統計 経済産業省企業活動基本統計 鉱工業指数
財務省<2統計>	国土交通省<9統計>
法人企業統計 民間給与実態統計	港湾統計 造船造機統計 建築着工統計 鉄道車両等生産動態統計
文部科学省<4統計>	建設工事統計 船員労働統計 自動車輸送統計 内航船舶輸送統計 法人土地・建物基本統計
学校基本統計 学校保健統計 学校教員統計 社会教育統計	総務省及び経済産業省<1統計>
厚生労働省<9統計>	経済構造統計
人口動態統計 毎月勤労統計 薬事工業生産動態統計 医療施設統計 患者統計 賃金構造基本統計 国民生活基礎統計 生命表 社会保障費用統計	内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省<1統計> 産業連関表
<合計 56統計（参考：平成29年度（2017年度）末 56統計）>	

法第7条においては、基幹統計の指定をしようとするとき又は指定の変更若しくは解除しようとするときは、統計委員会の意見を聴かなければならないとされており、平成30年度（2018年度）の統計委員会における質問・答申の実績は、資料11のとおりである。

平成30年度（2018年度）に、同条第2項の規定に基づく基幹統計の指定を行ったものはない。

また、平成30年度（2018年度）に同条第3項の規定に基づく指定の変更を行ったものは、「個人企業経済統計」及び「全国家計構造統計」であり、指定の解除を行ったものはない（表3参照）。

表3 指定・変更・解除を行った基幹統計（平成30年度（2018年度））

基幹統計	指定・変更・解除の別	内容
個人企業経済統計	変更（平成31年（2019年） 1月18日）	作成目的を「製造業、卸売・小売業、飲食店又はサービス業を営む個人企業の経営の実態を明らかにすることを目的とする。」から「個人企業の経営の実態を明らかにすることを目的とする。」に変更
全国家計構造統計	変更（平成31年（2019年） 3月14日）	名称を「全国消費実態統計」から「全国家計構造統計」に変更

注）（ ）内の日付は、法第7条第2項の規定に基づく公示を行った日である。

（2）法定の基幹統計の状況

① 国勢統計

法第5条第2項において、総務大臣は、国勢調査を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならないとされている。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を実施し、国勢統計を作成することとされている。

平成30年度（2018年度）は、総務省において、令和2年（2020年）に実施される国勢調査の実施に向けた準備が進められてた。

② 国民経済計算

法第6条第1項において、内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならないとされている。

また、同条第2項では、作成基準を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないとされ、同条第3項では、作成基準を定めたとき又は変更したとき

は、これを公示しなければならないとされている。

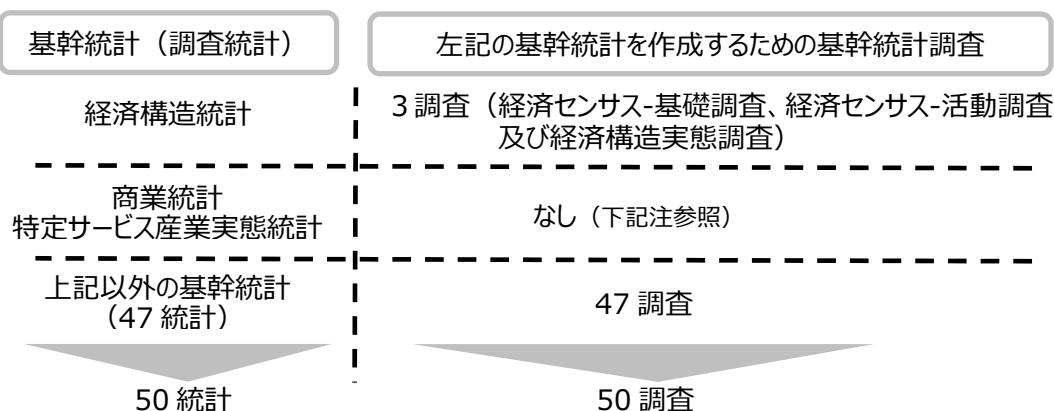
内閣府は、「平成29年度国民経済計算年次推計」のうち、平成30年（2018年）12月10日に「支出側系列等」、同月25日に「フロー編」、平成31年（2019年）1月28日に「ストック編」を作成・公表するとともに、四半期1次速報及び2次速報をそれぞれ4回、作成・公表した（毎月勤労統計の再集計を踏まえてフロー編を再推計し、その結果を1月25日及び4月5日に公表）。

（3）基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第2条第5項では、国の行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査を統計調査と定義し、同条第6項では、基幹統計の作成を目的とする統計調査を基幹統計調査と定義している。

また、法第9条又は第11条第1項では、国の行政機関の長は、基幹統計調査を実施する場合又は基幹統計調査を変更し、若しくは中止する場合は、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないとされており、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微な事項と認めるもの（資料28参照）を除き、同委員会の意見を聴かなければならないとされている。

平成30年度（2018年度）末現在、基幹統計の総数56のうち、統計調査以外の方法により作成する基幹統計（加工統計）は6統計（国民経済計算、産業連関表、生命表、社会保障費用統計、鉱工業指数及び人口推計）であり、残りの50統計は統計調査により作成する基幹統計（調査統計）である。なお、基幹統計（調査統計）を作成するための基幹統計調査の総数は、下図のとおり、50調査である。



（注）商業統計及び特定サービス産業実態統計を作成するための統計調査（商業統計調査及び特定サービス産業実態調査）については、経済構造実態調査の創設に伴い、平成30年（2018年）12月に中止された。なお、令和元年（2019年）5月に商業統計及び特定サービス産業実態統計の基幹統計の指定が解除されている。

平成30年度（2018年度）に、基幹統計調査の実施又は変更若しくは中止の承認申請が行われた件数は26件であり、承認に当たり統計委員会に諮問を行ったものは19件、総務大臣が承認を行ったものは24件となっている（表4参照）。

表4 基幹統計調査の申請件数等（平成30年度（2018年度））

府省名	総務大臣への申請件数	うち統計委員会への諮問件数	総務大臣の承認件数
総務省	6	4	6
財務省	1	1	1
文部科学省	1	1	1
厚生労働省	5<1>	3<1>	4
農林水産省	5	4	5
経済産業省	5<1>	4<1>	4
国土交通省	1	0	1
総務省・経済産業省	2	2	2
合計	26<2>	19<2>	24
(参考) 平成29年度(2017年度) の実績	18	7	19《1》

注1) 「総務大臣への申請件数」及び「うち統計委員会への諮問件数」のく>の数値は、平成30年度(2018年度)に承認申請が行われ、諮問が行われたが、30年度(2018年度)末までに承認に至らなかった「賃金構造基本統計調査」と「経済産業省生産動態統計調査」が該当する（内数）。

注2) (参考) 平成29年度(2017年度)の実績における「総務大臣の承認件数」の《》の数値は、28年度(2016年度)に承認申請が行われ、29年度(2017年度)に承認が行われた「経済産業省企業活動基本調査」が該当する（内数）。

(4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況

平成30年度（2018年度）末現在、統計調査以外の方法により作成する基幹統計（加工統計）は、国民経済計算、産業連関表、生命表、社会保障費用統計、鉱工業指数及び人口推計の6統計である。

法第26条第1項において、国の行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合又はその作成方法を変更する場合には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知をしなければならないとされ、同条第2項及び第3項では、総務大臣は、当該通知のあった基幹統計の作成方法を改善する必要があると認める場合には、統計委員会の意見を聴いた上で当該行政機関の長に対して意見を述べることができるとされている。

平成30年度（2018年度）に、総務大臣に対して統計調査以外の方法による基幹統計の作成方法の通知が行われたものは、社会保障費用統計、鉱工業指数及び国民経済計算の3統計となっている。

(5) 基幹統計調査の実施状況

平成30年度（2018年度）に実施された基幹統計調査は、41件となっている。

このうち、おおむね1年以下の周期（毎月、毎四半期、毎年など）で行われる調査（経常調査）は36件、それ以外の周期（2年に1回、1回限りなど）で行われる調査（周期調査等）は5件となっている。

また、法第14条において、国の行政機関の長は、基幹統計調査の実施のため必要がある場合には、統計調査員を置くことができるとされ、法第15条で、国の行政機関の長は、その行う基幹統計調査の報告を求められた者に対し、立入検査等ができるとされている。また、法第16条で、基幹統計調査に関する事務の一部は、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととするとできるとされている。

平成30年度（2018年度）に実施された41件の基幹統計調査のうち、統計調査員により調査を実施しているものは18件、立入検査等に係る手続を規定しているものは14件、基幹統計調査に関する事務の一部を地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととしているものは22件となっている（表5参照）。

表5 基幹統計調査の実施件数等（平成30年度(2018年度)）

府省名	基幹統計調査の実施件数					うち法第16条の規定に基づき、地方公共団体の長又は教育委員会が事務の一部を行うこととしている調査
	うち 周期 調査 等	うち 経常 調査	うち法第14条 に定める統計 調査員により 実施している 調査	うち法第15条の 規定に基づき、 立入検査等に係 る手続を規定し ている調査		
総務省	7	2	5	5	1	6
財務省	2	0	2	0	1	0
文部科学省	3	1	2	0	2	3
厚生労働省	6	0	6	4	3	5
農林水産省	6	1	5	5	5	1
経済産業省	8	0	8	3	0	3
国土交通省	9	1	8	1	2	4
合計	41	5	36	18	14	22
(参考) 平成29年度(2017年度) の実績	38	2	36	17	13	19

（6）基幹統計の公表の状況

法第8条第1項において、国の行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、当該基幹統計をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

平成30年度（2018年度）に、国の行政機関が第一報の公表を行った基幹統計は、44件となっている（表6参照）。これらの基幹統計のうち、経常調査により作成された36件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は平均59日である（資料13参照）。

表6 公表を行った基幹統計の件数 (平成30年度(2018年度))

府省等名	公表を行った基幹統計の件数			
		うち統計調査以外の方法により作成された基幹統計の公表件数	うち統計調査により作成された基幹統計の公表件数	うち周期調査等により作成された基幹統計
内閣府	1	1	0	0
総務省	8	1	2	5
財務省	2	0	0	2
文部科学省	2	0	0	2
厚生労働省	9	2	1	6
農林水産省	5	0	0	5
経済産業省	9	1	0	8
国土交通省	8	0	0	8
合計	44	5	3	36
(参考) 平成29年度(2017年度)の実績	43	5	3	35

注1) 平成30年度(2018年度)に第一報の公表を行った基幹統計を計上している。

注2) 平成30年度(2018年度)に統計調査以外の方法により作成・公表された基幹統計は、国民経済計算（内閣府）、人口推計（総務省）、生命表（厚生労働省）、社会保障費用統計（厚生労働省）及び鉱工業指数（経済産業省）である。

2 一般統計調査

(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第2条第7項においては、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査を一般統計調査と定義し、法第19条又は第21条第1項においては、国の行政機関の長が新たな一般統計調査を実施する場合又は従前から行われている一般統計調査を変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないとされている。

また、法第21条第3項においては、一般統計調査を中止する場合、当該調査を実施する国の行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣にその旨を通知しなければならないとされている。

平成30年度（2018年度）に総務大臣が承認を行った一般統計調査は79件（表7参照）、総務大臣に対して行われた一般統計調査の中止の通知は8件である。

なお、平成30年度（2018年度）末現在で、承認が有効となっている一般統計調査は228件となっている。

表7 一般統計調査の承認件数 (平成30年度(2018年度))

府省等名	承認した一般統計調査の件数		
		うち新規の申請	うち変更等の申請
人事院	3	1	2
内閣府	7(1)	3	4
総務省	4	4	0
法務省	1	1	0
財務省	2(1)	1	1(1)
文部科学省	7(1)	2	5(1)
厚生労働省	21(1)	4	17(1)
農林水産省	11	1	10
経済産業省	9(1)	3(1)	6
国土交通省	17(1)	7(1)	10
合計	79(3)	26(1)	53(2)
(参考) 平成29年度(2017年度)の実績	92(3)	26	66(3)

注1) () 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、承認件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計と一致しない。

注2) 複数回承認されている場合、それぞれ1件と計上している。

(2) 一般統計調査の実施状況

平成30年度(2018年度)に、国の行政機関が実施した一般統計調査は、185件となっている(表8参照)。

表8 一般統計調査の実施状況 (平成30年度(2018年度))

府省等名	一般統計調査の実施件数		
		うち周期調査等	うち経常調査
人事院	3	0	3
内閣府	12(1)	3	9(1)
総務省	10(1)	4	6(1)
法務省	1	1	0
財務省	4(1)	0	4(1)
文部科学省	17(2)	8	9(2)
厚生労働省	48(2)	12	36(2)
農林水産省	30(1)	4	26(1)
経済産業省	26(3)	3(1)	23(2)
国土交通省	33(1)	13(1)	20
環境省	7	1	6
合計	185(6)	48(1)	137(5)
(参考) 平成29年度(2017年度)の実績	192(6)	50(1)	142(5)

注) () 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、実施件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の調査実施件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(3) 一般統計調査の結果の公表の状況

法第23条第1項においては、国の行政機関の長は、一般統計調査の結果

を作成したときは、特別な事情がある場合を除き、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

平成30年度（2018年度）に、国の行政機関が第一報の公表を行った一般統計調査の結果は、171件となっている（表9参照）。これらの統計のうち、経常調査により作成された135件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は、平均128日である（資料16参照）。

表9 一般統計調査の結果の公表件数（平成30年度（2018年度））

府省等名	一般統計調査の結果の公表件数		
	うち周期調査等により作成された統計	うち経常調査により作成された統計	
人事院	3	0	3
内閣府	11(1)	2	9(1)
総務省	9(1)	3	6(1)
財務省	4(1)	0	4(1)
文部科学省	11(2)	3	8(2)
厚生労働省	49(2)	13	36(2)
農林水産省	28(1)	3	25(1)
経済産業省	29(3)	6(1)	23(2)
国土交通省	26(1)	6(1)	20
環境省	7	1	6
合計	171(6)	36(1)	135(5)
(参考) 平成29年度 (2017年度) の 実績	187(5)	52	135(5)

注1) 平成30年度（2018年度）に第一報の公表を行った一般統計調査を計上している。

注2) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計と一致しない。

3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査

（1）政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出状況

法第24条第1項においては、政令で定める地方公共団体（平成31年（2019年）3月31日現在で、47都道府県及び20指定都市）の長が統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならないとされており、これを変更しようとするときも同様とされている。

平成30年度（2018年度）に、政令で定める地方公共団体の長が統計調査の新規実施の届出を行った件数は140件、統計調査の変更の届出を行った件数は152件となっている（表10参照）。

**表10 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出件数
(平成30年度(2018年度))**

	統計調査の新設の届出件数	統計調査の変更の届出件数
都道府県	87	121
指定都市	53	31
合計	140	152
(参考) 平成29年度(2017年度)の実績	126	121

(2) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施状況

平成30年度(2018年度)に、政令で定める地方公共団体が実施した統計調査の件数は581件となっている(表11参照)。

**表11 政令で定める地方公共団体が実施した統計調査数
(平成30年度(2018年度))**

	都道府県	指定都市	合計
実施した統計調査の件数	487	94	581
(参考) 平成29年度(2017年度)の実績	489	62	551

4 届出独立行政法人等が行う統計調査

法第25条においては、独立行政法人等(その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。平成31年(2019年)3月31日現在、日本銀行が該当する。以下、法第25条の規定による届出を行った独立行政法人等を「届出独立行政法人等」という。)が、統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならないとされており、これを変更しようとするときも同様とされている。

平成30年度(2018年度)に行われた統計調査の新規実施の届出の件数は0件、変更の届出の件数は0件となっている。

また、届出独立行政法人等が、平成30年度(2018年度)に実施した統計調査の件数は3件となっている。

5 事業所母集団データベース

(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況

法第27条第1項においては、総務大臣は、事業所母集団データベースを整備するものとされており、同条第2項では、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長、届出独立行政法人等は、事業所に関する統計調査の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を目的とする場合には、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができるとされている。

平成30年度（2018年度）に、国の行政機関、政令で定める地方公共団体及び届出独立行政法人等が事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた件数は123件となっている（表12参照）。

表12 事業所母集団データベースの情報の利用状況

（平成30年度（2018年度））

提供先 府省等名	提供を受けた件数	うち調査対象の抽出目的	うち統計の作成目的	うち調査対象の抽出及び統計の作成目的
人事院	1	1	0	0
内閣府	4	4	0	0
総務省	6	4	0	2
財務省	0	—	—	—
文部科学省	1	1	0	0
厚生労働省	15	15	0	0
農林水産省	3	3	0	0
経済産業省	5	4	1	0
国土交通省	1	1	0	0
環境省	3	3	0	0
都道府県	64	63	1	0
指定都市	17	17	0	0
届出独立行政法人等	3	3	0	0
合計	123	119	2	2
(参考) 平成29年度（2017年 度）の実績	139	131	7	1

（2）重複是正及び調査履歴登録の実施状況

法第27条においては、事業所母集団データベースを整備する目的の一つとして、統計調査における被調査者の負担の軽減に資することが挙げられている。

国の行政機関は、事業所母集団データベースを利用する事により、事業所・企業を対象とした統計調査について、①統計調査の実施前に調査対象を確認し、過重な調査負担が課されている事業所・企業を統計調査の対象から除外（重複是正）するとともに、②各統計調査において調査対象となった又は回答を行った個々の事業所・企業の履歴の登録（調査履歴登録）をしている。

平成30年度（2018年度）に、国の行政機関が事業所母集団データベースを用いて重複是正を行った統計調査は、重複是正の対象となる86件のうち86件（実施率100.0%）、調査履歴登録を行った統計調査は、調査履歴登録の対象となる160件のうち160件（実施率100.0%）となっている（表13参照）。

表13 重複是正及び調査履歴登録の実施状況（平成30年度（2018年度））

府省等名	重複是正			調査履歴登録		
	対象調査数	実施調査数	実施率（%）	対象調査数	実施調査数	実施率（%）
人事院	3	3	100.0	3	3	100.0
内閣府	5(1)	5(1)	100.0	6(1)	6(1)	100.0
総務省	6	6	100.0	8(1)	8(1)	100.0
財務省	3(1)	3(1)	100.0	3(1)	3(1)	100.0
文部科学省	4(1)	4(1)	100.0	14(1)	14(1)	100.0
厚生労働省	24(1)	24(1)	100.0	36(1)	36(1)	100.0
農林水産省	22(1)	22(1)	100.0	32(1)	32(1)	100.0
経済産業省	8(1)	8(1)	100.0	33(3)	33(3)	100.0
国土交通省	12	12	100.0	27(1)	27(1)	100.0
環境省	2	2	100.0	3	3	100.0
合計	86(3)	86(3)	100.0	160(5)	160(5)	100.0
(参考) 平成29年度（2017 年度）の実績	93(3)	92(3)	98.9	164(4)	164(4)	100.0

注) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査数等の件数を単純合計しても、合計と一致しない。

6 統計基準の設定

法第2条第9項においては、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準を、統計基準と定義し、法第28条では、総務大臣が統計基準を定め、これを公示しなければならないとされており、これを廃止又は変更する場合も同様とされている。

平成30年度（2018年度）に、統計基準の廃止又は変更を行ったものはない（表14参照）。

表14 統計基準の設定状況（平成30年度（2018年度）末現在）

統計基準名	統計基準の概要	公示日	施行日
日本標準職業分類	統計を職業別に表示する場合に使用する基準	平成21年12月21日	平成22年4月1日
指数の基準時に関する統計基準	指数を作成する場合に使用する基準	平成22年3月31日	平成22年4月1日
季節調整法の適用に当たっての統計基準	季節調整法を適用する場合に守るべき手法や公表事項の基準	平成23年3月25日	平成23年5月1日
日本標準産業分類	統計を産業別に表示する場合に使用する基準	平成25年10月30日	平成26年4月1日
疾病、傷害及び死因の統計分類	統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合に使用する基準	平成27年2月13日	平成28年1月1日

7 法に基づく協力要請

（1）国の行政機関に対する行政記録情報の提供の要請状況

法第29条第1項においては、国の行政機関の長は、国との他の行政機関が

保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対してその情報の提供を求める求めることができるとされている。

平成30年度（2018年度）に、国の行政機関が行政記録情報の提供を受けた件数は6件となっている（平成29年度（2017年度）の実績は4件）。

（2）国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況

法第29条第2項においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、国との他の行政機関の長に対し、調査、報告その他の協力を求めることができるとされている。

平成30年度（2018年度）に、国の行政機関が、国との他の行政機関に対し協力要請を行った件数は7件となっており、応諾されている（平成29年度（2017年度）の要請・応諾の実績は1件）。

（3）地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請状況

法第30条においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができるとされている。

平成30年度（2018年度）に、国の行政機関が地方公共団体の長その他の関係者に対して協力要請を行った件数は7件となっている。このうち、6件の協力要請が応諾されており、平成30年度（2018年度）末現在で1件の協力要請が要請中となっている（平成29年度（2017年度）の要請・応諾の実績は8件）。

（4）総務大臣が行う協力の要請状況

法第31条においては、総務大臣は、統計委員会の意見を聴いた上で、基幹統計の作成のため必要があると認めるときは、当該基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長その他の関係者に対し、当該基幹統計を作成する行政機関の長への必要な資料の提供その他の協力をを行うよう求めることができるとされている。

平成30年度（2018年度）に、総務大臣から国の行政機関の長その他の関係者に対し資料の提供その他の協力をを行うよう求めた実績はなかった（平成29年度（2017年度）の実績は0件）。

III 調査票情報等の利用及び提供

1 調査票情報の二次利用

法第32条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、統計の作成等を行う場合又は統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができると規定されている。

平成30年度（2018年度）に、国の行政機関及び届出独立行政法人等が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は613件となっている（表15、資料19及び資料21参照）。

表15 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用

（平成30年度（2018年度））

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う 場合	統計を作成するための調査 に係る名簿を作成する場合
内閣府	6	5	1
総務省	69	64	5
財務省	10	9	1
文部科学省	74	67	7
厚生労働省	194	183	11
農林水産省	37	35	2
経済産業省	124	101	23
国土交通省	95	91	4
環境省	3	3	0
日本銀行	1	1	0
合計	613	559	54
(参考) 平成29年度（2017 年度）の実績	662	623	39

注) 平成30年度（2018年度）に利用を開始したものの数（統計調査ごとに計上）であり、平成29年度（2017年度）以前から継続して利用しているものは含まない。

2 調査票情報の提供

法第33条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、

- ・ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関」という。）が、統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第33条第1号）
- ・ 公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第33条第2号）

に、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供するとができると規定されている。

後者の場合について、総務省令（統計法施行規則（平成20年総務省令第145

号) 第9条)においては、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、

- ・ 公的機関と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- ・ 公的機関が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- ・ 国の行政機関の長又は地方公共団体の長等が政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認められる統計の作成等

が規定されている。

平成30年度(2018年度)に、国の行政機関及び届出独立行政法人等が、法第33条第1号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は2,358件となっている。また、法第33条第2号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は382件となっている(表16、資料20及び資料21参照)。

表16 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供

(平成30年度(2018年度))

統計調査 所管府省等名	法第33条第1号該当件数 (公的機関への提供)		法第33条第2号該当件数 (公的機関が行う統計作成と同等の公益性を 有する統計の作成等を行う者への提供)				
	統計の作成 等を行う場 合	統計を作成 するための 調査に係る 名簿を作成 する場合	公的機関と 共同して行 う調査研究 に係る統計 の作成等を行 う者への提 供	公的機関が 費用の全部 又は一部を 公募の方法 により補助 する調査研 究に係る統 計の作成等 を行う者へ の提供	国 の行政機 関、地方公 共団体が政 策の企画、 立案、実施 又は評価に 有用である と認める等 の統計の作 成等を行 う者への提 供		
内閣府	3	3	0	2	1	1	0
総務省	381	267	114	92	19	72	1
財務省	13	12	1	3	0	3	0
文部科学省	177	176	1	5	0	5	0
厚生労働省	1,019	1,010	9	220	16	182	22
農林水産省	22	22	0	3	0	3	0
経済産業省	546	517	29	22	0	21	1
国土交通省	196	192	4	29	8	6	15
環境省	1	1	0	6	0	6	0
合計	2,358	2,200	158	382	44	299	39
(参考) 平成29年度(2017年 度)の実績	2,584	2,448	136	369	41	312	16

注) 平成30年度(2018年度)に利用を開始したものの数(統計調査ごとに計上)であり、29年度(2017年度)以前から継続して利用しているものは含まない。

3 委託による統計の作成等の実施

法第34条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認められる場合その他の総務省令で定める場合に、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等（以下「オーダーメード集計」という。）を行い、これを提供することができると規定されている。

その他の総務省令で定める場合について、統計法施行規則第10条においては、学術研究の発展に資すると認められる場合及び高等教育の発展に資すると認められる場合が規定されている。

平成30年度（2018年度）末現在、国の行政機関及び届出独立行政法人等がオーダーメード集計の対象としている統計調査は28調査（313年次分）となっている（資料22（1）参照）。これらのうち、15調査については、法第37条の規定に基づき、政令で定める独立行政法人等（独立行政法人統計センター）に委託してオーダーメード集計の提供を実施している。

平成30年度（2018年度）のオーダーメード集計の提供件数は22件となっている（表17及び資料23（1）参照）。

表17 オーダーメード集計の結果の提供件数（平成30年度（2018年度））

統計調査 所管府省等名	オーダーメード 集計の結果の提 供件数	学術研究の発展 に資すると認め られる場合	高等教育の発展 に資すると認め られる場合	(参考) 統計調査ごとに 計上した場合の 提供件数
総務省	18	18	0	18
厚生労働省	4	4	0	4
国土交通省	1	1	0	1
合計	22	22	0	23
(参考) 平成29年度（2017 年度）の実績	25	23	2	27

注) 1件の申出で複数の統計調査に係るオーダーメード集計の提供を受け付けている場合があるため、各省の小計欄の合計と合計欄の数字は一致しないため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

4 匿名データの作成及び提供

法第35条第1項においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができると規定されており、同条第2項においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないと規定されている。

また、法第36条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認められる場合その他の総務省令で定める場合に、一般からの求めに応じ、前条第1項の規定により作成した匿名データを提供

することができると規定されている。

その他の総務省令で定める場合について、統計法施行規則第15条においては、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合並びに国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合が規定されている。

平成30年度（2018年度）末現在、国の行政機関が匿名データの提供を行っている統計調査は7調査（50年次分）となっている（資料22（2）参照）。これらのうち、6調査については、法第37条の規定に基づき、政令で定める独立行政法人等（独立行政法人統計センター）に委託して匿名データの提供を実施している。

平成30年度（2018年度）の匿名データの提供件数は49件となっている（表18及び資料23（2）参照）。

表18 匿名データの提供件数（平成30年度（2018年度））

統計調査 所管府省名	匿名データ の提供件数	学術研究の 発展に資す ると認めら れる場合	高等教 育の 発展に資す ると認めら れる場合	国際社会にお ける我が國の 利益の増進等 に資すると認 められる場合	(参考) 統計調査ごと に計上した場合 の提供件数
総務省	38	36	2	0	52
厚生労働省	11	11	0	0	11
合計	49	47	2	0	63
(参考) 平成29年度（2017 年度）の実績	45	43	2	0	56

注) 1件の申出で複数の統計調査に係る匿名データの提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

5 調査票情報等の適正管理のための措置

法第39条第1項においては、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長及び届出独立行政法人等は、調査票情報等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないと規定されている。

国の行政機関、政令で定める地方公共団体及び届出独立行政法人等においては、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」

（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき、又は同ガイドラインを参考として、調査票情報等を適正に管理するための措置（管理台帳の整備、研修の実施、点検・監査の実施等）を講じている。

平成30年度（2018年度）には、統計調査員が過失により調査票や調査対象名簿を紛失するなどの管理上問題がある事案が確認されたため、関係機関においては、調査票情報等の管理の徹底について指導する等、再発防止に引き続き取り組んでいる。

IV 統計委員会

法第5章の規定、統計委員会令（平成19年政令第300号）の規定に基づき、総務省に統計委員会が置かれ、法に定める事項について調査審議が行われている。また、統計委員会には平成30年度（2018年度）末時点で8部会及び評価分科会が置かれている。

1 統計委員会及び部会の開催実績等

平成30年度（2018年度）においては、統計委員会は14回開催され、部会は合計で49回開催された（表19参照）。

統計委員会は、「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律」（平成30年法律第34号）による改正（以下「法改正」という。）により追加された法第4条第7項の規定により、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができるとされた。平成30年度（2018年度）において、その実績はなかった。

また、統計委員会に平成30年度に諮問され、同年度に答申した案件は13件あった。平成30年度当初時点で、29年度（2017年度）から審議継続となっていた諮問案件が1件（諮問第113号「中間年における経済構造統計の整備について（その1）」）あり、30年度に答申が行われた。平成30年度に諮問が行われ、30年度末時点では調査審議中となっているものは2件（諮問第127号「賃金構造基本統計調査の変更について」及び諮問第128号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」）であった（表20及び資料11参照）。

表19 統計委員会及び部会等の開催実績（平成30年度（2018年度））

統計委員会		開催回数				
		平成 30年度	(参考)			
			平成 29年度	平成 28年度	平成 27年度	平成 26年度
		14	13	11	11	11
部会名	部会の所掌	開催回数				
		平成 30年度	(参考)			
			平成 29年度	平成 28年度	平成 27年度	平成 26年度
企画部会 注1)	統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項のうち特に重要な事項、基幹統計を作成する機関に対する協力要請に関する事項、3以上の部会に関連する横断的な課題に関する事項、及び他の部会の所掌に属さない事項	0	17	18	10	10
国民経済計算体系的整備部会	国民経済計算に関する事項、産業連関表に関する事項、及び国民経済計算の改善に資する統計の整備に関する事項	4	8	2	0	5

部会名	部会の所掌	開催回数				
		平成 30年度	(参考)			
			平成 29年度	平成 28年度	平成 27年度	平成 26年度
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項	13	3	14	10	11
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項	17	8	12	6	4
サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項	7	7	7	10	10
統計基準部会	統計基準に関する事項	0	0	0	0	1
統計制度部会 ^{注2)}	政省令の制定又は改廃に関する事項、基幹統計調査に係る匿名データに関する事項	4	3	2	1	5
点検検証部会 ^{注3)}	基幹統計及び一般統計調査における不適切事案の発生防止及び統計の品質向上に資する点検検証に関する事項	4	-	-	-	-
部会計		49	46	55	37	46
評価分科会	法第55条第3項の規定により統計委員会の権限に属させられた事項（同法の施行に関し、主として統計技術の観点から評価を行い、その結果に基づき意見を述べることに限る。）	2	-	-	-	-

注1) 平成30年7月20日「基本計画部会」を改組。また、「横断的課題検討部会」と統合

注2) 平成30年7月20日「匿名データ部会」を改組。平成30年度においては、「匿名データ部会」としては開催なし、「統計制度部会」として4回開催。

注3) 平成31年1月30日「統計業務プロセス部会」（平成30年4月20日設置）を改組。平成30年度においては、「統計業務プロセス部会」としては2回、「点検検証部会」としては2回開催。

注4) 評価分科会については、平成30年8月の統計委員会令の改正により新たに設置されたものである。

表20 統計委員会における質問・答申件数

	平成29年度に質問され 30年度に答申した事案	平成30年度に質問され 同年度に答申した事案	平成30年度に質問され 同年度末で 調査審議中の事案
公的統計の整備に関する基本的な計画（法第4条第2項）	0	0	0
基幹統計の指定（法第7条第1項、第7条第3項）	1	0	0
国民経済計算の作成基準（法第6条第2項）	0	0	0
基幹統計調査（法第9条第4項、第11条第2項）	0	12	2
統計基準の設定（法第28条第2項）	0	0	0
匿名データの作成（法第35条第2項）	0	0	0
政令・総務省令の制定又は改正（改正法（注）附則第2条、法第45条の2）	-	1	0
合 計	1	13	2

注) 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号）

また、統計委員会は、法改正により追加された法第45条第2号において、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項に関し、総務大臣に意見を述べることとされた。

平成30年度（2018年度）においては、統計委員会による意見は1件提出された（表21及び資料29参照）。

表21 法第45条第2号に基づく統計委員会による意見の実績
(平成30年度(2018年度))

意見日	意見名
平成30年7月20日	平成31年度における統計行政の重要課題の推進のための統計リソースの重点的な配分に関する建議

なお、法改正により追加された法第49条の2の規定により、統計委員会に、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する幹事を置くこととされた。

平成30年（2018年）6月29日には、総務省及び関係行政機関の職員が幹事に任命された。

2 毎月勤労統計調査における不適切事案等への対応

毎月勤労統計調査における不適切事案については、平成31年（2019年）1月4日に総務大臣から厚生労働大臣に対し、法第55条第1項の規定に基づき、毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る法の施行状況の報告の求めがあり、同月16日に厚生労働大臣から総務大臣に対し報告された。翌17日の第130回統計委員会において、総務省から法第55条第2項の規定に基づきその概要が報告されるとともに、厚生労働省から毎月勤労統計調査において全数調査として実施すべき部分について一部抽出調査で行っていたこと等に関する説明が行われ、審議が行われた。その結果、同月22日に法第55条第3項の規定に基づき、統計委員会から厚生労働大臣に対し、「毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見」（平成31年1月22日統計委第1号）として「東京都の「500人以上規模の事業所」の全数調査を可及的速やかに履行すること」などの3項目の実施を求める意見が示された（資料30及び31参照）。

この意見で求められた内容を実施するため、厚生労働大臣から総務大臣に対し、毎月勤労統計調査の変更の承認を求める申請があり、同月30日の第131回統計委員会において、総務大臣から諮問（諮問第124号「毎月勤労統計調査の変更について」）され、これに対する答申が議決されるとともに、その後の統計委員会（平成31年2月から令和元年5月までの間に6回開催）において、遡及推計等に係る統計技術的・学術的観点からの審議が継続的に行われている（資料32参照）。

他方、毎月勤労統計における不適切事案の発生を受けて、平成31年

(2019年) 1月に各府省において全ての基幹統計（56統計）の点検が実施され、その結果、23基幹統計について手続等に問題があるものが見られた。このことから、総務省から統計委員会に対し、公的統計のさらなる信頼回復に向けて、基幹統計に加えて一般統計調査についても、再発防止、統計の品質向上を目指した点検・検証を行うことが要請された（資料33参照）。

この要請を受けて、統計委員会は、平成31年（2019年）1月に「点検検証部会」、同年3月に同部会の下に2つのワーキンググループを設置し、同部会等において点検検証を行い、令和元年（2019年）5月に「公的統計の総合的品質管理を目指して（素案）（統計委員会点検検証部会第1次再発防止策）」が取りまとめられた。この素案は、同月24日の第137回統計委員会に報告され、その方向性について了承された（資料34、資料35及び36参照）。

V その他

1 統計情報の提供（e-Statの取組等）

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」（<https://www.e-stat.go.jp/>）は、国の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省を中心となって政府全体で運営する政府統計のポータルサイトである（資料38参照）。

国の行政機関等が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類等の各種統計関連情報は、e-Statを通じて提供されており、e-Statは法第54条の規定に基づく公的統計の所在情報の提供の取組並びに法第8条及び第23条の規定に基づく統計の公表の取組の中核を担っている。

平成30年度（2018年度）末時点で、e-Statに登録されている統計の数は604件、提供されている統計表の数は約77.4万表となっており、平成30年度には約2,149万件のアクセスがあった（クローラーによるアクセス^{注)}を除く）（表22参照）。

注) 検索エンジン運営会社による検索用インデックス作成のためのデータ収集を目的とした機械による自動アクセス

表22 政府統計の総合窓口（e-Stat）のアクセス件数（平成30年度（2018年度））

府省等名	府省等のコンテンツに対するアクセス件数
内閣官房	12,201
人事院	34,057
内閣府	617,214
総務省	6,488,628
法務省	669,578
外務省	13,614
財務省	1,447,516
文部科学省	1,343,155
厚生労働省	3,564,458
農林水産省	5,785,042
経済産業省	334,117
国土交通省	1,096,708
環境省	78,999
防衛省	234
合計	21,485,521
(参考)平成29年度(2017年度)実績	22,012,808

注) アクセス件数は、基幹統計調査・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るものその他、業務統計や加工統計の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

2 罰則等

平成30年度（2018年度）に、法第7章に規定する罰則等に関して告発が行われた事案又は起訴若しくは裁判が行われた事案はなかった。ただし、告

発等に至っていないものの、法との関連で問題があるとみられる事案として関係府省等から公表されているものは2件（「工業統計調査」において市職員が不正処理を行っていた件及び「小売物価統計調査」において統計調査員が不適切な事務処理を行っていた件）あった。

3 統計改革の動向

平成28年（2016年）12月に経済財政諮問会議で決定された「統計改革の基本方針」に基づき、政府全体におけるEBPM（証拠に基づく政策立案）の定着や国民のニーズへの対応等について統計部門を超えた見地から検討するため、平成29年（2017年）1月に「統計改革推進会議」（議長：内閣官房長官）が設置された。同年5月19日に決定された「統計改革推進会議最終取りまとめ」においては、EBPM推進体制の構築、GDP統計を軸にした経済統計の改善、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進、統計業務・体制の見直しや基盤強化等の統計改革全般の各種方策に加えて、公的統計基本計画の改定や統計関連法制の見直しの方向性についても幅広い提言がなされた。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）においては、前述の取りまとめに基づき、EBPMと統計の改革を車の両輪として一体的に推進することとされた。

これらの決定を踏まえ、EBPMに関しては、その推進の要として、各府省の責任者等で構成するEBPM推進委員会が平成29年（2017年）8月に発足するとともに、各府省においてEBPMの取組を主導する政策立案総括審議官等が平成30年度（2018年度）に措置されることとなった。また、GDP統計を軸とした統計の整備を始めとする統計改革の具体的取組については、今後5年にわたる改革工程表として、平成30年（2018年）3月6日に新たな公的統計基本計画が閣議決定された。

さらに、これらの取組に加え、必要な制度改正として、各種データの利活用の推進や統計委員会の機能強化を柱とする「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案」が第196回通常国会に提出され、同年5月25日に成立し、6月1日に公布された。

この法律は、統計委員会の機能強化のための改正規定については公布の日に施行され、その他各種データの利活用の推進等のための改正規定については令和元年（2019年）5月1日に施行された（資料40参照）。

4 統計技術の評価に資する事項

（1）統計技術評価の取組の概要

① 統計技術評価の取組の根拠

法第55条の規定では、総務大臣は国の行政機関の長等に対し法の施行の状況について報告を求めることができ、毎年度、当該報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告しなければならないとされている。

また、法第55条第3項により、統計委員会は、法第55条第2項の規定による報告があったときは、この法律の施行に関し、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができるとされている。

さらに、統計委員会令では、第1条第1項において「統計委員会（以下「委員会」という。）に、評価分科会（以下「分科会」という。）を置く。」とされ、同条第2項において「分科会は、委員会の所掌事務のうち、統計法第55条第3項の規定により委員会の権限に属させられた事項（同法の施行に関し、主として統計技術の観点から評価を行い、その結果に基づき意見を述べることに限る。）を処理することをつかさどる。」とされていることから、これらに基づき統計技術評価の取組を実施した。

② 統計技術評価に資する報告

ア) 建築着工統計調査の標本設計移行時の推計方法に関する報告

「平成28年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）」（平成30年3月30日総務省統計委員会。以下「統計精度検査報告書」という。）においては、建築着工統計調査補正調査について、

- i) 平成33年（2021年）1月に完成する建築物から見直し後の標本設計に基づき抽出された対象に切り替えて調査を開始することが必要である。
- ii) この切り替えの際、a) 見直し後の標本設計に基づき抽出された調査対象と、b) 現行の抽出方法に基づき抽出され都道府県から国土交通省に移管された調査対象、の両方を混在させて調査を行うことが必要となり、その移行期の結果推定には統計技術的な対応が必要である。そのため、総務省は、移行時期の結果推定の方法の開発について国土交通省に協力し、円滑な調査の移行を支援することが必要である。

との趣旨の記載がある。

このため、総務省において国土交通省から建築着工統調査の調査票情報の提供を受け、リサンプリングによる標本抽出法の移行期における推計方法のシミュレーションを行い、その結果を（2）①のとおり取りまとめた。

イ) 経済産業省生産動態統計調査における欠測値補完に関する報告

統計精度検査報告書においては、

- i) 商業動態統計調査（丙調査（百貨店・スーパー）及び丁3調査（ドラッグストア））、経済産業省生産動態統計調査及び経済産業省特定業種石油等消費統計調査では、回収率90%以上を保持していることから、致命的な対応とは判断されないが、平成30年度から総

務省の支援を得て、計画的にシミュレーションを行いデータの使用期限も含めた補完方法の検証を行うことが必要である。

ii) 経済産業省が所管する

- ・商業動態統計調査
- ・経済産業省生産動態統計調査
- ・経済産業省特定業種石油等消費統計調査

のうちいづれかの調査を総務省及び経済産業省が選択して、過去の回答結果を使用した单一補完を実施する場合の使用データの期限の検討に資するシミュレーションを実施し、その結果について統計委員会に報告するとともに、経済産業省に対し欠測値への対応のより適切な対応を提案する。

とされている。このため、検討の端緒として、経済産業省生産動態統計調査の109種類の調査票のうち、我が国の代表産業である自動車等を調査する調査票を選択し、品目「軽自動車」、「小型自動車」、「普通自動車」、「バスシャシー（完成車を含む）－ 小型バス」、「バスシャシー（完成車を含む）－ 大型バス」、「トラックシャシー（完成車を含む）－ 軽自動車」、「トラックシャシー（完成車を含む）－ 小型自動車－ガソリン車」、「トラックシャシー（完成車を含む）－ 小型自動車－ディーゼル車」、「トラックシャシー（完成車を含む）－ 普通自動車－ガソリン車」、「トラックシャシー（完成車を含む）－ 普通自動車－ディーゼル車」、「トラックシャシー（完成車を含む）－けん引車」、「特殊自動車」及び「トレーラ」の13品目について、総務省において経済産業省から同調査の調査票情報の提供を受け、ジャックナイフ法を応用した欠測値補完法のシミュレーションを行い、その結果を（2）②のとおり取りまとめた。

（2）統計技術評価に資する報告

① 建築着工統計調査の補正調査の標本設計移行時の推計方法に関するシミュレーション結果

ア) 建築着工統計調査の補正調査の概要

建築着工統計調査は、

- i) 全国の建築物（着工建築物）の着工状況（建築物の数、床面積合計、工事費予定額等）を延べ床面積10m²超の建築物に届出が義務付けられている「建築工事届」から集計する本体調査（全数調査）
- ii) 本体調査の建築物のうち、住宅の着工状況（戸数及び床面積合計）を構造、建て方、利用関係、資金等に分類して集計する住宅着工統計（全数調査）
- iii) 本体調査の建築物のうち、建築物の竣工時に実際にかかった費用（工事実施額）を実地に調査し、着工時における工事費予定額

とのかい離を明らかにする補正調査（標本調査）から構成されている。

このうち補正調査の標本抽出は、①調査実施市区を抽出し、②更に調査実施市区内の建築物に関する「建築工事届」を調査実施市区ごとに定められた抽出率で抽出する方法が採用されている。

イ) 建築着工統計調査の補正調査の見直しの概要と課題

建築着工統計調査の補正調査については、標本抽出法を次の i) から v) までのとおり見直すことで、同じ標本数で標本誤差を $1/5$ に縮小することが見込まれている。

- i) 木造・非木造別に工事予定額階級 3 区分（20億円以上、1～20億円、1億円未満）の 6 層に標本を区分する。
- ii) 20億円以上の 2 層は全数を抽出する。
- iii) 残りの 4 層はネイマン配分により標本を配分する。
- iv) 合計の標本数を 5,000 件とする。
- v) 令和 3 年（2021 年）1 月に完成する建築物から見直し後の標本設計に基づき抽出された対象に切り替えて調査を開始する。

このような対応を行うことにより、令和 3 年 1 月から 12 月までに完成する調査対象は、旧抽出方法で抽出された標本と見直し後の抽出方法で抽出された標本が混在した状態で調査が行われる。一方、抽出切り替え後、一定期間が経過すれば、全て見直し後の抽出方法で抽出された標本で調査が行われることから、集計方法は単純化される。

このため、移行期間のために特別な集計を行う必要があることから、効率的かつ偏りのない方法での集計が必要と考えられる。

ウ) 新旧の方法により抽出された標本の混在期間における集計方法

建築着工統計調査の補正調査については、本体調査において「工事予定額」及び「完成予定期間」が全数で調査されており、工期は 1 か月から 36 か月で完成したものが主な調査対象となっている。このため、例えば、令和元年 12 月まで旧標本設計で抽出し、令和 2 年 1 月以降は新標本設計で抽出を行い、令和 3 年 1 月より抽出された標本のうち完成した建築物に対し新たな調査が開始されることが考えられる。このような場合、不偏推定量を構成するためには、

- i) 届出年（抽出した年）及び（完成年を近似する）完成予定期年（= 令和 3 年）の 3 区分ごとに、構造（2 区分）及び工事予定金額階級（3 区分）を場合分けして全数集計を行い、それぞれの部分母集団の総数を計算する。
- ii) 令和 3 年に完成し調査対象となった標本の数についても届出年（抽出した年）の 3 区分ごとに構造（2 区分）及び工事予定金額階級（3 区分）を場合分けして数える。

iii) 上記 ア) 及び上記 イ) で計算された部分母集団数及び標本数に基づき、以下の推計式で総額推計を行う。

【推計式 1】

$$\sum_{i,j,k} \sum_{l=\text{令和3年}} N(i,j,k,l) \frac{X(i,j,k,l,m)}{n(i,j,k,l)}$$

$$= \sum_{i,j,k} \sum_{\substack{l=\text{令和3年} \\ l'=\text{令和3年}}} N'(i,j,k,l') \frac{X(i,j,k,l',m)}{n(i,j,k,l')}$$

計測できない値

i : 構造（木造、非木造）
j : 完成予定金額階級（1億円未満、1～20億円、20億円以上）
k : 届出年（令和元年、令和2年、令和3年）
l : 完成年（令和3年）
l' : 完成予定年（令和3年）
N(i, j, k, l) ≈ N'(i, j, k, l') : 構造 i、完成予定金額階級 j、届出年 k、完成年 i の建築物の総数
n(i, j, k, l) : 構造 i、完成予定金額階級 j、届出年 k、完成年 i の建築物の標本数
X(i, j, k, l, m) : 構造 i、完成予定金額階級 j、届出年 k、完成年 i の m 番目の工事実施額等の観測値

しかしながら、過渡的な期間のために場合分けを多用する推計式を用いて集計することは非効率的と考えられる。そのため、本来の理論上の算式は完成時期の条件付確率の逆数をウエイトとして加重平均する算式とすべきところ、完成時期の条件を無視し、単に抽出時の抽出確率の逆数をウエイトとする算式が考えられる【推計式 2】。この簡易な算式は、これまでの建築着工統計調査の補正調査のデータ特性上では漸近的に不偏であることが後述するシミュレーションにより確認されている。

【推計式 2】

$$\sum_{i,j,k} \sum_{l=\text{令和3年}} N(i,j,k) \frac{X(i,j,k,l,m)}{n(i,j,k)}$$

i : 構造（木造、非木造）
j : 完成予定金額階級（1億円未満、1～20億円、20億円以上）
k : 届出年（令和元年、令和2年、令和3年）
l : 完成年（令和3年）
l' : 完成予定年（令和3年）
N(i, j, k) : 構造 i、完成予定金額階級 j、届出年 k の建築物の総数
n(i, j, k) : 構造 i、完成予定金額階級 j、届出年 k、完成年 i の建築物の標本数
X(i, j, k, l, m) : 構造 i、完成予定金額階級 j、届出年 k、完成年 i の m 番目の工事実施額等の観測値

エ) 簡易な集計方法の不偏性の確認

建築着工統計調査の補正調査は、届出時に抽出し、完成時期に調査をかけるが、工期が長いものほど工事実施額が高額となる相関関係が見られる。そのため、推計式2のように抽出率の逆数を乗じるだけでは、推定結果に偏りが生じる可能性も否定できない。

このため、総務省では、単純ランダムサンプリングで抽出されたと想定される2010年から2016年までの間の建築着工統計調査の補正調査の調査票情報を国土交通省から提供され、これを基に次のようなシミュレーションを実施した。なお、提供を受けた調査票情報は、比例配分法により無作為抽出していると見なすことができる方法で抽出されたものである。

- i) 2010～2012年に届出された調査票情報でのシミュレーション
 - a) 2010年に届出された調査票情報から、重複を許して旧標本抽出法で5,000件をリサンプリングする。
 - b) 2011年及び2012年に届出された調査票情報から、重複を許して新抽出法であるネイマン配分で配分された標本数をそれぞれの層からリサンプリングする。
 - c) リサンプリングされた調査票情報から、2012年に完成するもののみを選定し、上記【推計式2】の推計式に基づき計算される値から改定率等の統計量を計算する。これを1,000回繰り返す。
 - d) 2010～2012年に届出された調査票情報のうち2012年に完成するものの全体で計算された改定率等の統計量を計算する（標本空間上の平均）。
 - e) 上記c)の統計量は上記d)を推定していることとなるため、c)の結果がd)の値を偏りなく推定しているか確認する。
- ii) 上記i)を2011年～2013年、2012～2014年、2013～2015年、2014～2016年、の調査票情報の組で繰り返し計算し、いずれの年でも偏りがないことを確認する。

オ) 簡易な集計方法のシミュレーションの結果

総務省によるシミュレーションの結果は表23～25のとおりであり、前述ウ)の【推計式2】はいずれの年においても、標本空間の平均とシミュレーションの結果に大きな差はなく、概ね偏りなく推計できていると考えられ、新旧の方法で抽出された標本が混在した状態で処理を行う期間が短期であることも踏まえれば、簡易な方法による集計においても、公的統計として問題なく単価及び補正率が推計されるものと考えられる。

表 23 シミュレーション結果 1 (単位面積当たり予定額単価)

木造			非木造		
リサンプリング データ	標本空間の 平均	試算結果 1000 件の平均 (標準偏差)	リサンプリング データ	標本空間の 平均	試算結果 1000 件の平均 (標準偏差)
2010-2012 年	15.8	15.80 (0.143)	2010-2012 年	16.6	16.71 (0.504)
2011-2013 年	15.8	15.77 (0.113)	2011-2013 年	17.3	17.25 (0.280)
2012-2014 年	16.7	16.76 (0.127)	2012-2014 年	17.8	17.76 (0.176)
2013-2015 年	16.8	16.76 (0.140)	2013-2015 年	18.7	18.49 (0.240)
2014-2016 年	16.8	16.79 (0.173)	2014-2016 年	20.5	20.35 (0.385)

表 24 シミュレーション結果 2 (単位面積当たり実施額単価)

木造			非木造		
リサンプリング データ	標本空間の 平均	試算結果 1000 件の平均 (標準偏差)	リサンプリング データ	標本空間の 平均	試算結果 1000 件の平均 (標準偏差)
2010-2012 年	16.1	16.02 (0.154)	2010-2012 年	17.7	17.86 (0.565)
2011-2013 年	16.2	16.11 (0.133)	2011-2013 年	17.5	17.50 (0.271)
2012-2014 年	17.2	17.25 (0.144)	2012-2014 年	18.5	18.63 (0.245)
2013-2015 年	17.3	17.27 (0.150)	2013-2015 年	19.5	19.29 (0.257)
2014-2016 年	17.2	17.19 (0.184)	2014-2016 年	21.5	21.12 (0.369)

表 25 シミュレーション結果 3 (改定率)

木造			非木造		
リサンプリング データ	標本空間の 平均	試算結果 1000 件の平均 (標準偏差)	リサンプリング データ	標本空間の 平均	試算結果 1000 件の平均 (標準偏差)
2010-2012 年	1.01	1.014 (0.004)	2010-2012 年	1.07	1.069 (0.009)
2011-2013 年	1.02	1.022 (0.002)	2011-2013 年	1.02	1.014 (0.007)
2012-2014 年	1.03	1.029 (0.003)	2012-2014 年	1.04	1.049 (0.015)
2013-2015 年	1.03	1.031 (0.004)	2013-2015 年	1.04	1.043 (0.005)
2014-2016 年	1.03	1.023 (0.003)	2014-2016 年	1.05	1.037 (0.003)

このため、移行期の集計は、【推計式 1】で対応するか、簡易な集計式である【推計式 2】で推計することが考えられる。

② 経済産業省生産動態統計調査における欠測値補完に関するシミュレーション結果

ア) 経済産業省生産動態統計調査の概要

経済産業省生産動態統計調査は、次の i) 及び ii) までの内容の基幹統計調査である。

i) 特定の製品を生産する事業所に対し、一定の要件を満たす事業所（全体で約14,000事業所）を全数で毎月調査

ii) 109種類の調査票を用い、次の調査事項を調査

○ 製品に関する事項

- ・生産(数量・重量・金額等)
- ・受入(数量・重量等)
- ・消費(数量・重量等)
- ・出荷(数量・重量・金額等)
- ・在庫(数量・重量等)

○ 原材料に関する事項

- ・受入(数量・重量等)
- ・消費(数量・重量等)
- ・在庫(数量・重量等)

○ 労務に関する事項

- ・月末従事者数(事業所、当該製造部門及び当該品目群)

○ 生産能力・設備に関する事項

- ・生産能力
- ・月末保有台数 等

イ) 経済産業省生産動態統計調査における欠測値補完の課題

経済産業省生産動態統計調査は回収率が95%程度であり、欠測値が精度に多大な影響を与えていたりする状況にはない。しかし、欠測値が発生した場合、過去の回答結果を使用した単一補完 (Last Observation Carried Forward: LOCF) が明確な使用期限を定めることなく行われており、長期にわたって同一調査対象に対しLOCFを続けた場合、統計精度の悪化につながる懸念がある。

このため、総務省統計研究研修所の協力を得て、検討の端緒として、調査票「機械器具月報(その 40)自動車」（以下「自動車等の調査票」という。品目は、「軽自動車」、「小型自動車」、「普通自動車」、「バスシャシー（完成車を含む）－小型バス」、「バスシャシー（完成車を含む）－大型バス」、「トラックシャシー（完成車を含む）－軽自動車」、「トラックシャシー（完成車を含む）－小型自動車－ガソリン車」、「トラックシャシー（完成車を含む）－小型自動車－ディーゼル車」、「トラックシャシー（完成車を含む）－普通自動車－ガソリン車」、「トラックシャシー（完成車を含む）－普通自動車－

「ディーゼル車」、「トラックシャシー（完成車を含む）－けん引車」、「特殊自動車」及び「トレーラ」）について試行的に検証を行い、LOCFのデータの使用期限について検討を行った。

ウ) 試行的な検証の方法

試行的に検証を行った自動車等の調査票は、事業所数が8～17と限られていることから、検討期間である2003年から2017年までに回答を得られている事業所の回答データに対して、1事業所の回答のみ期首から人工的に欠測させ補完を行い販売金額の合計を算出し、これをすべての事業所について順番に計算することにより、①現行のLOCFのパフォーマンスについて他の方法と比較評価を行うとともに、②どの程度の期間LOCFを継続すると精度が悪化するかについての評価を行った。

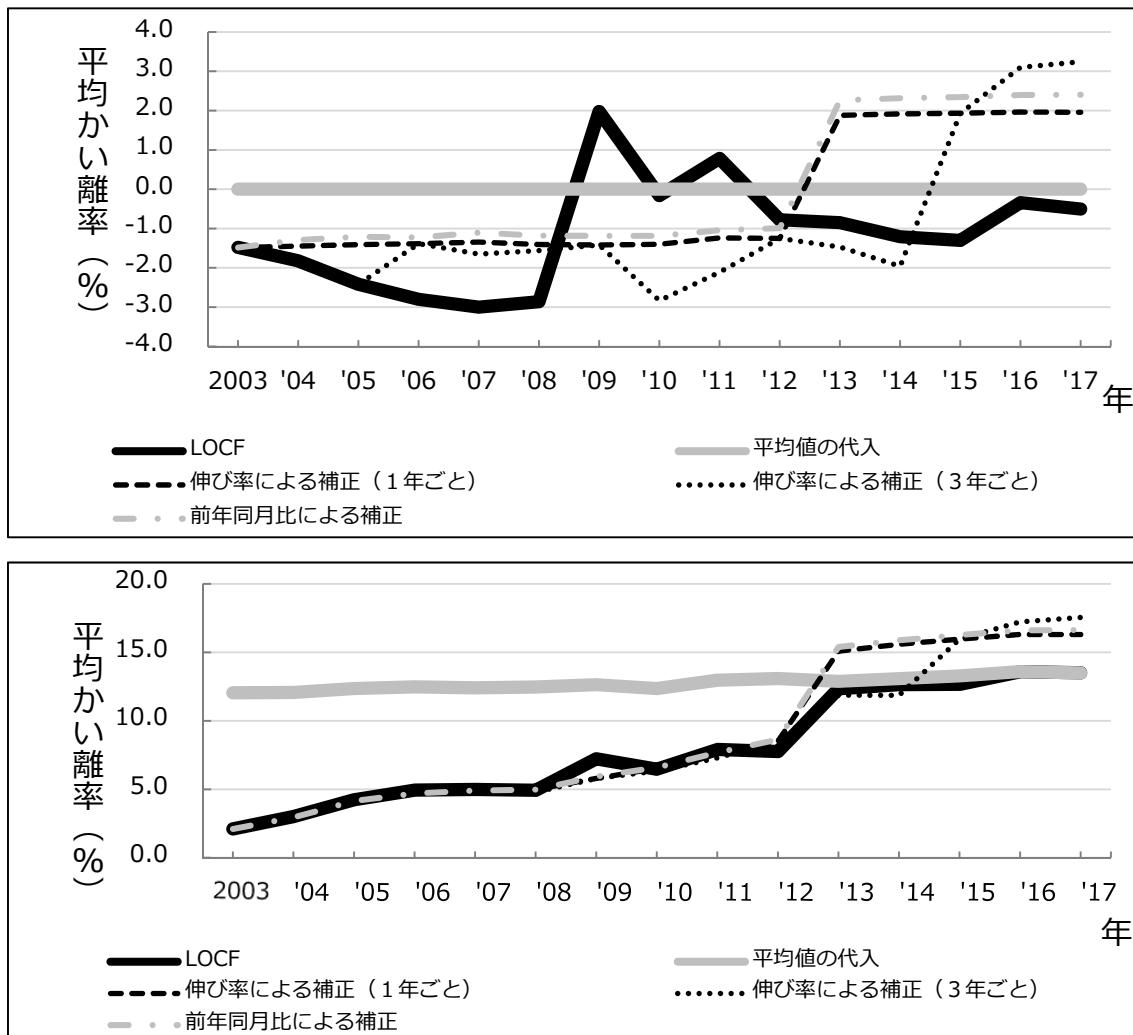
エ) 試行的な検証の結果

i) 現行の補完方法のパフォーマンス評価

試行的な検証として、自動車等の調査票の調査票情報について、現在採用されているLOCFに加え、平均値代入法、年間の伸び率によるLOCFの補正及び前年同月比によるLOCFの補正を行い、欠測及び補完を行わなかった結果とのかい離により評価した。

この結果、LOCFは、平均値代入法よりよいパフォーマンスを示し、年間の伸び率によるLOCFの補正や前年同月比によるLOCFの補正と比べてもパフォーマンスは劣らなかった（図2）。品目ごとに見ても、おおむね同様の結果となっている。このため、現状の補完方法を伸び率によるLOCFの補正などに変更しても、それほど大きな精度改善は見込まれないと考えられる。ただし、「バスシャシー（完成車を含む）－小型バス」、「トラックシャシー（完成車を含む）－けん引車」及び「特殊自動車」のように、急激に金額の水準が変化している品目では、LOCFのパフォーマンスが低下する傾向及び補正を行うことでLOCF開始時の水準までパフォーマンスが改善される傾向がみられた。このため、急激な金額の水準変化が発生した場合は、何らかの補正を検討することが有効であると考えられる。

図2 各種補完法による平均かい離率の全品目平均（上図：符号付、下図：絶対値）



ii) 継続的に補完に用いるデータの期間

試行的な検証の結果、継続的に補完を行った場合であっても、一部の特殊な品目を除き、多くの品目で長期的にかい離が極端に拡大する傾向は観測されなかった（図3）。

また、LOCFの開始年を2003年だけでなく1年ずつ移動させてLOCF開始後経過年数ごとの平均かい離率を求めた（図4）。この結果からも一部の特殊な品目を除き長期的にかい離が極端に拡大する傾向は観測されなかった。

個別の品目を見ると、リーマン・ブラザーズが破綻し数値の変動が大きかった2008年前後でかい離が変動する傾向が見られ、また、「特殊自動車」のように長期的に金額の水準が大きく変化する場合は時間経過と共にかい離が増大する傾向が見られた。

図3 LOCFの継続による販売金額及び平均かい離率の全品目平均の推移
(上図: 符号付、下図: 絶対値)

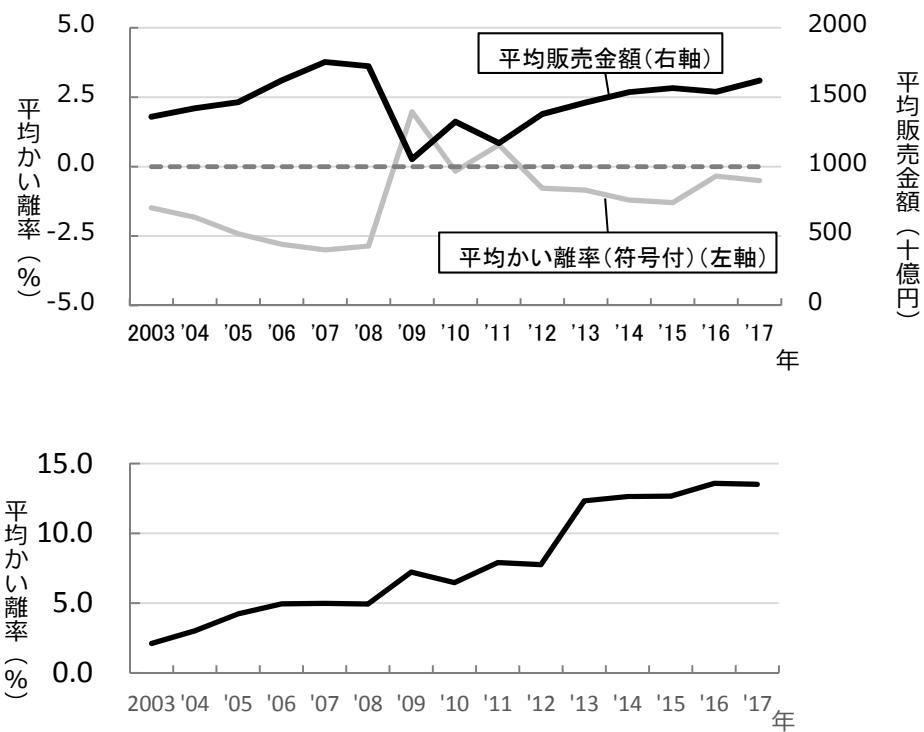
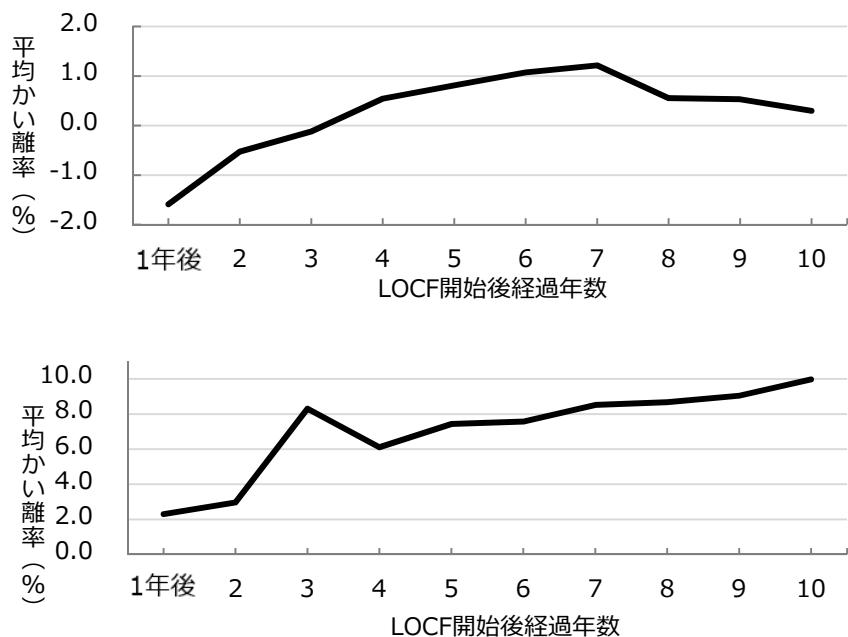


図4 開始年移動分析によるLOCF開始後経過年数による平均かい離率の全品目平均の推移
(上図: 符号付、下図: 絶対値)



これらの結果から、自動車等の調査票に含まれる品目については、極端な金額の水準変化がない場合において、LOCFは数年間それを継続したとしても有効に機能していると整理される。

一方、極端に長期のLOCFについては信頼性に疑義が投げかけられる可能性もあることから、次のように対応することが考えられる。

a) 自動車等の調査票に含まれる品目のうち、金額の水準変化が大きくない品目であって補完期間が5年に至るものについて、5年ごとに実施される経済センサス-活動調査を活用し、経済センサス-活動調査の当該事業所の伸び率等でLOCF値を補正するなどの対応を行う。

b) 自動車等の調査票に含まれる品目のうち、複数年にわたり金額の大きな水準変化が続いている品目については、2年以内に同じ品目内の伸び率等を乗じてLOCF値を補正し、あわせて、5年ごとの経済センサス-活動調査の当該事業所の結果を用いて補正するなどの対応を行う。

才) 他の品目への転用

今回の検証は、検討の端緒として自動車等の調査票に限ってジャックナイフ法を応用した補完精度の検証を行ったものであり、厳密には他品目にこの成果は応用できない。しかしながら、経済産業省生産動態統計調査の全調査票に対し同じような検証を行うには相当な時間がかかる。

一方、経済産業省生産動態統計調査の結果作成は絶えず行われており、自動車等の調査票以外の調査票に対しても、期限を定めないLOCFが継続されている状況にある。

自動車等の調査票の検証結果は、

- a) 安定した推移をしている場合、経済センサスを活用し5年ごとにチェックを行う
- b) 安定した推移をしていない場合（複数年にわたって増加が続く場合、又は減少が続く場合）には5年を待たず品目ごとの伸び率で補完値の補正を行い、補正結果について、経済センサスを活用し5年ごとにチェックする。

といった、常識的かつ包括的な考え方で対応することとしており、検証を行っていない品目についても、当該ルールを暫定的に導入して対応することが考えられる。

(別編)

【基本計画 事項別推進状況】

- ※ この「別編」には、原則として、基本計画別表「今後 5 年間に講ずる具体的施策」に掲げられた事項の平成 30 年度（2018 年度）における推進状況（取組実績）を掲載しているが、その他、基本計画本文の記述で別表に具体的施策が記載されていないもののうち、特にフォローアップが必要と考えられる事項についても推進状況（取組実績）を掲載している。
- ※ 「具体的な措置、方策等」欄における「◎」は基幹統計に係る事項を、「○」はその他の公的統計に係る事項（基幹統計を含む公的統計全般に共通した事項を含む。）を示す。
- ※ 「実施済等の別」欄の各類型は、平成 30 年度（2018 年度）末時点での検討状況及び進捗状況に対する各府省等の自己評価の結果を表す。各類型の内容は以下のとおりである。
- ・実施済：平成 30 年度（2018 年度）末までに、基本計画の内容に沿った所要の措置を終えたもの
 - ・継続実施：基本計画で求められている事柄の性質上、継続的な措置・取組が必要なもの
 - ・実施・検討予定：平成 30 年度（2018 年度）末までに実施済には至らなかったものの、第Ⅲ期基本計画で引き続き実施・検討が行われるもの
- ※ 「平成 30 年度（2018 年度）末時点の検討状況又は進捗状況」欄に担当府省名が【　】で記載されていない場合、当該取組の担当府省は、「担当府省」欄と同一である。

[基本計画 事項別推進状況]

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等	◎ 家計調査について、報告者や都道府県職員・統計調査員の負担軽減にも配慮しつつ、オンライン家計簿の全面導入や機能拡充等に向け、段階的かつ円滑に取組を推進する。 ◎ 家計統計について、調査結果の補正方法に係る研究を進めるとともに、調査手法の変更による影響の検証や情報提供等を充実する。 ◎ 消費動向指数（C T I）について、産官学連携の研究協議会を活用するなどして、景気指標として有用なものとなるよう、引き続き開発・精度向上に取り組む。 ◎ 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法の改善方法について結論を得る。	総務省	平成31年(2019年)から実施する。
		総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
		財務省	平成30年度(2018年度)中に結論を得る。
	◎ 法人企業統計調査について、オンライン調査システムにおける電子調査票の仕様を一般に公開するなどして、民間の会計ソフトとの連携を強化し、報告者負担の軽減を図ることにより、回収率の向上や集計事務の迅速化を推進する。	財務省	平成31年度(2019年度)から実施する。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
・ 平成30年（2018年）1月から段階的に、スマートフォン・タブレットでの回答も可能な、レシート読み取り機能を実装したオンライン家計簿を導入。	継続実施
・ 新旧家計簿別の家計収支の状況を集計するとともに、家計簿改正による集計値への影響を推計し、平成30年（2018年）1月分結果以降、対前年同月増減率等について当該変更の影響による変動を調整した「変動調整値」を公表している。なお、影響を調整した推計値と元の集計値との差である調整額も公表している。	継続実施
・ 消費動向指数について、更なる速報性と精度向上に向けた課題を整理し、産官学連携の「消費動向指数研究協議会」（研究評議会）において検討を行った。	継続実施
・ (欠測値補完方法) 回答の値が「0」である場合と欠測値の場合の区別については、両者を区分して把握することとする。なお、データ記録の区別については、必要な予算措置やシステム改修の後に対応することとする。 また、欠測値補完に関して、E D I N E T 等の外部情報の活用実績のある他統計の事例研究を行うとともに、E D I N E T 情報の現状把握とシステム的な活用について検討した。その結果、年次別調査の審査事務及び計数照会事務において、E D I N E T 情報（有価証券報告書）等をより一層活用することにより、調査結果の精度向上に取り組むこととする。 さらに、学識経験者を交えた研究において、欠測企業に係る当該調査期以前に得られた過去データを利用することの有効性が認められたところであるが、実際の導入に当たっては、対象とする過去データの範囲など、更なる検討が必要とされたことから引き続き研究を行なっていく。 (調査票の督促方法) 平成30年度（2018年度）の外部委託督促において、企業が集中している一部地域の督促を試行的に1日長く実施した。また回収率向上方策の1つとして掲げられている「国民に対する回答義務の周知」に関して、一部財務局の調査票発送用封筒に試行的に記載し、効果を検証することとした。	実施・検討予定
・ 民間の会計ソフト会社に電子調査票の仕様を公開するとともに協力依頼を行った。また、電子調査票に会計ソフトから出力された回答データを自動で取り込む連携機能を追加することにより、報告者負担の軽減を図るとともに、回収率の向上や集計事務の迅速化を推進した。 (連携機能については年次別調査は平成30年度（2018年度）下期調査から、四半期別調査は平成31年（令和元年）4-6月期調査から実装)	実施済

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>◎ 四半期別法人企業統計調査について、調査対象や項目を限定した調査を導入することにより、QEの1次速報に間に合うように一部早期化を図ること、早期化を前提に研究開発投資を調査項目に追加することについて、経済界の協力を得つつ試験的な調査を実施し、検証する。また、内閣府と協力し、この試験的な調査の結果を反映した場合におけるQE推計の試算を行い、年次推計との整合性を保ちつつ、報告者負担を含めた検証を行った上で、改善に向けた方針を検討し、結論を得る。</p>	財務省、内閣府	平成31年度(2019年度)から試験的な調査を実施し、検証を開始する。 平成34年度(2022年度)末までのできるだけ早い時期に結論を得る。
	<p>◎ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの階層における標本の抽出方法について、速やかに母集団名簿を精査するとともに、売上高や雇用者数等による層化抽出を検討し、結論を得る。</p>	財務省	平成34年度(2022年度)までに結論を得る。
	<p>◎ 建設総合統計について、公共工事出来高と国・地方・公的企業等の決算書との整合性を確認した上で、不整合が確認された場合には必要な改善策を早期に検討する。</p>	国土交通省	必要な改善策の検討を行い、平成31年度(2019年度)中に結論を得る。
	<p>◎ 公的固定資本形成について、QEと年次推計とのかい離の原因について検証した上で、建設総合統計の出来高と決算書の整合性に係る確認及び検討状況を踏まえ、必要な改善策を早期に検討する。</p>	内閣府	早期に結論を得る。
	<p>◎ 再投資収益について、内閣府の協力の下、国民経済計算との調和も考慮し、計上手法について検討する。また、「居住者間取引を挟む転売の対象となった財貨等」等の公表など財貨の輸出入部分についての通関統計との差の透明化について、検討する。</p>	財務省、内閣府	平成31年度(2019年度)を目途に結論を得る。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 試験的な調査について、内閣府と調整を行いつつ、学識経験者を交えた検討を踏まえ、調査計画を策定した。また、報告者負担などの観点から、調査計画案について、経済団体連合会に意見を求めるとともに協力要請を行った。平成30年（2018年）6月に「法人企業統計調査附帯調査（四半期別GDP速報（1次速報）のための一部項目早期調査）」として総務大臣から一般統計調査の承認を得ており、令和元年（2019年）4~6月調査から調査を実施する。 今後、令和4年度（2022年度）末までできるだけ早い時期に、内閣府と協力し、附帯調査の結果を反映した場合におけるQE推計の試算を行い、年次推計との整合性を保ちつつ、報告者負担を含めた検証を行った上で、改善に向けた方針を検討し、結論を得る予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直しとして、売上高や雇用者数等による層化抽出を行なうためには、母集団名簿に売上高や雇用者数等に関する情報が含まれている必要があるが、法人企業統計で使用している母集団名簿には、これらの情報が含まれていない。層化抽出を行なうためには売上高や雇用者数等に関する情報を含む事業所母集団データベースの活用が前提となる。しかしながら、法人企業統計調査と事業所母集団データベースには乖離が生じているため、総務省と協力して、令和3年度（2021年度）末までに乖離を改善するための方策を検討することとしている。 平成30年度（2018年度）は令和元年度（2019年度）経済センサス-基礎調査で使用する母集団情報の検討状況について総務省と情報を共有した。 今後、学識経験者を交えた「法人企業統計研究会」において、具体的な標本抽出方法の見直しについて検討を行ない、令和4年度（2022年度）までに結論を得る予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 建設総合統計の出来高推計に用いている建設工事進捗率を見直すため、平成30年度（2018年度）に「建設工事進捗率調査」を実施した。 公共工事出来高と国・地方・公的企業等の決算書との整合性については、平成29年度（2017年度）に国民経済計算体系的整備部会に報告した内容を踏まえ、令和元年度（2019年度）に得られた建設工事進捗率を使用し、必要な改善策の検討を行う。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 第10回国民経済計算体系的整備部会において、公的固定資本形成について、QEと年次推計とのかい離の原因について検証を実施し、基礎統計である建設総合統計と決算書の整合性が向上されれば、かい離の縮小に資することが期待されることを報告。 基礎統計における改善策の検討を踏まえ、必要な改善策を検討する。 	実施済（かい離の検証について）及び実施・検討予定（改善策の検討について）
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）に内閣府、日本銀行と三者で打ち合わせを行い、対応案を調整。今後、国民経済計算体系的整備部会（平成30年度末時点で時期は未定）において為替市場課長から見直し案を説明の上、令和元年度（2019年度）を目途に同部会の了承を得る予定。 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> ○ QE及び年次推計の精度向上には、一次統計から国民経済計算の推計におけるそれぞれの段階（QE、年次推計）において提供するデータの差異を縮小することが重要である。このため、平成27年度（2015年度）以降の第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況等を踏まえた検証を行う。当該検証結果を踏まえた上で、国民経済計算に活用される一次統計（「経済産業省生産動態統計」、「サービス産業動向調査」等）及びその活用方法の改善余地について、一次統計を所管する関係府省と内閣府とが一体となり検討を進め、基本的な方策を取りまとめる。 	内閣府、総務省、経済産業省、関係府省	財については平成31年(2019年)年央までに検証し、33年(2021年)末までに結論を得る。サービスについては平成32年(2020年)年央までに検証し、34年(2022年)末までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者物価指数の次期基準改定向け、冠婚葬祭サービスなどの把握の可否、インターネット販売価格の採用の可否を検討し、結論を得る。 	総務省	平成30年度(2018年度)までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者物価指数における家賃の品質調整について、次期基準改定で参考指標を公表することを目標に平成30年度（2018年度）以降も検討する。 	総務省	次期基準改定までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療・介護及び教育の質の変化を反映した価格の把握手法とその応用について、厚生労働省、文部科学省等と連携し、平成29年度（2017年度）に開始した包括的な研究を推進するとともに、建設（市場価格取引ベース）及び小売サービス（マージン）の価格の把握手法について、日本銀行が国土交通省の参画を得て行う共同研究の成果及び日本銀行が総務省・経済産業省等からデータ・関連情報の提供等の協力を得て行う研究成果も踏まえ、関係府省等と連携し、一連の研究成果の活用方法についても検討し、その結果を統計委員会に報告する。 	内閣府、関係府省	平成34年度(2022年度)までに実施する。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 財については令和元年（2019年）年央までに検証するとしていたところであるが、平成30年（2018年）7月の国民経済計算体系的整備部会で、当該検証を早急に実施すべきとされたことを踏まえ、既存データによる暫定分析を関係府省に早急に提示の上、同年10月の同部会にて報告を行った。 <p>その上で、平成31年（2019年）4月の同部会での報告に向けた本検証では、基礎統計のデータの差異に由来する一次年次推計と二次年次推計との改定差が、中長期的に縮小されるよう、産業統計部会とも連携しながら、新たな枠組みで推計・検証を実施中。【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> 統計委員会及び内閣府からの検討課題について検討し、平成31年（2019年）1月25日に開催された第13回国民経済計算体系的整備部会において回答の上、工業統計調査と経済産業省生産動態統計調査の精査等、引き続き関係府省と協議を実施中。今後も統計委員会及び内閣府等との調整に適切に対応する。【経済産業省】 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 冠婚葬祭サービスの把握の可否については、葬儀サービス及び結婚式場サービスについて、関係団体の協力を得て市場動向や、実査可能性等を検討するとともに、有識者の意見等を踏まえ、次期基準改定において、葬儀料を新たな品目として採用する予定。 <p>インターネット販売価格については、近年の消費者のインターネットを利用した購入割合の状況や有識者の意見を踏まえ、次期基準改定において、テレビなどの教養娯楽用耐久財及び旅行サービス（航空運賃、外国パック旅行費、宿泊料）についてインターネット販売価格を採用することとした。</p>	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 有識者の意見を踏まえながら、国内外の情報収集や借家家賃の経年変化率に関する試算を含む研究分析を行い、平成30年（2018年）3月及び同年7月に統計委員会（国民経済計算体系的整備部会）に報告するとともに、同月にこれまでの研究成果を取りまとめて公表するなど、次期基準改定に向けた検討を進めている。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 医療・介護の分野は、平成29年度（2017年度）に統計委員会において報告した方法論や方向性に関する検討結果に基づき、厚生労働省に医科レセプトのサンプルデータ提供を依頼し、受領したデータ等をもとに検証・検討を進めた（研究結果は令和元年度（2019年度）5月の統計委員会で報告）。 <p>教育の分野は、引き続き、産出数量法（細分化アプローチ）による推計方法について、欧州、北米等の推計方法も参考に調査を進める。【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設物価については、総務省（統計委員会担当室）、日本銀行のほか、日本大学や一橋大学の学識者が参画する共同研究において、北米・欧州での統計作成事例の調査結果を踏まえた価格指数の作成手法の比較・検討を行った上で、国土交通省から提供を受けた建築着工統計の個票データを用いて層別化アプローチ及びヘドニック・アプローチによる市場価格取引ベースの価格指数の試算を実施した。なお、一連の研究成果については、平成30年（2018年）12月の統計委員会企画部会主催ワークショップ及び平成31年（2019年）3月の統計委員会において報告を行った。【総務省】 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>◎ 毎月勤労統計について、平成34年（2022年）1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、実査機関とも十分に連携し、着実かつ円滑に取組を推進する。また、その間の結果公表について、移行期間である旨の説明を入れる等、利用者の混乱を招かないよう配慮するとともに、継続標本による参考指標を30年度（2018年度）以降も継続して公表する。</p> <p>◎ 每月勤労統計について、本調査の母集団を事業所母集団データベースの年次フレームに変更するに当たって、標本抽出方法や復元方法を検討する。</p>	厚生労働省	平成34年(2022年)1月までに実施する。
	<p>◎ 家計統計、法人企業統計、個人企業経済統計、建設関連統計などの基礎統計の改善も踏まえつつ、QEの推計における需要側統計と供給側統計の統合比率を見直すなど、推計精度の確保・向上に不断に取り組む。</p>	内閣府	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>◎ 家計の可処分所得及び貯蓄の速報値について、参考系列としての公表を目指して検討する。</p>	内閣府	平成30年度(2018年度)中に実施する。
	<p>◎ 生産面及び分配面の四半期別GDP速報の参考系列としての公表の取扱いについて、結論を得る。</p>	内閣府	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
イ 生産面を中心見直した国民経済計算への整備	<p>◎ 国民経済計算の精度向上に必要となる事項について、内閣府から平成30年度（2018年度）の可能な限り早期に具体的な要望の提示を受ける。その上で、平成33年（2021年）経済センサスの試験調査（平成31年度（2019年度）実施予定）やその後着手する投入調査の調査設計を念頭に、基礎統計の整備状況も踏まえつつ、基準年SUT・産業連関表の基本構成の大枠を決定する。</p> <p>◎ 基準年SUTと中間年SUTを可能な限り同様な概念に基づくシームレスな設計となるよう、中間年SUTの基本構成を、基準年SUTと並行して検討し、大枠を固める。</p> <p>◎ 基準年SUT・産業連関表の部門について、部門分類概念の整合性を前提としつつ、国内生産・需要額の大きさ、産業における生産技術の類似性、生産物の用途の類似性、産業・生産物の成長性及び国際比較可能性について、一定の客観的ルールを設定して検討を行う。その際、調査技術の工夫、報告者負担の抑制及び限られた統計リソースの適切な配分にも十分配意する。</p>	産業連関表作成府省庁 内閣府 産業連関表作成府省庁	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。 平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。 平成30年度(2018年度)末までにルールを設定し、検討を継続する。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年（2022年）1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、現在移行期間中である。また、入替え方法を変更したことについての説明資料をホームページに掲載するとともに、継続標本による参考指標も引き続き公表していくこととしている。 更なる精度向上に向けて、引き続き検討を行う。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）からローテーション・サンプリングを導入している（現在移行期間中）。これに伴い、調査の母集団として事業所母集団データベースを用い、毎年最新の母集団を用いるようにしておらず、また、抽出率逆数を用いた復元処理を行っている。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）3月に公表した「QEの推計精度の確保・向上に関する課題への対応について」に基づき、推計品目の分割・詳細化、基礎統計のシームレスな利用、共通推計項目の拡充と、それに伴う四半期別GDP速報と年次推計の国内家計最終消費支出の推計値の伸び率のかい離が最小化されるような統合比率の再推計を行うことにより、推計精度の確保・向上を図った。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 第Ⅲ期基本計画策定以降、参考系列としての公表に向け、国民経済計算体系的整備部会において推計方法や試算結果等の報告を行い、了承を得た。実務的な推計体制が整い次第、参考系列として公表を開始する予定。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 第Ⅲ期基本計画策定以降、生産側・分配側GDPの四半期速報の参考系列としての公表の取扱いについて、平成30年度（2018年度）末までに結論を得るべく、国民経済計算体系的整備部会において、推計結果や試算結果等の報告を行ったところ。同部会において、生産側・分配側GDPの四半期速報とともに、一定の推計精度を確保するため更なる検討が必要と整理が行われ、引き続き検討を行う。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）8月31日に内閣府から「基準年SUT・産業連関表の基本構成の大枠に向けた内閣府要望」の提示を受けた。当該要望や、国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合や産業連関技術会議における議論を踏まえ、「基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠」を取りまとめた（平成31年（2019年）3月22日国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合資料）。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合や産業連関技術会議における議論を踏まえ、「基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠」を取りまとめた（平成31年（2019年）3月22日国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合資料）。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 基準年SUT・産業連関表の部門について、一定の客観的ルールを設定して検討を行った（検討過程においては、国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合や産業連関技術会議に提示）。これを踏まえ、基準年SUT・産業連関表の部門の考え方について、「基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠」（平成31年（2019年）3月22日国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合資料）に盛り込んだ。現在、これに基づき検討を継続している。 	実施済（ルールの設定について）及び継続実施（検討について）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産物分類の構築について、財及びサービスの特性を踏まえて検討を推進し、平成30年度（2018年度）までにサービス分野について、35年度（2023年度）までに財分野を含めた全体について生産物分類を整備する。 	総務省	平成30年度（2018年度）までにサービス分野について、35年度（2023年度）までに全体について生産物分類を整備する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築着工統計の補正調査について、統計委員会における精度検証結果も踏まえ、精度向上のための標本設計の変更や、調査名及び目的の見直しを検討し、改善に向けた結論を得るとともに、利用者の理解促進に向けた情報提供の充実を推進する。 	国土交通省	平成30年度（2018年度）までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築着工統計の工事費予定額により推計される工事実施額については、補正調査の見直しにより、精度向上を図る。工事の進捗率パターンについては、早期に建設工事進捗率調査を実施し、見直しを図る方向で検討する。これらの見直し結果を、できるだけ早期に出来高ベースの統計（建設総合統計）に反映させること、また、進捗パターンを機動的に見直すために補正調査を活用することを検討する。 	国土交通省、関係府省	平成30年度（2018年度）から順次実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物リフォーム・リニューアル調査について、平成31年度（2019年度）作成予定の平成27年（2015年）産業連関表に取り込んだ上で、32年度（2020年度）を目指して予定されている次回の国民経済計算の基準改定に反映できるよう、遡及期間、遡及推計方法等の具体的な事項について関係府省間で調整する。同調査の公表時期については、少なくともQE（2次速報）に活用できるよう、公表を早期化する。 	国土交通省、産業連関表作成府省庁、内閣府	次回産業連関表（平成31年度（2019年度））に取り込んだ上、次回基準改定に反映する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設工事施工統計について、精度向上に向けた見直しを検討する。 	国土交通省	平成30年度（2018年度）から実施する。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 生産物分類を策定するため、学識経験者及び関係府省庁等から構成される「生産物分類策定研究会」を開催し、平成29年（2017年）5月から平成31年（2019年）1月まで計20回検討を行った。 同研究会では、まず生産物分類策定に際しての目的、分類基準、作業の進め方等について検討を行い、平成29年（2017年）10月に「生産物分類策定の基本的な考え方」を取りまとめた。その後、本考え方を踏まえ、サービス分野の産業別に、順次、生産物分類の検討を進めた。産業別の検討では、北米や欧州などの海外の生産物分類を参考にするとともに、平成28年度（2016年度）及び29年度（2017年度）に実施した調査研究（委託研究）結果を踏まえ、企業等における回答可能性も考慮した。 平成31年（2019年）1月に開催された第20回研究会に、サービス分野の生産物分類（案）の全体を提示し、概ね了承された。その後、全府省庁等への意見照会を経て、平成31年（2019年）3月の国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合に「サービス分野の生産物分類（2019年設定）」（案）を報告した。本案は、平成31年（2019年）4月に国民経済計算体系的整備部会及び統計委員会（親会）に報告した後、正式に決定・公表を行う予定。 なお、財分野を含めた生産物分類の全体については、令和5年度（2023年度）までに整備ができるよう、引き続き検討する。 	実施済（サービス分野について）及び実施・検討予定（財分野を含めた全体について）
<ul style="list-style-type: none"> 統計委員会における精度検証結果も踏まえた見直し案に基づき平成30年度（2018年度）に試験調査を実施するとともに、調査名及び調査の目的の見直しを検討した。また、利用者の理解促進に向け、ホームページにおける情報提供の充実を図った。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 建設総合統計の出来高推計に用いている建設工事進捗率を見直すため、平成30年度（2018年度）に「建設工事進捗率調査」を実施した。今後、補正調査の見直し検討等を踏まえ、その活用の可否について検討する。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 建築物リフォーム・リニューアル調査について、平成27年（2015年）産業連関表に反映する予定であり、令和2年度（2020年度）を目途に予定されている国民経済計算の基準改定への反映に向け、遡及期間、遡及推計方法等の具体的な事項について関係府省間での調整を踏まえ、引き続き検討を行う。 同調査の公表時期については、平成30年（2018年）4月25日に総務大臣から同調査（一般統計調査）の変更承認を受け、平成30年度（2018年度）調査からQEの公表周期に合わせて、従前の半期毎から四半期毎に変更して実施しているところであり、更なる公表時期の早期化については、引き続き検討を行う。【国土交通省】 令和2年度（2020年度）を目途に予定されている国民経済計算の基準改定への反映に向け、遡及期間、遡及推計方法等の具体的な事項について関係府省間での調整を踏まえ、引き続き検討を行う。【内閣府】 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 建設工事施工統計の精度向上に向けた見直しについて、平成30年度（2018年度）においては欠測値補完のあり方を検討し、統計委員会評価分科会に報告を行ったところである。今後、分科会からの指摘を踏まえ、引き続き精度向上に向けた見直しを検討する。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>◎ 非住宅の売買取引の仲介手数料について、登記情報等から得られる不動産取引件数や価格情報に関するデータなどを用いた推計を検討し、可能な部分については平成27年産業連関表における反映を目指す。</p>	国土交通省	次回産業連関表作成時（平成31年度（2019年度））までに結論を得る。
	<p>◎ 分譲住宅の販売マージンについて、「産業連関構造調査（不動産投入調査）」や企業決算データの活用、非住宅不動産の賃料収入については、よりカバレッジが広い「法人土地・建物基本調査」（賃貸面積比率、空室率等）などの活用によって、精度向上を図ることを検討する。</p>	国土交通省	次回産業連関表作成時（平成31年度（2019年度））までに結論を得る。
	<p>◎ 医療の中間投入構造の把握のため、検討を行う。具体的には、医療経済実態調査（医療機関等調査）の、基準年のみならず中間年推計における利活用に向けて、利用できない年次の補完について検討する。これを踏まえて、回収率の状況等も含めて、多角的に検証を進める。あわせて、必要に応じて年次統計の整備等について検討を行う。また、医療経済実態調査（医療機関等調査）の利活用に向けた検証及び内閣府から示された年次推計における医療分野の課題を踏まえ、当該調査の目的との整合性や調査項目が増えることによる回答率への影響を踏まえつつ、医療経済実態調査（医療機関等調査）、産業連関構造調査（投入調査）、ビジネスサーベイにおける調査項目見直しや拡充について検討する。病院・診療所は入院と入院外に区分したデータを保有しておらず、現在の部門分類に対応する投入調査は困難であるため、当面の対応としてレセプトデータ（社会医療診療行為別統計）などを活用した費用項目の推計見直しについて検討を進めるとともに、SUT体系への移行後における実測可能性のある部門分類の設定や、それに対応した費用項目の調査の在り方についても検討を行う。</p>	厚生労働省、内閣府、関係府省	平成30年度（2018年度）から実施する。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 非住宅の売買取引の仲介手数料については、国土交通省が作成している不動産価格指標の推計に利用しているデータ等を用いて推計を行い、平成27年（2015年）産業連関表に反映する予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 分譲住宅の販売マージンについては、「産業連関構造調査（不動産投入調査）」を活用して分譲住宅の販売マージンの推計を行い、平成27年（2015年）産業連関表に反映する予定。 非住宅不動産の賃料収入については、「法人土地・建物基本調査」（賃貸床面積及び空室率）を活用し推計を行い、平成27年（2015年）産業連関表に反映する予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年（2015年）産業連関表の「医療（入院診療）」及び「医療（入院外診療）」の部門ごとの医薬品に係る投入係数について、推計方法の見直しの検討を行った。見直し後の推計方法による試算の結果、従前の推計方法を探った場合と比較してアクティビティごとの特性に応じた投入係数の推計精度が一定程度向上する見込みと検証結果を得、第9回SUTタスクフォース会合（平成30年（2018年）6月18日）に報告を行い、同会合の了承を得た。平成27年（2015年）産業連関表については、見直し後の推計方法により、投入額の推計作業を行い、作成を進めているところ（令和元年（2019年）6月公表予定）。 また、令和2年（2020年）産業連関表における医療業・社会福祉事業等投入調査の企画に当たっては、SUT体系への移行も見据え、実測可能性のある部門について検討を行う。【厚生労働省】 医療の中間投入比率推計の基礎統計等について、現行推計と医療経済実態調査（医療機関等調査）を使用した場合を比較して、基準年間における中間投入比率の動きを検証し、国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合にて検証結果を提示。中間年推計の更なる精度向上に向けて、引き続き検討を行う。 【内閣府】 	実施済（レセプトデータ（社会医療診療行為別統計）などを活用した費用項目の推計見直しについて）及び実施・検討予定（見直し後の推計方法による平成27年（2015年）産業連関表の作成、SUT体系への移行後の部門設定・調査の在り方、中間年推計の更なる精度向上の検討について）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉（国公立）についても社会福祉（非営利）と同程度の細かさで費用構造を把握できるよう、行政記録情報のさらなる活用の可能性を検証するとともに、報告者自身の計数把握状況や負担等に配意しつつ、社会福祉（国公立）への投入調査の新規実施を検討する。また介護事業経営概況調査を用いて平成27年（2015年）産業連関表の推計を行い、その精度を検証する。さらに、同調査については、中間年推計における利活用に向けて、利用できない年次の補完について検討する。これを踏まえて、回収率の状況等も含めて、多角的に検証を進める。あわせて、必要に応じて年次統計の整備等について検討を行う。 	厚生労働省、内閣府、関係府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育の中間投入構造の把握のため、地方教育費調査の項目拡充や調査対象サンプルを限定した特別調査（産業連関構造調査（投入調査）等）の実施等も含め、検討を行う。 	文部科学省	平成30年度（2018年度）から実施する。
ウ 国際比較可能性の向上等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自社開発ソフトウェアや研究開発を固定資本として計上するなど、産業連関表と国民経済計算の整合性を図ることについて検討する。 	産業連関表作成府省庁	次回産業連関表作成時（平成31年度（2019年度））までに検討する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえた基本価格表示による産業連関表の作成について、産業大分類より詳細な分類での次回表での実現を目指して検討する。国民経済計算作成の観点においても、産業連関表の作成作業における検討に積極的に関与しつつ、産業連関表の作成状況を踏まえ、次回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて実施する。 	産業連関表作成府省庁、内閣府	次回産業連関表作成時（平成31年度（2019年度））までに結論を得る。国民経済計算の次回基準改定までに結論を得る。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年（2015年）産業連関表の社会福祉（国公立）部門について、費用構造の把握に当たり、活用可能な行政記録情報等の探索を行い、地方財政状況調査の民生費に係るデータの活用について、推計方法の検討を行った。検討の結果については、第8回SUTタスクフォース会合（平成30年（2018年）3月13日）に報告し、当該データの活用について、同会合の了承を得た。 	実施済（行政記録情報の活用検討、介護事業経営概況調査を用いた平成27年（2015年）産業連関表の推計及びその精度検証について）及び実施・検討予定（見直し後の推計方法による平成27年（2015年）産業連関表の作成、社会福祉（国公立）に係る投入調査の実施検討、中間年推計の更なる精度向上の検討について）
<p>また、平成27年（2015年）産業連関表において新設された「保育所」部門（従来、保育所については、「社会福祉（国公立）」「社会福祉（非常利）」「社会福祉（産業）」の3部門に含まれていた。）についても、社会福祉（国公立）部門についての指摘を踏まえ、費用構造の把握に当たり、活用可能な行政記録情報等の探索を行い、地方公共団体の決算書類のうち「歳入歳出決算事項別明細書」に係るデータの活用について、推計方法の検討を行った。検討の結果については、同じく第8回SUTタスクフォース会合に報告し、当該データの活用について、同会合の了承を得た。</p> <p>平成27年（2015年）産業連関表については、これら見直し後の推計方法により、投入額の推計作業を行い、作成を進めているところ（令和元年（2019年）6月公表予定）。</p>	
<p>社会福祉（国公立）への投入調査の新規実施については、前述のとおり行政記録情報等の活用を図っているところ、投入調査の実施の要否については、推計結果の検証を行い、検討を行う。</p>	
<p>平成27年（2015年）産業連関表の介護部門における投入係数の推計に当たり、介護事業経営実態調査結果に加え、新たに介護事業経営概況調査結果も用いることにより、産業連関表の作成対象期間前後の年度のデータを活用でき、投入係数の推計精度が一定程度向上する見込みと検証結果を得、第9回SUTタスクフォース会合（平成30年（2018年）6月18日）に報告を行い、同会合の了承を得た。平成27年（2015年）産業連関表については、見直し後の推計方法により、作成を進めているところ（令和元年（2019年）6月公表予定）。</p>	
<p>【厚生労働省】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 介護の中間投入比率推計の基礎統計等について、現行推計と介護事業経営概況（実態）調査を使用した場合を比較して、基準年間における中間投入比率の動きを検証し、国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合にて検証結果を提示。中間年推計のさらなる精度向上に向けて、引き続き検討を行う。【内閣府】 	
<ul style="list-style-type: none"> 教育の中間投入構造の把握に資するため、報告者負担を鑑みつつ、地方自治体の行政記録情報等（歳入歳出決算事項別明細書等）を活用することにより、公立学校に係る費用の内訳項目を推計した。 標本の大きさについて、引き続き検討を行う。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 自社開発ソフトウェアや研究開発（R&D）への対応等、2008SNA関係等で想定される課題については、「平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱」（平成29年（2017年）8月24日産業連関部局長会議決定）において、国民経済計算との整合性及び国際的な動向への対応について記載した。現在、これに基づき検討を継続している。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 基本価格表示による産業連関表については、「平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱」（平成29年（2017年）8月24日産業連関部局長会議決定）において、「平成27年表では、（中略）基本価格表示の参考表を公表する」と明記した。現在、これに基づき検討を継続している。 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 国民経済計算における娯楽・文学・芸術作品の原本（映画等）について、次回基準改定において、総固定資本形成へ計上することを目指して検討を進める。 	内閣府	次回基準改定までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 国民経済計算に係る国際基準策定プロセスへの関与を強化するため、国際議論への積極的参画を図りつつ、理論的・実務的な研究を実施する。また、それらの研究を踏まえ、O E C D等の国際会議において積極的な意見表明を実施する。このためにも、国際的な動向も踏まえた新分野の取り込み、生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発プロジェクトを推進する。 	内閣府	平成30年度（2018年度）から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 国民経済計算におけるリースの区分については、国際的な基準と整合的になるよう、基礎統計の整備状況を踏まえ、引き続き、推計方法の検討を行う。 	内閣府	平成30年度（2018年度）から実施し、次回基準改定までに結論を得る。
(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 経済センサス - 活動調査を始めとする事業所・企業を対象とした統計調査におけるK A U概念の導入の適否を含めた調査単位の在り方や、アクティビティベースでの事業活動の把握可能性等について、プロファイリング活動等により得られた情報も活用し、関係府省が一体となって検討する。 	総務省、関係府省	平成34年度（2022年度）までに一定の結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ⑩ 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設する。 	総務省、経済産業省	平成31年度（2019年度）から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ⑪ 経済センサス - 基礎調査について、一時点で把握する統計調査から経常的なプロファイリング活動及びローリング調査に移行する。 	総務省	平成31年度（2019年度）から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ⑫ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体化的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。 	総務省、経済産業省	平成31年度（2019年度）から同時実施し、平成34年（2022年）調査の企画時までに結論を得る。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 第Ⅲ期基本計画策定以降、娯楽・文学・芸術作品について、国際基準（2008SNA）に基づき、コピー商品（音楽CD、書籍、映画作品のDVD）などの新しい商品を生み出す元となる「原本」を固定資本形成（知的財産生産物）として新たに記録する方法を検討。 具体的には、①新たに記録対象とする「原本」の範囲の検討、②利用可能な基礎統計の精查（著作権管理団体等からの情報の入手）、③音楽作品や書籍など「原本」の種類ごとの推計方法の検討（コスト積み上げ方式若しくはロイヤリティ方式）、等を行っているところ。 引き続き、次回基準改定における反映を目指して検討を進める予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 国民経済計算に係る国際的な議論に積極的に参画し、経済社会のデジタル化を反映した新分野の一例として、シェアリング・エコノミーの経済規模の捕捉方法を検討した。検討結果に基づきシェアリング・エコノミーの生産額の試算を行い、結果を公表するとともに、その中間投入構造及び名目ベースでの付加価値額の把握に向けた検討を行っている。 生産・支出・分配の三面の整合性については、生産面及び分配面の四半期別GDP速報の参考系列を検討する中で引き続き検討を行う。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 国際的な基準に沿って、リースをファイナンシャルリース（FL）とオペレーティングリース（OL）に区別して記録するよう、リース資産の帰属や、それに整合的な生産物別、経済活動別および制度部門別の推計方法について検討を行っているところ。引き続き、次回基準改定での導入を目指して検討を進める。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 今後のビジネスサーバイの枠組みの推進に係る検討に必要な資料を得るために実施した調査研究（「ビジネスサーバイの枠組みの推進に関する調査研究」。委託研究）において、諸外国（米国、英国、カナダ）における調査単位の設定方法、調査単位と法的単位等の関係、調査単位の分割の有無などの実態を把握し、平成31年（2019年）3月に報告書を取りまとめた。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設し、令和元年度（2019年度）から実施する調査計画案を諮問（諮問第113号）し、答申を得た。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 一時点で把握する統計調査から、全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法に移行する経済センサス・基礎調査の実施について、平成30年（2018年）12月21日付けで総務大臣から承認され、令和元年（2019年）6月から令和2年（2020年）3月までの間で順次調査を実施する予定。 プロファイリング活動については、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い大企業等をプロファイリング対象企業として選定し、統計センターの職員を専任の担当者（プロファイラー）として配置した。また、プロファイリング活動を効率的・効果的に実施するため、プロファイリング対象企業専用のポータルサイトを通じて企業の担当者とプロファイラーとの双方向のやりとりを可能とする機能を備えた「政府統計オンラインサポートシステム」を開発し、運用を開始した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 工業統計調査については、令和元年度（2019年度）から経済構造実態調査と同時・一体的に実施する調査計画案を諮問（諮問第113号）し、平成30年（2018年）8月に答申を得た。 工業統計調査の経済構造実態調査への包摂については、令和2年（2020年）調査における同時・一体的実施の状況も踏まえつつ、令和4年（2022年）調査の企画時までに結論を得るべく、引き続き検討する。 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	① 経済構造実態調査を中心に工業統計調査、見直し後の経済センサス・基礎調査等の結果から、中間年経済構造統計の作成・提供を開始する。	総務省、経済産業省	平成32年度(2020年度)から実施する。
	② 建設工事施工統計調査など事業所母集団データベースに格納する業種別統計調査について、共通的な調査事項等を整理・検討した上で、中間年経済構造統計の作成に活用する。	総務省、関係府省	平成31年度(2019年度)から実施する。
	③ 中間年経済構造統計において、統計調査での把握が困難な業種については、行政記録情報の活用を検討する。	総務省、関係府省	平成31年度(2019年度)以降の可能な限り早期に実施する。
	④ 企業を対象とした統計調査の結果を活用した地域別(事業所別)の付加価値等の推計手法を検討する。	総務省	平成32年度(2020年度)までに結論を得る。
	⑤ 平成33年(2021年)経済センサス・活動調査や中間年SUTの検討動向を踏まえつつ、経済構造実態調査の調査事項等の見直しを検討する。	総務省、経済産業省、関係府省	平成34年(2022年)調査の企画時までに一定の結論を得る。
	⑥ サービス産業動向調査(月次調査部分)及び特定サービス産業動態統計調査の整理・統合に向け、経済構造実態調査の実施状況も踏まえつつ、可能な限り速やかに検討を開始する。	総務省、経済産業省、関係府省	遅くとも平成34年(2022年)末までに結論を得る。
	⑦ 経済構造実態調査と、経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計調査、建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査、中小企業実態基本調査等との役割分担、重複是正等を検討する。	総務省、関係府省	平成34年度(2022年度)までに一定の結論を得る。
	⑧ 事業所母集団データベースに格納される企業対象の統計調査結果における収録事項の定義の統一・共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、同データベースを活用した企業統計の提供を推進するとともに、大規模企業の活動実態を横断的に把握する統計整備を検討する。	総務省、関係府省	平成34年度(2022年度)までに一定の結論を得る。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 中間年経済構造統計の作成・提供に向け、平成30年（2018年）6月に公表された平成28年（2016年）経済センサス・活動調査結果を活用の上、有識者も交えつつ検討を開始。【総務省】 令和元年度（2019年度）に経済構造実態調査と工業統計調査を同時・一体的に実施し、経済センサス・基礎調査等の調査結果も含め、令和2年度（2020年度）に中間年経済構造統計を作成・提供すべく準備中。【経済産業省】 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 今後のビジネスサーバイの枠組みの推進に係る検討に必要な資料を得るために実施した調査研究（「ビジネスサーバイの枠組みの推進に関する調査研究」。委託研究）において、諸外国（米国、英国、カナダ）におけるビジネスレジスターの整備方法、整備に利用されている統計調査等の種類、収録情報の種類・更新頻度などの実態を把握し、平成31年（2019年）3月に報告書を取りまとめた。 令和元年度（2019年度）中に、WG（経済統計の体系的整備等に関するWG（仮称））を立ち上げ、当該調査研究により得られた資料を活用し、本事項の検討を開始する予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 今後のビジネスサーバイの枠組みの推進に係る検討に必要な資料を得るために実施した調査研究（「ビジネスサーバイの枠組みの推進に関する調査研究」。委託研究）において、諸外国（米国、英国、カナダ）における統計作成やビジネスレジスターの整備に利用している行政記録情報の種類、内容、調査単位との関連付けなどの実態を把握し、平成31年（2019年）3月に報告書を取りまとめた。 令和元年度（2019年度）中に、WG（経済統計の体系的整備等に関するWG（仮称））を立ち上げ、当該調査研究により得られた資料を活用し、本事項の検討を開始する予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 企業を対象とした統計調査の結果を活用した地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法について、平成30年（2018年）6月に公表された平成28年（2016年）経済センサス・活動調査結果を活用の上、有識者も交えつつ検討を開始。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 経済構造実態調査については、統計委員会における答申（諮問第113号の答申：中間年における経済構造統計の整備について）において、SUT体系への移行に係る検討状況を踏まえつつ、令和4年（2022年）以降の調査の調査範囲や調査事項等の見直しや集計の充実について検討することとされたところ、今後の調査実施状況や、令和3年（2021年）経済センサス・活動調査、中間年SUTの検討動向等も踏まえつつ、令和4年（2022年）調査の企画時までに一定の結論を得るべく、引き続き検討する。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 統計委員会国民経済計算体系的整備部会QEタスクフォース会合や関係府省における検討状況を踏まえつつ、特定サービス産業動態統計調査との関係整理に向けた方向性について、引き続き検討する。【総務省】 総務省との意見交換を開始するとともに、ニーズ等を含め利活用状況等関連情報の収集を行っている。【経済産業省】 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 本事項を検討するため、WG（経済統計の体系的整備等に関するWG）の立ち上げ準備を行った。令和元年度（2019年度）中にWGを立ち上げ検討開始する予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 今後のビジネスサーバイの枠組みの推進に係る検討に必要な資料を得るために実施した調査研究（「ビジネスサーバイの枠組みの推進に関する調査研究」。委託研究）において、諸外国（米国、英国、カナダ）におけるビジネスレジスターの整備方法、整備に利用されている統計調査等の種類、収録情報の種類・更新頻度などの実態を把握し、平成31年（2019年）3月に報告書を取りまとめた。 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 第3次産業活動指数について、作成の基礎となる関連統計の整備、改善状況等を踏まえつつ行政記録情報や民間データの活用も図り、更なる有用性の向上に努める。	経済産業省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化	○ 経済センサス - 基礎調査をローリング調査や独立行政法人統計センターにおけるプロファイリング活動に移行し、事業所・企業や各種法人等に係る母集団情報の更なる整備促進を図る。また、平成33年(2021年)経済センサス - 活動調査の円滑・効率的な実施に向け、行政記録情報等により新たに捕捉した事業所等も含めた確認作業を早期に完了するとともに、プロファイリング活動において把握する情報や把握方法等に関する具体的な検討を推進し、その内容を事前周知する。	総務省	平成31年度(2019年度)から実施(初回のローリング調査は32年(2020年)年央までに実施)する。
	○ 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施するに当たり、引き続き法人番号の把握に努め、これを事業所母集団データベースに登録するとともに、法人番号を活用した欠測値の補完や集計の充実等を検討する。	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体や、建設業許可事業者名簿に掲載された企業情報を、事業所母集団データベースに登録する方向で検討する。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
	○ 事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充、法人番号公表サイトの変更情報や決算等に関する企業の公表情報等の活用、行政記録情報や民間データの活用及びレジスター統計(注)の作成内容について検討を行い、結論が得られた取組から順次実施する。 (注) 事業所母集団データベースに格納されたデータを基に、ある時点で集計したもの	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から順次実施する。
	○ 法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離について、産業や資本金階級別などの企業属性ごとにかい離の状況を明らかになるとともに、その要因を把握した上で、かい離を改善するための方策を検討する。	総務省、財務省	平成33年度(2021年度)末までに結論を得る。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 第3次産業活動指標では、サービス産業動向調査の採用を検討しているところ。この検討を踏まえつつ、更なる民間データの活用等についても検討を行っている。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 一時点で把握する統計調査から、全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法に移行する経済センサス・基礎調査の実施について、平成30年（2018年）12月21日付けで総務大臣から承認され、令和元年（2019年）6月から令和2年（2020年）3月までの間で順次調査を実施する予定。 プロファイリング活動については、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い大企業等をプロファイリング対象企業として選定し、統計センターの職員を専任の担当者（プロファイラー）として配置した。また、プロファイリング活動を効率的・効果的に実施するため、プロファイリング対象企業専用のポータルサイトを通じて企業の担当者とプロファイラーとの双方向のやりとりを可能とする機能を備えた「政府統計オンラインサポートシステム」を開発し、運用を開始した。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 特段の取組実績はないが、基本計画にのっとり、引き続き検討を行う。【人事院】 調査の見直しに向けた検討課題の一つとして今後検討する。【総務省】 法人企業統計調査において、調査票に法人番号欄を設けるため、総務省との事前協議及び調査規則の改正案の策定を行った。【財務省】 各種調査について、調査計画の変更を行う際、法人番号の把握が可能となるよう調査票の設計を変更している。【経済産業省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体情報については、平成30年度（2018年度）において、事業所母集団データベースへの登録方法等の検討を行った。2020年農林業センサスの結果から事業所母集団データベースに登録する予定。 建設業許可事業者名簿に掲載された企業情報については、平成30年度（2018年度）において、事業所母集団データベースへの登録方法等の検討を行った。令和元年度（2019年度）からデータ提供を受け事業所母集団データベースに登録する予定。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充については、令和元年（2019年）から実施される経済構造実態調査の結果を格納するなど、引き続き、母集団情報整備のために必要な統計調査結果の格納を行っていく。 法人番号公表サイトの変更情報や企業の公表情報等の活用については、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い企業（プロファイリング対象企業）に統計センターの職員を専任の担当者（プロファイラー）として配置し、これらの情報を活用した企業情報の整備（合併・分割等による企業の開廃、名称・所在地変更等の把握など）を実施している。 レジスター統計については、平成30年（2018年）6月に公表された平成28年（2016年）経済センサス・活動調査結果を活用の上、有識者も交えつつ作成内容の検討を開始。【総務省】 総務省主催の研究会に参画・協力の上、レジスター統計の作成も視野に経済構造実態調査の創設等を実施。今後も検討の上、結論を得られた取組から順次実施する。【経済産業省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度（2019年度）経済センサス・基礎調査及び令和3年（2021年）経済センサス・活動調査の実施を踏まえた詳細な分析を行うことを目指し、これらの名簿となる母集団情報に法人番号公表サイト情報から約160万法人を加え、かい離を含む約350万法人を収録した母集団情報の整備を行うとともに、法人企業統計の母集団名簿との照合を行い、現時点の傾向を把握した。 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専従の役員・労働者等が存在しない法人等を含めた事業所母集団データベースに登録する法人・事業所等の情報について、事業所母集団データベースへの格納方法や、具体的な母集団情報としての提供を検討する。 ○ 月次・年次調査の標本抽出に資するため、事業所の活動状態を随時更新した母集団情報の提供を検討する。 ○ 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施する府省と連携して、年次フレームの更なる活用に向けた課題等を整理した上で、統一共通名簿として一層の有用性を高めるために必要な情報の充実等を検討する。 ○ 改定した「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」について、平成31年（2019年）10月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入・適用に向けた検討に着手し、引き続き取組の推進・拡大を図る。 	総務省	平成30年度（2018年度）末までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一次統計調査における税抜額記入の導入について、その導入可否や統一的な取扱い方針を、平成38年（2026年）経済センサス・活動調査を見据えつつ検討する。 ○ 事業所系調査で把握していない事項について、企業系調査等を用いて推計する手法を、関係府省が一体となって検討し、一定の対応方針を策定することにより、地域別集計の充実や報告者の負担軽減を図る。 ○ 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」について、労働者数を把握している事業所・企業を対象とする統計調査全般に適用を拡大するとともに、平成33年（2021年）経済センサス・活動調査の試験調査や企業ヒアリング等を通じ、雇用契約期間（無期・有期）の更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、ガイドライン改正イメージに沿った改定を図る。 	総務省、関係府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国勢調査の調査方法について、平成27年（2015年）調査における実施状況の検証結果を踏まえ、若年者層を中心とする不在世帯等への対応やオンライン調査の更なる利用促進方策を円滑な調査の実施にも留意しつつ検討し、平成32年（2020年）調査の調査計画に反映する。また、調査票回収方法の多様化に伴い事務量が増加した地方公共団体の事務の負担軽減方策について、試験調査における検証結果も踏まえて検討する。 	総務省、関係府省	平成33年（2021年）経済センサス・活動調査の企画時期までに実施する。
2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (1) 人口減少社会の実態をより的確に捉える統計の整備	○ 国勢調査の調査方法について、平成27年（2015年）調査における実施状況の検証結果を踏まえ、若年者層を中心とする不在世帯等への対応やオンライン調査の更なる利用促進方策を円滑な調査の実施にも留意しつつ検討し、平成32年（2020年）調査の調査計画に反映する。また、調査票回収方法の多様化に伴い事務量が増加した地方公共団体の事務の負担軽減方策について、試験調査における検証結果も踏まえて検討する。	総務省	平成32年（2020年）調査の企画時期までに結論を得る。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度（2019年度）経済センサス - 基礎調査及び令和3年（2021年）経済センサス - 活動調査の名簿となる母集団情報にこれまでデータベースに登録していないなかつた約160万法人を法人番号公表サイト情報から追加するなど、専従の役員・労働者等が存在しない法人も事業所母集団データベースに登録・提供する予定。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 月次で更新される労働保険情報及び法人登記情報の更なる有効活用を踏まえ、事業所に直接照会して活動状態等を把握する業務をより効率的・効果的に行うことで、事業所母集団情報の精度向上を図ることとする。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 本事項を検討するため、WG（経済統計の体系的整備等に関するWG）の立ち上げ準備を行った。令和元年度（2019年度）中にWGを立ち上げ検討開始する予定。 	実施・検討予定
<p>平成28年（2016年）経済センサス - 活動調査においては、既に適用しているところ。 科学技術研究調査においては、現状、売上高等は一律税込で把握しているが、答申における「今後の課題」への対応とあわせて検討に着手した。 経済構造実態調査においては、令和元年（2019年）調査の集計から適用する予定。 サービス産業動向調査においては、調査の見直しに向けた検討課題の一つとして今後検討する。【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各統計調査毎に消費税の税率変更及び軽減税率の取扱いについて検討を開始したところ。今後、政府全体での議論に積極的に関与していく。【経済産業省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 本事項を検討するため、WG（経済統計の体系的整備等に関するWG）の立ち上げ準備を行った。令和元年度（2019年度）中にWGを立ち上げ検討開始する予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 本事項を検討するため、WG（経済統計の体系的整備等に関するWG）の立ち上げ準備を行った。令和元年度（2019年度）中にWGを立ち上げ検討開始する予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 本事項を検討するため、WG（経済統計の体系的整備等に関するWG）の立ち上げ準備を行った。令和元年度（2019年度）中にWGを立ち上げ検討開始する予定。 	実施・検討予定
<p>若年層を中心とする不在世帯への対応については、若年層が在籍する大学・大学院や企業・経済団体等へ積極的に調査の協力依頼を行うほか、若年層を訴求対象とした広報媒体を活用することで、調査の周知を行い、オンライン調査への誘導を図る。 オンライン調査の利用促進方策に当たっては、平成27年（2015年）調査時に地方公共団体で実施されたオンライン推進のための取組事例を収集し、全ての地方公共団体と共有することで、地域の創意工夫を活かした取組の実施を支援する。 地方公共団体の事務の負担軽減方策に当たっては、平成27年（2015年）調査から行っている、民間事業者に郵送提出された調査票の一括処理の迅速化を図るなど、負担軽減方策を更に拡充していくこととする。</p>	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> ④ 国勢調査の広報について、開始から100年を経過する平成32年（2020年）調査を契機に一層の充実を図り、オンライン回答率の向上等に対する理解増進に努める。 	総務省	平成31年度（2019年度）から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた更なる取組として、本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証に加え、本調査結果及び国勢調査結果のかい離縮小に向けた検討や、回収率向上方策の検討を推進する。 	厚生労働省	平成31年（2019年）調査の企画時期までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 国民生活基礎調査における調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等について、調査業務全般の効率化や調査方法の改善を図る観点から検討する。 	厚生労働省	平成31年（2019年）調査の企画時期までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 国民生活基礎調査のオンライン調査について、非標本誤差の縮小に向けた取組結果等も踏まえつつ、その導入可能性を引き続き検討する。 	厚生労働省	平成31年（2019年）調査の企画終了後に実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 国民生活基礎調査における推計方法の検討状況や結果精度等について、情報提供の一層の充実を図る。 	厚生労働省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 人口動態調査の外国人が一定規模以上居住する市区町村における市区町村別の外国人集計について、集計可能性を検討する。 	厚生労働省	可能な限り早期に結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ⑩ 人口動態統計における調査票情報の提供について、テキスト形式による提供を開始する。 	厚生労働省	平成30年（2018年）調査から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ⑪ 人口動態調査について、作成事務の更なる効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に引き続き取り組む。 	厚生労働省	平成31年度（2019年度）中に実施する。
(2) 教育や就業等の実態をより的確に捉える統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ⑫ 学校基本調査の幼保連携型認定こども園における非常勤職員の把握について、厚生労働省の協力を得て、社会福祉施設等調査の調査結果を活用した統計を作成・提供するとともに、それに伴う把握時期等の留意事項も併せて提供する。 	文部科学省	平成30年度（2018年度）調査から実施する。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 国勢調査の広報については、国勢調査100年に関する取組の一環として、ロゴマーク、パンフレットを作成し、国勢調査の重要性・歴史的価値を伝え、調査への関心を高めるとともに、オンライン回答への理解を求めていく取組を実施する。また、マンション関係団体及び高齢者福祉施設関係団体に対する協力依頼を令和元年（2019年）から開始することにより、より一層の調査の正確かつ円滑な実施を図っていくこととする。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 「国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた検討会」において若年世帯及び単独世帯の捕捉率が低いことが確認されたことから、回収率の向上方策として、令和元年（2019年）調査において回収率の比較的低い地域を中心に郵送回収を導入することとした（令和元年（2019年）調査では一部導入、令和2年（2020年）調査では全面導入）。 また、諮問第118号の答申（平成30年（2018年）12月17日）において、現行の推計方法を採用する根拠は明確でないことに加え、国勢調査結果とのかい離の縮小という課題解決も達成されていないとの指摘を受けたことから、引き続き推計方法の見直しに向け、これまでの検証・検討で確認された課題について検討し、令和2年（2020年）末までに結論を得ることとしている。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年（2022年）調査の企画時期までに、本調査の調査業務については、非標本誤差の縮小に向けた調査方法の見直しの取組を通じて、実査機関の意見も踏まえつつ、一層の効率化等を図る。また、結果精度向上に向けた推計手法の見直しの一環として、準備調査の結果を調査票回収不能世帯の補てき情報として利用できるよう、準備調査の把握内容の改善を検討し、令和2年（2020年）末までに結論を得る。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 「国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた検討会」において回収率が低いと確認された若年世帯及び単独世帯に対する効果的な調査方法と考えられる、スマートフォンを含むオンライン調査の導入に向け、令和4年（2022年）調査を目標とした、検討の工程表を令和元年（2019年）年央までに作成することとしている。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> ホームページにおいて、標本設計に関する情報として層化抽出に関する情報を、また、非標本誤差に関する情報として、非回答を減じるための対応、集計上の対応、誤差の説明、誤差を減じるための対応に関する情報を新たに公開した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 「外国人が一定規模以上居住する」の基準、秘匿措置の範囲等を検討しているところであり、令和元年度（2019年度）までに結論を得る。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 紙の調査票で報告された場合はパンチ入力によりテキスト化しており、準備が整い次第、提供する。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 自治体の意向を聴取し、改修内容を検討しているところである。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）調査から社会福祉施設等調査の調査結果を活用した統計を作成・提供、把握時期等の留意事項を提供開始。 	実施済

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	⑥ 学校基本調査の休職等教員数における休職等理由区分の結核を削除する。	文部科学省	平成30年度(2018年度)調査から実施する。
	⑦ 学校基本調査の休職等教員数における休職等理由区分に介護休業の追加等の見直しを実施する。	文部科学省	平成31年度(2019年度)調査から実施する。
	⑧ 学校基本調査における中学校卒業者の就業状況について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性にも留意した上で、雇用契約期間(無期・有期)別に把握する。	文部科学省	平成30年度(2018年度)調査から実施する。
	⑨ 学校基本調査における中学校以外の学校種の就業状況について、順次調査項目を見直し、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性・学校種間の一体性を確保する。	文部科学省	平成31年度(2019年度)調査から順次実施し、遅くとも平成32年度(2020年度)調査までに実施する。
	⑩ 学校基本調査における幼保連携型認定こども園に係る調査事項について、厚生労働省が実施している社会福祉施設等調査との重複是正を検討する。	文部科学省	遅くとも平成32年度(2020年度)調査の企画時期までに結論を得る。
	⑪ 学校基本調査の調査統計システムについては、次期システム更新に向けて、調査項目の追加等があった場合に柔軟に改修可能なシステムへの変更を検討する。	文部科学省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	⑫ 21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)について、学校教育や奨学金等の施策ニーズを踏まえた調査事項を検討するとともに、報告者規模の維持、代表性の検証、回答精度の向上等に努める。	文部科学省、厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
・ 平成30年度（2018年度）調査から休職等理由区分の結核を削除。	実施済
・ 幼稚園票及び幼保連携型認定こども園票について、令和元年度（2019年度）調査から実施。 残りの調査票についても、速やかな実施を目指す。	実施・検討予定
・ 平成30年度（2018年度）調査から雇用契約期間別に把握を開始。	実施済
・ 令和元年度（2019年度）中に所要の改修を行い、令和2年度（2020年度）調査からの実施を目指す。	実施・検討予定
・ 令和2年度（2020年度）調査の企画時期までに結論を得るべく、厚労省と調整中。	実施・検討予定
・ 平成30年度（2018年度）は、要件定義に向けた事前調査を実施するとともに、令和元年度（2019年度）予算案において関連経費を計上。今後、段階的に作業を進め令和3年度（2021年度）までに改修を完了し、令和4年度（2022年度）調査から新システムへ移行予定。	実施済
・ (施策ニーズを踏まえた調査事項) 調査項目検討の際、省内に調査を希望する項目を照会し、高校卒業後に進学を希望する者に対して、進学を希望する地域に関する問を追加するとともに、保護者に対し、進学した場合の奨学金の申請状況・予定を確認し、施策検討に資するデータの整備を図った。 (報告者規模の維持) 従来、2回連続で回答がなかった者を調査対象から除外していたところ、引き続き調査対象として調査票を送付し、回答を促した。また、調査対象者の大部分が高校等に在学中であり、多忙等の理由で回答が難しくなることが考えられるため、調査項目の精査により調査対象者の負担を軽減したほか、調査の依頼文を改善し、調査の内容が進路の希望等、対象者に関係が深い内容であることを明記し、調査協力を促した。 (代表性の検証) 第1回からのデータを基に脱落の状況を確認することとし、分析の方向性について有識者と検討した。 (回答精度の向上) 回答欄のレイアウトを改善し、回答しやすくしたほか、質問の内容により、次に回答すべき質問が異なる場合に矢印を追加し、適切に回答できるようにした。	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校保健統計調査について、報告者の負担抑制や政策ニーズとユーザーニーズにも配慮しつつ、調査方法、標本設計や統計作成の対象とする調査項目を改善するとともに、基礎データの収集・保管等を含めた調査計画の積極的な改善を図るため、教育・医学関係の有識者や調査関係者等から構成される研究会を立ち上げ、現場の意見を反映した検討を実施し、本調査の改善を実現する。 ② 社会教育調査における関係主体ごとの収入・費用構造の把握について、地方公共団体における財務書類等の整備状況の進展を踏まえ、実施可能性を検討する。 ③ 社会教育調査における社会教育施設の利用者側の状況を把握する調査項目の追加について、調査負担に対する社会教育関係者の理解を得るよう努めるとともに、検討を促進する。 ④ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について、更なる客観性及び比較可能性の向上を目指し、引き続き調査の改善に取り組む。 	文部科学省	可能な限り早期に実施する。
(3) 働き方の変化等をより的確に捉える統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 労働力調査の「従業上の地位」に係る選択肢の変更前後に生じる差異等に関する情報について、ウェブサイト等における提供の充実を図る。 ② 労働力調査の未活用労働に関する各指標に関する情報について、国際比較の観点にも留意し、諸外国の状況と比較・分析した情報と合わせて、ウェブサイト等において提供する。 ③ 労働力調査及び毎月勤労統計調査について、両調査の調査方法や調査事項の相違点を整理した上で、集計表における労働者区分や用語の対応関係等を両調査のウェブサイト等において明確にするとともに、利用者の利便性向上に向け、両統計の活用に資する有用性の高い情報の提供等に関して具体的な方策を検討し、情報提供の充実に努める。 ④ 就業構造基本調査について、平成29年（2017年）調査の検証結果も踏まえ、就業に与える育児・介護の影響をより的確に把握するための調査事項の在り方を検討する。 ⑤ 就業構造基本調査について、平成29年（2017年）調査におけるオンライン調査拡大による効果等を検証した上で、更なるオンライン調査の促進に向けて検討する。 ⑥ 賃金構造基本統計について、毎月勤労統計との比較に関する技術的な検討や、その検討結果を踏まえた試算及び非回答の事業所の偏りによる非標本誤差の分析等を実施し、統計利用者に本調査の特徴を含めた情報を提供する。 	総務省 総務省 総務省、厚生労働省 総務省 総務省 厚生労働省	平成30年度（2018年度）から実施する。 平成30年度（2018年度）から実施する。 平成30年度（2018年度）から実施する。 平成34年（2022年）調査の企画時期までに結論を得る。 平成34年（2022年）調査の企画時期までに結論を得る。 平成30年度（2018年度）から実施する。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 第Ⅲ期公的統計基本計画での指摘を受け、「学校保健統計調査の改善に関する研究会」の設置に向け、平成31年（2019年）2月に準備会合を開催した。今後年内に5回程度の開催を予定しており、研究会において改善点の結論を得ることとする。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体における財務書類等の整備状況の進展を踏まえ、平成33年度（令和3年度）調査の企画時期までに結論を得ることとする。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 調査結果の利活用についてニーズを把握するとともに、調査負担に対する社会教育関係者の理解を得るよう努め、平成33年度（令和3年度）調査の企画時期までに結論を得ることとする。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）に実施した平成29年度（2017年度）調査においては、定義の明確化と個別具体的な注意事項を調査票に盛り込み、各学校等が調査票に記入する際の客観性及び比較可能性の担保に努めた。また、調査開始前の1月に開催した文部科学省主催の生徒指導担当者連絡会議では、本調査の趣旨や各調査項目の計上に当たり、共通理解を図るよう周知を行った。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）1月調査分から雇用契約期間別に詳細把握するよう変更した「従業上の地位」について、変更前後で単純に時系列比較することができない旨、調査結果を用いて解説した資料を統計局ホームページに掲載した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）1～3月期平均の公表から、未活用労働の概念などを解説した資料や各指標の国際比較を行った資料を提供した。 未活用労働指標について、日本の雇用の特徴と欧州4か国の状況を比較した資料を統計局ホームページに掲載した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 労働力調査と毎月勤労統計調査の調査方法や調査事項、労働者区分の対応関係等を比較した資料を、統計局ホームページに掲載した。【総務省】 平成30年度（2018年度）に毎月勤労統計調査のウェブサイトにおいて、両調査の調査方法や調査事項の相違点、就業者・常用労働者などの用語の定義の対応関係を整理し掲載した。また、両調査の労働時間の算出方法や比較を行う際の留意点を掲載した。【厚生労働省】 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成29年（2017年）調査の結果を平成30年（2018年）7月に公表した。平成29年（2017年）調査の結果や実施状況を踏まえ、検討を行う予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 平成29年（2017年）調査の結果を平成30年（2018年）7月に公表した。平成29年（2017年）調査の結果や実施状況を踏まえ、検討を行う予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 毎月勤労統計との比較に関する技術的な問題と今後の対応方針について賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループで検討を行った結果、まずは毎月勤労統計と賃金構造基本統計それぞれの調査票を用いて、両統計で調査対象範囲を揃えて集計を行い、比較すべきとの方向性を得た。 今後は、毎月勤労統計の再集計等に係る状況を考慮しつつ、上記の対応方針に基づき実際に試算を行う予定。 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>◎ 賃金構造基本統計調査における匿名データの提供について、政府全体での検討状況も踏まえ、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する。</p>	厚生労働省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	<p>◎ 賃金構造基本統計調査について、調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直しや学歴区分「大学・大学院卒」、「高専・短大卒」の細分化について、試験調査の実施等により見直しの影響を検証しつつ検討する。また、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更や、オンライン調査導入に合わせ、抽出された事業所内の全労働者を調査することについての検討を進める。</p>	厚生労働省	平成32年（2020年）調査の企画時期までに結論を得る。
	<p>◎ 船員労働統計調査（第一号調査）について、平成30年度（2018年度）調査から適用する標本設計の改善効果も踏まえ、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討する。</p>	国土交通省	平成32年度（2020年度）までに結論を得る。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 事業所系調査では、現在匿名データの提供を行っている例が他にない状態であり、政府全体での検討が進捗していない中、世帯調査の手法が準用できるかどうかを含め、匿名データ化の方法について基本的な事項から検討が必要な状況である。 <p>今後は、匿名データ化が可能か、また可能な場合の匿名化基準について、総務省と連携しつつ、統計研究研修所の支援を受け、引き続き検討を進める。</p>	実施・検討予定
<p>① 調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化 令和元年（2019年）調査から本社一括調査の実施、電子媒体による調査の試行的な実施を予定。また、オンライン調査の導入について令和2年（2020年）調査からの実施を目指し、現在具体的な手法の検討を進めている。</p> <p>② 調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化について 平成30年（2018年）6月に賃金構造基本統計調査試験調査を実施し、職種区分や学歴区分を変更した場合の記入可能性等について調査を行った。また、企業における職種区分や労務管理の実態について把握するため、企業ヒアリングを実施した。 これらの結果も踏まえ、WGにおいて見直しの方向性について審議を行い、職種区分については全労働者を網羅し、日本標準職業分類と整合的な区分とすること、学歴区分については「大学・大学院」を「大学」と「大学院」に分離し、「高専・短大」から「専門学校」を細分化することという方向性を得られたところである。 今後は、試験調査や企業ヒアリング結果をさらに分析し、新職種区分の詳細についてさらに検討の上、WGにおいて見直し案を取りまとめ、令和2年（2020年）調査から新しい区分により調査を行う方向で検討を進める。</p> <p>③ 回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更 WGにおいて、具体的な変更案を検討し、変更した場合に推計値に与える影響等について審議した結果、事業所の回収率の逆数を乗じる方法が合理性や簡潔性等の観点から適当という方向性を得られたところである。 今後は、推計方法を変更した場合の標準誤差への影響について更に検討を行った上で、WGにおいて見直し案を取りまとめ、令和2年（2020年）調査から新しい推計方法により集計を行う方向で検討を進める。</p> <p>④ 抽出された事業所内の全労働者を調査することについて 試験調査の際に実施したアンケート調査において、全労働者を調査することの希望について確認を行ったところ、全労働者を回答することを希望する事業所は1割弱という結果であった。併せて、企業ヒアリングも実施したところ、全ての調査項目をシステム管理していないといった理由により、オンライン調査の導入後であっても全労働者の調査を希望する事業所はそれほど多くなかったところである。 今後は、事業所の選択制により全労働者を調査することが可能かどうか、実査・集計に与える影響について整理を行いつつ、令和2年（2020年）調査までに引き続き検討を進める。</p>	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 船員労働統計調査（第一号調査）について、事業所を単位とした標本設計と船舶を単位とした標本設計との比較検証を行うため、当該検証に必要となる事項を整理し、当該事項の把握及び最新の母集団構造の把握を目的とした「船員労働統計予備調査（一般統計調査）」の調査計画案を策定した。 <p>船員労働統計予備調査（平成31年（2019年）6月の実施を予定）において把握した基礎資料を基に検証を行い、令和2年度（2020年度）までに結論を得る予定。</p>	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>◎ 船員労働統計調査について、陸上労働者との比較可能性、労働市場の構造的変化や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、他統計との統合や一般統計調査化を含め、基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討を早期に開始する。また、この結論を得るまでの間も、①調査対象者及び調査項目追加の実現可能性、②集計事項の充実、③既存調査項目の在り方、④調査体系の見直しなど、現行調査の改善を実施する。</p>	国土交通省	基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討は、平成32年度(2020年度)までに結論を得る。この結論を得るまでの間も、現行調査の改善を順次実施する。
(4)農林水産関連施策の推進を図るための統計整備	<p>◎ 農林業センサスについて、組織経営体の労働力を家族経営体と統一的に把握することに加え、農業生産関連事業に関する労働力や青色申告の実施状況の把握などを検討する。</p> <p>◎ 農業経営統計調査について、担い手層の経営収支等のデータの充実を図るために、家族経営体の小規模層の標本数を削減し、家族経営体の大規模層及び組織経営体へ重点化することや、家族経営体において「営業利益」等企業会計と同様に捉えることなどを検討する。</p> <p>◎ 漁業経営調査について、担い手層の経営収支等のデータの充実を図るために、個人経営体の小規模層の標本数を削減し、個人経営体の大規模層及び会社経営体へ重点化することや、個人経営体において「営業利益」等企業会計と同様に捉えることなどを検討する。</p> <p>◎ 食品流通段階別価格形成調査について、青果物及び水産物の多様な価格形成の実態を明らかにするため、(产地)卸売市場を経由しない流通の把握などを検討する。</p> <p>◎ 木材流通構造調査について、木材の流通段階別の入荷先ごと及び出荷先ごとの状況等のデータに関して、数量だけでなく、新たに金額を把握することなどを検討する。</p> <p>◎ 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体の調査結果について、平成28年(2016年)経済センサス・活動調査の結果を利用し、他産業からの農業への参入状況や、農林業と農林業以外の産業との連携状況等を把握・分析するための統計作成に向けた検討を推進する。</p>	農林水産省	2020年農林業センサスの企画時期までに結論を得る。 平成31年(2019年)調査の企画時期までに結論を得る。 平成31年(2019年)調査の企画時期までに結論を得る。 次回調査(平成30年度(2018年度)予定)の企画時期までに結論を得る。 次回調査(平成30年度(2018年度)予定)の企画時期までに結論を得る。 平成31年度(2019年度)までに結論を得る。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 船員労働統計調査について、物流事業の労働生産性向上、国民経済計算等における利活用や、報告者負担の状況把握を行い、見直しの検討を進めた。 また、調査体系の検証に必要となる基礎資料を得ること、陸上労働者との比較可能性の検証の観点から「勤続年数」を把握すること、「特別に支払われた報酬」の既存項目の在り方について検証を行うこと等を目的とする「船員労働統計予備調査（一般統計調査）」の調査計画案を策定した。 船員労働統計予備調査（平成31年（2019年）6月の実施を予定）において把握した基礎資料を基に検討を行い、令和2年度（2020年度）までに結論を得る予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 2020年農林業センサスにおいて、組織経営体の労働力を家族経営体と統一的に把握することに加え、農業生産関連事業に関する労働力や青色申告の実施状況の把握を行うこととし、令和2年（2020年）2月1日現在の調査実施に向けて準備中である。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年（2019年）調査から、担い手層のデータを充実させ、経営政策に活用できるよう、規模階層別の区切りを大規模層で増加させ（個人経営体と法人経営体とで区切りを基本的に共通化させ）、個人経営体の小規模階層の標本数を縮減する一方で、個人経営体の大規模階層と法人経営体の標本数を拡充するとともに、個人経営体についても、法人経営体の企業会計と同様に、農業以外の農業生産関連事業等を含めた事業全体の「営業利益」を取りまとめることとした。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年（2019年）の調査から、担い手層のデータを充実させるため、個人経営体の小規模階層の標本数を縮減する一方で、個人経営体の大規模階層等と会社経営体の標本数を拡充するとともに、個人経営体についても、会社経営体の企業会計と同様、加工、民宿、遊漁等を含めた事業全体の「営業利益」を取りまとめることとした。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）の調査において、青果物及び水産物の多様な価格形成の実態を明らかにするため、①（产地）卸売市場を経由しない流通について、生産者、漁業者に対する調査を実施することにより、流通経路別（販売形態別）（直売、小売業への直接販売等）に、生産者受取価格の割合を把握。②小売段階調査においては、個人店だけでなく量販店等を加えることにより調査対象を大幅に拡充することで、より正確な実態を把握した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）の調査において、各段階における流通経費等を把握するため、各流通段階での取引金額等を調査項目に追加した。 また、近年拡大傾向にある集成材について、その材料となるラミナの入手方法の細分化、国産材の新たな建築方法であるツー・バイ・フォーの現状を把握するため、枠組壁工法住宅用部材組立工場の流通、木質バイオマスエネルギー燃料となる端材の処理方法などの項目を新たに追加し、実査を行った。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）11月27日に平成28年（2016年）経済センサス - 活動調査の個票の提供を受け、2015年農林業センサスにおける法人経営体との名寄せを行ったところである。今後は、令和元年度（2019年度）中に農林業センサスと経済センサスの指標を用いた統計作成を行う予定。 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業経営統計調査の調査対象区分について、様々な形態の経営体における農業構造の実態をより正確かつ的確に把握するため、有識者へのヒアリングや他調査の結果等を活用して多方面から見直しに向けた検討を行う。 	農林水産省	平成34年(2022年) 調査の企画時期までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業経営統計調査の調査事項である「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」について、平成30年度(2018年度)に取りまとめる「平成29年産」以降の調査結果と生産コストとの関係性を分析・精査した上で、本調査事項の見直しの必要性を検討する。 	農林水産省	平成34年(2022年) 調査の企画時期までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作物統計調査の主産県調査対象品目について、主産県と非主産県の作付面積と収穫量の増減割合の比較等の検証・検討を実施した上で、主産県と非主産県の動向が著しく異なる検証結果が得られた場合、他の推計方法の採用を検討するなど推定値の精度向上を図る。 	農林水産省	全国調査を実施したものから順次実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木材統計調査については、燃料用チップ等を含めた木材の消費・生産から流通・加工までの一貫した情報の提供に向け、木材流通統計調査や他の木材関連調査等から得られる結果を含めた総合的な統計表の作成・提供について、森林・林業施策の利活用及びユーザーニーズを踏まえつつ、検討に着手する。 	農林水産省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(5) 環境・エネルギー関連施策の展開を図るための統計整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物等循環利用量実態調査については、更なる精度向上に向け、廃棄物等の把握方法の精緻化について引き続き検討する。 	環境省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー消費統計について、時系列安定化やデータの精緻化のための各種見直しの効果の持続性等の検証を行うとともに、基幹統計化についての結論を得ることをはじめとして、産業・業務部門のエネルギー消費に関する統計の体系的な整備の促進を図る。 	資源エネルギー庁	平成34年度(2022年度)までに結論を得る。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ・ 営農類型別経営統計を作成する経営統計調査については、令和元年（2019年）調査から、調査対象区分を従前の世帯又は組織の別による「個別経営体」及び「組織法人経営体」から、法人格の有無による「個人経営体」及び「法人経営体」に見直して調査を実施したところである。 農畜産物生産費統計を作成する生産費調査については、令和4年（2022年）調査見直しにおいて、利活用上の支障も考慮しつつ、調査対象区分等について検討を行う。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年（2022年）調査見直しに向けて、平成29年（2017年）産結果からデータを蓄積するとともに、調査結果と生産コストとの関連性を分析・精査し、本調査事項の見直しの必要性を検討する。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国調査を実施したものから順次、主産県と非主産県の収穫量と作付面積の増減割合の比較・検討を実施しているところである。これまで、全国調査を実施した品目については、主産県と非主産県の動向が著しくなるものはなかったところ、引き続き、全国調査を行った品目については検証を行い、動向が著しく異なる場合は他の推計方法を検討するなどの精度向上を図る。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材統計調査結果に加え、木材流通統計調査結果、特用林産基礎資料、木質バイオマスエネルギー利用動向調査結果等の情報を一体的に提供出来るようするため、木材需給報告書の作成に向け、政策担当部局との検討に着手したところ。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物等に関するデータの精度向上及び公表の迅速化について、「循環利用量調査改善検討会」を開催し、検討を行ってきた。迅速化については、一部の廃棄物等について発生量を推計することなどにより、一定の成果を得たことから、近年では精度向上に主眼を置いて検討を行っている。 平成30年度（2018年度）は検討会を3回開催（9月、12月、3月）、作業部会を2回開催（11月、1月）し、これまで廃棄物等の「等」の発生量の算出のために活用してきた「産業分類別の副産物（産業廃棄物・有価発生物）発生状況等に関する調査」（経済産業省）の休止を受けて、平成28年度（2016年度）から行なっていた業界団体統計資料等を利用した算出方法の検討を引き続き行い、平成30年度（2018年度）において新たな算出方法として確立した。また、新算出方法を用いて、平成27年度（2015年度）実績値に遡って発生量の再算出を行った。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー消費統計について、総合エネルギー統計への組込みを実施しつつ、課題である時系列安定化などに向けて、委託研究により得られた方策を採用し、平成27年度（2015年度）調査（28年（2016年）4月から6月にかけて実施し公表）において、(i)標本を半数ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングの導入、(ii)差推定の導入、(iii)時系列での外れ値排除処理の導入などを実施した。以降、継続して同手法により実施しているが、並行して、基幹統計とする場合の状況として足り得るかといった視点も含め、これら取組後のデータ変動の検証、差推定の適用手法の見直し、燃料種別誤差率の低減の検討など、総合エネルギー統計への組込み時における更なる精緻化に向けた検討を実施した。 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(6) 交通関連施策に必要な統計の改善	◎ 自動車輸送統計調査について、精度向上を図る観点から、平成29年度（2017年度）に実施する予備的調査、他の輸送統計及び行政記録情報の活用も含めて分析・検討を促進し、新たな調査手法による調査を開始する。また、公表の早期化やニーズに応じた公表事項の充実、品目別輸送量の数値の安定化方策等について検討し、早期に結論を得る。	国土交通省	平成32年度（2020年度）から実施する。
	◎ 港湾調査について、オンライン調査や行政記録情報の活用等を一層推進し、主要港湾等に限定した速報値を公表することも含め、公表時期の更なる早期化に努める。また、NACCS（注）データ項目の追加等の整備状況を踏まえつつ、その更なる利活用について検討を促進するとともに、ニーズに即した集計事項の充実についても検討に着手する。 （注）輸出入・港湾関連情報処理システム（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System）	国土交通省	平成30年度（2018年度）から実施する。
(7) 不動産関連統計の改善・体系的整備	◎ 5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査とその中間年に実施する土地動態調査について、不動産登記情報の公開の在り方などの検討動向を注視しつつ、不動産登記情報の活用の可能性や、フローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人における土地の所有・利用構造をより的確に把握する調査を効率的に実施する方向で検討を促進する。	国土交通省	平成35年（2023年）法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査の作成方法の充実に向け、関係府省とも連携し、解決すべき課題を整理・検討する。	国土交通省	平成30年度（2018年度）から実施する。
(8) 観光施策の推進に必要な統計の改善・充実	◎ 既存の観光統計を用いて作成している地域観光統計について、観光統計を体系的に整備する観点から、平成30年（2018年）1-3月期分から公表する都道府県別の旅行者数・旅行消費額の推計結果を検証した上で、推計手法の改善に取り組む。また、地域観光統計の精度向上に向け、民間データ等の活用の可能性も含め、関連統計の改善を図るとともに、クルーズ船利用の拡大等旅行者の旅行形態の変化に対応した統計の改善について検討する。	観光庁	平成30年度（2018年度）から実施する。
	◎ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査について、上記観光統計の体系的整備の進捗状況も踏まえ、基幹統計化に係る結論を得る。	観光庁	平成34年度（2022年度）までに結論を得る。
	◎ 訪日外国人消費動向調査の都道府県別表章結果について、精度検証を実施した上で、必要な改善についての結論を得る。	観光庁	平成34年度（2022年度）までに結論を得る。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 自動車輸送統計調査について、平成29年度（2017年度）に実施した自動車輸送統計予備的調査（一般統計調査）の集計・分析を実施した。 また、学識経験者、業界団体及び省内関係部局を構成員とする検討委員会を設置し、上述の予備的調査の結果を基に、行政記録情報（自動車登録ファイル等）の更なる活用、公表の早期化及び品目別輸送量の安定化が図られる新たな調査手法等を策定した。 令和2年（2020年）4月からの実施に向けて、総務省へ調査計画の変更手続きの準備を行った。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 港湾調査について、①貨物形態別集計等の集計事項の充実、②政府統計オンライン調査総合窓口（e-Survey）の導入、③主要港に限定した速報値の公表及び④調査対象港湾の見直し等について、調査計画の変更案を策定し、令和2年（2020年）1月からの実施に向けて、総務省へ調査計画の変更手続きの準備を行った。 また、基幹統計調査「港湾調査」に関する打合せ会議等において、行政記録情報の活用について一層の推進を図っている。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 土地基本調査に関する研究会において、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報の活用やフローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人の土地の所有・利用構造の全体像をより的確に把握する調査を効率的に実施するための課題を整理・検討した結果、平成30年度（2018年度）に中間年に実施していた土地動態調査と土地保有移動調査を統合し、令和元年度（2019年度）から土地保有・動態調査を実施することについて総務大臣から承認を受けた。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 土地基本調査に関する研究会において、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報の活用やフローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人の土地の所有・利用構造の全体像をより的確に把握する調査を効率的に実施するための課題を整理・検討した結果、平成30年度（2018年度）に中間年に実施していた土地動態調査と土地保有移動調査を統合し、令和元年度（2019年度）から土地保有・動態調査を実施することについて総務大臣から承認を受けた。引き続き、関係府省とも連携し、解決すべき課題を整理・検討する。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 従来、供給側統計である「宿泊旅行統計調査」を用いて推計していた地域観光統計について、需要側統計である「訪日外国人消費動向調査」及び「旅行・観光消費動向調査」を柱とする新たな推計手法の開発を行った。平成30年（2018年）から、訪日外国人消費動向調査及び旅行・観光消費動向調査において、都道府県別の旅行者数及び旅行消費額のより正確な把握のため、サンプルの拡充や調査票の改善等を行っており、それらを反映した調査結果を用いて新たに地域観光統計の試算を行い、そのデータの精度等を検証した上で、推計手法を確定させた。また、訪日外国人消費動向調査では、平成30年（2018年）からクルーズ船利用客を調査の対象に加え、調査結果を旅行消費額の公表値に反映している。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 宿泊旅行統計調査について、層区分に用いる指標や、外国人延べ宿泊者数の精度目標の設定方法等、統計の安定性や精度の向上に向けた課題を整理した。今後、データの検証等を含め、改善策の具体化に向けた検討を進める予定。旅行・観光消費動向調査については、調査票の改善を行うとともに、回収率の向上を図っているところであり、今後スマート回答の導入を通じた更なる回収率向上等、精度改善に向けた取組を進めていく。こうした取組を行いつつ、各統計の回収率向上や精度確保の可否について引き続き検証した上で、現行の統計法上の位置付けについて検討を行う。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人消費動向調査については、平成30年（2018年）からサンプルを大幅に拡充した地域調査を開始し、都道府県別の訪問率、平均泊数、1人当たり旅行中支出等の調査結果の精度向上を実現した。また、地域調査の結果の精度については、地域観光統計の新たな推計と合わせ、検証を行った。この検証結果を踏まえ、今後、調査地点やサンプルの拡充等、更なる精度向上に向けた取組の検討を進めていく。 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ SDDSプラスについて、未対応となっている四半期の部門別バランスシート、一般政府収支及び一般政府債務の公表に向け、引き続き関係省庁等の協力を得つつ検討し、対応可能な全項目での公表を実現する。 	財務省、内閣府	平成33年(2021年) 4月までに実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計委員会や各府省との連携を図り、SDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組む。 	内閣官房、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保障費用統計について、OECD基準に加え、財源の国際比較が可能となるEU(ESSPROS)基準に準拠した統計の作成について、EU統計局及び関係府省の協力を得て検討し、提供を開始する。 	厚生労働省	平成34年度(2022年度)までに実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、社会保障関係費用に関する調査結果の活用や、単価に基づく推計等を検討し、改善を図る。 	厚生労働省	平成34年度(2022年度)までに実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた新たな統計の作成について、事業所母集団データベースと貿易統計データベースにおける法人番号の登録状況を踏まえた収録情報の接続の可能性や、個別企業の情報が識別されることがないか等といった観点の検討も含め、その作成可能性を検証・検討する。また、貿易統計について、ユーザーニーズも踏まえつつ、情報提供を充実するなど、引き続き利便向上に努める。 	財務省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外事業活動基本調査について、政府における行政記録情報の提供環境を整えるための方策の検討状況を踏まえ、その母集団名簿の適切な作成に向け、行政記録情報である外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）の届出情報（企業名、住所等）等の活用方策について検討し、可能な限り早期に結論を得る。 	経済産業省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計委員会の知見も活用しつつ、①国際会議・専門家会合等への積極的な参加・情報発信、②国際機関等への統計専門家の経常的な派遣、③発展途上国等を中心とする諸外国からの統計に関する政府職員の受け入れ、④国際連合アジア太平洋統計研修所（S I A P）の運営に対する協力等の取組を一層充実し、国際貢献の強化を図る。 	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に各府省間の連携を図り、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有を強化する。 	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年（2016年）4月にＳＤＤＳプラスに参加した後、毎年6月に関係省庁で連絡会議を開催するなど、関係省庁等で協力しつつ対応を進めている。四半期の部門別バランスシート及び一般政府債務については、平成30年（2018年）4月に公表を開始済み。なお、一般政府収支は、令和3年（2021年）4月までに公表を開始する予定。 	実施済（四半期の部門別バランスシート及び一般政府債務について）及び実施・検討予定（一般政府収支について）
<ul style="list-style-type: none"> 平成29年（2017年）7月に国連総会で承認された枠組みに基づくSDGグローバル指標については、令和元年（2019年）9月に開催予定のSDGサミットに向け、今夏に算出結果を公表すべく調整中である。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> EU（E S S P R O S）基準マニュアルの翻訳版については平成30年（2018年）11月にホームページ上に掲載するとともに、コード表の翻訳版を作成中である。また、EU基準の集計のためのデータベースシステムの構築を進めている。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 総務省「社会保障に要する経費に関する調査」から地方単独事業分を加えた集計を過去2年度分について試行し、令和元年度（2019年度）の公表に向けた準備を進めている。 	実施・検討予定
<p>当該措置については、貿易統計データの既存情報にある項目と事業所母集団データベースの既存情報の項目に共通キーが存在しておらず、両データベースの収録情報の接続が極めて困難な状況。今後、接続に必要な共通キーとなり得る、例えば、法人番号が導入される等の進展によっては、引き続き検討する余地があるものと考えられる。</p> <p>ただし、仮に共通キーの課題が解決したとしても、本来の行政手続の円滑な実施に支障が出ないよう、また個別企業の情報が識別されないよう処理が行われる必要があり、統計情報の機密性が担保された環境において作業が実施されることが前提となる。</p> <p>貿易統計については、これまでもユーザーニーズを踏まえ提供情報の充実に努めてきたところ、更に利便性を向上させるため、令和元年（2019年）前半中に貿易統計ホームページのリニューアル及びe-StatのDB化を予定。</p>	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 外国為替及び外国貿易法の届出情報である行政記録情報の活用については、財務省から個別企業情報守秘の観点から提供は困難である旨の回答があり、引き続き、行政記録情報の活用に向け、総務省をはじめ関係省庁と協議の上で今後の対応策について検討していきたい。 	継続実施
<p>①8府省から延べ143人の職員が51の国際会議に出席し、議論への参加、発表等を行った。</p> <p>②5府省が16の国際機関・国等に延べ56人の職員を派遣した。</p> <p>③2府省が42か国から延べ119人の研修生を受け入れた。</p> <p>④S I A Pに対して、昭和45年（1970年）の設立以来、現金及び現物の寄与を通じた研修への協力をに行っており、平成30年度（2018年度）については、73か国（地域）、1,625名に対して研修を実施した。</p>	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 各種の統計に関する国際会議、国際機関及び諸国の諸情報を府省等間において緊密に報告・連絡し合うとともに、国際協力の推進に関する事項について、政府部内の連絡及び調整並びに検討を行うことを目的とした会議を定期的に開催しており、平成30年度（2018年度）は2回開催した。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用	○ POSデータ、人流データ、SNSデータなど民間データの活用に係る先行事例があるデータ又は優先度の高いデータ等（行政記録情報等を含む。）を選定して、各府省の協力により集中的に協議することにより、利活用上の各種課題の解決や、優良事例等を積み上げて公表するための産官学連携による会議を開催し、データの保護や取得等の状況にも留意しつつ、各府省と地方公共団体・民間企業等の間における統計的分析や統計作成目的によるデータ等の相互利活用を推進する。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 統計的分析や統計作成目的によるビッグデータ等の利活用を推進するため、各府省におけるビッグデータ等の統計への活用実態を把握するとともに、可能な限り地方公共団体・民間企業等における国の統計データやビッグデータ等の効果的な利用状況の把握に努め、定期的にこれらの情報を各府省に提供することで各府省による利活用の横展開を促すとともに、上記の会議に報告する。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
ア 行政記録情報等の活用	○ 各府省と連携し、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の更なる充実を図った上で、定期的に実施し、その結果をホームページに掲載するとともに、府省間の情報共有の充実を図る。また、業務統計を作成する府省においては、原則として当該統計をe-Stat等で公表するとともに、ユーザーニーズを踏まえつつ、提供情報の充実に努める。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 行政記録情報の活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する税情報については、賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用を図ることを視野に本格的に研究を行う。	内閣府、財務省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化しつつ、行政記録情報等の統計作成への活用を通じた研究・検討を推進する。行政記録情報等の統計作成への活用の推進に当たっては、報告者の同意を得た行政記録情報の転用事例、企業等内の既存データの提供を求める事例等を把握し、報告者側の実態や意見も勘案しつつ、各府省への展開を図る。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
イ 民間企業等が保有するビッグデータの活用	○ ビッグデータを用いた新たな景気動向の把握のため、POSデータをきめ細かく分析に利用する手法の開発に向けた検討を行う。また、物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けて、調査機関と連携して研究を進める。	内閣府	平成30年度（2018年度）から実施する。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ・ ビッグデータ等の活用に係る先行事例があるデータ又は優先度の高いデータ等（行政記録情報等を含む。）の利活用上の各種課題の解決や優良事例等を積み上げて公表するため、平成30年（2018年）5月に「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」を立ち上げた。 平成30年度（2018年度）に5回の会議を開催し、「転職時賃金」「流動人口データ」「エリアマーケティング」「パーソントリップ調査」「消費動向指数」に関するテーマを立て、民間企業、学術関連委員、府省庁間での情報共有を行い、意見交換を行った。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各府省におけるビッグデータ等の統計への活用実態を把握するため、平成30年（2018年）1月から「民間企業等が保有するビッグデータ等の統計作成への活用に係る調査」を実施している。 また、各府省や民間企業における活用実態の詳細を把握するため、いくつかのテーマを立て、各府省や民間企業から「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」の場で報告してもらい、民間企業、学術関連委員、府省庁間で情報共有を行い、意見交換を行った。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度、各府省の協力の下、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」を実施し、その結果を府省間で共有するとともに、総務省ホームページに掲載している。平成30年度（2018年度）の取組状況を把握するための同調査については、令和元年度（2019年度）に実施する予定。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政記録情報のデータの特徴や利活用方法等について分析を行っているところ。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政記録情報等の統計作成への活用の実態を把握するため、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」において、「報告者の同意を得て行政記録情報を転用している事例」の項目の追加を予定しているところ。 また、平成30年（2018年）1月から実施している「民間企業等が保有するビッグデータ等の統計作成への活用に係る調査」において、企業等内の既存データの提供を求める事例を把握している。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ P O Sデータの約220品目の価格・数量データの双方を用いて、価格変動が必要要因と供給要因のどちらに起因するのかの要因分解を行った指標を開発した。 P O Sデータ等の速報性の高いデータから、機械学習により小売業販売額全体の動きをナウキャストする分析を実施した。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> ○ ビッグデータを活用した経済指標の開発に当たっては、景気動向把握の向上に資するよう考慮するとともに、POSデータ、人流データ、SNSデータ等を用いて、既存統計で把握できていない経済活動の把握に努める。また、各府省におけるビッグデータの効率的な活用を推進するため、関係府省の取組状況や企業等からのデータ提供の在り方、データの品質確保、専門人材の育成等について、統計委員会を中心に定期的な情報共有を図る。 	総務省、 関係府省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
(2) オンライン調査の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「オンライン調査の推進に関する行動指針」に基づき、統計調査の企画に当たっては、オンライン調査の導入を検討するとともに、導入後も、モバイル機器携帯型端末の活用を含めた改善や回答率の向上を図る。 	各府省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ I C Tの普及状況を踏まえつつ、「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改善・拡充等を推進する。 	総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
(3) 報告者の負担軽減・統計ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ E B P M推進委員会が実施する統計ニーズの提案募集の取組と連携しつつ、統計作成に関する報告者の負担等に関する声(提案)を経常的に募集する。また、当該募集により把握した提案や統計調査の実施等に当たり各府省が収集した報告者の声(提案)や統計ニーズについて、各府省と連携して対応方策を作成・公表するとともに、統計委員会を中心に毎年定期的にその対応状況のフォローアップを実施する。なお、地方公共団体、独立行政法人等や民間企業等による各種調査やアンケート調査等との重複等に係る内容については、必要に応じて総務省において、統計委員会の意見も踏まえつつ当該関係者への情報提供や連絡等を行う。 	総務省、 各府省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管統計調査の設計に当たっては、報告者の声、府省内外の統計ニーズを別途把握するとともに、これまでに募集・把握した報告者の声や統計ニーズも踏まえることにより、報告者の負担軽減や統計ニーズへの的確な対応を図ることに加え、各府省の政策立案過程総括審議官等に、必要なデータの有無や所在を確認し、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化を図る。 	各府省	平成30年度 (2018年度)から実施する。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 「消費動向指数研究協議会」に参画する企業の一部から提供を受けた消費関連データについて、消費動向指数（C T I）への活用を視野に、その特性等を分析した。【総務省（統計局）】 「ビッグデータを活用した商業動態統計調査（試験調査：家電大型専門店分野）」を平成30年（2018年）7月から12月にかけて実施、試験調査結果を平成31年（2019年）2月に公表した。【経済産業省】 平成30年（2018年）9月の統計委員会において、萩野覚（福山大学経済学部）教授から国際統計機関における人材育成に関して講演いただき、情報共有を図った。 「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」で議論した民間企業が保有するビッグデータ活用例及び配下で立ち上げた流動人口データ検証WG結果を各府省に共有・展開を図るべく、統計委員会への報告準備を進めているところ。【総務省（統計委員会担当室）】 	継続実施
・（資料編 資料3参照）	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 各府省に機能改修に係る照会を行い、改修要望について、緊急性、改修工数、費用対効果等を踏まえた優先度を判断し、今後実施する改修内容を取りまとめ、各府省へ提示・共有した。 各府省が利用する電子調査票（Excel形式）のテンプレートについて、回答データをXML形式のファイルで出力する機能等を追加した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 国の統計に関する提案を経常的に把握する仕組みを構築し、平成29年度（2017年度）末から、報告者の声・統計ニーズの把握を開始した。 平成30年度（2018年度）末時点で、計180件の意見を受け付け、そのうち13件については、平成30年（2018年）10月の統計委員会において対応方策を回答した。残りの分については、各府省との対応方策を調整中であるため、平成31年度（2019年度）初頭を目途に統計委員会に報告する予定。 また、E BPM推進委員会にて行っている、「統計等データの利活用等に関する提案募集」と連携（回答提示の協力等）して、取組を進めているところ。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 職種別民間給与実態調査において、府省内外の統計ニーズも含め調査項目の必要性を改めて精査し、報告者の負担軽減等の観点も踏まえ、平成31年（2019年）調査において調査項目の削減等の見直しを行った。 民間企業における役員報酬（給与）調査において、府省内外の統計ニーズも含め調査項目の必要性を改めて精査し、必要性が低下したものについて、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化の点も踏まえ、令和元年（2019年）調査において削除することとした。 民間企業の勤務条件制度等調査の平成30年（2018年）調査において、企業の情報等の共通事項についてプレプリントを実施した。【人事院】 所管統計調査における有識者による企画分析会議等での統計の基本的な考え方を踏まえ、検討実施。【内閣府】 次回令和3年（2021年）経済センサス-活動調査の実施に向けて、平成30年（2018年）6月以降関係府省や地方公共団体に対して、調査事項に関する要望把握を行うなど、統計ニーズ等への的確な対応を図っている。【総務省】 調査実施に当たり、外部有識者等による委員会からの意見聴取、犯罪被害者支援団体からのヒアリングなどにより、統計ニーズの把握に努めた。【法務省】 総務省が実施した「国が実施する統計調査に関する提案募集」において、経団連から提出された改善要望のうち、文部科学省対応分について対応を行った。【文部科学省】 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計の品質確保 (1) 統計基準の整備及び統計間の比較可能性向上 ア 統計基準の整備	○ 日本標準産業分類の次期改定と併せて、法人番号と事業所母集団データベースとの照合により追加される企業等の確認結果や、企業等の活動実態や実査可能性等を踏まえつつ、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する日本標準産業分類上の整理に取り組む。	総務省	日本標準産業分類の次期改定（平成35年度(2023年度)）に向けて実施する。
イ 統計間の比較可能性向上	○ 統計間の比較可能性や再集計機能の向上を図るため、各府省と連携し、地域ブロックの結果表章に係る標準的な区分の在り方について検討を進め結論を得るとともに、年齢、事業所規模などの結果表章に係る標準的な区分の在り方についても現状の更なる精査を行った上で検討を進め結論を得る。また、各府省は、個々の調査の特性や精度に留意しつつ、この結論にのっとった対応に努める。	総務省、各府省	地域ブロックについては平成30年度(2018年度)末までに、それ以外については31年度(2019年度)以降順次、結論を得て、それを踏まえ順次実施する。
(2) 民間委託された統計調査の品質確保・向上	○ 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、委託業務仕様書の見直しや、プロセス管理の徹底を図るとともに、事後的な検証を含めた情報共有を通じ、民間委託された業務の更なる品質確保・向上に着実に取り組む。 ○ 統計調査の民間委託について、関係府省の協力を得て、複数年契約の推進等について検討するとともに、民間委託における優良事例等を取りまとめ、情報共有する。	各府省 総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。 平成30年度(2018年度)から実施する。
(3) 統計に共通する課題の研究・各府省等への支援	○ 「各府省統計研究情報フォーラム」を活用した情報共有について、各府省における調査研究の実施予定も対象にするなど、統計委員会を中心に取組の充実・強化を図る。 ○ 各府省及び地方公共団体からのニーズを踏まえ、引き続き統計技術的な課題解決に向けた研究に取り組み、その研究成果を統計業務に活用することにより、各府省及び地方公共団体を支援する。	総務省 総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。 平成30年度(2018年度)から実施する。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 統計調査の見直しに当たっては、パブリックコメントの実施や業界団体や利活用者等のヒアリングを行い、国民の意見やニーズを把握した上で、記入者負担の軽減にも配慮した計画案を策定し、総務大臣へ変更申請を行った。例えば、海外事業活動基本調査の見直しに際しては、大幅に調査項目を縮減するなど、記入者負担の軽減及び調査事務の簡素化を実現した。【経済産業省】 統計を利用した結果の検討会等において、ニーズの把握に努めている。【環境省】 	
<ul style="list-style-type: none"> 法人番号の把握・活用の推進による事業所母集団データベースの整備・充実の状況を踏まえつつ、令和5年度（2023年度）の日本標準産業分類の次期改定に向けて結論が得られるよう今後検討予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 公的統計の結果を地域別に表章する際の指針として、平成31年（2019年）3月28日に「地域別表章に関するガイドライン」を決定（総務省政策統括官（統計基準担当）決定）。 	実施済（地域ブロックについて）及び継続実施（それ以外について）
<ul style="list-style-type: none"> （資料編 資料5参照） 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）7月、複数年契約の推進等について民間事業者団体と意見交換を実施した。 平成30年（2018年）7～8月に、民間事業者に委託した統計調査業務の履行状況・範囲・規模などの情報を関係各府省から収集し、整理した上で各府省間で情報共有した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）は、「各府省統計研究情報フォーラム」を活用した情報共有について、各府省における調査研究の実施予定も対象にするなど、統計委員会を中心に取組の充実・強化を図る方策について検討を行った。その結果、総務省から各府省に従来照会していた研究成果に加え、調査研究の実施予定についても照会し、「各府省統計研究情報フォーラム」に掲載することで、各府省で情報共有及び調整を行い、研究予定等を見直す（類似研究の共同研究など）と共に、研究予定、成果などを統計委員会に報告し、研究内容の助言をいただくこととした。これらの取組については、令和元年度（2019年度）から実施する予定。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省からの要請に応じて、「生産動態調査」の欠測値補完方法について、従来の補完方法の妥当性やより適切な補完方法の研究を行った。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> ○ ビッグデータの特性把握や偏り是正等ビッグデータの利用に関する高度な統計技術の研究開発に引き続き取り組む。また、匿名化などの適切なデータの補正、データ保管・利用に関する信頼性の確保、データの品質確保などについて、各府省に対する技術的な支援の充実に努めるとともに、ビッグデータの分析事例や活用事例に関する研修を実施する。 ○ 時々の技術動向を踏まえつつ、情報収集方法の高度化に関する研究に引き続き取り組む中で、無作為抽出により行った調査員調査の結果とモニター調査など別の手法により行った調査の結果との統合推計などの研究を推進し、統計調査員業務の重点化に活用する。 	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(4) 統計棚卸し・品質管理の推進等 ア 統計棚卸し等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計に関する官民のコストの削減計画を策定することにより、統計に関する官民コスト（作業等に要する時間コストの合計。追加的に発生するコストは対象外）を、3年間で2割削減するとともに、その取組状況を毎年フォローアップし、その結果を公表する。 ○ 各府省と連携して、個別統計に関し、必要に応じ統計研究研修所も活用しつつ、統計精度検査を計画的に実施するとともに、平成29年度（2017年度）に実施した統計精度検査結果への対応状況も含めフォローアップする。 	各府省、総務省	平成32年度(2020年度)末までに実施する。
イ 品質管理の推進等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、統計の品質保証活動に引き続き取り組み、所管統計・統計調査の改善を図るとともに、公的統計への理解と活用を一層推進するため、作成過程の更なる透明化に努める。 	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 統計研究研修所では、平成29年度（2017年度）に開講した「ビッグデータ入門」（平成30年度（2018年度）受講者数99名）及び平成30年度（2018年度）に開講した「ビッグデータ利活用」（同88名）にて、ビッグデータの分析事例や活用事例、より実践的な問題の解決方法などについて紹介・解説した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 無作為抽出により行った調査員調査の結果とモニター調査など別の手法により行った調査の結果との統合推計を行っている統計の取組について、ヒアリングを行うなど情報収集を行った。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 各府省において、統計に関する官民のコストの削減計画を策定し、平成30年（2018年）6月の統計委員会に報告した。現在、各府省において、削減計画に記載された取組を実施することにより、統計に関する官民コストの削減に取り組んでいるところ。 各府省における平成30年度（2018年度）の取組状況については、令和元年度（2019年度）にフォローアップを実施し、統計委員会に報告する予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）11月の第1回評価分科会において、平成28年度（2016年度）統計法施行状況に関する審議結果報告書（統計精度検査関連）（平成30年（2018年）3月）のフォローアップを行うことを決定。同報告書において実施すべきとされた事項のうち建設工事統計調査（施工調査）の欠測値対応の見直しについて、平成31年（2019年）3月の第2回評価分科会において、統計技術の観点から評価するための審議を行った。 <p><統計精度検査（標準検査）について> 平成29年（2017年）11月の統計委員会への検査結果の報告に際し、平成29年度（2017年度）末までに、総務省の示したひな型等を踏まえて各府省がホームページ上の掲載情報を充実すべきとの考えが示された。総務省においては、各府省の改善状況を把握するため、平成30年（2018年）3月に、同一のスコアリング基準を用いて再度検査を実施し、平成30年（2018年）6月に統計委員会でその結果を報告した。</p>	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、毎年度、各府省における統計の品質保証活動に関する取組状況等について情報共有を行っている。 【総務省（政策統括官）】 基幹統計（国民経済計算）及び一般統計調査について、平成25年（2013年）9月に品質表示及び品質評価に係る実施計画を定め、当該計画に基づき、調査実施部局において、品質保証活動に関する取組を実施している。また、大臣官房において、部局ごとの取組結果を確認し、府内の取組状況について適宜部局と情報共有し、取組内容の改善等を促している。【内閣府】 品質表示及び品質評価について、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」等に準じて可能な範囲で実施する体制を維持している。【警察庁】 総務省統計局実施の統計調査について、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、表示の見直し及び自己評価を実施し、評価結果の概要を統計局ホームページ上で公開した。引き続き、所管する統計について、自己評価を計画的に実施する。 また、実施過程の質の評価については、委任・委託先の協力を得て平成30年度（2018年度）から自己評価を実施した。今後も所管する統計について、自己評価を計画的に実施する。【総務省（統計局）】 法務総合研究所においては、一般統計調査である第5回犯罪被害実態（暗数）調査の承認申請に当たり、ガイドラインに基づく品質評価事項チェックリストを活用した自己評価を行った。【法務省】 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、財務省が所管する基幹統計及び一般統計について統計作成部局による自己評価及び総括部局における二次チェックを実施した。【財務省】 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 統計の利活用促進・環境改善 (1) 調査票情報等の提供及び活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査票情報等の管理に当たり、調査票情報等のデータ形式や調査票情報等を活用する上で必要な情報（メタデータ）の保存・管理の在り方を検討した上で、調査票情報等の管理等の委託に関するガイドラインを定める。 ○ 政府共通の基盤として、調査票情報や匿名データ、メタデータ等の一元管理を行う中央データ管理施設並びに調査票情報等の提供及び活用に関するポータルサイトについて、独立行政法人統計センターと協力して整備を進める。 ○ 調査票情報の提供についてオンライン利用を中心とした利用形態への移行を視野に、独立行政法人統計センターと協力し、オンライン利用の全国的な展開に向け、利用拠点及び利用可能な統計調査の段階的な拡充を図るとともに、これらの取組状況を踏まえて調査票情報等の利用形態の在り方にについて検討する。加えて、利用可能な行政記録情報について、統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤について整備を進める。 	総務省 総務省 総務省、各府省	平成30年度 (2018年度)末までに実施する。 平成30年度 (2018年度)から実施する。 平成30年度 (2018年度)から実施する。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、文部科学省が所管する基幹統計において自己評価を実施した。【文部科学省】 品質表示については、所管する統計について、各調査の公表の都度見直しを行い、品質表示についての周知や項目内容の充実を図った。品質評価については、予算の概算要求の前に実施予定の統計調査について、自己評価を実施した。【厚生労働省】 品質表示については、順次農林水産省ホームページを更新しているところ。品質評価については、統計調査の見直しに当たって、ニーズ適合性、行政情報を活用した調査の効率性等を踏まえ、適宜改善を図っているところ。【農林水産省】 平成29年度（2017年度）に引き続き、「基幹統計調査のHP掲載のひな形文書」に基づき、品質表示について改修を実施した。【経済産業省】 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、国土交通省が所管する統計について、品質表示の評価及び品質評価を実施した。【国土交通省】 	
<ul style="list-style-type: none"> 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号。以下「改正法」という。）の全面施行に向けた調査票情報の二次的利用等関連ガイドラインの改正（平成31年（2019年）4月予定）に合わせて、調査票情報のデータ形式のCSV化やドキュメントの定義の明確化等を図ることとした。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 政府共通の基盤としての中央データ管理施設及びポータルサイトの整備について、独立行政法人統計センターの年度目標及び年度計画に盛り込み取組を推進。具体的には、オンライン利用の取組を進めるとともに、政府統計の総合窓口（e-Sat）内に調査票情報の利用手続や提供対象の統計調査一覧などを掲載した「ミクロデータ利用ポータルサイト（miripo）」を令和元年（2019年）5月1日に開設する予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> オンライン利用の全国的な展開に向け、大学、研究機関等の協力を得て全国に12のオンライン施設を整備するとともに、関係府省と連携して利用可能な統計調査を6府省が所管する計31調査まで拡充を図った。引き続き、オンライン施設及び利用可能な統計調査について、ユーザーニーズ等を踏まえつつ、順次拡充を図る予定。【総務省（政策統括官）】 調査票情報の提供については、調査の特性等を考慮し、困難であると考えている。【人事院】 独立行政法人統計センターとの連携や指示に基づいて検討実施。【内閣府】 総務省統計局所管の統計調査については、直近の調査の調査票情報から提供を開始し、提供可能な全ての調査票情報が利用できる社会生活基本調査をはじめ、拡充を図っている。【総務省（統計局）】 統計センターと調査票情報等の取扱いについて調整を行った。【文部科学省】 オンライン利用の試行運用に参画し、6調査（賃金構造基本統計調査、人口動態調査、就労条件総合調査、薬事工業生産動態統計調査、医薬品・医療機器産業実態調査、国民健康・栄養調査）について登録した。【厚生労働省】 平成29年度（2017年度）の基幹統計調査の登録に続き、平成30年度（2018年度）は一般統計調査への拡充を図るため、一般統計調査の登録を開始。令和元年（2019年）5月を目途に11の一般統計調査の登録を終える予定。【経済産業省】 一部の統計調査において、オンライン利用による調査票情報の提供を可能とした。【環境省】 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省におけるオンサイト利用の運用状況を踏まえつつ、所管統計調査の調査票情報等のデータ提供等について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を進めるなど、オンライン利用の推進に向けた取組を行う。 	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計法令の改正状況を踏まえつつ、オーダーメード集計及び匿名データの提供に関する利用要件の緩和を進めるため、ガイドラインの改正など必要な環境整備を行う。 	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ オーダーメード集計について、利用者の利便性等の向上のため、利用に当たっての要件、作成可能な集計表、費用等に関する情報について、具体例を示しつつホームページに掲載するなど利用に関する更なる情報提供に取り組む。 	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ オーダーメード集計に関し、より利便性の高い提供方式であるオンデマンド集計の導入について検討を行い、結論を得る。 	総務省	平成31年度(2019年度)末までに実施する。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 改正法の全面施行により、調査票情報の提供対象が拡大されること等を見据えつつ、オンライン利用に係る独立行政法人統計センターへの調査票情報の提供等に係る事務の委託を進め、オンライン利用が可能な統計調査を6府省が所管する計31調査まで拡充を図った。【総務省（政策統括官）】 調査票情報の提供については、調査の特性等を考慮し、困難であると考えている。【人事院】 独立行政法人統計センターとの連携や指示に基づいて検討実施。【内閣府】 総務省統計局所管の調査票情報のオンライン利用については、独立行政法人統計センターへの事務の全部委託に向けて、手続を行っている。【総務省（統計局）】 法人企業統計調査について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を実施した。【財務省】 所管統計調査の調査票情報等のデータ提供等について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託の準備を進めるなど、オンライン利用の推進に向けた取組を行った。【文部科学省】 令和元年（2019年）5月1日の統計法第33条の2の施行に合わせて、試行運用から本格運用への準備（統計センターへの全部委託）を行った。【厚生労働省】 毎年、直近に実施した調査票情報を提供しつつ、オンライン利用の試行運用から本格運用に向けた提供事務等の全部委託の推進に向け、省内の体制等調整中。令和元年（2019年）5月を目途に全部委託の手続を行う予定。【経済産業省】 環境省で所管している統計調査について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を行った。【環境省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 統計法施行規則（平成21年総務省令第145号）を改正し、オーダーメード集計及び匿名データの利用要件について、新たに官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）により指定された重点分野に係る統計の作成等を追加するとともに、教育目的の利用を高等学校相当まで拡大した。これを踏まえ、改正法の全面施行までにオーダーメード集計及び匿名データに係るガイドラインの改正を行う予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 特段の取組実績はないが、基本計画にのっとり、引き続き必要な検討を行うものとする。【人事院】 業務計画において、独立行政法人統計センターへオーダーメード集計の事務を委託し連携しながら、提供調査・年次の拡大を行い、更なるサービスの充実に努めている。 加えて、利用者に対し、利用相談・申出手続に対する即時対応を行い、利用要件、作成可能集計表、作成に係る費用などをホームページやパンフレット・メーリングリストでの周知をするなど利用促進を図っている。 また、利用者の利便性等の向上のため、調査票情報の提供、オーダーメード集計及び匿名データの提供について、「二次利用ポータルサイト（miripo）」を令和元年（2019年）5月に開設し、利用に当たっての要件、作成可能な集計表、費用、利用実績等に関する情報について掲載し、情報提供を開始する。【総務省】 厚生労働省ホームページに「オーダーメード集計について」として、利用要件、手数料、対象となる調査の概要及び集計の仕様等を掲載し、情報提供に取り組んでいる。【厚生労働省】 経済産業省がオーダーメード集計の提供対象としている経済産業省企業活動基本調査について、対象年次の拡充更新を行った（現在、平成20年（2008年）調査（平成19年度（2007年度）実績）～平成29年（2017年）調査（平成28年度（2016年度）実績））。【経済産業省】 オーダーメード集計の利用に関する情報を環境省のホームページに掲載し、情報提供に取り組んでいる。【環境省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 諸外国におけるオンデマンド集計の導入状況等を調査するための予算措置を図った。令和元年度（2019年度）中に上記調査を実施するとともに、有識者や関係機関の意見も聴取した上で結論を得る予定。 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 匿名データについて、統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討する。 	総務省	平成31年度 (2019年度)末までに実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 匿名データやオーダーメード集計について、ユーザーニーズ等を考慮しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。 	各府省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査票情報を利用した研究成果について、各府省及び研究者からの報告を受け、e-Sstatとの連携を図りつつ、一元的に閲覧可能な環境を整備するとともに、研究成果の一覧表示や検索機能などの閲覧者の利便性を図る取組を行う。 	総務省	平成30年度 (2018年度)末までに実施する。
(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般統計調査の結果、業務統計及び加工統計を含め、所管する統計データをe-Sstatに登録する。また、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充、統計表の集約的な公表、API機能でのデータ利用が可能となる統計情報データベースへのデータ登録を計画的に実施する。なお、総務省は、各府省への統計データ登録に係る周知の徹底や、各府省による統計データ登録業務を引き続き支援することに加え、各府省と連携を図りつつ調査票情報の保存形式の共通化等を進め、統計データ登録業務の効率化を図る。 	各府省、総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ e-Sstatについて、高度利用のための機能改善や強化、統計作成において使用している行政記録情報に関する項目検索機能の追加など、ユーザーニーズを把握し、これを踏まえた機能強化を引き続き推進する。 	総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外の政府や国際機関の統計サイトの利便性や操作性などの情報を収集し、有用な機能を取り入れることにより、e-Sstatの利便性の向上を図る。 	総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省と連携して、調査の概要や地域区分、分類項目・集計項目一覧などの統計を利用する際に必要な情報をe-Sstatに登録する。 	各府省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
(3) 統計リテラシーの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計教育の内容等を改善することとした中央教育審議会答申やこれを踏まえた学習指導要領の改訂を踏まえ、これまでの取組（無料学習サイト・教材等の開発、教員向けコンテンツ等の提供等）を更に充実するとともに、教員の指導力向上や児童・生徒の統計への興味喚起を目的に、教育者向けセミナーや児童・生徒向け講座をより積極的に開催する。また、地方公共団体による小中学校向け授業等の取組と連携し、成功事例等の情報提供及び横展開を行う。 	総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 統計法施行規則を改正し、匿名データの利用要件について、新たに官民データ活用推進基本法の規定により指定された重点分野に係る統計の作成等を追加するとともに、教育目的の利用を高等学校相当まで拡大した。 また、匿名データの提供早期化に向け、統計研究研修所が支援する仕組みを構築し、平成31年（2019年）2月の統計委員会において「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」（平成27年（2015年）9月統計委員会決定）を改正した。 平成30年度（2018年度）の取組を踏まえ、令和元年度（2019年度）から、匿名化処理基準に基づく作成の効率化及び統計研究研修所による技術的な支援により、匿名データの提供早期化を図る予定。 	実施済（法制面、技術面からの検討について）及び実施・検討予定（提供の早期化について）
<ul style="list-style-type: none"> 行政機関が提供する匿名データは、平成30年度（2018年度）末時点で2省所管の7調査（50年次分）であり、平成30年度（2018年度）において4年次分のデータの追加を行った。 また、行政機関及び日本銀行が提供するオーダーメード集計は、平成30年度（2018年度）末時点で10府省等所管の28調査（313年次分）であり、平成30年度（2018年度）において15年次分のデータの追加を行った。 引き続き、ユーザーニーズ等を踏まえつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加を行う予定。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 調査票情報を利用した研究成果について各府省からの報告を取りまとめて総務省ホームページに掲載した。 また、改正法の全面施行により、調査票情報をを利用して作成した統計若しくは行った統計的研究の成果又はその概要等の公表が義務付けられることを踏まえ、政府統計の総合窓口（e-Sstat）内にこれらの法定された公表事項等を掲載する「ミクロデータ利用ポータルサイト（miripo）」を令和元年（2019年）5月1日に開設する予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 各府省における基幹統計調査及び一般統計調査の結果、業務統計並びに加工統計のe-Sstatへの登録状況の現状を踏まえ、今後、e-Sstatへの登録状況の現状を分析し、各府省へ登録業務の徹底を図っていく予定（当該登録状況の現状については、資料編 資料6参照）。【総務省（政策統括官）】 総務省において、各府省の統計データの一部（平成30年度（2018年度）107統計）について、API機能でのデータ利用が可能となる統計情報データベースへのデータ登録を実施。【総務省（統計局）】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 行政記録情報に関する項目検索機能の追加に向け、政府統計共同利用システムを運用・管理している独立行政法人統計センターとともに、整備内容等について議論を実施し、今後の予定等について共有した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> e-Sstatの利便性の向上を図るため、国内外における類似するサイトのデザイン、機能、設計等との比較を行い、e-Sstatの現状の課題等について整理するため、外部委託により調査研究を実施した。 	継続実施
（資料編 資料7参照）	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒向け統計学習サイトの拡充や教員向けセミナーの開催等を引き続き進めている。新たな取組としては、学習指導要領に沿った、小中学生向けサイトの「キッズすたっと」を平成30年（2018年）6月に公開し、全国の教員を対象とした統計指導者講習会で広報を行うとともに、都道府県を通じて教育委員会等へリーフレットを配布し、情報提供を行った。また、高校生以上向けでは、「統計データ分析コンペティション」を総務省統計局と統計センター等で共催した。このほか、小学生を対象にプログラミングを通じて統計データに親しんでもらうイベント「子ども統計プログラミング教室」を、都道府県等と連携し、前年より開催都市数を拡大して実施した（地方都市7か所）。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係府省と連携しつつ、データサイエンスと関連の深い高等教育機関と連携・協力し、大学生や社会人向けの講義や講座の提供を充実するとともに、連携・協力をを行う高等教育機関の質・量の拡大を図る。また、関係府省と連携し、産業界が要望するデータ分析スキルを有する人材の育成のため、専門職大学院等に講師を派遣する。 	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計調査員の活動環境の改善を図る観点から、小・中・高校等の段階別に統計調査の必要性や法的位置付け、調査票情報等を保護するための措置、統計調査員の役割等を説明した教材の作成・提供を行う。また、統計教育や学生調査員任用に取り組んでいる大学の事例紹介を通じ、今後同様の取組実施を希望する大学と都道府県との連携を促進する。 	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(4) 報告者の理解の増進・公平感の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済産業省の協力を得て、経済センサス - 活動調査を念頭にしつつ、統計法以外の法令に基づき実施されている立入検査等の事例も参考とし、統計法第15条に基づく立入検査等を積極的に行っていくべき統計調査や、対象となる客体、必要な検査手順等の更なる具体化について、結論を得る。これを踏まえ、平成33年(2021年)経済センサス - 活動調査において、立入検査等を積極的に行っていくための実務的な方策について検討し、結論を得る。 	総務省、経済産業省	平成33年(2021年)経済センサス - 活動調査の企画時期までに結論を得る。 また、実務的な方策について、同調査の実施時期までに結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の基幹統計調査における立入検査等の積極的な実施を促すため、平成33年(2021年)経済センサス - 活動調査における立入検査等の実施状況を踏まえ、立入検査等の問題点の把握や事例の分析等を行い、これを関係府省で共有するなどの取組を行う。 	総務省	平成34年度(2022年度)末までに実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、関係府省の協力を得て、地方公共団体とも連携しつつ、マンション管理関係団体等からの統計調査に係る意見・要望・問合せ等に対応するための国側の窓口を総務省に設置することや、マンション管理関係団体等との定期的な意見交換を行うことなどにより、マンション管理関係団体等との連携強化を図る。 	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく取組を推進し、統計調査の必要性・重要性や罰則規定を含めた報告義務の周知など、報告者に対する広報の充実・強化に取り組むこととし、その一環として、「調査のお知らせ」等の調査通知情報やホームページ等に記載している報告義務や罰則規定の周知内容について、当該統計の利活用事例等を組み合わせるなど、国民にとって分かりやすい内容にするための見直しを行う。また、地方公共団体などの統計調査実施機関における非報告者への対応に係る取組や広報の成功事例等の横展開を図る。 	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 広く統計リテラシーの向上に資するため、総務省統計研究研修所と滋賀大学が引き続き連携協力し、データサイエンスセミナーや教育関係者向けセミナーを共催した。また、高等教育機関の研究者の協力を得て、社会人に向けて学習サイト「データサイエンス・オンライン講座」を提供し、「社会人のためのデータサイエンス入門」（平成30年（2018年）5月開講）については、リニューアルしてコンテンツの充実を図るとともに、大学等への広報を実施した。 総務省から、データサイエンス教育のため、課長級職員1名を国立大学特別招聘教授として派遣し、データに基づく政策立案等の研究のため、企画官級職員1名を国立大学准教授として派遣している。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 教材作成について、都道府県における小学生向け教材を入手した。今後、総務省において、「統計指導者講習会」等を通じて、教職員等有識者と連携を取りながら教材の作成及び提供を行い、教材内容の普及に努める。 また、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会を通じ、全国の大学向けに配布する学生調査員PR資料を提供した（同資料については都道府県にも共有済）。また、愛媛県及び松山市とともに2大学を訪問し、統計教育や学生調査員任用に取り組んでいる大学の事例説明を行い、大学と都道府県・市町村との連携促進に努めた。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 統計法以外の法令に基づき実施されている立入検査等の事例を参考とし、立入検査等の対象が多数存在する場合の対応、立入検査等の対象の選定基準、立入検査等の実施に当たっての指針等の作成などについて検討を行った。 今後、令和3年（2021年）経済センサス・活動調査での実施を念頭にしつつ、更なる具体化について検討する予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 令和3年（2021年）経済センサス・活動調査における立入検査等の実施状況を踏まえ、令和4年度（2022年度）末までに取組を行う予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> アパート・マンション等の共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、国側の窓口を総務省に設置することや、団体との定期的な意見交換（「共同住宅における円滑な統計調査の実施に向けた意見交換会」（第1回）平成30年（2018年）4月25日開催）、情報提供（情報提供用資料「政府統計のチカラ」第1～3号提供）などを通じて、マンション管理関係団体等との連携強化に努めた。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年（2019年）には、各府省における行動指針の取組状況のフォローアップを行うとともに、地方公共団体における好事例を把握し地方公共団体などの統計調査実施機関における非報告者への対応に係る取組や広報の成功事例等の横展開を図ることに努める。【総務省（政策統括官）】 訪問調査実施前に、調査概要について、法務省ホームページに掲載し、報告者の理解の増進を図った。【法務省】 経済産業省ホームページにおいて、統計調査に関する「お知らせ」や「調査にご協力いただいている方へ」等の情報を報告者及び広く一般の方へ情報発信を行うとともに、SNSを活用して統計情報の提供など情報発信等の取組を実施している。【経済産業省】 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(5) 大規模災害発生時等の備え	○ 「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」に基づき、行動計画のひな形を参考にしつつ、速やかに行動計画の策定に取り組むとともに、総務省が中心となって、各府省の行動計画の策定状況の把握や情報共有を行い、取組の推進を図る。	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
4 統計リソースの確保・統計人材の育成 (1) 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置等 ア 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置	○ 国民経済計算を軸とした経済統計の改善や、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進などの実現に必要な統計リソースについて、既存の統計リソースの有効活用を図るとともに、計画的に確保する。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 統計リソースの確保及び有効活用のため、統計委員会を中心に統計リソースを集中すべき重点分野を定める。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 統計リソースの確保及び活用に関する他府省と共有すべき新たな技術や有効な取組などについて、統計委員会等を通じ、引き続き情報共有を図るとともに、先例となるべき新たな取組、業務の見直しなどに関する推奨事例の横展開に取り組む。	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を担うことが期待されている独立行政法人統計センターについて、引き続き必要なリソースの確保に努める。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
イ 地方公共団体との連携・支援	○ 統計調査の環境改善に向けて、平成30・31年度(2018・2019年度)に広報啓発や関係団体等への働きかけの強化、新たな若手調査員の確保など統計調査の環境改善対策を中心、試行的な調査手法の見直し、高度化等の取組を行う都道府県を対象に支援を行い、その結果や関係府省、地方公共団体の意見も踏まえつつ、地域の実情に応じた統計調査の環境改善のメニューや支援策を策定し、これを活用することによる統計調査の環境改善に向けた地方公共団体における調査手法の見直しや高度化等の取組の支援を本格的に実施する。	総務省	平成32年度(2020年度)から実施する。
	○ 関係府省と連携して、地方公共団体の実情や利活用ニーズ等を踏まえつつ、都道府県別表章の充実に向けた上乗せ調査などの技術面での支援や推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を行うなど、地方公共団体に対する必要な支援・検討等を進める。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 内閣府が行う物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けた研究の進捗状況を踏まえ、地方公共団体の統計分析等への活用可能性について検討を行う。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
・ 平成30年（2018年）3月に各府省に対して、大規模災害が発生した場合に関する具体的な行動計画について、バーチャルフォーラムへの掲載を依頼し情報共有を図ると共に、行動計画が未策定の府省に対しては策定を求めた。	継続実施
・ 平成30年（2018年）7月の「平成31年度における統計行政の重要課題の推進のための統計リソースの重点的な配分に関する建議」を踏まえ、各府省において必要な予算・定員を確保した。	継続実施
・ 平成30年（2018年）7月20日に統計委員会から、平成31年度において統計リソース（予算・人員）を重点的に配分すべき取組として、「公的統計の中立性及び信頼性の確保と適切な利活用の推進」「国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備」「統計の利活用促進、統計作成の効率化と報告者の負担軽減」等を含む建議が行われた。	継続実施
・ 新たな取組、業務の見直しなどに関する推奨事例について、令和元年度（2019年度）に収集し、横展開に取り組む。	実施・検討予定
・ オンサイト利用の推進を含めた調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等について、引き続き必要なリソースの確保に努めているところである。	継続実施
・ 試行的に調査手法の見直し、高度化等の取組（調査環境の悪化への対応や統計調査員の高齢化に伴う新たな調査員確保など）を行う都道府県に対して統計専任職員の試行的加配による支援を実施（平成30・令和元年度（2018・2019年度）の各年度5県で実施）するとともに、今後、その取組の効果などの検証する。	継続実施
・ 都道府県別表章や地域統計の充実に向けた上乗せ調査の実施などの取組について、都道府県からの要請に基づき国から専門家を派遣し技術的な支援（平成30年度（2018年度）地方統計機構支援事業 人口流入出の要因に係る分析支援、都道府県景気動向指数作成支援）などを実施した。また、他の都道府県に対して技術的支援結果の情報提供を実施した。	継続実施
・ 平成30年度（2018年度）から、内閣府において物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けた研究を実施しているところであり、令和元年度（2019年度）には当該研究の進捗状況を確認する予定。	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体におけるニーズを踏まえつつ、人事交流時の研修プログラムや人事交流の手法・留意点等、国における受入ポストや人事交流の仲介機能の整備など、人事交流の促進に有効と考えられる方策を整備する。その上で、これらの方策を活用し、地方公共団体の要望に応じて柔軟な形で地方公共団体との人事交流の実施を進めるとともに、その成功・支障事例等を関係府省・地方公共団体間で共有し、取組の改善を図る。 	総務省、 関係府省	平成30年度 (2018年度)末までに整備し、その後実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国・地方公共団体の統計部門において、優れた分析事例や推計技術等を情報共有する方策について、検討し、速やかに情報共有を行う。 	総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体への人的支援等を行う観点から、地域における大学等の専門家の活用等に関する先進事例の情報提供や専門家リストの作成・提供など、大学等と地方公共団体との連携を強化する。 	総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
ウ 統計調査員の確保・育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係府省及び地方公共団体と連携して、統計調査員の確保に資すると考えられる、学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた取組等を行っている地方公共団体の事例を検証し、優れた取組の情報共有を図る。 ○ 関係府省及び地方公共団体と連携して、統計調査員に対するアンケートの実施等により、統計調査員の実務状況の研究・分析を行い、その結果を踏まえ、登録調査員研修等において、報告者の理解が得られる分かりやすい説明や、報告を受けた際の情報保護の徹底等に関する研修内容の充実を図ることにより、優れた統計調査員のノウハウの共有等を推進し、統計調査員の質及び業務に対する自覚を維持・向上させるとともに、統計調査員に対する国民の信頼を確保する。 ○ 調査員調査におけるオンライン回答率の向上は、検査事務の軽減など調査員事務の負担軽減にも資することから、関係府省や地方公共団体と連携して、統計調査員のオンライン調査に関する報告者への説明能力等を向上させるため、統計調査員を対象とした研修内容の充実を図る。 ○ 関係府省の協力を得て、統計調査員の支援に資するＩＣＴやコールセンター等を活用した取組状況を把握し、府省間で情報共有を図るなど、統計調査員に対する支援の強化に努める。 	総務省、 関係府省	平成30年度 (2018年度)から実施する。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）ブロック別都道府県統計主管課長会議（平成30年（2018年）5～6月開催）において、国・地方間の人事交流の促進の取組について取り上げ、都道府県から国に職員を受け入れる方法や制度（総務省行政実務研修員）それぞれの特徴等について説明するとともに、積極的な派遣に向けた検討を依頼し、国・地方間の人事交流への理解と協力を求めた。 また、各府省の統計主管課長級等から構成される統計企画会議（平成30年（2018年）9月）等の場で、各府省において、国・地方間の人事交流を推進していくことを確認した。 総務省行政実務研修員制度については、事前に派遣元の都道府県からどのような業務を経験させたいのかニーズをヒアリングし、受入ポストの選定や研修プログラムの作成を行った上で、都道府県職員を受け入れた。このような人事交流の実践を通じて、現在、人事交流の促進に有効と考える方策・留意点について整理を行っているところ。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 地方統計機構支援事業において、平成30年度（2018年度）から、地方統計部門への専門家の派遣や技術面の支援（和歌山県に対し、地方で作成する景気動向指標の系列見直しに係るマニュアル化を推進。佐賀県に対し、人口の流出入に係る分析結果を提供して支援）を実施するとともに、他の都道府県に対して技術的支援結果の情報提供を行った。 また、和歌山県にある総務省の統計データ利活用センターにおいて、平成30年度（2018年度）から、地方公共団体における統計データを活用した課題解決の支援等を行っているほか、統計局において「地方公共団体における統計利活用表彰」を実施している。統計研究研修所においては、上記表彰地方公共団体などで実施した優れた分析事例について、担当者を講師として招き、統計専門課程「政策立案と統計」の講義科目に当該事例の紹介を組み込むことにより、共有を図った。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ブロック別統計主管課長会議において、地方と大学の連携における先進事例の情報提供を行った。今後、専門家リストの作成・提供を行い、大学等と地方公共団体との連携を強化を図る。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた地方公共団体における先行的な取組について、これまで、資料収集やヒアリング等を通じて得た情報により検証し、その内容を地方公共団体に配布するとともに、ブロック別統計主管課長会議において取組を促した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 報告者の理解が得られる分かりやすい説明や、報告を受けた際の情報保護の徹底等に関する内容を盛り込んだ研修資料を新たに作成するとともに都道府県へ提供し、各地の都道府県別登録調査員研修において登録調査員の能力向上を図った。また、登録調査員中央研修においては、研修参加前に事前にアンケートを実施し、これまでの実査経験で得たノウハウを研修参加者同士で共有を図った。加えてそうしたノウハウについて、都道府県との間で更なるノウハウ共有の拡大に努めた。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 日頃PCに接する機会が少ない登録調査員に対してもPC操作の基礎を含めた研修を行うことで、報告者に対して積極的にオンライン調査を薦めていただけるようにするために、都道府県別登録調査員研修において電子調査票入力体験の更なる充実を図った。また、オンライン調査を推進することによる調査員と報告者のメリットを説明した新たな研修資料を作成し、オンライン調査の更なる推進に資するため、オンライン調査に対する理解増進に努めた。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）は、関係府省で実施されているICTやコールセンター等を活用した調査員の支援に資する取組及びその効果、課題等の把握方法について検討を行った。 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 統計人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「E BPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計部門の人材育成に取り組む。 	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「E BPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計調査の実施、統計の作成・提供等に関し、人材育成上効果的な実務経験を付与し得る他府省に職員を派遣する。 	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「E BPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」も踏まえ、将来的な統計人材の一元的な確保・活用について検討する。 	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「E BPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計委員会を中心に、研究者等にとって魅力ある勤務環境を整備するとともに、勤務先の選択肢として認知されるための情報発信等を取り組むなど、統計部門に若手研究者等を中長期に渡って円滑に確保する具体的な方策を検討し、結論を得る。 	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)を目途に結論を得る。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集合研修・オンライン研修それぞれの特徴を踏まえつつ、ニーズが高いオンライン研修を中心に据えた研修体系の整理・見直しに取り組むとともに、オンライン研修の実施に当たっては、受講者からの質問等を受け付けられるようにするなど双方向性の確保に留意することに加え、国・地方公共団体における統計の利活用促進に伴い増加する受講希望者に対応するため、大量のアクセスに耐え得るようシステムの増強に取り組む。 	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計研究研修所と協力しつつ、高度な統計技術の研究・開発の成果の活用も含め、統計業務に従事する職員向けの研修内容の充実を図るとともに、国・地方公共団体の職員一般の統計リテラシーの引き上げ要請を踏まえ、職員一般に広く学習を求めるべき項目を選定し、基礎項目のオンライン研修の受講を必修化するなど、研修受講機会が拡大・定着するような取組を進め。また、各府省及び地方公共団体に対する講師派遣等に向けた具体的方策を検討し、その実現を図る。 	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> （資料編 資料8及び資料9参照） 統計研究研修所では、証拠に基づく政策立案（EBPM）における統計の重要性の理解を促進するため、統計専門課程「政策立案と統計」及び「政策評価と統計」においてEBPMと統計に関する講義を追加するなど、研修内容の充実を図った。 	継続実施
（資料編 資料9参照）	継続実施
（資料編 資料9参照）	継続実施
（資料編 資料9参照）	実施済
<ul style="list-style-type: none"> オンライン研修について、受講利便性の向上を目的とした改修を行うとともに、研修体系の見直しについて検討を進めている。 また、国・地方公共団体における統計の利活用促進に伴い増加する受講希望者に対応するため、大量アクセスを考慮したオンライン研修システムの構築に取り組んでいる。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 各府省の統計主管課長級等から構成される統計企画会議（平成30年（2018年）9月）等の場で、各府省において、統計研修の効果的な活用に向けた取組を進めていくことを確認するとともに、総務省から各府省に対し、各府省の統計部門職員や政策部門を含めた職員一般が統計研修を積極的に受講するよう促した。また、平成30年度（2018年度）ブロック別都道府県統計主管課長会議（平成30年（2018年）5～6月開催）において、地方向け統計研修の再構築の取組について説明し、地方公共団体職員が統計研修を積極的に受講するよう促した。こうした取組もあり、統計研究研修所が平成30年度（2018年度）に行った統計研修（特にオンライン研修）の修了者数は前年度と比べて1,100人増加した。また、統計研究研修所では、国・地方公共団体における統計の利活用促進に伴い増加する受講希望者に対応するため、大量アクセスを考慮したオンライン研修システムの構築に取り組んでいる。さらに、総務省において平成31年度（2019年度）新規採用職員研修に統計に関する講義を追加するとともに、様々な機会を捉え、今後のオンライン研修の受講を促していくこととした。 また、各府省や地方公共団体からの依頼内容を踏まえ、統計の利用・分析等の専門知識を有する総務省職員を選定し、講師として派遣した。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第4 基本計画の推進 1 施策の効果的かつ効率的な実施	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の公的統計基本計画推進会議に代えて、各府省の幹事を中心に、府省一体となった推進体制を整備するとともに、その下にワーキンググループを設けるなどして、機動的に課題解決に取り組む体制を再構築して、各種の取組方針等を決定し、今後顕在化する課題への対応を含め、関係府省一体となって統計改革の実現を推進する。 ○ 統計委員会においては、統計法第55条第3項の規定に基づく施行状況報告の審議等を通じて、積極的に意見を提示し、各府省における取組を推進する。 ○ 各府省の統計調査計画の企画・設計における統計ニーズの反映状況や、報告者の負担軽減の状況について、毎年定期的にフォローアップする。また、報告者の声（提案）の募集と、それに対する対応策の公表・対応策の検討状況をフォローアップする。 ○ 各府省の政策立案過程総括審議官等やEBPM推進委員会からの検討要請に基づく調査審議の結果を、各府省やEBPM推進委員会にフィードバックする。 ○ 統計専門家、ユーザー、報告者、業務コンサルタント等から構成される統計棚卸チームを設置し、年度ごとに決定する棚卸計画（棚卸対象となる統計等）に沿って、統計棚卸しを実施する。 ○ 通常の諮問に係る審議や統計棚卸しの取組とは別に、統計の品質面や統計作成の技術面等を改革する評価チームを設置し、統計棚卸しでは対応困難な先端的・技術的課題の解決に向け、統計に関連する他分野の有識者の知見も積極的に取り入れながら検討を行う。 ○ 統計に関する官民コストの削減計画の策定・実施に際して、統計データの利活用推進の観点に留意するとともに、統計ニーズに反する調査の廃止や、調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように注視する。 ○ シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測や、資産の活用実態のより適切な把握などのパイロット的な課題について、その研究成果を踏まえ、実用化に向けた方法を検討する。また、国際動向等に関する情報について関係府省から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じてそれらに関する研究を行う。 	(各府省) (総務省) (総務省) (総務省) (総務省) (総務省) (総務省) (総務省) (総務省)	- - - - - - - - -

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 基本計画に掲げられた施策の推進に関する事項及び統計改革の進展に伴い派生して又は新たに顕在化する課題を始めとする公的統計に係る課題の解決に関する事項について、必要な連絡、調整及び検討を行うことを目的として、平成30年（2018年）6月29日、統計委員会の幹事を構成員とする統計行政推進会議を設置し、同会議に統計委員会の幹事が指定する課長級の職員をもって構成する統計企画会議を置いた。 	-
<p>統計行政推進会議は、平成30年度（2018年度）に1回開催し、統計行政推進会議を中心とした統計行政の推進体制の整備等について申し合わせるとともに、SUT体系への移行に伴う分類、基礎統計及び加工統計（産業連関表・GDP統計等）に係る統計整備を統一的に推進するため、SUT体系移行推進チームを設置した。</p>	-
<p>統計企画会議は、平成30年度（2018年度）に2回開催し、同会議の下に、課長補佐級の職員をもって構成する統計企画連絡調整会議を置き、統計の国際協力の総合的な推進に資するため、国際統計に関するワーキンググループの設置等を行った。</p>	-
<ul style="list-style-type: none"> (本編 IV - 2 及び資料編 資料30及び31参照) 	-
<ul style="list-style-type: none"> (項目第3 - 1 - (3)参照) 	-
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度においては、各府省の政策立案過程総括審議官等やEBPM推進委員会からの検討要請はなかった。 	-
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）4月に統計委員会に統計専門家、ユーザー、報告者、業務コンサルタント等から構成される「統計業務プロセス部会」を設置した。 	-
<p>平成30年（2018年）8月に統計委員会で決定された年度計画（対象統計、特別テーマなど）に沿って、統計棚卸しの書面調査を実施した。</p>	-
<p>統計業務プロセス部会では、統計棚卸しの取組の方針、統計棚卸し書面調査の結果分析について、平成30年（2018年）11月と12月に審議を行った。</p>	-
<p>平成31年（2019年）1月に統計委員会へ中間報告を行う予定であったが、毎月勤労統計調査の不適切事案を受け、統計業務プロセス部会を発展的に改組した 「点検検証部会」が新設され、基幹統計及び一般統計調査の点検検証を実施することとなった。</p>	-
<p>(統計委員会の部会の開催実績については、本編 IV - 1 参照)</p>	-
<ul style="list-style-type: none"> 統計委員会令（平成19年政令第300号）を改正し（平成30年（2018年）8月31日公布、施行）、主として統計技術の観点から評価を行う評価分科会を統計委員会に設置し、建設工事統計調査（施工調査）の欠測値対応の見直しについて評価するための審議を行った。 	-
<p>(審議状況及び開催実績については項目第3 - 2 - (4) - ア及び本編 IV - 1 参照)</p>	-
<ul style="list-style-type: none"> 統計調査の実施、変更又は中止についての統計委員会における審議に際し、総務省の承認審査の状況も踏まえつつ、統計データの利活用推進の観点に留意するとともに、統計ニーズに反する調査の廃止や、調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように注視している（統計に関する官民のコストの削減については、項目第3 - 2 - (4) - ア参照）。 	-
<ul style="list-style-type: none"> (内閣府におけるシェアリング・エコノミーの経済規模の捕捉方法の検討については、項目第2 - 1 - (1) - ウ参照) 	-
<p>資産の活用実態のより適切な把握などの課題の1つとして不動産パネルデータベースの構築及びデータ分析に関する調査研究を委託研究として実施した。</p>	-

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政記録情報や地方公共団体・民間が保有する各種データの統計的利活用について、技術的・中立的観点から支援する。 ○ E BPM推進委員会が定める「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」(仮称)に関し、E BPM推進委員会の求めに応じて意見を述べること等を通じて、統計等データの利活用の一層の推進を図る。 	(総務省) (総務省)	- -
2 各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民に対し的確な情報提供を行うとともに、公的統計に対する国民の意見やニーズの把握及びその反映を推進する。 	(各府省)	-

平成30年度（2018年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ・（項目第3 - 1 - (1)参照） ・統計委員会における審議も踏まえ、平成30年4月27日、「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」がE BPM推進委員会で決定された。 	<ul style="list-style-type: none"> - -
<ul style="list-style-type: none"> ・（項目第3 - 1 - (3)参照） 	<ul style="list-style-type: none"> -

【資料編】

資料1 統計法の概要

※平成30年度（2018年度）末現在

1. 目的（第1条）

公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与

2. 公的統計の体系的整備（第2条～第31条）

- ・ 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置付け
- ・ 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定（おおむね5年ごとに変更）
- ・ 国民経済計算の作成基準をあらかじめ設定・公表することにより、中立性・客観性を確保
- ・ 行政機関が行う統計調査について、総務大臣が審査・承認を行うことによって品質確保や重複是正を図るとともに、報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備することにより、基幹統計を作成するための調査（基幹統計調査）における適正確実な報告を担保
- ・ 統計調査以外の方法により作成される基幹統計の作成方法について、総務大臣が必要に応じて意見を述べることとすることにより、公的統計の品質を確保
- ・ 行政機関が保有する各種の情報を統計の作成に活用する仕組みを整備することにより、統計作成の正確性や効率性を向上させるとともに、統計調査における被調査者の負担を軽減

3. 統計データの利用促進と秘密の保護 (第32条～第43条)

- ・ 委託に応じた集計による統計の提供（オーダーメード集計）や、匿名性の確保措置を講じた調査票情報（匿名データ）の提供に関する規定を整備することにより、学術研究等の需要に対応（提供の対価として手数料を徴収）
- ・ 公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備するとともに、これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用

4. 統計委員会の設置 (第44条～第51条)

- ・ 統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の調査審議、基本計画案等に対し意見を述べること、基本計画の実施状況に関する勧告など法律の定める事項を処理するために、専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を総務省に設置することにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備を推進
- ・ 幹事（総務省及び関係行政機関の職員のうちから任命）を設置し、委員、臨時委員及び専門委員を補佐

5. 罰則等

○ 雜則（第52条～第56条）

- ・ 公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報の提供を義務化
- ・ 法の施行状況を統計委員会に報告するとともに公表

○ 罰則（第57条～第62条）

- ・ 行政機関が行う統計調査秘密漏えい等に関する罰則や統計調査事務の受託者に対する罰則

公的統計基本計画について

資料2

1 公的統計基本計画とは

- ◆根拠：統計法（平成19年法律第53号）第4条
- ◆目的：政府全体として公的統計の整備に関する施策の総合的な推進
- ◆改定手続：おおむね5年ごとに、統計委員会及び国民の意見を聴いた上で、総務大臣が閣議請議（第Ⅲ期基本計画は平成30年度を始期）
- ◆フォローアップ：毎年、基本計画の推進状況を取りまとめて公表。統計委員会において推進状況を評価

2 公的統計基本計画の変更

- ◆ 現行の第Ⅱ期基本計画（平成26年3月閣議決定）は平成30年度（2018年度）末までを計画期間としていたものの、経済財政諮問会議や統計改革推進会議（議長：官房長官）が示した統計改革の方向性を確かなものとするため、第Ⅲ期基本計画（平成30年（2018年）4月からの5年間）を1年前倒しで策定

統計改革推進会議最終取りまとめ

平成29年度

平成30年度～

EBPMの実践

EBPM推進委員会設置

公的統計基本計画の前倒し改定

統計法制の見直し

統計改革の実現・実行

1. EBPM推進体制の構築

2. GDP統計を軸とした統計改革・改善

3. ユーザー視点に立った統計システムの再構築・利活用推進

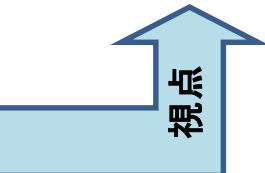
4. 統計業務・体制の見直し、基盤強化等

第Ⅲ期 公的統計基本計画の概要①

第1 施策展開に当たつての基本的な視点及び方針

＜基本的な方針＞ 統計の体系的整備・有用性の確保・向上

- 1 EBMや統計ニーズへの的確な対応
- 2 国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進
- 3 國際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上
- 4 ユーザー視点に立つた統計データ等の利活用促進
- 5 統計改善の推進に向けた基盤整備・強化



第4 基本計画の推進 統計委員会による推進・支援

【別表】
今後5年間に講じる具体的な措置・方策、担当府省、実施時期

第2 公的統計の整備に関する事項



第3 公的統計の整備に必要な事項

第Ⅲ期 公的統計基本計画の概要②

第2 公的統計の整備に関する事項

【より正確な景気判断に資する統計の改善】

- 家計調査のオンライン家計簿の円滑な導入・機能拡充、情報提供の充実
- 四半期別法人企業統計調査の一部早期化に向けた実証検討
- 消費動向指数（CITI）の開発・改善
- CPIにおけるインターネット販売価格の採用拡大に向けた検討
- 毎月労働統計調査におけるローテーション・サンプリングの全面導入による安定性の向上

【国民経済計算を軸とした横断的な統計整備】

- サービス関連統計調査を統合した経済構造実態調査（仮称）の創設・共管実施
- 国民経済計算の基礎となる産業連関表のSUT※¹（供給・使用表）体系への段階的移行
- 生産物分類の段階的構築
- ビジネスサーベイの枠組みを活用した経済センサス中間年の統計整備
- 建設、不動産、医療、介護及び教育の5分野の推計手法の改善・基礎統計の整備

【人口減少社会をより的確に捉える統計の整備】

- 国勢調査等における若年層を中心とする不在世帯等の対応、オンライン調査の利用促進等
- 学校基本調査等教育関連統計調査の改善
- 賃金構造基本統計調査の調査効率化に向け調査方法の見直し・公表の早期化等検討

【政策ニーズを反映した統計の整備】

- 地域観光統計の推計手法の改善、旅行形態の変化にに対応した統計の改善
 - 不動産登記簿情報の活用の可能性の検討
- 【グローバル化に対応した統計の整備】
- SDGs※²のグローバル指標の対応拡大

※1 SUT: Supply and Use Tables
※2 Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)

第Ⅲ期 公的統計基本計画の概要③

第3 公的統計の整備に必要な事項

【統計作成の効率化及び報告者の負担軽減】

- ビッグデータを活用した経済指標の開発
- ICT技術を活用したオンライン調査の導入や回答率向上の更なる推進
- 統計ニーズや報告者の声に対する対応方策の公表と、そのフォローアップの実施

【統計の品質確保】

- 日本標準産業分類の改定に向けた検討
- 統計調査の民間委託の品質確保・向上
- 統計棚卸しを実施し業務効率化等により統計に関する官民コストを3年間で2割削減

【統計の利活用促進・環境改善】

- 調査票情報のオンラインサイト利用の拡充
- 調査票情報等の提供・活用に関するワントップサービスを担う管理施設等の具体化
- e-Statへの登録データの拡大、機能強化(AP機能等)の推進
- 基幹統計調査における企業等への立入検査等の積極的な実施

【統計リソースの確保・統計人材の育成】

- 統計改革に必要な統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置
- 人材の確保育成方針に基づき、若手研究者等外部人材の活用のため課題の改善、地方公共団体との人事交流、統計研修の充実・強化

第Ⅲ期公的統計基本計画の概要④

第4 基本計画の推進

【基本計画の推進体制】

- 各府省の統計を取りまとめる幹事を中心とした推進体制の整備
- 統計委員会に統計棚卸しチームを設置し、統計棚卸しを実施
- 統計委員会に評価チームを設置し、先端的・技術的課題の解決に向け検討

【各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進】

- 統計関連法制の見直しを踏まえ、取組を推進
- 国民に対し的確な情報提供、公的統計に対する国民の意見・ニーズの把握と反映の推進

資料3 オンライン調査の推進に係る各府省の検討状況又は推進状況

府省等名	平成30年度（2018年度）中の検討状況又は進捗状況
人事院	<ul style="list-style-type: none"> 職種別民間給与実態調査について、報告者が、調査に必要な給与データ等の提出を電子メールにより後日送付する方法を希望する場合や訪問時に完了しなかった調査項目があった場合、過去に調査対象事業所となり、調査の趣旨や留意点を理解している場合において、電子メールでのやり取りを希望する場合は電子メールを活用している。 また、オンライン調査システム（政府統計共同利用システム）の活用を希望する事業所が同システムを活用するための仕組みを構築するため、令和元年度（2019年度）中にオンライン調査システムにおいて利用可能な電子調査票の開発を行う。 民間企業における役員報酬（給与）調査について、行政手続コスト削減のための基本計画に掲げた役員報酬調査におけるオンライン調査システムの活用について、令和2年度（2020年度）からの実施に向けた検討を行うとともに、当該システムの開発経費について令和元年度（2019年度）予算において要求を行った。また、令和元年度（2019年度）から書面での提出に加え、メールによる提出を受け付けることを決定した。 民間企業の勤務条件制度等調査について、平成30年度（2018年度）調査において、調査対象企業が、調査項目に係るデータ等の提供を電子メールにより後日送付する方法を希望する場合や、訪問時に完了しなかった調査項目の情報を電子メールで行うことを希望する場合には、電子メールを利用している。 <p>令和元年度（2019年度）調査においては、オンライン調査システムを利用したオンライン調査を導入する予定。</p>
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 生活状況に関する調査について、実施に際し、オンライン調査を併用することについて検討したが、調査結果への影響が懸念されたこと等から、オンライン調査を導入するには至らなかった。 高齢者の住宅と生活環境に関する調査においては、調査結果の正確性及び信頼性の確保、調査の有効回収率を上げるため、個別面接聴取法を実施していることからオンラインによる調査は実施していない。 青少年のインターネット利用環境実態調査について、有識者による企画分析会議を開催し、同調査の次年度の実施に向けて調査方法の一層の改善に向けた検討を行った。 消費動向調査について、平成29年度（2017年度）の実施状況（電子調査票の開発及び電子調査票の動作テスト）を踏まえ、平成30年（2018年）4月から9月にかけてオンライン調査システムの本番環境で実際の調査を模したテストを実施。予定どおり、平成30年（2018年）10月調査からオンライン調査を導入し、郵送・オンライン併用調査法で調査を開始した。 企業行動に関するアンケート調査について、ホームページ上の調査対象企業に対する告知に併せて、オンライン調査の案内及びURLを掲載している。また、調査票上のログイン情報欄に目立つ色を使用し、オンライン回収率の向上を図っている。

府省等名	平成30年度（2018年度）中の検討状況又は進捗状況
	<ul style="list-style-type: none"> 法人企業景気予測調査（内閣府・財務省共管）について、財務省及び財務局等職員によるオンライン回答での協力依頼を継続的に実施している。具体的には、オンラインでの提出手順を分かりやすく説明したパンフレットを随時見直し、紙面調査票による回答企業にも、各調査期にオンラインでの回答のお願いとともに送付している。また、ホームページにおいても、詳細なオンラインでの提出手順を掲載し、随時更新を行っている。
総務省	<p>所管する統計調査の実施状況等を踏まえ、必要に応じ各統計調査におけるオンライン調査の推進について検討している。</p> <p>個別の統計調査における主な実施状況等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）住宅・土地統計調査について、パソコンのみならずスマートフォンやタブレット端末でも回答可能とする環境を構築するとともに、新たに英語版電子調査票の機能追加を行った。また、オンライン回答を促すため、オンライン調査先行方式による実施や、調査書類の文言の工夫、重点的な広報を実施した。 労働力調査においてオンライン調査を導入するため、平成31年（2019年）2月に調査の変更について承認申請の手続きを行い、平成31年（2019年）3月5日に承認の通知を受けた。 個人企業経済調査について、令和元年（2019年）に実施する調査からオンライン回答を導入することとし、報告者の利便性を踏まえ、HTML形式の電子調査票を開発するとともに、スマートフォン用の電子調査票を開発した。 地方公務員給与実態調査について、すべての調査対象にオンライン調査を実施するとともに、オンラインによる回答率は100%となっている。
法務省	<ul style="list-style-type: none"> 第5回犯罪被害実態（暗数）調査においては、自記式調査票の回収方法について、オンライン回答を選択可能とした。
財務省	<ul style="list-style-type: none"> 医療状況実態統計調査については、各共済組合でレセプト情報管理システムを導入しており、電子化可能なデータについては磁気媒体による提出を受けているところであるが、電子化のできないデータについては紙媒体による提出のみとしていた。今般、報告者及び集計作業者の負担軽減や入力規則等による誤入力防止のため、エクセル形式での提出を可能にする検討を始めた。 年金受給者実態調査については、無作為に抽出された受給者個人を対象としており、調査対象者に高齢者等が多数含まれていることから、オンライン調査にはなじまないと考える。 法人企業統計調査及び法人企業景気予測調査については、本省及び財務局等職員によるオンライン回答での協力依頼を継続的に実施している。具体的には、オンラインでの提出手順を分かりやすく説明したパンフレットを随時見直し、紙面調査票による回答企業にも、各調査期にオンラインでの回答のお願いとともに送付している。また、ホームページにおいても、詳細なオンラインでの提出手順を掲載し、随時更新を行っている。 民間給与実態統計調査については、平成30年度（2018年度）においては、オンライン回答の利便性を訴求し、その利用を促す観点から、必要な予算を措置し、全調査対象者に対して利用勧奨パンフレット及び操作手順書を送付した。

府省等名	平成30年度（2018年度）中の検討状況又は進捗状況
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 子供の学習費調査について、オンライン調査導入について有識者会議で検討を行った。検討の結果、政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査を導入し、従来の紙調査票による学校・都道府県を介した回収方式との併用を次回（令和2年度（2020年度））調査以降のできるだけ早い時期に実施することとした。 体力・運動能力調査は、国民の体力・運動能力を測定するテスト項目（握力、長座体前屈等）を抽出した対象者に実際に実施・測定するものである。そのため、調査の特性上、オンライン調査での実施は困難である。
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 薬事工業生産動態統計調査について、平成30年（2018年）12月分調査まではオンライン、電磁的記録媒体又は紙媒体による調査票提出が可能であったが、平成30年度（2018年度）中に新システムを構築し、平成31年（2019年）1月分調査から原則オンラインで実施している。 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査について、平成28年（2016年）調査から引き続き、一部の調査票でオンライン調査を実施している。なお、平成28年（2016年）及び平成29年（2017年）調査はExcel形式の電子調査票で実施したが、平成30年（2018年）調査は利便性を考慮し、HTML形式の電子調査票で実施した。 21世紀成人者縦断調査（平成24年成人者）について、PC用及びスマートフォン・タブレット端末用の電子調査票を開発し、オンライン調査を導入している。また、平成30年（2018年）調査から回答者の利便性向上のため、スマートフォン・タブレット端末用の電子調査票で、回答開始前に調査対象者ごとの調査事項の抽出機能、ジャンプ機能等の機能改修を行った。 就労条件総合調査について、オンライン調査を必須とした調達を行い、オンライン調査を実施した。 労働災害動向調査について、調査用品として配布している「オンライン調査システム利用ガイド」に、オンライン回答の際のよくある質問を入れるとともに、より見やすく、より分かりやすくする観点でレイアウトや記載内容の見直しを行った。なお、平成30年（2018年）調査までPDF形式の電子調査票で実施したが、平成31年（2019年）調査は利便性を考慮し、HTML形式の電子調査票で実施することとしている。 雇用動向調査については、平成28年（2016年）調査から引き続き、事業所票でオンライン調査を実施している。なお、平成28年（2016年）及び平成29年（2017年）調査はPDF形式の電子調査票で実施したが、平成30年（2018年）調査は利便性を考慮し、HTML形式の電子調査票で実施した。 <p>また、厚生労働省ホームページの「統計調査実施のお知らせ」において、インターネットから政府統計オンライン調査システムを利用して回答することも可能であり、オンライン調査システムを利用すると、紙調査票の送付作業がなくなり、システムの自動計算機能やチェック機能により回答作業が簡素化できることを周知することを検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口動態調査において、オンライン報告システムの機能について自治体の意向を聴取し、改修内容を検討しているところである。 病院報告について、厚生労働省ホームページの病院報告オンライン利用案内サ

府省等名	平成30年度（2018年度）中の検討状況又は進捗状況
	<p>イトを改善（オンライン案内パンフレットの改善、新規利用申請書の簡素化等）した。また、ホームページ更新の案内と併せて、オンライン利用推進を進めるよう、都道府県に電子メールにより周知・依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）について、令和2年（2020年）からのオンライン調査を開始するために、平成30年度（2018年度）はオンライン導入関連予算を確保した。また、令和元年度（2019年度）からの電子調査票の開発に向けて、仕様書作成等の調達準備を行っている。 ・ 毎月勤労統計調査について、都道府県の調査担当者を対象に開催する会議においてオンライン調査に関する周知を行っている。また、オンラインの利用を促進するためのリーフレットを印刷し、都道府県から依頼のあった部数を配布している。
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度（2018年度）は、林業経営統計調査、2018年漁業センサス及び木材流通統計調査（木材流通構造調査）において、オンラインによる調査方法を導入した。
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度（2016年度）末までに経済産業省の調査は全てオンラインを導入済み。平成30年（2018年）においては、引き続き調査客体にオンライン利用の推奨を調査関係用品やホームページで実施している。
国土交通省	<p>基本計画及びオンライン調査の推進に関する行動指針に基づき、報告者負担軽減、利便性向上、統計業務効率化に向け、既にオンライン調査を導入している統計調査についてはオンライン回答率向上に向けた取組を検討し、オンライン調査を導入していない統計調査についてはオンライン調査システムの導入に向けた検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン調査の導入検討（3統計） ・ モバイル機器携帯型端末の活用を含めた改善や回答率の向上に関する検討（5統計）
環境省	<p>環境省では、オンライン調査に適さない統計調査を除き、オンライン調査を導入している。</p> <p>個別の取り組みについては、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業にやさしい企業行動調査について、回答者は、調査票の郵送回答とのどちらかを選択して回答できる。 <p>調査票等にオンラインへの回答依頼の明記、コールセンター設置等の回収率向上策を検討・実施している。また、回答督促の際にオンラインでの回答を促している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査について、市区町村を対象とする統計調査において、オンラインによる回収率の向上ため、環境省から各都道府県に対して調査関係書類を電子メールで送付した後、都道府県はその域内の各市区町村に対して調査関係書類を電子メールで送付などの取組を行った。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境省から各都道府県に対して調査関係書類を電子メールで送付 ○ 都道府県はその域内の各市区町村に対して調査関係書類を電子メールで

府省等名	平成30年度（2018年度）中の検討状況又は進捗状況
	<p>送付し、電子メールにより調査票を回収し、環境省（受託事業者）に電子メールで送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁物質排出量総合調査について、回答用ウェブページを設置し、回答者が郵送回答かオンライン回答かを選択できるよう設計している。 オンライン調査システムの利用促進を図るための周知や、調査票から回答用ウェブページへの誘導を行うことでオンライン回答の促進を図っている。（隔年で調査を実施しており、平成30年度（2018年度）は調査を実施していない。） ・ 大気汚染物質排出量総合調査について、従来は紙媒体での調査票を送付し、記入後返送という手段を主に捉えていたが、送付票に電子媒体での回答方法を記載する等、オンライン調査を推進した。

資料4 オンライン調査の推進状況
(オンライン調査の推進に関する取組状況に係るフォローアップ結果)

1 オンライン調査の導入状況

府省等名	平成30年度 実施統計 調査数	オンライン 調査導入 率		平成29年度 オンライン 調査導入率 (%)	平成28年度 オンライン 調査導入率 (%)	平成27年度 オンライン 調査導入率 (%)	平成26年度 オンライン 調査導入率 (%)
		オンライン 調査導入 数	統計調査数				
全府省	226(6)	190(5)	84.1	80.3	78.8	72.7	67.1
人事院	3	2	66.7	50.0	25.0	0.0	0.0
内閣府	12(1)	8(1)	66.7	75.0	71.4	80.0	81.8
総務省	17(1)	15(1)	88.2	84.2	76.5	71.4	75.0
法務省	1	1	100.0	—	—	—	—
財務省	6(1)	3(1)	50.0	50.0	71.4	60.0	60.0
文部科学省	20(2)	18(1)	90.0	85.7	87.5	94.1	78.6
厚生労働省	54(2)	36(1)	66.7	62.5	54.1	48.3	46.2
農林水産省	36(1)	33(1)	91.7	94.3	94.4	89.2	79.4
経済産業省	34(3)	34(3)	100.0	100.0	97.1	85.3	78.9
国土交通省	42(1)	39(1)	92.9	84.8	90.7	77.5	75.8
環境省	7	6	85.7	87.5	85.7	81.8	80.0

集計対象：基幹統計調査、一般統計調査

注1) 調査票の配布、回収期間が平成30年度に一部でも含まれる統計調査で、平成29年度実施又は令和元年度実施としている調査は含めていない。

注2) 平成26年度から28年度までのオンライン調査導入率は、統計調査等業務の最適化実施状況フォローアップ結果に基づく。

注3) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、実施件数等の内数。共管調査は、各府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の調査実施件数等を単純合計しても、合計と一致しない。

2 オンライン調査の主な提供機能の状況

府省等名	平成30年度 オンライン 調査導入 統計調査数	政府統計 共同利用 システム A	各府省の システム B	政府共通ネットワー ク及び総合行政 ネットワーク(LGWN) を通じたオンライン 調査 C	A～C以外の 主に電子メ ールを使用 した調査	政府統計 共同利用 システム 使用率 (%)	政府統計 共同利用 システム 使用率 (%)	政府統計 共同利用 システム 使用率 (%)	政府統計 共同利用 システム 使用率 (%)
						平成29年度 政府統計 共同利用 システム 使用率 (%)	平成28年度 政府統計 共同利用 システム 使用率 (%)	平成27年度 政府統計 共同利用 システム 使用率 (%)	平成26年度 政府統計 共同利用 システム 使用率 (%)
全府省	190(5)	65	39	10	76	34.2	37.0	31.2	35.7
人事院	2	0	0	0	2	0.0	0.0	0.0	0.0
内閣府	8(1)	3(1)	3	1	1	28.6	11.1	20.0	25.0
総務省	15(1)	6(1)	5	1	3	35.7	50.0	61.5	75.0
法務省	1	0	0	0	1	0.0	—	—	—
財務省	3(1)	3	0	0	0	100.0	100.0	60.0	100.0
文部科学省	18(1)	4	4	3	7	22.2	25.0	28.6	25.0
厚生労働省	36(1)	14	5	5	12(1)	40.0	40.0	24.2	24.1
農林水産省	33(1)	18	5(1)	0	10	56.3	54.5	52.9	57.6
経済産業省	34(3)	14	6	0	14(1)	42.4	41.2	38.2	44.8
国土交通省	39(1)	5	11	0	23	12.8	14.3	7.7	9.7
環境省	6	0	1	0	5	0.0	14.3	0.0	11.1
									0.0

集計対象：基幹統計調査、一般統計調査

注1) 平成26年度から28年度までのオンライン調査導入率は、統計調査等業務の最適化実施状況フォローアップ結果に基づく。

注2) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、オンライン調査導入件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省のオンライン調査導入件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(参考) オンライン調査回答率等の状況

主な調査対象	回答調査 客体数 A	オンライン 回答可能 調査客体数 B			オンライン 回答率a (C/A) (%)			オンライン 回答率b (C/B) (%)
		回答調査 客体数 C	回答調査 客体数 C	回答調査 客体数 C	回答調査 客体数 C	回答調査 客体数 C	回答調査 客体数 C	
事業所・企業	3,689,716	2,795,083	1,128,876		30.6		40.4	
行政機関	27,510	27,445	26,689		97.0		97.2	
教育機関	8,989	8,989	8,652		96.3		96.3	
個人・世帯	10,219,715	9,953,423	6,869,000		67.2		69.0	
その他	266,279	262,510	38,785		14.6		14.8	

集計対象：基幹統計調査、一般統計調査

注1) 本フォローアップの時点において調査が継続中の調査、オンライン回答調査客体数が不詳の調査については、調査客体数には含めていない。

注2) オンライン回答率については、オンライン調査を導入している各統計調査の客体数を単純に合算して算出したものである。

注3) 「個人・世帯」のオンライン回答調査客体数には、市町村がオンラインで調査票を都道府県等を通じて厚生労働省に提出する仕組みとなっている人口動態調査の客体数（約310万）を含む。

資料5 統計関連業務の民間委託の状況

1 統計事務の民間委託の状況

統計関連業務のうち、統計調査に直接関連する統計事務の民間委託状況は次のとおりであり、平成30年度（2018年度）に実施した統計調査に係る事務については、230統計調査中198統計調査（全体の86.1%）において、何らかの事務について民間委託を実施している。また、統計事務の種類別民間委託の状況は、表1及び図のとおりである。

表1 統計事務の種類別民間委託の状況（平成30年度（2018年度））

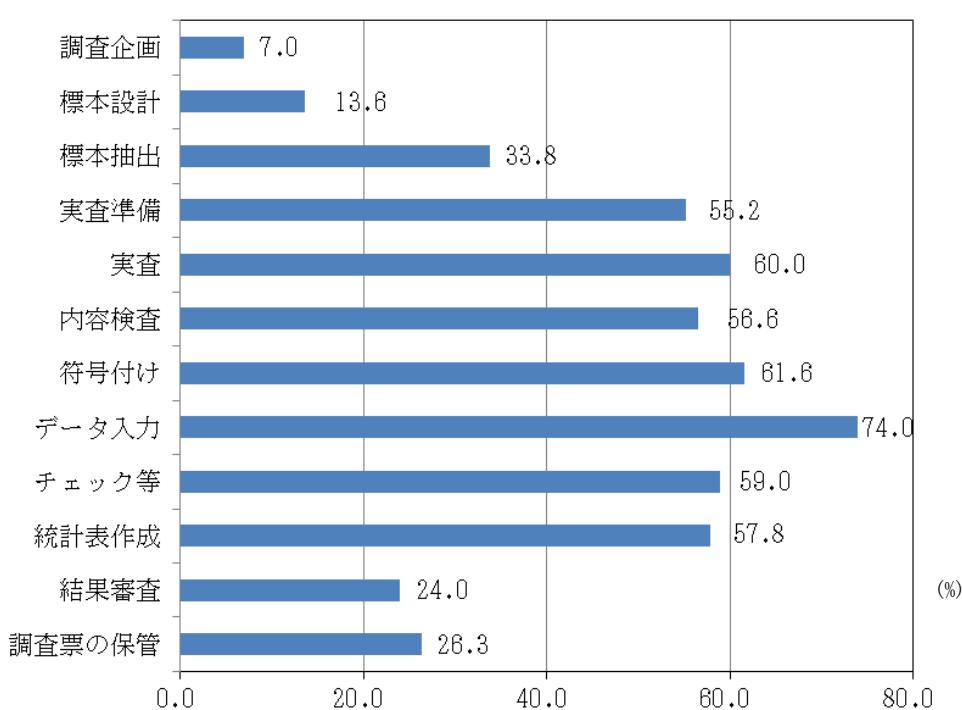
			統計事務の種類別件数											全統計調査件数 (注2)	
		調査企画	標本設計	標本抽出	実査準備	実査	内容検査	符号付け (注3)	データ入力	チェック等	統計表作成	結果審査	調査票の保管		
府省全体	当該事務が存在する統計調査	件数	230	147	145	223	230	228	86	215	229	230	229	228	230
	うち民間委託を実施しているもの	件数	16	20	49	123	138	129	53	159	135	133	55	60	198
	(割合 (%))	(7.0)	(13.6)	(33.8)	(55.2)	(60.0)	(56.6)	(61.6)	(74.0)	(59.0)	(57.8)	(24.0)	(26.3)	(86.1)	
	(参考)うち独立行政法人等への委託を実施しているもの	件数	0	0	2	0	0	6	9	11	17	20	11	11	23
うち地方支分部局	(割合 (%))	(0.0)	(0.0)	(1.4)	(0.0)	(0.0)	(2.6)	(10.5)	(5.1)	(7.4)	(8.7)	(4.8)	(4.8)	(10.0)	
	当該事務が存在する統計調査	件数	3	2	20	29	44	36	7	27	26	4	17	24	47
	うち民間委託を実施しているもの	件数	1	1	1	2	3	3	2	3	3	1	1	1	6

注1) 共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

注2) 「全統計調査件数」は、国の機関において平成30年度（2018年度）に実施された統計調査の総件数である。

注3) 「符号付け」は、語句や文章で記入された調査事項を分類基準に従って符号に変換する事務をいう。

図 統計事務の種類別民間委託の割合



なお、府省別民間委託の状況は、表2のとおりである。

表2 府省別民間委託の状況（統計事務）（平成30年度（2018年度））

府省名	府省全体			うち地方支分部局	
	統計調査	うち民間委託を実施しているものの数	(参考) うち独立行政法人等への委託を実施しているものの数	統計調査	うち民間委託を実施しているものの数
人事院	3	1	2	2	0
内閣府	12	11	0	1	0
総務省	17	16	11	2	0
法務省	1	1	0	0	0
財務省	6	5	2	4	0
文部科学省	20	15	0	0	0
厚生労働省	54	49	3	4	0
農林水産省	36	28	0	22	1
経済産業省	34	30	0	2	0
国土交通省	40	35	5	10	5
環境省	7	7	0	0	0
合計	230	198	23	47	6

注) 共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

資料6 基幹統計、一般統計調査の結果及び加工統計のe-Statへの登録状況
(平成30年度(2018年度))

府省名	基幹統計		一般統計調査の結果		加工統計	
	公表を行った 件数	うちe-Statへ の登録件数	公表を行った 件数	うちe-Statへ の登録件数	公表を行った 件数	うちe-Statへ の登録件数
人事院	0	—	3	3	0	—
内閣府	1	1	11(1)	10(1)	0	—
総務省	8	8	9(1)	8(1)	2	2
財務省	2	2	4(1)	1(1)	0	—
文部科学省	2	2	11(2)	10(2)	0	—
厚生労働省	9	9	49(2)	41(2)	1	1
農林水産省	5	5	28(1)	28(1)	5	5
経済産業省	9	9	29(3)	28(3)	8	4
国土交通省	8	8	26(1)	25(1)	5	5
環境省	0	—	7	7	0	—
合計	44	44	171(6)	155(6)	21	17

注1)「基幹統計」には、統計調査により作成された基幹統計及び統計調査以外の方法により作成された基幹統計を計上している。

注2)「加工統計」には、基幹統計以外の加工統計を計上している。

注3) ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査数等の件数を単純合計しても、合計と一致しない。

資料7 調査の概要等のe-Statへの登録状況(平成30年度(2018年度))

府省名	基幹統計				
	e-Stat 登録件数	うち 「調査の概要 (統計の概要)」の 登録件数	うち 「分類項目・集計 項目一覧」の 登録件数	うち 「地域区分」を 登録すべき 統計の数	うち 「地域区分」の 登録件数
内閣府	1	1	0	0	—
総務省	8	7	1	4	1
財務省	2	2	0	1	0
文部科学省	2	2	0	0	—
厚生労働省	9	8	6	2	2
農林水産省	5	5	0	5	4
経済産業省	9	9	0	4	1
国土交通省	8	7	8	5	4
合計	44	41	15	21	12

注1) 本表は、統計調査により作成された基幹統計及び統計調査以外の方法により作成された基幹統計を計上している。

注2) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。

府省名	一般統計調査の結果				
	e-Stat 登録件数	うち 「調査の概要」の 登録件数	うち 「分類項目・集計 項目一覧」の 登録件数	うち 「地域区分」を 登録すべき 統計の数	うち 「地域区分」の 登録件数
人事院	3	2	0	0	—
内閣府	10(1)	7(1)	0	3	1
総務省	8(1)	6(1)	1	4(1)	0
財務省	1(1)	1(1)	0	0	—
文部科学省	10(2)	10(2)	0	3(2)	0
厚生労働省	41(2)	38(2)	6	8(2)	4
農林水産省	28(1)	27(1)	0	19	10
経済産業省	28(3)	26(3)	3(1)	10(2)	6(1)
国土交通省	25(1)	20(1)	4(1)	13(1)	4(1)
環境省	7	7	3	2	1
合計	155(6)	138(6)	16(1)	58(4)	25(1)

注1) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査数等の件数を単純合計しても、合計と一致しない。

注2) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。

府省名	加工統計				
	e-Stat 登録件数	うち 「統計の概要」 の登録件数	うち 「分類項目・集計 項目一覧」の 登録件数	うち 「地域区分」を 登録すべき 統計の数	うち 「地域区分」の 登録件数
総務省	2	2	1	1	1
厚生労働省	1	1	1	0	—
農林水産省	5	5	0	2	2
経済産業省	4	4	0	0	—
国土交通省	5	5	0	1	0
合計	17	17	2	4	3

注1) 本表は、基幹統計以外の加工統計を計上している。

注2) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。

資料 8 統計職員等の人才の育成・確保の状況

府省名	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省
統計情報における人事交流の実績(相 先)外公務派遣者数、並入会員数)	無	無	・受入】 -日本銀行(1人) -大阪府生・事務補助業務(1人)	無	無
統計情報の主催する統計情報研究会等 会員登録会等を含む。)の外部有識者の活用実 績	1. 対象となる研究会等の数 ⇒ 7 2. 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計 委員会委員、監修委員又は専門委員) ⇒ 11人、個人、監修委員又は専門委員) 3. 上記のうち平成30年度新規参加者の数 ⇒ 1人	1. 対象となる研究会等の数 ⇒ 3 2. 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計 委員会委員、監修委員又は専門委員) ⇒ 3人(個人、監修委員又は専門委員) 3. 上記のうち平成30年度新規参加者の数 ⇒ 4人	1. 対象となる研究会等の数 ⇒ 3 2. 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計 委員会委員、監修委員又は専門委員) ⇒ 49人(個人、監修委員又は専門委員) 3. 上記のうち平成30年度新規参加者の数 ⇒ 24人	1. 対象となる研究会等の数 ⇒ 3 2. 参加している外部有識者の延べ人数(うち統計 委員会委員、監修委員又は専門委員) ⇒ 53人(個人、監修委員又は専門委員) 3. 上記のうち平成30年度新規参加者の数 ⇒ 4人	無
統計情報局職員による学会の大企画等への参加実 績、論文の発表実績(参考文献)/報道実績	無	無	【学会等参加実績】 -毎年平成産業開発分析学会第29回大会(1人) -2018年度統計開発連合会連合大会(1人) 【論文発表実績】 -2018年度統計開発連合会連合大会(1本)	無	無
統計情報局職員による学会の大企画等への活 用実績	無	無	無	無	無
統計情報局職員による学会等や己管規等の活 用実績	無	無	無	無	無
統計情報局における統計情報研修セミナー等の実 績状況	無	無	・統計基礎コース(42人)、うち集合研修19人、e- ラーニングコース(23人)、 -統計実務コース(6人) -統計実用コース(10人) -統計理論コース(4人) -統計分析コース(1人) -行政府としての統計の見方・使い方入門(17人) -計算分析基礎研修(8人) -専門研修(6人) ※延べ受講者数: 93人 ※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人 数: 12人、 ※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人 数: 11人	・農林水産統計部門職員研修(統計調査実務コース) -農林水産統計専門職員研修(統計調査実務コース) -農林水産統計能力養成研修(EBPMIに係るデータ分析コース) -農林水産統計能力養成研修(EBPMIに係る基礎学) -農林水産統計能力養成研修(EBPMIに係る実務でのデータ活用の促進) ※延べ受講者数: 228人 ※上記研修への大学等外部講師の活用延べ人 数: 12人	JICE一般財團法人、日本国際協力センター)に より、台合技術協力研修会2018、日本の施設、施 設及び工業生産設備等に基づき、月に実施され た本研修会において、職員1人が台合技術協力 の職員に対し、日本におけるビッグデータの活 用による講義を行った。
統計情報局研究室の研修受講実績	無	無	・統計入門課程(4人) -統計基本課程(1人) -統計専門課程(1人) -特別コース(5人)	・統計入門課程(7人) -統計基本課程(2人) -統計専門課程(4人) -特別コース(9人)	無
その他、統計情報局としての入材料質と しての取組	「統計部局が示す主要な統計問題課題」について は、人事評議の目標に附連項目を設定。 「統計部局が示す主要な統計問題課題」について は、人事評議の目標に附連項目を設定。	・国連アフリカ平洋新技術研究所第1回SDG 会議への新しいデータソース及び手法の利用に おけるイノベーション(アフリカ平洋地域等 の開発途上国9か国9人)へが参加し、講師を派遣 (1人)、 -国連アフリカ平洋新技術研究所第3回持続可能 な開発目標(SDGs)のモニタリングのための公 開データの収集とデータ分析手法による開発 のための開発途上国23か国23人)が参加し、講師を派遣 (1人)、 -国連アフリカ平洋新技術研究所第3回持続可能 な開発目標(SDGs)のモニタリングのための公 開データの収集とデータ分析手法による開発 のための開発途上国23か国23人)が参加し、講師を派遣 (1人)、 -工芸中央中央員研修会(CAPMAS)「統計情報 質向とプロジェクト平成30年度本邦研修に講師 を派遣(1人) -公益財團法人民統計情報服務センター「石油信 息定期販売事業(2018年度)における研修 (ASEAN諸国10か国10人が参加)」に講師を派遣 (1人)	・JICE一般財團法人、日本国際協力センター)に より、台合技術協力研修会2018、日本の施設、施 設及び工業生産設備等に基づき、月に実施され た本研修会において、職員1人が台合技術協力 の職員に対し、日本におけるビッグデータの活 用による講義を行った。		

(注)「経営幹部の主導する統計関係の研究会等(地会社、調査会等を含む)への外部幹部者の活用実績」に則り、府県機関の事務を統括するため、課長級の職員が統括する研究会等に計上している。

資料9 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第Ⅱ部 平成30年度フォローアップ(取組別の状況)

第Ⅲ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」別表第3記載事項				「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第Ⅱ部記載事項	
項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	取組項目	実施主体
4 統計リソースの確保・統計人材の育成 (2) 統計人材の確保・育成	○ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計部門の人材育成に取り組む。	各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。	柱書 政府統計を取り巻く環境が大きく変化する中、高度化・多様化する統計ニーズに応え、統計業務を的確に遂行していくため、政府全体の統計コミュニティを支える、高い専門性を備えた統計人材を確保し、その一体性を向上させていくものとする。 このため、各府省は、以下に掲げる取組を基本とし、所管統計に係る企画、統計調査の設計、統計データの作成・提供、分析等の業務について、毎年度、状況把握及び課題分析を行い、解決すべき課題を明らかにした上で、府省ごとの課題に応じ重点化を図って人材確保・育成等に戦略的に取り組む。総務省は、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の企画及び立案を所掌し、また、統計委員会の事務局を担う立場から、その支援等を行う。	各府省
				1 統計人材の確保 (1) 採用 ① 各府省は、その作成する統計に対するニーズを踏まえ、これに対応することができるよう統計人材となるべき職員を計画的に採用する。	各府省
				1 統計人材の確保 (1) 採用 ② 総務省及び各府省は、政府の統計部門が就職先としてより良く認知されるよう、経済学部やデータサイエンス関係の学部など潜在的に関心の高い学生が多いと考えられる学部や関連学会等を中心に、広報・情報提供を強化する。	総務省、各府省
				1 統計人材の確保 (1) 採用 ③ 総務省及び各府省は、就職先としての統計部門の魅力を高めるため、インターン制度の活用や中途採用の実施などを含め、統計部門に多彩かつ有為な人材が流入しやすい環境を積極的に整備する。	総務省、各府省

平成30年度末時点の検討状況又は進捗状況、今後の見通し等
(数字実績は別紙2参照)

(別紙1参照)

- ・ 各府省の統計主管課長級等から構成される統計企画会議等の場で、統計人材となるべき職員の計画的な採用に向けた取組を進めていくことを確認した。【総務省・各府省】
- ・ 人事院には大規模な統計部門はないことから、採用段階で統計分野に特化した人材確保は行わず、一般職員の統計リテラシー向上の一環として、採用3年目までの全職員を対象として総務省主催の統計研修統計入門課程オンライン講座及び人事院独自の統計研修を受講させ、その中から統計に関する素養のある者を統計部門等に配置するなどして適性を見つづ、統計人材として育成していく方針としている。【人事院】
- ・ 平成30年度の採用活動を通じて、平成31年度に経済学修士課程修了者1名を採用した。【公正取引委員会】
- ・ 総務省統計局では、定年退職者の状況や欠員状況を踏まえ、統計人材となるべき職員を毎年採用している。【総務省】
- ・ 統計人材として、平成30年度13人を採用した。【農林水産省】
- ・ 各府省の統計主管課長級等から構成される統計企画会議等の場で、就職先として関連学部や学会等への広報・情報提供の強化を進めていくことを確認した。【総務省・各府省】
- ・ 総務省統計局では、一般職技術系職員を目指す者を対象としてリーフレットを作成した。今後採用活動に活用していく予定。また、人事院が主催する説明会(技術系も対象)において、統計局の業務や統計データの利活用などの情報提供を行っている。【総務省】
- ・ 各種採用活動において、財務省の業務の一部として統計部門の業務を紹介している。【財務省】
- ・ 学生向けの広報・情報提供として、業務説明会や入省案内パンフレット等において、統計やEBPMに関する業務に携わった経験のある職員がその業務を紹介するなどの取組を行った。【文部科学省】
- ・ 大学教授訪問時や大学教授に研修講師をお願いする際に採用パンフレットをお渡しし、当省における採用状況を説明するなど、農林水産省統計部をPRし、就職先としての広報・情報提供を行った。(平成31年度には、農林水産省統計部職員採用案内を日本フードシステム学会HPへ掲載いただく等、就職先として関連学会への広報・情報提供を行った。)【農林水産省】
- ・ 統計棚卸しやSUT体系への移行等の統計改革に基づく取組を推進するため、任期付職員法に基づき7名を中途採用。その他、育児休業法等に基づいて4名を中途採用。
- ・ 総務省統計局では、インターン制度の活用を行った。(平成30年度インターン実績:総合職8名、一般職3名)【以上、総務省】
- ・ インターン制度を活用し、統計部門に人材を受け入れている。【文部科学省】
- ・ インターン制度を活用し、統計業務の補助など実務に従事してもらうとともに統計調査の企画会議などに出席することにより統計部門の業務内容を知ってもらい、統計人材が流入しやすい環境整備を行っている。【厚生労働省】
- ・ 平成30年度には、4名のインターンシップ受け入れを行った。【農林水産省】

第Ⅲ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」別表第3記載事項				「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第Ⅱ部記載事項	
項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	取組項目	実施主体
4 統計リソースの確保・統計人材の育成 (2) 統計人材の確保・育成				1 統計人材の確保 (2) 登用 ① 各府省は、効率的・効果的な人材活用の観点から、府省内において、職員の職歴のうち政府の統計業務に従事した経験年数、業務内容、統計研修の受講履歴等の情報を把握し、統計人材の配置に活用する。 ② 総務省は、政府全体としての統計人材の的確な配置に資する観点から、人事交流、専門研修を通じた効果的な技能向上等を推進するため、各府省内で活用される①の情報を政府横断的に活用していくことについて検討する。	各府省 総務省
				1 統計人材の確保 (2) 登用 ③ 総務省は、公的統計に係る府省横断的な種々の重要な課題の解決を図るために、統計委員会のリーダーシップの下、専門性を有する各府省の統計人材その他の職員と有識者等が一体となって、府省横断的に研究、討議等を行うことができるよう体制を、課題別に整備する。その際、各府省の業務遂行上の支障や個々の職員の過度な負担が生じないよう十分配意する。	総務省

平成30年度末時点の検討状況又は進捗状況、今後の見通し等
(数字実績は別紙2参照)

- 各府省の統計主管課長級等から構成される統計企画会議等の場で、統計人材の統計業務経験年数や業務内容、統計研修の受講履歴等の情報を把握し、統計人材の配置に活用する取組を進めていくことを確認した。
【総務省・各府省】
- 総務省政策統括官（統計基準担当）では、点検検証部会の取りまとめ結果等をも注視しつつ、収集する情報の内容を検討中。平成31年度においては、例年秋に実施される身上調書において、統計研修の受講履歴についての記載を促すよう人事当局に要請する。こうしたことを踏まえ、一部局として統計業務経験年数や業務内容等の情報把握を試行的に実施する予定。【総務省】
- 人事院には大規模な統計部門はないことから、採用段階で統計分野に特化した人材確保は行わず、一般職員の統計リテラシー向上の一環として、採用3年目までの全職員を対象として総務省主催の統計研修統計入門課程オンライン講座及び人事院独自の統計研修を受講させ、その中から統計に関する素養のある者を統計部門等に配置するなどして適性を見つづ、統計人材として育成していく方針としており、今後必要に応じて検討することとしたい。【人事院】
- 経済学に関する業務経験や研修の受講履歴等を踏まえ、人材配置を行っている。また、経済分析を通じて各業務を支援するため、経済分析チームを設置している。経済分析チームのメンバーは、統計学又は経済学の専門的知識・経験を有する職員で構成され、本来業務とは別に、経済分析業務を行っている。【公正取引委員会】
- 長官官房に統計の総括に関する事務を担当する係を新たに設置し、全局的な統計・EPM関連業務の取りまとめを行う職員を、統計研修の受講履歴、統計に関する知見の有無等を勘案しつつ、配置した。【警察庁】
- 政策立案総括審議官、担当参事官及び担当補佐に、統計業務経験者を配置。【消費者庁】
- 職員の職歴のうち政府統計業務に従事した経験年数、業務内容を把握し、統計人材の配置に活用している。
【財務省】
- 人事調書等により可能な限り、統計業務に従事した経験年数や業務内容、統計研修の受講履歴等の情報を把握し、統計人材の発掘並びに配置に留意している。【文部科学省】
- 職員の職歴のうち政府の統計業務に従事した経験年数、業務内容等を勘案し、統計人材の配置に活用する取組を進めている。なお、研修の受講履歴等能力開発に係る情報については、人材育成計画に基づき毎年作成する研修受講対象者リスト及び研修の受講実績で把握している。【厚生労働省】
- 統計業務に従事した経験年数、業務内容、統計研修の受講履歴の情報を把握し、統計人材の配置に活用している。【農林水産省】
- 各府省の職員と統計委員会の専門委員を含む有識者等が一体となって、府省横断的に研究、討議などを行う場として、統計委員会企画部会が建設物価と住宅家賃に関する研究プロジェクトを立ち上げ、平成30年12月にワークショップを開催した。【総務省】

第Ⅲ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」別表第3記載事項				「E BPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第Ⅱ部記載事項	
項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	取組項目	実施主体
4 統計リソースの確保・統計人材の育成	(2) 統計人材の確保・育成			2 統計人材の育成 (1) 能力開発 ① 各府省は、OJTを通じた統計人材の計画的な育成を図るため、人事運用上、以下の工夫を行う。 ア 採用後間もない統計部門の職員については、統計部門において十分な在籍期間を確保するとともに、統計部門における経験を通じて、統計分析に係るリテラシーはもちろん、統計調査の設計や統計の作成・提供等の基本的な技能を修得できるように計画的に配置する。	各府省
				2 統計人材の育成 (1) 能力開発 ① 各府省は、OJTを通じた統計人材の計画的な育成を図るため、人事運用上、以下の工夫を行う。 イ 上記アを通じて、個々の職員の適性を見極めつつ、職員の適性に応じた特定の技能の専門性を高めていく。その中で、特に適性が認められた職員については、国際会議等で行われる専門的な議論にも伍していくことができる人材として育成するため、府省内における統計に関する国際部門や、統計に関する国際機関、海外の統計機関等における勤務経験を計画的に付与する。	各府省

平成30年度末時点の検討状況又は進捗状況、今後の見通し等
(数字実績は別紙2参照)

- ・ 各府省の統計主管課長級等から構成される統計企画会議等の場で、OJTを通じた統計人材の計画的な育成に向けた取組を進めていくことを確認した。【総務省・各府省】
- ・ 人事院には大規模な統計部門はないことから、採用段階で統計分野に特化した人材確保は行わず、一般職員の統計リテラシー向上の一環として、採用3年目までの全職員を対象として総務省主催の統計研修統計入門課程オンライン講座及び人事院独自の統計研修を受講させ、その中から統計に関する素養のある者を統計部門等に配置するなどして適性を見つづ、統計人材として育成していく方針としており、今後必要に応じて検討することとしたい。【人事院】
- ・ 本人の希望、統計学又は経済学に係る知識・経験等を勘案し、チームリーダーから指名を受けて、経済分析チームのメンバーとなる。メンバーは、本来業務で異動があったとしても、経済分析業務を継続できる。【公正取引委員会】
- ・ 統計分析・EBPM関連業務の担当職員を、総務省が主催する統計研修に積極的に派遣し、統計分析に係る基本的な技能の修得に向けて取り組んだ。【警察庁】
- ・ 総務省において統計人材として採用する職員は、統計調査の企画、設計や調査結果の公表、解析及び統計データの利活用など統計に係る業務を中心に人事配置を行っている。【総務省】
- ・ 地方財務局の職員も法人企業統計調査及び法人企業景気予測調査については、調査票の回収審査を担つていてことから、若手係員クラスを2年間本省にトレーニーとして受け入れ、OJTによる統計知識の向上及び統計人材としての育成を行っている。【財務省】
- ・ 採用後間もない統計部門の職員について、課内各係の業務実施を通じてOJTにて統計調査の設計や作成・提供等の基本的な技能を修得できるように努めた。【文部科学省】
- ・ 採用後間もない統計部門の職員については、統計部門における経験を通じて、統計調査の設計や統計の作成・提供等の基本的な技能を修得できるように計画的に配置している。【厚生労働省】
- ・ 統計分析リテラシーの向上、調査設計、集計、公表の基本を習得できるよう配置。【農林水産省】
- ・ 統計に関する基本的な技能を修得するため、調査統計グループへ初めて配属された職員に対して受講を必須とした「転入者・新規採用者向け研修」、「統計入門研修」及び「統計基礎研修」を実施するとともに、省内統計所管課室の職員に対して「統計法研修」を実施した。また、研修受講者以外にも統計リテラシーの向上を図るために、省内インターネットに研修テキストを掲載するとともに、統計コンシェルジュによる省内の統計に係る相談対応を行った。【経済産業省】
- ・ 人事院には大規模な統計部門はないことから、採用段階で統計分野に特化した人材確保は行わず、一般職員の統計リテラシー向上の一環として、採用3年目までの全職員を対象として総務省主催の統計研修統計入門課程オンライン講座及び人事院独自の統計研修を受講させ、その中から統計に関する素養のある者を統計部門等に配置するなどして適性を見つづ、統計人材として育成していく方針としており、今後必要に応じて検討することとしたい。【人事院】
- ・ 経済分析チームのメンバーは、平成30年度、経済分析に係る国際会議に2回出席し、当委員会の取組の発表や海外当局の取組の情報収集を行った。【公正取引委員会】
- ・ 国連アジア太平洋統計研修所へ職員を常駐させ、国際機関への協力業務に従事させる取組を継続している。本人の希望や適性を踏まえ、将来的に国連統計委員会等への調整業務等を経験していくことも視野に人事当局と調整を行っている。
- ・ 国連統計委員会やフォールブルグ会合（サービス統計に関する専門家との意見交換）などの統計に関する国際会議にも積極的に職員を派遣している。【以上、総務省】
- ・ 統計人材の育成過程で特に適性が認められた職員の一部については、日本貿易振興会バンコクセンターに3年間出向させ、その業務の一環としてタイ国日系企業景気動向調査などの統計業務を行わせるなど海外機関への勤務経験を付与している。【財務省】
- ・ 平成30年10月の組織再編により、部門の中に国際的な統計の担当や海外の教育制度に関する調査の担当が設置され、統計調査の担当と連携を図っているところである。その一環として、OECDが実施・主催する教育統計作成事業にかかる国際会議に国際部門担当職員と統計調査担当職員がともに参加した。【文部科学省】
- ・ 個々の職員の適性を見極めつつ、職員の適性に応じた特定の技能の専門性を高めていく観点から、国際会議など専門性のある職務に携わる職員については長期的配置にする等計画的に配置している。【厚生労働省】
- ・ 海外での勤務経験を付与するため、国際機関を通じた途上国の農業統計改善事業の専門家として、改善する調査手法について高い専門性を有する職員を長期派遣している。平成30年度は前年度から引き続き2名の職員が国際機関で勤務を行った。【農林水産省】
- ・ 職員の統計に関する技能の専門性を高めるため、統計部門のみならず、全職員を対象とした「統計研修（初級）」、「統計研修（中級）」、「統計研修（上級）」、「アンケートデータのための統計分析研修」、「産業・企業統計の見方と分析研修」を実施した。【経済産業省】

第Ⅲ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」別表第3記載事項				「E BPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第Ⅱ部記載事項	
項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	取組項目	実施主体
4 統計リソースの確保・統計人材の育成 (2) 統計人材の確保・育成				2 統計人材の育成 (1) 能力開発 ① 各府省は、OJTを通じた統計人材の計画的な育成を図るため、人事運用上、以下の工夫を行う。 ウ 上記アを通じて、特に適性が認められた職員については、統計調査の基本設計等において、政策部局をはじめとしたユーザーの要請に即した形で「統計のグランドデザイン」を描ける人材として育成するため、統計作成側の視点にとどまらず、統計利活用の視点を習得させる観点から、政策部門等における勤務経験を計画的に付与する。	各府省
				2 統計人材の育成 (1) 能力開発 ② 以下により、統計研修の効果的な活用を図る。 ア 総務省統計研究研修所が中核となって、オンライン研修を中心に据えて府省横断的な研修プログラムを体系的に再構築するとともに、職員の属性（職制上の段階や業務経験等）に合わせて、必修とすべき研修項目を選定する。	総務省
				2 統計人材の育成 (1) 能力開発 ② 以下により、統計研修の効果的な活用を図る。 イ 総務省は、新規採用時、昇任時など節目において、各府省の統計人材の統計研修の受講を促進する。なお、職員一般を対象とした研修プログラムでは、必要な統計リテラシー確保のため、主要統計等に関する基礎知識や見方・使い方、基本的なデータ処理や分析の手法などを取り上げる。	総務省

平成30年度末時点の検討状況又は進捗状況、今後の見通し等
(数字実績は別紙2参照)

- ・ 人事院には大規模な統計部門はないことから、採用段階で統計分野に特化した人材確保は行わず、一般職員の統計リテラシー向上の一環として、採用3年目までの全職員を対象として総務省主催の統計研修統計入門課程オンライン講座及び人事院独自の統計研修を受講させ、その中から統計に関する素養のある者を統計部門等に配置するなどして適性を見つめ、統計人材として育成していく方針としており、今後必要に応じて検討することとしたい。【人事院】
- ・ 経済分析チームのメンバーは、政策部局等の業務を兼ねており、経済分析の利活用の視点を習得する勤務経験を得られる体制となっている。【公正取引委員会】
- ・ 適性が認められた職員については、統計審査・調整や統計制度の企画・立案等の政府統計のグランドデザインに係る職に配置するよう人事当局に要請している。また、人事当局と調整して、中核的職員を公的統計を活用して政策評価等を実施する部局にも異動させるなど、勤務経験を計画的に付与するよう努めているところ。
- ・ 統計データ利活用センターを中心として都道府県や市区町村の政策立案に統計データの利活用を促すための取組を推進している。また、可能な範囲で各府省や一部の都道府県と人事交流を行っている。【以上、総務省】
- ・ 特に適性が認められた職員については、政策部局である官房総合政策課において統計ユーザーとしての経験を積ませるなど、職員の育成に努めている。【財務省】
- ・ 統計作成側の視点にとどまらず、統計利活用の視点を習得させる観点から、統計部門に限らず政策部門の業務も経験させることを実施している。【文部科学省】
- ・ 統計の作成や分析を行うに際しては、関連する政策の内容と統計との関係を理解することが必要であることから、政策関連部局との人事交流を通じた人材育成を従来より行っている。なお、統計作成側の視点にとどまらず、統計利活用の視点を習得させる観点から、統計調査の実務について、一連の作業手順に沿って、より具体的な知識と技能を習得することを目的とした「統計実務コース」、また統計調査の企画から標本設計、実施、分析までの実務及び活用状況等に関する知識を深めることを目的とした「統計活用コース」の受講の機会を与え、統計人材の育成も行っている。【厚生労働省】
- ・ 毎年、10名程度を政策部局に配置し政策部局の勤務経験を付与。【農林水産省】
- ・ オンライン研修について、受講利便性の向上を目的とした改修を行うとともに、研修体系の見直しについて検討を進めている。
- ・ 研修体系の見直しの一環として、受講生の研修効率、研修効果の向上を図る観点から、集合研修、オンライン研修の実施時期の調整を行った。【以上、総務省】
- ・ 各府省の統計主管課長級等から構成される統計企画会議等の場で、統計研修の効果的な活用に向けた取組を進めていくことを確認するとともに、総務省から各府省に対し、各府省の統計人材が統計研修を積極的に受講するよう促した。【総務省・各府省】
- ・ ①新任の統計担当者向けの統計行政に関するリーフレット及び②幅広い層に向けた統計の見方・使い方に関する入門教材の作成を進めている。
- ・ 総務省において次年度（平成31年度）の新規採用職員研修にて統計に関する講義を導入し、オンライン統計研修を合わせて受講することを推奨することとした。また、内閣人事局主催の各府省研修担当者会議にて、各府省に対し、新規採用職員研修において統計に関する講義を導入することについて、今後各府省と具体的な調整を進めていく旨の説明を行った。【以上、総務省】

第Ⅲ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」別表第3記載事項				「E B P Mを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第Ⅱ部記載事項	
項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	取組項目	実施主体
4 統計リソースの確保・統計人材の育成 (2) 統計人材の確保・育成				2 統計人材の育成 (1) 能力開発 ② 以下により、統計研修の効果的な活用を図る。 ウ 各府省は、統計人材について、専門技能向上のための資格取得や、内外の経済系・統計系大学院における学位取得等を奨励する。また、統計人材が取得した資格（自己研さんによって取得したものも含む）や学位に加え、研修の受講履歴等能力開発に係る情報について、上記1 (2) ①の統計研修の受講履歴と合わせて蓄積・管理し、統計人材の配置に活用する。	各府省
				2 統計人材の育成 (2) 交流 ① 各府省は、統計部門における府省間の人事交流を引き続き推進するとともに、総務省は、その促進等を図る。	各府省、総務省
				2 統計人材の育成 (2) 交流 ①(続き) また、総務省等の人材育成上効果的な実務経験を付与し得る府省においては、自らの定員として他府省職員を受け入れ、O J T等を通じ統計技能の向上・人材育成等を行う枠組みを構築する。	総務省等の 人材育成上効果的な実務経験を付与し得る府省

平成30年度末時点の検討状況又は進捗状況、今後の見通し等
(数字実績は別紙2参照)

- ・ 各府省において、統計職員の資格や学位の取得を奨励した。【各府省】
- ・ 人事院には大規模な統計部門はないことから、採用段階で統計分野に特化した人材確保は行わず、一般職員の統計リテラシー向上の一環として、採用3年目までの全職員を対象として総務省主催の統計研修統計入門課程オンライン講座及び人事院独自の統計研修を受講させ、その中から統計に関する素養のある者を統計部門等に配置するなどして適性を見つづ、統計人材として育成していく方針としており、今後必要に応じて検討することとしたい。【人事院】
- ・ 人事院の国内研究員制度を利用して、平成30年度に1名、平成31年度に1名の職員を、経済系の大学院（修士）へ留学させている。また、人事院の長期在外研究員制度を利用して、平成30年度に1名の職員を経済系の大学院の博士課程へ留学させているほか、平成31年度に1名の職員を経済系の大学院（修士）へ派遣する予定である。さらに、経済学系の学位、経済学の研修の受講履歴等を踏まえ、人材配置を行っている。【公正取引委員会】
- ・ 人事院行政官長期在外研究員制度等により海外の統計分野も取り扱う大学院等に派遣された職員の統計に係る単位・学位の取得状況を蓄積・管理している。【警察庁】
- ・ 総務省政策統括官（統計基準担当）では、統計研修の受講履歴と合わせて、取得した資格や学位に係る情報を蓄積・管理し、統計人材の配置に活用することを検討しているところである。
- ・ 総務省統計局では、人事記録において、職員が取得した資格や研修の受講履歴等を管理している。【以上、総務省】
- ・ 統計人材について、専門技能向上のための資格取得や、内外の経済系・統計系大学院における学位取得等を奨励している。【財務省】
- ・ 統計研修の開催情報を省内において幅広く周知を行い、受講を促すことにより、統計人材の技能向上に努めた。【文部科学省】
- ・ 統計人材が取得した資格（自己研さんによって取得したものも含む）や学位に加え、研修の受講履歴等能力開発に係る情報については、人材育成計画に基づき毎年作成する研修受講対象者リスト及び研修の受講実績で把握するとともに、平成30年度行われた基幹統計調査に係る書面調査票で統計検定や学位の資格取得者数（局内）調べで把握した内容を参考にしつつ、統計人材の配置に活用する取組を進めている。【厚生労働省】
- ・ 政策分析力、政策構想力の向上を目的に政策研究大学院大学へ平成31年4月から派遣。【農林水産省】
- ・ 職員の統計研修の受講履歴を蓄積・管理するため、データベースの充実を図った。【経済産業省】
- ・ 総務省統計研究研修所が実施する統計研修等へ参加するよう統計担当職員に対し奨励し、統計人材の技能向上に努めた。【国土交通省】
- ・ 各府省の統計主管課長級等から構成される統計企画会議等の場で、府省間の人事交流を推進していくことを確認した。【総務省・各府省】
- ・ 総務省政策統括官（統計基準担当）では、人事当局と連携して、各府省の人事当局や統計部門と協議を行い、人事交流を推進している。【総務省】
- ・ 各府省において、統計部門間の人事交流を実施した。【内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】
- ・ 人事院には大規模な統計部門はないことから、採用段階で統計分野に特化した人材確保は行わず、一般職員の統計リテラシー向上の一環として、採用3年目までの全職員を対象として総務省主催の統計研修統計入門課程オンライン講座及び人事院独自の統計研修を受講させ、その中から統計に関する素養のある者を統計部門等に配置するなどして適性を見つづ、統計人材として育成していく方針としており、今後必要に応じて検討することとしたい。【人事院】
- ・ 総務省及び経済産業省の統計部門において、他府省統計部門の職員を受け入れ、統計実務OJTとそれにあわせた統計研修の受講を通じて、各府省の統計実務の中核となる人材を育成する枠組みを構築し、平成31年度の受け入れ職員の募集を行った。【総務省・経済産業省】

第Ⅲ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」別表第3記載事項				「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第Ⅱ部記載事項	
項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	取組項目	実施主体
4 統計リソースの確保・統計人材の育成 (2) 統計人材の確保・育成				2 統計人材の育成 (2) 交流 ② 各府省は、人材の派遣・受入や共同研究等を通じた学界との交流や、国際機関や海外の統計機関への人材の派遣・交流に積極的に取り組む。	各府省
				4 地方統計部門の支援 ① 総務省は、都道府県・市町村の統計部門の職員や統計調査員などの育成を支援するため、オンライン研修等の研修プログラムの充実を通じて能力の底上げに取り組むとともに、	総務省
				4 地方統計部門の支援 ①(続き) 国の統計部門から地方の統計部門へ専門知識を有する統計職員を派遣して支援を行う一方、地方の統計部門の職員を国の統計部門で受け入れてOJTや研修受講を通じて技能向上を図るなど、国・地方間の人事交流を促進する。	総務省
				4 地方統計部門の支援 ② 総務省は、地方の統計部門における統計分析の意欲的な取組を支援するため、各地に所在する統計分析等に優れた大学等と地方の統計部門の協働を支援する。	総務省
				4 地方統計部門の支援 ③ 総務省は、学生を統計調査員として活用する取組について、各大学の理解を得るよう努めるとともに、地方の統計部門におけるそのような取組を支援するなど、統計調査員の円滑な確保を促進する。	総務省
				5 政府一体となった統計人材の確保・育成等 ① 総務省は、分散型統計機構の弊害を乗り越えるという観点も踏まえ、本方針に基づく各府省の統計人材の人事交流や横断的な研修を促進するとともに、将来的な統計人材の一元的な確保・活用の在り方について検討を行う。	総務省
				5 政府一体となった統計人材の確保・育成等 ② 統計委員会は、本方針に則った政府一体となった統計人材の確保・育成等を推進するため、統計委員会に新設を予定している統計幹事（仮称）を通じた本方針の連絡調整や、統計関係の予算・人材の配分の方針の在り方について検討を行う。	統計委員会

平成30年度末時点の検討状況又は進捗状況、今後の見通し等
(数字実績は別紙2参照)

- ・ 平成30年度も国際機関や海外の統計機関への派遣・交流に取り組んだ。【総務省・各府省】
- ・ 人事院には大規模な統計部門はないことから、採用段階で統計分野に特化した人材確保は行わず、一般職員の統計リテラシー向上の一環として、採用3年目までの全職員を対象として総務省主催の統計研修統計入門課程オンライン講座及び人事院独自の統計研修を受講させ、その中から統計に関する素養のある者を統計部門等に配置するなどして適性を見つづ、統計人材として育成していく方針としており、今後必要に応じて検討することとした。【人事院】
- ・ 課長級職員1名を国立大学特別招聘教授として派遣し、データサイエンス教育のための教材作成等に従事させた。また、企画官級職員1名を国立大学准教授として派遣し、データに基づく政策立案等の研究に従事させている。【総務省】
- ・ 統計人材の育成過程で特に適性が認められた職員の一部については、日本貿易振興会バンコクセンターに3年間出向させ、その業務の一環としてタイ国日系企業景気動向調査などの統計業務を行わせるなど海外機関への勤務経験を付与している。(再掲) 【財務省】
- ・ OECDが実施・主催する教育統計作成事業にかかる国際会議に際し、複数人の職員で参加した。本会議では、OECD加盟国間における国際的な指標改善にかかる議論に対処した。【文部科学省】
- ・ 総務省統計研究研修所と連携し、相互に講師を派遣し合うとともに、他府省に対しても統計研修向け講師を紹介した。【経済産業省】
- ・ ブロック別都道府県統計主管課長会議、ブロック幹事県等統計主管課長会議において、地方公共団体からの意見・要望を聴取し、また大都市統計協議会からの要望も踏まえ、都道府県・市町村統計部門職員向け研修プログラムの充実、オンライン研修の充実、利用環境の改善など地方公共団体のニーズを踏まえた取組について検討を進めた。オンライン研修について、受講利便性の向上を目的とした改修を行うとともに、研修体系の見直しについて検討を進めている。また、国・地方公共団体における統計の利活用促進に伴い増加する受講希望者に対応するため、大量アクセスを考慮したオンライン研修システムの構築に取り組んでいる。
- ・ 都道府県別登録調査員研修については、オンライン調査の客体に対する統計調査員の説明能力の向上のためのP Cによるオンライン調査の操作実習やP C操作に不慣れな調査員への支援を強化するためのP C操作入門等を実施し、研修内容の充実を図るとともに、研修受講枠の拡大を図り実施した。【以上、総務省】
- ・ ブロック別都道府県統計主管課長会議において、国・地方間の人事交流への理解と協力を求めた。
- ・ 受け入れた地方の職員をO J Tで地方統計機構制度の企画立案や統計棚卸しなど国が進める統計改革に従事させるとともに、本人の希望等を踏まえ統計研究研修所の研修を受講させた。
- ・ 総務省統計局における都道府県からの職員の受入先としては、都道府県の意向も踏まえながら、統計データ利活用促進を図る部署を中心に配置している。【以上、総務省】
- ・ 国・地方間の人事交流を実施した。【総務省・国土交通省】
- ・ ブロック別都道府県統計主管課長会議において、大学等の専門家を活用した先進事例の共有を行った。専門家リストの作成等、大学等と地方統計部門の今後の協業の支援・推進について説明し理解と協力を求めた。
- ・ 平成30年度から、地方公共団体からの統計分析に係る相談に対応し、統計分析等に優れた大学や研究者を地方公共団体へ紹介するとともに、共同研究を実施しているところ。【以上、総務省】
- ・ ブロック別都道府県統計主管課長会議において、学生を統計調査員として活用する取組について説明し、学生調査員の任用を促した。また、学生調査員の任用に取り組む都道府県(青森県及び千葉県)について、モデル事業として支援を行った。
- ・ 関係団体を通じて、各大学へ学生調査員PR資料を送付し周知を行った。【以上、総務省】
- ・ 府省間の統計部門職員の人事交流の促進等により、各府省の統計人材の交流を図った。
- ・ 総務省統計研究研修所において、各府省の統計人材向けの横断的な研修として統計研修を実施した。
- ・ 各府省の幹事に対する横断的な研修として、平成30年9月28日の統計委員会の場において、「国際統計機関における人材育成」についての講演を開催した。【以上、総務省】
- ・ 各府省の統計主管課長級等から構成される統計企画会議等の場において、各府省に対し、幹事が中心となって自府省の実情に応じて重点化を図って統計人材の確保・育成等に取り組むよう促した。
- ・ 平成30年7月20日の統計委員会において、平成31年度における統計リソース(予算・人員)重点的な配分に関する基本的な考え方を取りまとめ、建議した。当該建議には、「統計幹事が中心となった府省内の人材確保・育成、政策立案部門における統計作成・利活用の支援」、「政策立案の職員も対象とした統計研修の企画・充実・開発・実施」、「政府部内での育成では時間を要する専門分野等への外部人材の活用」、「国の地方職員の地方公共団体への派遣、技術支援」等、本方針にのっとった記載を盛り込んだ。【以上、総務省】

第Ⅲ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」別表第3記載事項				「E BPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第Ⅱ部記載事項	
項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	取組項目	実施主体
4 統計リソースの確保・統計人材の確保・育成	○ 「E BPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計調査の実施、統計の作成・提供等に関し、人材育成上効果的な実務経験を付与し得る他府省に職員を派遣する。	各府省、総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。	2 統計人材の育成 (2) 交流 ① 各府省は、統計部門における府省間の人事交流を引き続き推進するとともに、総務省は、その促進等を図る。 ※再掲	各府省、総務省
	○ 「E BPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」も踏まえ、将来的な統計人材の一元的な確保・活用について検討する。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。	5 政府一体となった統計人材の確保・育成等 ① 総務省は、分散型統計機構の弊害を乗り越えるという観点も踏まえ、本方針に基づく各府省の統計人材の人事交流や横断的な研修を促進するとともに、将来的な統計人材の一元的な確保・活用の在り方について検討を行う。 ※再掲	総務省
	○ 「E BPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計委員会を中心に、研究者等にとって魅力ある勤務環境を整備するとともに、勤務先の選択肢として認知されるための情報発信等に取り組むなど、統計部門に若手研究者等を中長期に渡って円滑に確保する具体的な方策を検討し、結論を得る。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）を目途に結論を得る。	1 統計人材の確保 (1) 採用 ② 総務省及び各府省は、政府の統計部門が就職先としてより良く認知されるよう、経済学部やデータサイエンス関係の学部など潜在的に関心の高い学生が多いと考えられる学部や関連学会等を中心に、広報・情報提供を強化する。 ※再掲	総務省、各府省
				1 統計人材の確保 (1) 採用 ③ 総務省及び各府省は、就職先としての統計部門の魅力を高めるため、インターン制度の活用や中途採用の実施などを含め、統計部門に多彩かつ有為な人材が流入しやすい環境を積極的に整備する。 ※再掲	総務省、各府省

平成30年度末時点の検討状況又は進捗状況、今後の見通し等
(数字実績は別紙2参照)

- 各府省の統計主管課長級等から構成される統計企画会議等の場で、府省間の人事交流を推進していくことを確認した。【総務省・各府省】
- 総務省政策統括官(統計基準担当)では、人事当局と連携して、各府省の人事当局や統計部門と協議を行い、人事交流を推進している。【総務省】
- 各府省において、統計部門間の人事交流を実施した。【内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】
- 人事院には大規模な統計部門はないことから、採用段階で統計分野に特化した人材確保は行わず、一般職員の統計リテラシー向上の一環として、採用3年目までの全職員を対象として総務省主催の統計研修統計入門課程オンライン講座及び人事院独自の統計研修を受講させ、その中から統計に関する素養のある者を統計部門等に配置するなどして適性を見つづ、統計人材として育成していく方針としており、今後必要に応じて検討することとした。【人事院】

※再掲

- 府省間の統計部門職員の人事交流の促進等により、各府省の統計人材の交流を図った。
- 総務省統計研究研修所において、各府省の統計人材向けの横断的な研修として統計研修を実施した。
- 各府省の幹事に対する横断的な研修として、平成30年9月28日の統計委員会の場において、「国際統計機関における人材育成」についての講演を開催した。【以上、総務省】

※再掲

- 各府省の統計主管課長級等から構成される統計企画会議等の場で、就職先として関連学部や学会等への広報・情報提供の強化を進めていくことを確認した。【総務省・各府省】
- 総務省統計局では、一般職技術系職員を目指す者を対象としてリーフレットを作成した。今後採用活動に活用していく予定。また、人事院が主催する説明会(技術系も対象)において、統計局の業務や統計データの利活用などの情報提供を行っている。【総務省】
- 各種採用活動において、財務省の業務の一部として統計部門の業務を紹介している。【財務省】
- 学生向けの広報・情報提供として、業務説明会や入省案内パンフレット等において、統計やEBPMに関する業務に携わった経験のある職員がその業務を紹介するなどの取組を行った。【文部科学省】
- 大学教授訪問時や大学教授に研修講師をお願いする際に採用パンフレットをお渡しし、当省における採用状況を説明するなど、農林水産省統計部をPRし、就職先としての広報・情報提供を行った。(平成31年度には、農林水産省統計部職員採用案内を日本フードシステム学会HPへ掲載いただく等、就職先として関連学会への広報・情報提供を行った。)【農林水産省】

※再掲

- 統計棚卸しやSUT体系への移行等の統計改革に基づく取組を推進するため、任期付職員法に基づき7名を中途採用。その他、育児休業法等に基づいて4名を中途採用。
- 総務省統計局では、インターン制度の活用を行った。(平成30年度インターン実績:総合職8名、一般職3名)【以上、総務省】
- インターン制度を活用し、統計部門に人材を受け入れている。【文部科学省】
- インターン制度を活用し、統計業務の補助など実務に従事してもらうとともに統計調査の企画会議などに出席することにより統計部門の業務内容を知ってもらい、統計人材が流入しやすい環境整備を行っている。【厚生労働省】
- 平成30年度には、4名のインターンシップ受け入れを行った。【農林水産省】

※再掲

第Ⅲ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」別表第3記載事項				「E BPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第Ⅱ部記載事項	
項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	取組項目	実施主体
4 統計リソースの確保・統計人材の確保・育成 (2) 統計人材の確保・育成				<p>1 統計人材の確保 (1) 採用 ④ 各府省は、最新の研究成果を統計業務へ取り込むとともに、学界との連携を強化するため、若手研究者等の任期付職員としての採用に取り組む。</p> <p>3 外部人材の活用 ① 各府省は、企業会計の知識や各業界固有の慣行・特殊事情等の理解など、特別な実務経験を必要とし、政府部内における人材育成では時間を要する専門分野においては、積極的に外部の専門人材を統計人材として活用する。</p> <p>② 各府省は、最新の研究成果を統計業務へ取り込むとともに、学界との連携を強化するため、若手研究者等の任期付職員としての採用に取り組む。（再掲）</p>	各府省

平成30年度末時点の検討状況又は進捗状況、今後の見通し等
(数字実績は別紙2参照)

- 各府省の統計主管課長級等から構成される統計企画会議等の場で、外部の専門人材の活用や、若手研究者等を任期付職員として採用する取組を進めていくことを確認した。【総務省・各府省】
- 政府統計部門が勤務先の選択肢として若手研究者等に認知されるための広報の一環として、総務省統計委員会ホームページ内に、ホームページ「政府統計部門における外部人材の採用について」を開設した。本ホームページには、各府省統計部門において任期付職員や非常勤職員等として勤務している外部人材の勤務状況について現状把握調査を実施した結果のほか、採用の制度や待遇の情報、職員の声等について掲載し、各府省間で情報共有を図った。
- 上記のホームページについては、一般社団法人国立大学協会、一般社団法人公立大学協会、日本私立大学団体連合会の協力を得て、各大学を通じて、統計・経済・データサイエンス等関係する分野の若手研究者等に広く周知した。また、関連学会への情報提供も行った。
- 研究者等にとって魅力ある勤務環境の整備について、関係部局に働きかけながら検討を進めているところ。
【以上、総務省】
- 消費者行政新未来創造オフィスで客員研究員にデータの取得方法を指導してもらいながら、政策の基礎となる研究を実施。
- 社会調査や統計分析について、専門家を招いた勉強会を実施。【以上、消費者庁】
- 総務省統計局では、統計データの二次的利用の共同研究を進めるため、任期付職員を採用した。【総務省】
- 統計調査の専門的知識を要する事案については、統計学や会計学の専門家から構成される研究会やワーキンググループを開催し、意見を聴取するなど外部人材の活用を行っている。【財務省】
- 若手研究者等を含む外部有識者を「統計分析アドバイザー」として委嘱し、教育に関する国内統計調査の分析及び調査内容の検討等に当たって、専門的な立場から指導及び助言に当たっていただいている。【文部科学省】
- 各府省統計部門において、若手研究者等の外部人材を任期付職員等として受け入れた。【内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省】

(別紙1) 各府省においては、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」により、毎年度、府省ごとの課題に応じ重点化を図って取組を行うことと定められており、平成30年度における各府省の重点化方針は以下の通り。

内閣人事局 内閣官房	<p>内閣人事局が作成する業務統計の作成・提供、分析等を精確かつ効率的に行うため、職員に対して、調査や統計データ分析のための研修を行った。</p> <p>内閣人事局は定員約620人という小規模な組織であり大規模な統計部門もないことから、採用段階で統計分野に特化した人材確保は行わず、その中から統計に関する素養のある者を統計部門等に配置するなどして適性を見つ、統計人材の育成に取り組んでいく方針としている。</p> <p>そのため、平成30年11月に、若手職員の統計リテラシーの確保及び統計にに関する基礎知識の習得を図ることを目的として、概ね採用3年以内の全職員を対象とした「人事院統計研修会」を開催した。具体的には、原則として採用2年目までの職員に①総務省主催の統計研修統計入門講座（「初めて学ぶ統計」、「統計データのできるまで」の2講座）を受講させ、②を受講した採用3年目の職員に③院内研修（統計知識）を受講させることとした。</p> <p>なお、当該取組決定後（平成30年度1月期のオンライン講座において、初めて学ぶ統計」を36人、「統計データのできるまで」を28人が受講しており、平成31年度中に第1回院内研修を実施する予定である。</p>
内閣府	<p>人事院は定員約620人といいう小規模な組織であり大規模な統計部門もないことから、採用段階で統計分野に特化した人材確保は行わず、その中から統計に関する素養のある者を統計部門等に配置するなどして適性を見つ、統計人材の育成に取り組んでいく方針としている。</p> <p>そのため、平成30年11月に、若手職員の統計リテラシーの確保及び統計にに関する基礎知識の習得を図ることを目的として、概ね採用3年以内の全職員を対象とした「人事院統計研修会」を開催した。具体的には、原則として採用2年目までの職員に①総務省主催の統計研修統計入門講座（「初めて学ぶ統計」、「統計データのできるまで」の2講座）を受講させ、②を受講した採用3年目の職員に③院内研修（統計知識）を受講させることとした。</p> <p>なお、当該取組決定後（平成30年度1月期のオンライン講座において、初めて学ぶ統計」を36人、「統計データのできるまで」を28人が受講しており、平成31年度中に第1回院内研修を実施する予定である。</p>
内閣府	<p>内閣府においては、統計調査の事務を本務としている経済社会総合研究所以外に、政策部局が統計調査を行っているものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題①：内閣府における統計調査の事務を本務としている経済社会総合研究所による。 ・取組①：「統計調査」の実施に関する研修会の実施（主催：大臣官房企画調整課） <p>年1回、夏頃に「統計調査」の実施に関する研修会を開催。「一般統計調査」の実施を府内全部局に案内し、統計調査を実施する可能性のある部局の担当者が出席。「統計調査」の該当要件から、審査のポイント等について研修を行い、総務省への事前審査なく実施することのないよう周知している。当該研修会の資料については、掲示板にも掲載し、適宜担当者が閲覧できるようしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題②：内閣府及び他省庁の職員が、経済・社会活動の調査分析など職務上必要とされる知識や技能の習得・向上を図れるようにするとともに、経済の重要問題についての分析能力を養えるようにする。 ・取組②：業務に資する経済研修として、計量経済分析、経済理論等に関する経済研修を実施している。また、経済社会総合研究所が有する国民経済計算（SNA）統計等の概念、統計作成の実際について理解し、その推計方法の習得を目的とした研修を実施している。 ・その他の取組：府内統計等データに係る情報集約・ニーズの照会 <p>内閣府本府に所在する統計等データに係る情報を幅広く集約するため、府内調査を実施し、集約した情報をホームページに掲載している（平成30年10月現在のものを掲載）。外部ニーズを受け付けている。</p>

官内庁	統計調査に関する知識の向上のため、職員の研修の受講について取組を行った。平成30度においては、関連する研修を、当庁において統計に關することを担当する職員に受講させた。
公正取引委員会	E BPMでは定量的なデータ分析を扱う括り審議官部局は、以下のような取組を行った。 ・E BPMやデータ分析を実施するための基礎的な知識を解説する職員向け研修会を開催 ・有用と考えられる経済学や統計学の基礎的知識のメモを毎月作成し、職員に共有
警察庁	警察統計に関する各分野毎の分析をより総合的に行い、統計の効果的な利活用が行われるようにすべきとの課題を解決するため、長官官房に統計の総活用に関する事務を担当する係を新たに設置し、全局的な統計・E BPM関連業務の取りまとめを行う職員を、統計研修の受講履歴、統計に関する知識の有無等を勘案しつつ、配置した。
金融庁	職員の統計リテラシー向上のため、総務省や内閣府主催の統計関連研修の受講を職員に促した。
消費者庁	消費者庁では事ら統計作成を行う部署はないものの、業務の一部として意識調査を含む統計の作成を行っていることから、統計全体を政策立案及び推進係で統括しつつ、データの適切な取得方法等を職員が習得することが必要と考え、「人材方針」第II部記載事項のうち、統計人材の配置及び育成に重点を置いている。平成30年度における具体的な取組事項については以下のとおり。 ・政策立案室総括審議官、担当参事官及び担当補佐に統計業務経験者を配置 ・消費者行政新未来創造オフィスで客員研究員にデータの取得方法を指導してもらしながら、政策の基礎となる研究を実施 ・社会調査や統計分析について、専門家を招いた勉強会を実施
復興庁	復興庁においては、基幹統計調査、一般統計調査等、統計法に基づく統計調査を実施していないが、統計の利活用の観点から、総務省より案内のある統計に係わる研修について、職員に周知している。
総務省	・統計データ利活用センターを中心として都道府県や市区町村の政策立案に統計データの利活用を促すための取組を推進した。 ・総務省において次年度（平成31年度）の新規採用職員研修にて統計計画に関する講義を導入し、オンライン統計研修を合わせて受講することを推奨することとした。また、内閣人事局主催の各府省研修担当者会議にて、各府省の同研修における導入について説明した。
法務省	総務省統計研究研修所のオンライン研修を中心に、統計部門職員等の積極的な研修受講を促進する等、公的統計の精度向上と適切な利活用のための基盤整備に取り組んだ。
外務省	当省における統計人材の育成を図る観点から、総務省統計研究研修所が定期的に実施している各種研修について職員にしかるべき周知することとともに、同研修への参加を従事した。
財務省	人事配置について、統計の企画、実査等の面で適性がみられる者については、勤務経験に応じて係員から係長、課長補佐クラスと複数ポストに配置するよう配慮する。 また、統計の作成のみならず、政策部門も経験させることで、統計の分析能力も高め育成を図る。 さらに、これまで実施してきた統計関係での他府省との人事交流により個々人のスキルアップにつなげる。 総務省が実施する統計研修への参加を懇意とする。

文部科学省	<p>【具体的な取組】</p> <p>①職員の統計リテラシー向上 ・総務省統計研究研修所が実施する統計研修の受講を奨励し、統計人材の技能向上に努めた。 ・OJTを通じた統計人材の計画的な育成を行ったため、課内各係の業務実施を通じてOJTにて統計調査の設計や作成・提供等の基本的な技能を修得できるように努めた。</p> <p>②外部人材の活用 ・外部有識者を「統計分析アドバイザー」として委嘱し、教育に関する国内統計調査の分析及び調査内容の検討等に当たつて、専門的な立場から指導及び助言に当たつていただいている。</p>	<p>EPMを推進するため、統計データ作成業務・分析業務に精通した能力の高い人材の確保・育成。政策立案部局における職員の情報活用能力、データ分析能力の向上を図ることが必要である。このため、平成30～32年度を期間として、計画的に人材の育成を行ったための「政策立案部局における統計調査実施部局における統計データ作成・活用・分析能力の高い人材育成方針」（平成30年4月）を策定し、実施していく。 概略は以下の通り。</p>	<p>○基本方針 政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）及び統計調査実施部局における統計データ作成・活用・分析能力の高い人材育成具体的には、人材として求められる「統計活用分析能力」、「統計処理（データ処理）能力」、「統計調整（コミュニケーション）能力」を、①計画的な研修受講、②OJTによる技術・技能の習得、③人事異動・人事交流を通じた長期的な能力開発を通じて、確実に得られるよう人に人材を育成する。</p> <p>政策立案部局におけるデータ方針に基づき、統計研修等の受講を組織的かつ計画的に指示し、職員のレベルアップを図っていくため、「人材育成計画」を策定する。</p>	<p>○人材育成計画（計画期間：平成30～32年度の3年間） 「統計調査担当職員※1」、「統計活用分析職員※2」各々に求めるスキルレベルに分け、人材育成のロードマップを整理。 スキルレベルを5段階に整理し、当面は、組織全体のレベルアップを図り、統計調査担当職員については、レベル3（統計検定2級（仮認定）に対して、データをもとに検証する問題解決力を有している）レベルを、統計活用分析職員については、レベル2（統計検定3級（データの分析において重要な概念を身に着け、身近な問題解決に活かせる知識を有している）レベル）をターゲットとして人材育成を進める。各スキルレベルについては、相当する研修の受講によって到達したものとみなし、評価を有して評価に通じて、評価を実施する。 ※1 各部局の研修取りまとめ担当者が管理し、研修室及び講師による研修を実施する。 ※2 政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）が管理し、研修室及び講師による研修を実施する。</p>
農林水産省	人材育成の取組として、職員の統計データの利活用に関する能力の向上のために、データ分析や基礎的な統計に関する知識やデータ利活用の技術を取得するための研修を3回実践した（延べ98名参加）。			

経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 統計部門のみならず、全省職員を対象とした統計リテラシー向上を図るため、省内インフラネットに研修テキストを掲載。 調査統計グループへの転入者、新規採用者向け研修の実施や、職員の研修受講履歴データベースの充実。 省内統計所管課室職員への統計法研修の実施。 総務省統計研究研修所と連携し、相互に講師を派遣。他省庁へも統計研修向け講師を紹介。 統計コンシェルジュによる省内の統計に係る相談対応。
国土交通省	統計担当職員の中には統計業務の経験が十分でない者も多く、統計の品質確保の観点から、こうした職員の在任期間中における能力向上が課題であることから、総務省統計研究研修所が実施する統計研修等へ参加するよう統計担当職員に対し奨励し、統計人材の技能向上に努めた。
環境省	統計調査を実施している課室において、統計法第55条第1項に基づく施行状況の報告等に合わせて現状把握を行い、課題の把握に努めている。また、統計調査を実施している課室の担当者を対象とした連絡会議を行うことにより、統計調査に基づく統計調査の承認手続きや二次利用などについての理解を深めることを通じて、統計調査に関する業務を円滑に進められるよう努めている。
原子力規制委員会	原子力規制委員会においては、統計法等に基づく統計データを所管していないが、原子力規制行政に必要な多様なデータや最新知見を収集・活用し、新しい検査制度の試運用等、規制行政の充実に貢献中。
防衛省	防衛省においては、統計に知見を有する者を計画的に育成するため、総務省等で実施している統計研修へ参加させている。平成30年度においては、24の講座に延べ105名の人員を参加させた。

(別紙2)人事交流や外部人材の採用等に関する平成30年度の実績

①統計研修の修了者数
 (「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第II部2(1)②イ・5①関連)

	統計入門課程 (オンライン講座)	統計入門課程 (左記以外)	統計基本課程 (本科)	統計基本課程 (左記以外)	統計専門課程
人事院	87名	6名	0名	0名	0名
内閣府	1名	0名	0名	0名	2名
公正取引委員会	0名	1名	0名	0名	2名
警察庁	2名	2名	0名	1名	4名
総務省	121名	41名	3名	13名	12名
法務省	33名	13名	0名	6名	2名
外務省	5名	4名	0名	0名	0名
財務省	10名	67名	6名	28名	12名
文部科学省	10名	6名	0名	3名	6名
厚生労働省	182名	13名	0名	0名	4名
農林水産省	82名	5名	1名	2名	7名
経済産業省	19名	2名	0名	1名	3名
国土交通省	105名	15名	0名	6名	11名
環境省	0名	0名	0名	0名	1名
防衛省	64名	12名	2名	6名	6名

○上記表の統計研修の各課程に相当する、各府省独自の研修の修了者数

	統計入門課程 (オンライン講座)	統計入門課程 (左記以外)	統計基本課程 (本科)	統計基本課程 (左記以外)	統計専門課程
内閣府	0名	0名	0名	49名	156名
総務省	0名	26名	0名	0名	0名
財務省	0名	0名	0名	0名	0名
文部科学省	0名	0名	0名	0名	0名
厚生労働省	426名	25名	0名	38名	19名
農林水産省	15名	0名	0名	98名	84名
経済産業省	0名	55名	0名	39名	15名
国土交通省	0名	0名	0名	0名	0名

※基幹統計調査所管府省のみ。

②統計職員が取得している資格や学位
 (「方針」第II部2 (1) ②) 関連)

	統計検定の合格者数	修士・博士号を有する者	その他
内閣府	3名	30名	0名
総務省	29名	76名	2名
財務省	1名	1名	0名
文部科学省	0名	6名	0名
厚生労働省	4名	16名	0名
農林水産省	1名	13名	0名
経済産業省	1名	6名	0名
国土交通省	0名	1名	0名

※平成30年4月1日時点（総務省は平成31年3月8日時点）。

※いずれも、基幹統計調査所管府省のみ。

※「統計検定」には、統計調査士・専門統計調査士を含む。

※「その他」は、データベーススペシャリスト及び専門社会調査士。

③統計部門における府省間の人事交流
 (「方針」第II部2 (2) ①・⑤①
 関連)

	自府省統計部門への受入	他府省統計部門への派遣
内閣府	12名 (総務省より8名、財務省より2名、厚生労働省より1名、農林水産省より1名)	3名 (総務省～2名、国土交通省～1名)
総務省	18名 (内閣府より2名、財務省より3名、厚生労働省より5名、農林水産省より3名、経済産業省より4名、国土交通省より1名)	12名 (内閣府～8名、財務省～1名、厚生労働省～1名、農林水産省～1名、経済産業省～1名)
財務省	1名 (総務省より1名)	5名 (内閣府～2名、総務省～3名)
厚生労働省	1名 (総務省より1名)	6名 (内閣府～1名、総務省～5名)
農林水産省	1名 (総務省より1名)	5名 (内閣府～1名、総務省～3名、国土交通省～1名)
経済産業省	1名 (総務省より1名)	4名 (総務省～4名)
国土交通省	2名 (内閣府より1名、農林水産省より1名)	1名 (総務省～1名)

④人材の派遣・受入や共同研究等を通じた学界との交流
 (「方針」第II部2 (2) ②関連)

	大学等の研究機関への人材派遣	自府省統計部門への人材受入	大学等の研究機関との共同研究等
総務省	2名 (大学等の高等教育機関へ2名)	-	-

※各府省の統計業務に資することをして行われているもの。
 ※「共同研究」とは、共著論文の執筆や学界での共同発表等。

⑤国際機関や海外の統計機関への人材派遣
 への人材の派遣・交流
 (「方針」第II部2 (2) ②関連)

延べ36名 (国際機関へ18名、その他の海外の統計機関へ38名)
 ○国際機関や海外の統計機関との交流
 統計に関する国際会議の主催2件、統計に関する国際会議への参加会議数51件・参加延べ143名

⑥政府統計部門における外部人材の受入実績
 (「方針」第II部1 (1) ④・3
 ①・②関連)

	内閣府	総務省	文部科学省	経済産業省
任期付職員法に基づく任期付職員	7名	9名	1名	-
任期付研究員法に基づく任期付研究員	3名	1名	4名	-
官民交流法に基づく採用職員(任期付)	-	1名	-	1名
臨時的任用職員など(任期付)	2名	1名	-	-
行政実務研修員	1名	-	-	1名
専門非常勤職員	4名	3名	-	-
客員研究員等(非常勤)	8名	15名 (客員教授)	1名	-
その他の非常勤職員	-	1名	-	1名
合計	25名	31名	6名	3名

※平成30年9月1日時点。

⑦国・地方間の人事交流
 (「方針」第II部4 ①関連)

	自府省統計部門への受入	地方公共団体統計部門への派遣
総務省	6名 (北海道・岩手県・千葉県・東京都・岡山県・愛媛県より各1名)	2名 (千葉県・岡山県～各1名)
国土交通省	4名 (津市・京都市・奈良市・吳市より各1名)	-

資料10 基幹統計調査の承認一覧

(平成30年度(2018年度))

実施府省	基幹統計調査の名称	承認年月日
総務省	小売物価統計調査	平成30年5月25日
	住宅・土地統計調査	平成30年10月22日
	経済センサス - 基礎調査	平成30年12月21日
	家計調査	平成31年3月4日
	全国家計構造調査	平成31年3月14日
	労働力調査	平成31年3月5日
財務省	民間給与実態統計調査	平成31年3月27日
文部科学省	学校基本調査	平成31年3月14日
厚生労働省	人口動態調査	平成30年9月6日
	医療施設調査	平成30年11月22日
	国民生活基礎調査	平成30年12月26日
	毎月勤労統計調査	平成31年2月18日
農林水産省	漁業センサス	平成30年6月27日
	海面漁業生産統計調査	平成30年8月8日
	農林業センサス	平成30年9月12日
	作物統計調査	平成30年10月12日
	農業経営統計調査	平成30年11月29日
経済産業省	石油製品需給動態統計調査	平成30年12月7日
	商業統計調査	平成30年12月21日
	特定サービス産業実態調査	平成30年12月21日
	工業統計調査	平成31年1月15日
国土交通省	港湾調査	平成30年7月4日
総務省・経済産業省	経済構造実態調査	平成30年12月21日
	工業統計調査	平成31年3月12日

注) 本表は、法第11条の規定に基づき平成30年度(2018年度)中に総務大臣に申請され、30年度中に承認が行われた基幹統計調査の承認状況についてまとめたものである。

資料11 統計委員会における諮問・答申実績

(平成30年度(2018年度))

諮問名	諮問者	諮問日	答申日
中間年における経済構造統計の整備について(その1)	総務大臣	平成30年 3月28日	平成30年 8月28日
中間年における経済構造統計の整備について(その2)	総務大臣	平成30年 4月20日	
農林業センサスの変更について	総務大臣	平成30年 5月25日	平成30年 8月28日
海面漁業生産統計調査の変更について	総務大臣	平成30年 5月25日	平成30年 7月20日
農業経営統計調査の変更について	総務大臣	平成30年 8月28日	平成30年 11月22日
全国消費実態調査及び家計調査の変更について	総務大臣	平成30年 9月28日	平成30年 12月17日
国民生活基礎調査の変更について	総務大臣	平成30年 9月28日	平成30年 12月17日
作物統計調査の変更について	総務大臣	平成30年 9月28日	平成30年 9月28日
統計法施行規則(平成20年総務省令第145号)の一部改正について	総務大臣	平成30年 10月25日	平成30年 12月17日
全国消費実態統計の指定の変更及び全国消費実態調査の変更について	総務大臣	平成31年 1月30日	平成31年 1月30日
民間給与実態統計調査の変更について	総務大臣	平成31年 1月30日	平成31年 3月18日
学校基本調査の変更について	総務大臣	平成31年 1月30日	平成31年 3月6日
毎月勤労統計調査の変更について	総務大臣	平成31年 1月30日	平成31年 1月30日
労働力調査の変更について	総務大臣	平成31年 2月20日	平成31年 2月20日
工業統計調査の変更について	総務大臣	平成31年 2月20日	平成31年 2月20日
賃金構造基本統計調査の変更について	総務大臣	平成31年 3月18日	平成31年 4月26日
経済産業省生産動態統計調査の変更について	総務大臣	平成31年 3月18日	令和元年 5月24日

注) 本表は、平成30年度(2018年度)に統計委員会において行われた諮問又は答申の実績についてまとめたものである。平成30年度(2018年度)以外は括弧書きとしている。

資料12 基幹統計調査の年度別承認件数

(平成26年度(2014年度)～30年度(2018年度))

府省名	平成 30年度 (2018年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 27年度 (2015年度)	平成 26年度 (2014年度)
総務省	8*	6(2)	8*(2)	5*(2*)	2
財務省	1	0	0	0	0
文部科学省	1	2	2	3	3(2)
厚生労働省	4	5(2)	6(2)	3	5(2)
農林水産省	5	3	3	8(2)	3(2)
経済産業省	6*(2*)	1	6*(2)	6*(2*)	6(2)
国土交通省	1	2	0	1	5
合計	24(2)	19(4)	24(6)	24(4)	24(4)

注1) () 内の数値は同年度内に同一の調査で複数回承認を受けたものの内数。

注2) 「*」は複数の府省が共同で行う調査(平成30年度(2018年度)は経済構造実態調査と工業統計調査、平成27年度(2015年度)、28年度(2016年度)は経済センサス・活動調査)。共管府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

資料13 基幹統計の公表までの期間

経常調査により作成された基幹統計の公表状況 (平成29(2017)、30年度(2018年度))

府省名	公表を行った件数 (件)		公表までの平均期間 (日)	
	平成30年度 (2018年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成29年度 (2017年度)
総務省	5	5	45	46
財務省	2	2	69	74
文部科学省	2	2	86	87
厚生労働省	6	6	103	95
農林水産省	5	5	28	27
経済産業省	8	7	92	64
国土交通省	8	8	10	14
合計/全体平均	36	35	59	52

注1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注2) 1つの基幹統計の作成に当たり、月次調査・年次調査がある場合など、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間によって平均期間の計算を行っている。

注3) 統計調査以外の方法により作成される基幹統計である国民経済計算（内閣府）、人口推計（総務省）生命表（厚生労働省）、社会保障費用統計（厚生労働省）及び鉱工業指数（経済産業省）並びに周期調査により作成される基幹統計の公表までの平均期間は算出していない。

周期調査等により作成された基幹統計の公表までの期間 (平成30年度(2018年度))

府省名	基幹統計調査の名称	調査の周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	前回調査との差
総務省	就業構造基本調査	5年	260日 (H30. 7公表)	144日 (H25. 3公表)	+116日
総務省	地方公務員給与実態調査	5年	207日 (H31. 3公表)	207日 (H26. 3公表)	0日
厚生労働省	患者調査	3年	416日 (H31. 3公表)	364日 (H27. 12公表)	+52日

注)公表までの期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数である。

資料14 一般統計調査の承認一覧

(平成30年度 (2018年度))

実施府省	一般統計調査の名称	最終承認年月日
人事院	職種別民間給与実態調査	平成 30 年 4 月 24 日
	民間企業における役員報酬（給与）調査	平成 30 年 4 月 26 日
	民間企業の勤務条件制度等調査	平成 30 年 9 月 4 日
内閣府	高齢者の住宅と生活環境に関する調査	平成 30 年 8 月 2 日
	生活状況に関する調査	平成 30 年 8 月 27 日
	組織マネジメントに関する調査 (JP-MOPS)	平成 30 年 10 月 12 日
	民間非営利団体実態調査	平成 30 年 6 月 12 日
	青少年のインターネット利用環境実態調査	平成 30 年 10 月 23 日
	生活状況に関する調査	平成 30 年 10 月 26 日
総務省	2020 年国勢調査第 2 次試験調査	平成 30 年 4 月 5 日
	通信利用動向調査	平成 30 年 9 月 28 日
	近畿の「道の駅」の防災機能・バリアフリー化等に関するアンケート調査	平成 30 年 10 月 25 日
	保護司の活動に関するアンケート調査	平成 30 年 12 月 5 日
法務省	犯罪被害実態（暗数）調査（安全・安心な社会づくりのための基礎調査）	平成 30 年 7 月 5 日
財務省	法人企業統計調査 附帯調査（四半期別 GDP 速報（1 次速報）のための一部項目早期調査）	平成 30 年 6 月 28 日
文部科学省	全国イノベーション調査	平成 30 年 10 月 23 日
	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	平成 31 年 2 月 6 日
	大学等におけるフルタイム換算データに関する調査	平成 30 年 8 月 10 日
	体育・スポーツ施設現況調査	平成 30 年 9 月 27 日
	体育・スポーツ施設現況調査	平成 31 年 2 月 1 日
	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	平成 31 年 3 月 29 日
厚生労働省	介護事業実態調査	平成 30 年 10 月 10 日
	障害福祉サービス等従事者待遇状況等調査	平成 30 年 10 月 30 日
	かかりつけ歯科医機能の在り方に関する調査	平成 30 年 12 月 20 日
	年金制度に関する総合調査	平成 31 年 2 月 1 日
	看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査	平成 30 年 4 月 9 日
	障害者雇用実態調査	平成 30 年 4 月 23 日
	社会福祉施設等調査	平成 30 年 5 月 25 日
	介護サービス施設・事業所調査	平成 30 年 5 月 25 日
	雇用均等基本調査	平成 30 年 6 月 25 日
	若年者雇用実態調査	平成 30 年 6 月 27 日
	国民健康・栄養調査	平成 30 年 7 月 2 日
	医薬品価格調査	平成 30 年 7 月 5 日
	労働安全衛生調査	平成 30 年 7 月 5 日
	特定保険医療材料価格調査	平成 30 年 7 月 13 日
	就労条件総合調査	平成 30 年 8 月 8 日
	能力開発基本調査	平成 30 年 9 月 20 日

実施府省	一般統計調査の名称	最終承認年月日
農林水産省	障害者雇用実態調査	平成 30 年 11 月 29 日
	21 世紀出生児縦断調査（平成 22 年出生児）	平成 30 年 12 月 26 日
	労使関係総合調査	平成 31 年 1 月 21 日
	地域児童福祉事業等調査	平成 31 年 1 月 21 日
経済産業省	食品循環資源の再生利用等実態調査	平成 30 年 8 月 21 日
	木質バイオマスエネルギー利用動向調査	平成 30 年 4 月 3 日
	野生鳥獣資源利用実態調査	平成 30 年 4 月 26 日
	食品流通段階別価格形成調査	平成 30 年 6 月 14 日
	6 次産業化総合調査	平成 30 年 8 月 31 日
	食品製造業における H A C C P に沿った衛生管理の導入状況実態調査	平成 30 年 9 月 18 日
	木材流通統計調査	平成 30 年 10 月 23 日
	漁業経営統計調査	平成 30 年 10 月 23 日
	畜産統計調査	平成 30 年 10 月 23 日
	食品製造業における H A C C P に沿った衛生管理の導入状況実態調査	平成 30 年 11 月 28 日
国土交通省	新規就農者調査	平成 30 年 12 月 18 日
	鉄鋼需給動態統計調査	平成 30 年 4 月 5 日
	総合エネルギー統計補足調査（電気事業者の発電量内訳調査）	平成 30 年 4 月 10 日
	ビッグデータを活用した商業動態統計調査（試験調査：家電大型専門店分野）	平成 30 年 7 月 2 日
	工場立地動向調査	平成 30 年 5 月 9 日
	非鉄金属等需給動態統計調査	平成 30 年 5 月 17 日
	海外事業活動基本調査	平成 30 年 9 月 7 日
	中小企業実態基本調査	平成 30 年 10 月 17 日
	外資系企業動向調査	平成 30 年 12 月 18 日
	幹線旅客流動実態調査（オンライン調査の導入に向けた試験調査）	平成 30 年 5 月 1 日

実施府省	一般統計調査の名称	最終承認年月日
	マンション総合調査	平成 30 年 11 月 20 日
	北海道法人企業投資状況調査	平成 30 年 11 月 30 日
	訪日外国人消費動向調査	平成 30 年 12 月 25 日
内閣府・財務省	法人企業景気予測調査	平成 30 年 8 月 8 日
厚生労働省・文部科学省	21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）	平成 30 年 12 月 26 日
国土交通省・経済産業省	建設機械動向調査	平成 30 年 12 月 7 日

注) 本表は、法第19条又は第21条の規定に基づき総務大臣に申請され、30年度中に承認された一般統計調査の承認状況についてまとめたものである。

資料 15 一般統計調査の年度別承認件数

(平成 26 年度 (2014 年度) ~30 年度 (2018 年度))

府省名	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)
人事院	3	3	3	1	3
内閣府	7(1)	8	6	6	4
総務省	4	13(1)	9	8(1)	8(1)
法務省	1	0	0	0	0
財務省	2(1)	0	2	1	0
文部科学省	7(1)	9(1)	9(1)	4	1
厚生労働省	21(1)	31(1)	29(1)	26	24
農林水産省	11	10(1)	13	11	5
経済産業省	9(1)	12(2)	9(1)	4(1)	9(1)
国土交通省	17(1)	6	6(1)	9	8
環境省	0	3	4	6	1
合計	79(3)	88(2)	75(1)	63(1)	72

注 1) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認した統計調査件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注 2) 平成26年度（2014年度）以降は、複数回承認されている場合それぞれ 1 件と計上している。

資料16 一般統計調査の結果の公表までの期間

一般統計調査（経常調査）結果の公表までの平均期間

(平成30年度(2018年度))

府省名	公表を行った件数 (件)	公表までの平均期間 (日)
人事院	3	195
内閣府	9(1)	60
総務省	6(1)	78
財務省	4(1)	187
文部科学省	8(2)	177
厚生労働省	36(2)	217
農林水産省	30(1)	88
経済産業省	24(2)	80
国土交通省	20	92
環境省	6	139
合計/全体平均	135(5) <135(5)>	128 <120>

注1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注2) 1つの一般統計調査において、月次調査・年次調査がある場合など、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間によって平均期間の計算を行っている。

注3) ()内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の結果の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の結果の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注4) 表中< >内は、平成29年度(2017年度)における実績。

一般統計調査（周期調査等）の結果の公表までの期間

(平成30年度(2018年度))

府省名	一般統計調査の名称	調査 の 周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	前回調査 との差
文部科学省	大学・短期大学・高等専門学校におけるインターンシップ実施状況等調査	2年	145日 (H31. 2公表)	156日 (H29. 6公表)	-11日
	学校給食実施状況等調査	2年	179日 (H31. 2公表)	213日 (H29. 10公表)	-34日
厚生労働省	受療行動調査	3年	278日 (H30. 9公表)	284日 (H27. 9公表)	-6日
	雇用の構造に関する実態調査(派遣労働者実態調査)	不定期	321日 (H30. 10公表)	279日 (H25. 9公表)	+42日
	労働安全衛生調査(実態調査)	5年	281日 (H30. 8公表)	291日 (H29. 9公表)	-10日

府省名	一般統計調査の名称	調査の周期	公表までの期間(今回調査)	公表までの期間(前回調査)	前回調査との差
厚生労働省	特定保険医療材料価格調査	2年	41日 (H30. 12公表)	37日 (H29. 12公表)	+4日
	港湾運送事業雇用実態調査	5年	180日 (H31. 2表)	96日 (H25. 11公表)	+84日
	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	不定期	145日 (H30. 4公表)	135日 (H29. 3公表)	+10日
	介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）	3年	155日 (H30. 4公表)	135日 (H29. 3公表)	+20日
	社会保障・人口問題基本調査 (生活と支え合いに関する調査)	5年	375日 (H30. 8公表)	358日 (H25. 7公表)	+17日
	公的年金加入状況等調査	3年	557日 (H30. 5公表)	764日 (H27. 12公表)	-207日
	国民年金被保険者実態調査	3年	363日 (H31. 3公表)	269日 (H27. 12公表)	+94日
農林水産省	地域特産野菜生産状況調査	2年	287日 (H31. 1公表)	241日 (H28. 7公表)	+46日
	都道府県知事認可の漁業協同組合の職員に関する一斉調査	2年	256日 (H30. 5公表)	240日 (H28. 4公表)	+16日
	食品循環資源の再生利用等実態調査	5年	101日 (H31. 3公表)	150日 (H27. 3公表)	-49日
経済産業省	産業連関構造調査（商業マージン調査）	原則5年	115日 (H30. 7公表)	365日 (H26. 10公表)	-250日
	産業連関構造調査（輸入品需要先調査）	原則5年	136日 (H30. 7公表)	365日 (H26. 10公表)	-229日
	建設機械動向調査	2年	112日 (H30. 8公表)	706日 (H28. 11公表)	-594日
	石油設備調査	2年	60日 (H30. 9公表)	107日 (H28. 9公表)	-47日
国土交通省	全国輸出入コンテナ貨物流動調査	5年	105日 H31. 3公表	96日 H26. 3公表	+9日
	航空旅客動態調査	2年	332日 H30. 10公表	215日 H28. 6公表	+117日
	幹線フェリー・旅客船旅客流動実態調査（幹線旅客流動実態調査）	5年	928日 H30. 5公表	1124日 H25. 11公表	-196日
	幹線バス旅客流動実態調査（幹線旅客流動実態調査）	5年	928日 H30. 5公表	1124日 H25. 11公表	-196日
	建設機械動向調査	2年	112日 H30. 8公表	706日 H28. 11公表	-594日

府省名	一般統計調査の名称	調査 の 周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	前回調査 との差
国土交通省	建設資材・労働力需要実態調査	2年	459日 (H31. 3 公表)	362日 (H30. 3 公表)	97日
環境省	水質汚濁物質排出量総合調査	2年	170日 (H30. 4 公表)	275日 (H28. 8 公表)	-105日

注1) 公表までの期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数である。なお、1つの統計調査において、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間を記載している。

注2) 一般統計調査(周期調査)のうち、新規調査及び調査の周期が1回限りとなっている調査については、記載していない。

資料17 都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成30年度(2018年度))

都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	新規	変更				新規	変更		
北海道	1	2	2	1	滋賀県	3	12	21	
青森県	4	2	17		京都府		2	4	
岩手県	2	7	8		大阪府	4	6	10	
宮城県	1	6	9		兵庫県		3		
秋田県	1	1	4		奈良県	2	4	9	
山形県	1		11		和歌山県	1		3	
福島県			25		鳥取県	5	5	21	
茨城県	2		5		島根県	1	2	7	
栃木県			8		岡山県	2	3	5	
群馬県		3	4		広島県		2	5	
埼玉県		3	10		山口県		5	9	
千葉県	5	1	18		徳島県			5	
東京都	9	8	43		香川県	2		8	
神奈川県	5	6	17		愛媛県			3	
新潟県	3	4	19	3	高知県	7	6	19	
富山県			5		福岡県	3	2	12	1
石川県			9		佐賀県	1		3	1
福井県		2	11		長崎県			2	
山梨県	1	1	7		熊本県		1	5	
長野県	3	4	13		大分県	1	1	5	
岐阜県	1	7	11		宮崎県	5	1	12	1
静岡県	2	2	10	2	鹿児島県	1	1	10	
愛知県	4	5	14		沖縄県	3	2	16	
三重県	1	4	10		合計	87	121	487	7

注1) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件数の外数である。

注2) 都道府県と指定都市が共管している調査については、それぞれに計上している。

資料18 指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成30年度(2018年度))

指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	新規	変更				新規	変更		
札幌市	2		2		京都市				
仙台市	4	2	7		大阪市	2	3	8	
さいたま市	3	1	5		堺市	3	1	5	
千葉市	1	1	2		神戸市	2	5	7	
横浜市	3		3		岡山市	1		1	
川崎市	4	1	5		広島市	4	2	6	
相模原市					北九州市	8	3	14	
新潟市		4	3		福岡市	4	2	8	
静岡市	2	3	5		熊本市	5		5	
浜松市		1	1		合計	53	31	94	0
名古屋市	5	2	7						

注1) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件数の外数である。

注2) 都道府県と指定都市が共管している調査については、それぞれに計上している。

資料19 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用(実績)(平成30年度(2018年度))

区分	利用件数	統計の作成等	名簿作成
内閣府	6	5	1
特定非営利活動法人に関する実態調査	2	1	1
消費動向調査	1	1	0
法人企業景気予測調査	2	2	0
民間企業投資・除却調査	1	1	0
総務省	69	64	5
国勢調査(※)	15	15	0
住宅・土地統計調査(※)	1	1	0
労働力調査(※)	4	4	0
小売物価統計調査(※)	1	1	0
家計調査(※)	7	7	0
個人企業経済調査(※)	2	2	0
科学技術研究調査(※)	2	2	0
全国消費実態調査(※)	6	6	0
社会生活基本調査(※)	2	2	0
就業構造基本調査(※)	1	1	0
貯蓄動向調査(※)	1	1	0
経済センサス-基礎調査(※)	3	2	1
経済センサス-活動調査(※)	17	13	4
全国単身世帯収支実態調査	1	1	0
家計消費状況調査	1	1	0
通信利用動向調査	2	2	0
情報通信業基本調査	1	1	0
サービス産業動向調査	1	1	0
サービス業基本調査	1	1	0
財務省	10	9	1
法人企業統計調査(※)	8	7	1
法人企業景気予測調査	2	2	0
文部科学省	74	67	7
学校基本調査(※)	53	48	5
社会教育調査(※)	3	2	1
学校教員統計調査(※)	2	2	0
子供の学習費調査	1	1	0
21世紀出生児縦断調査	2	2	0
地方教育費調査(教育行政調査)	4	4	0
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	8	8	0
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	1	0	1
厚生労働省	194	183	11
人口動態調査(※)	23	22	1
毎月勤労統計調査(※)	1	1	0
医療施設調査(※)	22	17	5
患者調査(※)	7	7	0
賃金構造基本統計調査(※)	14	14	0
国民生活基礎調査(※)	14	14	0
福祉行政報告例	9	9	0
衛生行政報告例	2	2	0
病院報告	2	2	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	11	11	0
社会福祉施設等調査	4	3	1
介護サービス施設・事業所調査	13	10	3
介護給付費等実態調査	11	11	0
21世紀成人者縦断調査	4	4	0
21世紀出生児縦断調査	4	4	0
国民健康・栄養調査	2	2	0
就労条件総合調査	5	5	0
院内感染対策サーベイランス	5	5	0
雇用均等基本調査	1	1	0
雇用動向調査	3	3	0
受療行動調査	2	2	0
中高年者縦断調査	6	6	0
港湾運送事業雇用実態調査	1	1	0
能力開発基本調査	1	1	0
労働安全衛生調査	5	5	0
公的年金加入状況等調査	1	1	0
国民年金被保険者実態調査	1	1	0
医薬品・医療機器産業実態調査	1	1	0
賃金引上げ等の実態に関する調査	1	1	0
乳幼児栄養調査	1	1	0
乳幼児身体発育調査	1	1	0
障害福祉サービス等従事者待遇状況等調査	1	0	1
高年齢者就業実態調査	1	1	0
年金制度基礎調査	4	4	0
社会保障・人口問題基本調査	10	10	0

区分	利用件数		
		統計の作成等	名簿作成
農林水産省	37	35	2
農林業センサス(※)	8	7	1
海面漁業生産統計調査(※)	4	4	0
漁業センサス(※)	1	0	1
農業経営統計調査(※)	11	11	0
木材統計調査	1	1	0
農業物価統計調査	3	3	0
漁業経営調査	2	2	0
農業構造動態調査	1	1	0
集落営農実態調査	3	3	0
農業・農村の6次産業化総合調査	1	1	0
食品循環資源の再生利用等実態調査	1	1	0
新規就農者調査	1	1	0
経済産業省	124	101	23
工業統計調査(※)	10	8	2
経済産業省生産動態統計調査(※)	27	26	1
商業統計調査(※)	5	4	1
石油製品需給動態統計調査(※)	3	3	0
商業動態統計調査(※)	3	1	2
経済産業省特定業種石油等消費統計調査(※)	6	5	1
特定サービス産業実態調査(※)	2	0	2
経済産業省企業活動基本調査(※)	19	15	4
経済センサス・活動調査(※)	19	11	8
海外事業活動基本調査	10	8	2
外資系企業動向調査	1	1	0
純粋持株会社実態調査	1	1	0
専門量販店販売統計調査	1	1	0
エネルギー消費統計調査	1	1	0
石油輸入調査	3	3	0
石油設備調査	1	1	0
知的財産活動調査	6	6	0
中小企業実態基本調査	6	6	0
国土交通省	95	91	4
港湾調査(※)	1	1	0
造船機械統計調査(※)	5	5	0
建築着工統計調査(※)	4	3	1
鉄道車両生産動態統計調査(※)	2	2	0
建設工事統計調査(※)	3	1	2
船員労働統計調査(※)	2	2	0
自動車輸送統計調査(※)	1	1	0
建設資材・労働力需要実態調査	1	0	1
大都市交通センサス	1	1	0
鉄道輸送統計調査	1	1	0
航空輸送統計調査	1	1	0
全国貨物純流動調査	19	19	0
航空旅客動態調査	6	6	0
航空貨物動態調査	2	2	0
全国輸入コンテナ貨物流動調査	9	9	0
ユニットロード貨物流動調査	8	8	0
バルク貨物流動調査	1	1	0
パーソントリップ調査	1	1	0
物資流動調査	4	4	0
国際航空旅客動態調査	7	7	0
国際航空貨物動態調査	2	2	0
宿泊旅行統計調査	7	7	0
訪日外国人消費動向調査	7	7	0
環境省	3	3	0
水質汚濁物質排出量総合調査	2	2	0
家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査	1	1	0
(国)の行政機関)小 計	612	558	54
日本銀行	1	1	0
全国企業短期経済観測調査	1	1	0
合 計	613	559	54

注1) 平成30年度に利用を開始したものの件数であり、29年度以前から継続して利用しているものは含まない。注2) 調査名の末尾に「(※)」を付した統計調査は、基幹統計調査であることを示す。

また、統廃合された統計調査を含んだ件数となっている。

注3) 1件の申請で複数の利用目的に該当するものについては、利用目的ごとに件数を計上している。

注4) 共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の提供実績については、共管の府省にそれぞれ計上している場合がある。

資料20 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供(実績)(平成30年度(2018年度))

区分	33条第1号	統計の作成等	名簿作成	33条第2号	公的機関(1号)	調査研究(2号)	特別な事由(3号)
内閣府	3	3	0	2	1	1	0
企業行動に関するアンケート調査	1	1	0	0	0	0	0
消費動向調査	1	1	0	1	1	0	0
法人企業景気予測調査	1	1	0	0	0	0	0
組織マネジメントに関する調査	0	0	0	1	0	1	0
総務省	381	267	114	92	19	72	1
国勢調査(※)	44	44	0	11	3	8	0
住宅・土地統計調査(※)	8	8	0	3	1	2	0
労働力調査(※)	12	12	0	8	0	8	0
小売物価統計調査(※)	34	34	0	0	0	0	0
家計調査(※)	8	8	0	10	4	5	1
個人企業経済調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
科学技術研究調査(※)	11	7	4	2	1	1	0
就業構造基本調査(※)	15	15	0	10	1	9	0
全国消費実態調査(※)	11	11	0	12	3	9	0
社会生活基本調査(※)	5	5	0	11	0	11	0
経済センサス-基礎調査(※)	54	28	26	11	3	8	0
経済センサス-活動調査(※)	170	86	84	10	1	9	0
サービス産業動向調査	4	4	0	0	0	0	0
家計消費状況調査	2	2	0	1	0	1	0
家計消費単身モニタ-調査	1	1	0	0	0	0	0
全国単身世帯収支実態調査	0	0	0	1	1	0	0
貯蓄動向調査	1	1	0	2	1	1	0
サービス業基本調査	0	0	0	0	0	0	0
財務省	13	12	1	3	0	3	0
法人企業統計調査(※)	12	11	1	3	0	3	0
法人企業景気予測調査	1	1	0	0	0	0	0
文部科学省	177	176	1	5	0	5	0
学校基本調査(※)	163	162	1	2	0	2	0
学校教員統計調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
学校保健統計調査(※)	1	1	0	2	0	2	0
社会教育調査(※)	3	3	0	0	0	0	0
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	2	2	0	1	0	1	0
民間企業の研究活動に関する調査	3	3	0	0	0	0	0
体力・運動能力調査	3	3	0	0	0	0	0
ポストドクター等の雇用・進路に関する調査	1	1	0	0	0	0	0
厚生労働省	1,019	1,010	9	220	16	182	22
人口動態調査(※)	759	755	4	68	10	53	5
毎月勤労統計調査(※)	1	1	0	1	0	1	0
医療施設調査(※)	51	51	0	17	0	13	4
患者調査(※)	27	27	0	5	0	3	2
賃金構造基本統計調査(※)	43	43	0	7	0	7	0
国民生活基礎調査(※)	6	6	0	31	0	25	6
福島県患者調査	0	0	0	1	0	1	0
病院報告	47	47	0	5	0	5	0
地域保健・健康増進事業報告	22	22	0	0	0	0	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	3	3	0	12	0	8	4
受療行動調査	0	0	0	3	0	3	0
社会医療診療行為別調査	0	0	0	3	0	3	0
社会福祉施設等調査	19	18	1	0	0	0	0
介護サービス施設・事業所調査	19	18	1	9	1	8	0
介護給付費等実態調査	2	2	0	17	4	13	0
21世紀出生児縦断調査	3	3	0	15	0	15	0
21世紀成年者縦断調査	0	0	0	7	0	7	0
中高年者縦断調査	2	2	0	7	0	7	0
就労条件総合調査	1	1	0	0	0	0	0
労使関係総合調査	8	5	3	1	0	1	0
雇用動向調査	2	2	0	1	0	1	0
雇用管理調査	1	1	0	0	0	0	0
能力開発基本調査	0	0	0	1	1	0	0
医療扶助実態調査	0	0	0	1	0	1	0
介護事業実態調査(介護事業経営実態調査)	0	0	0	1	0	0	1
障害者雇用実態調査	0	0	0	1	0	1	0
社会保障・人口問題基本調査	1	1	0	4	0	4	0
乳幼児栄養調査	0	0	0	1	0	1	0
訪問看護統計調査	0	0	0	1	0	1	0
賃金引上げ等に関する実態調査	2	2	0	0	0	0	0

区分	33条第1号	統計の作成等	名簿作成				
				33条第2号	公的機関(1号)	調査研究(2号)	特別な事由(3号)
農林水産省	22	22	0	3	0	3	0
農林業センサス(※)	3	3	0	2	0	2	0
牛乳乳製品統計調査(※)	8	8	0	0	0	0	0
海面漁業生産統計調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
農業経営統計調査(※)	0	0	0	1	0	1	0
木材統計調査(※)	6	6	0	0	0	0	0
作物統計調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
内水面漁業生産統計調査	2	2	0	0	0	0	0
集落営農実態調査	1	1	0	0	0	0	0
経済産業省	546	517	29	22	0	21	1
工業統計調査(※)	202	193	9	4	0	4	0
経済産業省生産動態統計調査(※)	116	116	0	1	0	0	1
商業統計調査(※)	15	15	0	1	0	1	0
商業動態統計調査(※)	3	3	0	0	0	0	0
特定サービス産業実態調査(※)	2	2	0	0	0	0	0
経済産業省特定業種石油等消費統計調査(※)	2	2	0	0	0	0	0
経済産業省企業活動基本調査(※)	28	26	2	5	0	5	0
経済センサス-活動調査(※)	138	122	16	6	0	6	0
特定サービス産業動態統計調査	3	2	1	0	0	0	0
海外事業活動基本調査	14	14	0	5	0	5	0
産業連関構造調査(鉱工業投入調査)	2	2	0	0	0	0	0
情報処理実態調査	3	2	1	0	0	0	0
海外現地法人四半期調査	2	2	0	0	0	0	0
工場立地動向調査	11	11	0	0	0	0	0
外資系企業動向調査	2	2	0	0	0	0	0
非鉄金属海外鉱等受入調査	1	1	0	0	0	0	0
中小企業実態基本調査	1	1	0	0	0	0	0
エネルギー消費統計調査	1	1	0	0	0	0	0
国土交通省	196	192	4	29	8	6	15
建築着工統計調査(※)	18	18	0	0	0	0	0
造船造機統計調査(※)	12	12	0	0	0	0	0
鉄道車両等生産動態統計調査(※)	4	4	0	0	0	0	0
建設工事統計調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
法人土地・建物基本調査(※)	2	2	0	0	0	0	0
大都市交通センサス	3	3	0	4	4	0	0
ユニットロード貨物流動調査	3	3	0	1	0	0	1
全国輸出入コンテナ貨物流動調査	9	9	0	1	0	0	1
物資流動調査	6	6	0	0	0	0	0
バルク貨物流動調査	1	1	0	1	0	0	1
全国貨物純流動調査	11	11	0	0	0	0	0
全国都市交通特性調査	9	9	0	0	0	0	0
パーソントリップ調査	31	31	0	5	0	3	2
住生活総合調査	0	0	0	1	0	0	1
空家実態調査	1	1	0	0	0	0	0
全国道路・街路交通情勢調査自動車起終点調査	4	4	0	0	0	0	0
航空旅客動態調査	15	15	0	4	0	1	3
航空貨物動態調査	1	1	0	0	0	0	0
国際航空旅客動態調査	11	11	0	5	2	1	2
国際航空貨物動態調査	1	1	0	0	0	0	0
宿泊旅行統計調査	45	42	3	4	1	0	3
訪日外国人消費動向調査	8	7	1	3	1	1	1
環境省	1	1	0	6	0	6	0
家庭部門のCO2排出実態統計調査	1	1	0	2	0	2	0
家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査	0	0	0	4	0	4	0
合計	2,358	2,200	158	382	44	299	39
(参考) 内訳(提供先)							
国	205	187	18	2	0	1	1
地方公共団体	1,966	1,833	133	1	0	0	1
大学	38	38	0	323	35	270	18
独立行政法人等その他	149	142	7	56	9	28	19

注 1) 平成30年度中に利用を開始したものの件数であり、29年度以前から継続して利用しているものは含まない。

注 2) 区分欄の統計調査名の末尾に「(※)」を付した統計調査は、基幹統計調査であることを示す。

また、統廃合された統計調査を含んだ件数となっている。

注 3) 提供先の属性(国、地方公共団体、大学、独立行政法人等その他の別)について、国立大学法人は、「大学」に含まれる。

また、機関に所属する者が個人として統計法第33条第2号の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合も、所属する機関の分類に含めている。

注 4) 1件の申出で複数の利用目的に該当するものについては、利用目的ごとに件数を計上している。

注 5) 共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の提供実績については、共管の府省にそれぞれ計上している場合がある。

資料 21 「調査票情報の二次利用及び提供」の活用事例 (平成 30 年度 (2018 年度))

平成 30 年度 (2018 年度) における調査票情報の二次利用の件数は、123 調査に係る 613 件となっている。

また、国の行政機関が、公的機関へ調査票情報を提供した件数（法第 33 条第 1 号に該当するもの）は、95 調査に係る 2,358 件（提供先別の内訳は、国：205 件、地方公共団体：1,966 件、大学：38 件、独立行政法人等その他：149 件）となっており、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等を行う者への提供件数（法第 33 条第 2 号に該当するもの）は、64 調査に係る 382 件（提供先別の内訳は、国：2 件、地方公共団体：1 件、大学：323 件、独立行政法人等その他：56 件）となっている。

具体的な利用目的等の例は、表のとおり、各種政策の立案等に係る基礎資料として活用されており、①白書や年次報告書等の作成のために用いる場合、②審議会等で利用する資料作成のために用いる場合、③国政・地方行政の各種基本計画等の作成に用いる場合、④統計調査等のために用いる場合（統計調査の名簿作成及びプレプリント、調査手法や推計方法等の検討、加工統計（国民経済計算、県民経済計算等）の作成等）などに分類できる。

- (備考)
- 1 提供先別の内訳について、機関に所属する者が法第 33 条第 2 号の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合も、所属する機関の分類に含めて整理している。
 - 2 オーダーメード集計及び匿名データを利用した研究事例については、(独) 統計センター HP を参照。
[\(http://www.nstac.go.jp/services/jisseki.html\)](http://www.nstac.go.jp/services/jisseki.html)
 - 3 政令で定める地方公共団体（平成 31 年 3 月末現在で、47 都道府県及び 20 指定都市）が実施した統計調査に係る調査票情報については、当該地方公共団体の条例の規定に基づき二次利用等が行われている。なお、オーダーメード集計及び匿名データに関する規定を定めている地方公共団体も少数みられるが、これまでのところ利用実績は無い。

表 「調査票情報の二次利用及び提供」の具体例（平成 30 年度（2018 年度））

(所管府省) 統計調査名	提供先 (注1)	調査票情報の利用目的	
		類型 (注2)	概要
(内閣府・財務省)			
法人企業景気予測調査	—	その他	景況感等の企業マインドの動向や企業収益、設備投資の関係性について分析するために利用
(総務省)			
国勢調査	—	その他	各種統計調査の調査区域となる調査区の境界確認に利用
労働力調査	—	その他	雇用情勢の変化等に応じた就業・失業・非労働力状態の詳細分析及び政府の経済政策・雇用政策の策定・実施に資するための資料の作成に利用
全国消費実態調査	—	統計調査	国内情勢の変化等に応じた家計収支の詳細について分析するために利用
小売物価統計調査	地方公共団体	その他	地方公共団体における消費者物価指数等の作成に利用
住宅・土地統計調査	地方公共団体	基本計画	地方公共団体における空家対策の検討に資するための基礎資料の作成に利用
経済センサス－基礎調査	地方公共団体	統計調査	各種統計調査の調査対象名簿の作成に利用
経済センサス－活動調査	地方公共団体	統計調査	地方公共団体における産業別の事業所及び従業者の実態を明らかにし、地方行政に資するための独自集計に利用
(財務省)			
法人企業統計調査	—	統計調査	法人企業統計調査名簿から業種別、資本金別に標本抽出することにより、法人企業景気予測調査の調査対象法人名簿の作成に利用。
(文部科学省)			
学校基本調査	地方公共団体	その他	地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）に基づく基準財政需要額の算定基礎を算出するための統計の作成に利用
体力・運動能力調査	地方公共団体	その他	地方公共団体におけるスポーツ推進計画や総合基本計画等の数値目標の進捗状況を把握するとともに今後のスポーツ推進方策の基礎資料の作成に利用
(厚生労働省)			
患者調査	独立行政法人	その他	患者調査と医療施設調査の調査票情報を接続したデータを利用した実証分析を行うことによって、医療の質の決定要因を分析するために利用。
国民生活基礎調査	—	その他	「我が国の貧困の状況に関する調査分析研究」のために利用
介護サービス施設・事業所調査	—	審議会等 その他	訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び認定特定行為業務従事者の実態を把握・分析し、サービスの在り方について検証を行うため
人口動態調査	—	その他	インフルエンザの流行に関する総合的な情報を迅速に把握し、国民の健康福祉に必要な統計を作成し、今後のインフルエンザ対策に役立てるため。
医療施設調査	地方公共団体	その他	在宅療養患者数及び看取り件数の将来推計を行う等、今後の在宅医療推進に関わる基本方針の検討に当たっての基礎資料の作成に利用
賃金構造基本統計調査	地方公共団体	その他	地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に規定する趣旨に基づき、県職員の給与制度を検討する基礎資料として、県内の民間賃金の実態把握に利用
国民健康・栄養調査	独立行政法人	統計調査	食品中に含まれるカビ毒の規格基準をもうけるために、カビ毒の曝露量の推定に利用

(所管府省) 統計調査名	提供先 (注1)	調査票情報の利用目的	
		類型 (注2)	概要
(農林水産省)			
農林業センサス	—	その他	農業構造の現状を分析し、担い手対策の基礎資料を得るために利用
農業経営統計調査	—	その他	畑作物の直接支払交付金の交付単価試算に係る検討資料の作成に利用
木材統計調査	地方公共団体	統計調査	地方公共団体における鉱工業指数の作成に利用
(経済産業省)			
経済産業省生産動態統計調査	地方公共団体	統計調査	地方公共団体における産業連関表作成に利用
経済産業省企業活動基本調査	独立行政法人	その他	情報化投資や資本投資と労働法規制の関係性の分析を行うとともに、企業の情報化投資の要因分析に利用。
工業統計調査	内閣府	その他	製造業の生産性の向上や決定要因等に係る実証的な検証に利用
商業統計調査	地方公共団体	基本計画	中心市街地活性化基本計画の策定や評価に係る基礎データの作成に利用
経済センサス－活動調査	独立行政法人	その他	企業の海外展開と企業成長に関する実証分析に利用。
(国土交通省)			
建築着工統計調査	—	その他	加工統計である「建設総合統計」を作成するために利用
パーソントリップ調査	地方公共団体	基本計画	新たなバスターミナル周辺デッキに係る概略設計の検討にあたり、設計条件となる幅員を設定するために利用
宿泊旅行統計調査	地方公共団体	その他	地方公共団体における宿泊者数の実態をエリア別の集計・分析を行い、観光施策検討のための基礎資料を得るために利用
訪日外国人消費動向調査	独立行政法人	その他	地域別インバウンドの現状分析に係る基礎資料の作成に利用
(環境省)			
家庭部門のCO ₂ 排出実態統計調査	独立行政法人	その他	民生家庭部門のエネルギー消費量に影響を及ぼす要因を分析するとともに、地域特性に応じた効果的なエネルギー対策案を検討・評価する研究に利用

(注) 1 「提供先」が統計調査の所管府省と同一の場合（調査票情報の二次利用の場合）は、「—」としている。

2 「類型」は以下のとおり

- ・白書：白書や年次報告書等の作成のために用いる場合
- ・審議会：審議会等で利用する資料作成のために用いる場合
- ・基本計画：国政・地方行政の各種基本計画等の作成に用いる場合
- ・統計調査：統計調査等のために用いる場合（統計調査の名簿作成及びプレプリント、調査手法や推計方法等の検討、加工統計（国民経済計算、県民経済計算等）の作成等）
- ・その他：上記以外

（複数に該当する場合もあるが、本表では主なもののみを記載）

資料22 オーダーメード集計及び匿名データの利用可能な統計調査【各府省、日本銀行の報告事項】

(1) オーダーメード集計の利用可能な統計調査

府省等名	統計調査名	提供対象	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			統計調査数	年次単位の提供数																		
内閣府	法人企業景気予測調査 (財務省と共に)	平成16年4~6月期 ~30年1~3月期	1	5	3	12	3	16	3	19	3	22	3	29	3	32	3	35	3	38	3	41
	企業行動に関するアンケート調査	平成18年度~平成29年度	0	0	1	3	1	5	1	6	1	7	1	8	1	9	1	10	1	11	1	12
	消費動向調査	平成16年度~平成29年度	0	0	1	3	1	4	1	5	1	6	1	10	1	11	1	12	1	13	1	14
総務省	国勢調査	昭和35年、60年、平成2年、7年、12年、17年、22年、27年	1	4	1	4	1	4	1	4	1	6	1	7	1	7	1	8	1	8	1	8
	住宅・土地統計調査	昭和32年、59年、63年、平成5年、10年、15年、20年、25年	0	0	1	2	1	4	1	4	1	5	1	7	1	8	1	8	1	8	1	8
	労働力調査	昭和55年1月~平成29年12月 (月次調査)	0	0	1	20	1	22	1	23	1	33	1	34	1	35	1	36	1	37	1	38
	家計調査	昭和56年1月~平成29年12月 (月次調査)	0	0	1	4	1	4	1	23	1	24	1	33	1	34	1	35	1	36	1	37
	就業構造基本調査	昭和44年、57年、62年、平成4年、9年、14年、19年、24年、29年	0	0	1	2	1	4	1	4	1	6	1	8	1	8	1	8	1	9	1	9
	全国消費実態調査	平成元年、11年、16年、21年、26年	0	0	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2	1	3	1	4	1	4	1	5
	社会生活基本調査	昭和56年、61年、平成3年、8年、13年、18年、23年、28年	0	0	1	1	1	4	1	4	1	7	1	7	1	7	1	8	1	8	1	8
	家計消費状況調査	平成14年1月~平成29年12月 (月次調査)	0	0	1	2	1	9	1	10	1	11	1	12	1	13	1	14	1	15	1	16
	経済センサス・基礎調査	平成26年																	1	1	1	1
			1	5	2	33	2	35	2	37	2	39	2	42	2	44	2	46	2	48	2	50
財務省	年次別法人企業統計調査	昭和58年度~平成29年度	0	0	1	27	1	28	1	29	1	30	1	31	1	32	1	33	1	34	1	35
	法人企業景気予測調査 (内閣府と共に)	平成10年4~6月期 ~30年1~3月期	1	5	1	6	1	7	1	8	1	9	1	11	1	12	1	13	1	14	1	15
文部科学省	学校基本調査	平成20年度~26年度	1	1	1	2	1	3	1	4	1	5	1	6	1	7	1	7	1	7	1	7
			1	1	1	2	1	3	1	4	1	5	1	6	1	7	1	7	1	7	1	7
厚生労働省	人口動態調査(出生率、死亡率)	昭和19年~28年	0	0	1	1	1	2	1	3	1	4	1	5	1	6	1	8	1	9	1	10
	毎月勤労統計調査(特別調査)	平成21年~29年	0	0	1	1	1	2	1	3	1	4	1	5	1	6	1	7	1	8	1	9
	医療施設(静態)調査	平成20年、23年、26年	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	3	1	3	1	3
	患者調査	平成20年、23年、26年	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	3	1	3	1	3
農林水産省	賃金構造基本統計調査	平成18年~29年	1	1	1	2	1	3	1	6	1	7	1	8	1	9	1	10	1	11	1	12
	農林業センサス	平成17年、22年、27年	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	3	1	3	1	3
	海面漁業生産統計調査	平成19~27年	0	0	1	2	1	2	1	2	1	5	1	7	1	8	1	9	1	9	1	9
	漁業センサス	平成15年、20年、25年	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	3	1	3	1	3	1	3
	木材統計調査(木材月別統計調査)	平成23~27年	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	1	3	1	4	1	5	1	5	1	5
経済産業省	農業経営統計調査	平成20~27年	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	1	5	1	6	1	7	1	8	1	9
	経済産業省企業活動基本調査	平成20年度調査~29年度調査(19年度実績~28年度実績)	0	0	0	0	1	3	1	4	1	5	1	6	1	7	1	8	1	9	1	10
国土交通省	国土交通省統計調査	平成21年4月~平成30年3月 (月次調査)	0	0	1	1	1	2	1	3	1	4	1	5	1	6	1	7	1	8	1	9
	建築施工統計調査	平成21年4月~平成30年3月 (月次調査)	0	0	1	1	1	2	1	3	1	4	1	5	1	6	1	7	1	8	1	9
環境省	家庭からの二酸化炭素排出量の推計による実態調査 全国試験調査	平成26年10月~平成27年9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
	(国の行政機関)小計		5	13	20	87	23	119	24	154	25	192	25	228	25	247	25	265	27	284	27	298
日本銀行			1	5	1	6	1	7	1	8	1	10	1	11	1	12	1	13	1	14	1	15
	短観(全国企業短期経済観測調査)	平成16年3月調査から平成30年9月 調査までの各調査回	1	5	1	6	1	7	1	8	1	10	1	11	1	12	1	13	1	14	1	15
	合計		6	18	21	93	24	126	25	162	26	202	26	239	26	259	26	278	28	298	28	313

注)共管調査(複数の府省が共同で行う調査)については、各管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省ごとの件数と合計は一致しない。

(2) 匿名データの利用可能な統計調査

府省名	統計調査名	提供対象	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		
			統計調査数	年次単位の提供数																			
総務省	国勢調査	昭和12年、17年	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年、20年、25年	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	
	労働力調査	平成元年~平成24年12月 (月次調査)	0	0	0	0	1	19	1	20	1	21	1	22	1	23	1	24	1	24	1	24	
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年、19年	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	4	1	4	
	全国消費実態調査	平成元年、6年、11年、16年	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年、18年	1	3	1	3	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	
			2	7	4	13	5	33	5	34	6	37	6	38	6	39	6	40	6	41	6	43	
厚生労働省																							
	国民生活基礎調査	平成7年、10年、13年、16年、19年、22年、25年	0	0	0	0	1	1	1	2	1	3	1	3	1	4	1	5	1	5	1	7	
	合計		2	7	4	13	6	34	6	36	7	40	7	41	7	43	7	45	7	46	7	50	

資料23 オーダーメード集計及び匿名データの提供(実績)

(1)オーダーメード集計の提供実績

府省名	統計調査名	提供件数										
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	累計
内閣府	0	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	5
	法人企業景気予測調査(財務省と共管)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	企業行動に関するアンケート調査	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	消費動向調査	-	0	0	1	1	0	1	1	0	0	4
総務省	4	9	9	16	9	22	20	12	17	18	136	
	国勢調査	4	8	2	8	5	9	7	7	4	9	63
	住宅・土地統計調査	-	0	4	3	2	3	3	1	3	2	21
	労働力調査	-	1	0	3	0	0	0	2	2	0	8
	家計調査	-	0	1	1	0	1	5	1	3	1	13
	就業構造基本調査	-	0	0	1	2	6	3	1	6	3	22
	全国消費実態調査	-	0	1	1	0	0	1	0	1	1	5
	社会生活基本調査	-	0	1	0	0	3	1	1	0	2	8
	家計消費状況調査	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経済センサス-基礎調査	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
財務省	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	年次別法人企業統計調査	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	法人企業景気予測調査(内閣府と共管)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
文部科学省	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	学校基本調査	-	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
厚生労働省	0	0	1	3	3	4	1	1	5	4	22	
	人口動態調査	-	0	1	1	0	1	1	1	2	2	9
	毎月勤労統計調査(特別調査)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療施設(静態)調査	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	患者調査	-	-	0	1	1	1	0	0	1	1	5
農林水産省	0	0	0	1	2	2	0	0	0	2	1	8
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農林業センサス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	海面漁業生産統計調査	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	漁業センサス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経済産業省企業活動基本調査	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	0	1	0	0	0	2	0	3	3	1	10	
	建築着工統計調査	-	1	0	0	0	2	0	3	3	1	10
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0
(国の行政機関)小計		4	12	10	19	13	28	22	17	25	22	172
日本銀行	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	短観(全国企業短期経済観測調査)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
合計		4	12	10	19	13	29	22	17	25	22	173

注1) 利用目的は、平成25年度の就業構造基本調査(1件)、28年度の消費動向調査(1件)及び29年度の就業構造基本調査(2件)に係る利用が高等教育目的であり、その他の利用は全て学術研究目的である。

注2) 平成22年度については、共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の提供実績が1件(法人企業景気予測調査(内閣府及び財務省))あり、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省の小計欄の合計と合計欄の数字は一致しない。

注3) 平成24年度、28年度及び29年度については、1件の提供で複数の統計調査に係るオーダーメード集計の提供を行ったものがあるため、①総務省の各統計調査の提供件数の合計と小計欄の数字、②各府省の小計欄の合計と合計欄の数字はそれぞれ一致しない。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

区分	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)										
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	累計
合計	4	12	10	21	13	29	22	18	27	23	179

(2)匿名データの提供実績

府省名	統計調査名	提供件数											
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	累計	
総務省		20	38	31	27	33	33	30	31	39	38	320	
	学術研究目的	18	36	28	24	30	32	26	28	37	36	295	
	高等教育目的	2	2	3	3	3	1	4	3	2	2	25	
	(参考)統計調査ごとに計上した場合の小計	23	42	36	30	39	41	38	37	50	52	388	
	学術研究目的	19	40	31	26	33	40	33	34	44	50	350	
	高等教育目的	4	2	5	4	6	1	5	3	6	2	38	
	国勢調査	-	-	-	-	1	4	1	2	2	6	16	
	学術研究目的	-	-	-	-	1	4	1	2	2	6	16	
	高等教育目的	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	
	住宅・土地統計調査	0	6	1	1	3	2	2	1	2	4	22	
	学術研究目的	0	6	0	1	3	2	1	1	1	4	19	
	高等教育目的	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	3	
	労働力調査	-	-	0	0	2	2	5	3	2	2	16	
	学術研究目的	-	-	0	0	1	2	5	2	1	2	13	
	高等教育目的	-	-	0	0	1	0	0	1	1	0	3	
	就業構造基本調査	7	10	7	5	15	6	10	6	15	16	97	
	学術研究目的	5	8	6	3	12	5	8	6	13	15	81	
	高等教育目的	2	2	1	2	3	1	2	0	2	1	16	
	全国消費実態調査	6	17	12	13	8	14	9	14	12	13	118	
	学術研究目的	5	17	10	11	7	14	8	14	11	13	110	
	高等教育目的	1	0	2	2	1	0	1	0	1	0	8	
	社会生活基本調査	10	9	16	11	10	13	11	11	17	11	119	
	学術研究目的	9	9	15	11	9	13	10	9	16	10	111	
	高等教育目的	1	0	1	0	1	0	1	2	1	1	8	
厚生労働省		-	-	2	5	8	3	9	8	6	11	52	
	学術研究目的	-	-	2	5	7	3	8	7	6	11	49	
	高等教育目的	-	-	0	0	1	0	1	1	0	0	3	
	国民生活基礎調査	-	-	2	5	8	3	9	8	6	11	52	
	学術研究目的	-	-	2	5	7	3	8	7	6	11	49	
	高等教育目的	-	-	0	0	1	0	1	1	0	0	3	
合 計		20	38	33	32	41	36	39	39	45	49	372	
		学術研究目的	18	36	30	29	37	35	34	35	43	47	344
		高等教育目的	2	2	3	3	4	1	5	4	2	2	28

注) 1件の提供申出に対して複数の統計調査に係る匿名データの提供を行ったものがあるため、総務省の各統計調査の提供件数の合計と小計欄の数字は一致しない。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

区分	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)										
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	累計
合 計	23	42	38	35	47	44	47	45	56	63	440
学術研究目的	19	40	33	31	40	43	41	41	50	61	399
高等教育目的	4	2	5	4	7	1	6	4	6	2	41

資料24 統計委員会委員名簿

(任命期間：平成 29 年（2017 年）10 月 14 日～令和元年（2019 年）10 月 13 日)

委員長	西村 清彦	政策研究大学院大学特別教授
委員長代理	北村 行伸	一橋大学経済研究所教授
委員	河井 啓希	慶應義塾大学経済学部教授
	川崎 茂	日本大学経済学部特任教授
	清原 慶子	三鷹市長
	西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
	嶋崎 尚子	早稲田大学文学学術院教授
	白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	関根 敏隆	日本銀行調査統計局長
	永瀬 伸子	お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授
	中村 洋一	法政大学理工学部教授
	野呂 順一	株式会社ニッセイ基礎研究所代表取締役会長
	宮川 努	学習院大学経済学部教授

注) 役職は平成31年（2019年）3月末日時点

資料25 統計委員会臨時委員名簿

部会名（設置時期）	委員名（所属期間）	
企画部会（平成 30 年 7 月 20 日～）	該当する臨時委員なし	
基本計画部会（平成 19 年 10 月 5 日～平成 30 年 7 月 19 日）	該当する臨時委員なし	
横断的課題検討部会（平成 28 年 4 月 26 日～平成 30 年 7 月 19 日）	該当する臨時委員なし	
国民経済計算体系的整備部会（平成 29 年 2 月 23 日～）	山澤 成康	跡見学園女子大学マネジメント学部教授 (H30. 7. 20～)

部会名（設置時期）	委員名（所属期間）		
人口・社会統計部会 (平成 19 年 10 月 5 日～)	該当する臨時委員なし		
産業統計部会(平成 19 年 10 月 29 日～)	該当する臨時委員なし		
サービス統計・企業統計部会 (平成 21 年 4 月 1 日～)	該当する臨時委員なし		
統計基準部会(平成 21 年 1 月 19 日～)	該当する臨時委員なし		
統計制度部会 (平成 30 年 7 月 20 日～)	縣 公一郎 石井 夏生利 藤原 靜雄	早稲田大学政治経済学術院教授 (H30. 7. 20～) 筑波大学図書館情報メディア系准教授 (H30. 7. 20～) 中央大学専門職大学院法務研究科教授 (H30. 7. 20～)	
匿名データ部会(平成 20 年 11 月 10 日～平成 30 年 7 月 19 日)	該当する臨時委員なし		
点検検証部会(平成 31 年 1 月 30 日～)	該当する臨時委員なし		
統計業務プロセス部会 (平成 30 年 4 月 20 日～平成 31 年 1 月 29 日)	神田 玲子 山本 渉	(公財) N I R A 総合研究開発機構理事・研究調査部長 (H30. 7. 20～H31. 1. 29) 電気通信大学大学院情報理工学研究科准教授 (H30. 7. 20～H31. 1. 29)	
評価分科会 (平成 30 年 8 月 31 日～)	岩下 真理 神林 龍 美添 泰人	大和証券チーフマーケットエコノミスト (H30. 9. 28～) 一橋大学経済研究所教授 (H30. 9. 28～) 青山学院大学経営学部招聘教授 (H30. 9. 28～)	

注 1) 部会名は平成 30 年度（2018 年度）に設置されていた部会について記載。

注 2) 役職は、任命時点。

資料 26 統計委員会専門委員名簿

部会名（設置時期）	委員名（所属期間）	
企画部会（平成 30 年 7 月 20 日～）	清水 千弘	日本大学スポーツ科学部教授 (H30. 7. 20～)
基本計画部会（平成 19 年 10 月 5 日～平成 30 年 7 月 19 日）		該当する専門委員なし
横断的課題検討部会（平成 28 年 4 月 26 日～平成 30 年 7 月 19 日）	清水 千弘	日本大学スポーツ科学部教授 (H30. 4. 1～H30. 7. 19)
国民経済計算体系の整備部会 （平成 29 年 2 月 23 日～）	小巻 泰之 斎藤 太郎 新家 義貴 菅 幹雄 宮川 幸三 山澤 成康	大阪経済大学経済学部教授 (H30. 4. 20～) ニッセイ基礎研究所経済研究部経済調査室長 (H30. 4. 20～) 第一生命経済研究所経済調査部主席エコノミスト (H30. 4. 20～) 法政大学経済学部教授 (H30. 2. 1～) 立正大学経済学部教授 (H30. 2. 1～) 跡見学園女子大学マネジメント学部教授 (H30. 4. 20～H30. 7. 19))
人口・社会統計部会 （平成 19 年 10 月 5 日～）	勝浦 正樹 川口 大司 黒澤 昌子 重川 純子	名城大学経済学部経済学科教授 (H30. 9. 28～H30. 12. 17) 東京大学大学院経済学研究科教授 (H30. 9. 28～H30. 12. 17) 政策研究大学院大学教授 (H30. 9. 28～H30. 12. 17) 埼玉大学教育学部教授 (H30. 9. 28～H30. 12. 17)
産業統計部会 （平成 19 年 10 月 29 日～）	小針 美和 鈴村 源太郎 納口 るり子 三木 奈都子	(株) 農林中金総合研究所主任研究員 (H30. 8. 28～H30. 11. 22) 東京農業大学国際食料情報学部国際バイオビジネス学科教授 (H30. 5. 25～H30. 8. 28) 筑波大学大学院生命環境系国際地縁技術開発科学専攻教授 (H30. 5. 25～H30. 8. 28) 水産研究・教育機構中央水産研究所経営研究センター主幹研究員 (H30. 5. 25～H30. 7. 20)
サービス統計・企業統計部会（平成 21 年 4 月 1 日～）		該当する専門委員なし
統計基準部会（平成 21 年 1 月 19 日～）		該当する専門委員なし

部会名（設置時期）	委員名（所属期間）	
統計制度部会（平成30年7月20日～）	該当する専門委員なし	
匿名データ部会（平成20年11月10日～平成30年7月19日）	該当する専門委員なし	
点検検証部会（平成31年1月30日～）	大西 浩史 川口 大司 篠 恭彦 西 美幸	株式会社リアライズ代表取締役社長 一般社団法人日本データマネジメント・コンソーシアム理事兼事務局長（H31.3.5～） 東京大学大学院経済学研究科教授（H31.2.15～） 一般社団法人日本能率協会審査登録センター専任審査員（H31.3.5～） アビームコンサルティング（株）シニアマネージャー（H31.2.15～）
統計業務プロセス部会（平成30年4月20日～平成31年1月29日）	西 美幸	アビームコンサルティング（株）シニアマネージャー（H30.7.20～H31.1.29）
評価分科会（平成30年8月31日～）	該当する専門委員なし	

注1) 部会名は平成30年度（2018年度）に設置されていた部会について記載。

注2) 役職は、任命時点。

資料27 統計委員会開催状況（第121回～第134回）

回数	開催年月日	審議事項
第121回	平成30年4月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の審議状況について ・諮問第113号「中間年における経済構造統計の整備について」（その2） ・統計委員会専門委員の発令について ・その他
第122回	平成30年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会に属すべき委員及び部会長の指名について ・統計委員会専門委員の発令等について ・諮問第114号「農林業センサスの変更について」 ・諮問第115号「海面漁業生産統計調査の変更について」 ・部会の審議状況について ・その他
第123回	平成30年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度統計法施行状況について ・統計幹事に期待する役割及び統計行政推進会議の設置について ・統計委員会運営規則の改正について ・平成31年度予算・人材等の資源配分方針策定にかかる建議について ・部会の審議状況について ・その他
第124回	平成30年7月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成31年度における統計行政の重要課題の推進のための統計リソースの重点的な配分に関する建議」について ・諮問第115号の答申「海面漁業生産統計調査の変更について」 ・統計委員会部会設置内規の改正について ・部会に属すべき委員等及び部会長の指名について ・統計委員会新任臨時委員、新任専門委員の発令等について ・部会の審議状況について ・その他
第125回	平成30年8月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第113号の答申「中間年における経済構造統計の整備について」 ・諮問第114号の答申「農林業センサスの変更について」 ・諮問第116号「農業経営統計調査の変更について」 ・統計委員会専門委員の発令等について ・その他
第126回	平成30年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・国際統計機関における人材育成について ・諮問第117号「全国消費実態調査及び家計調査の変更について」 ・諮問第118号「国民生活基礎調査の変更について」 ・諮問第119号「作物統計調査の変更について」 ・統計委員会運営規則の改正等について ・統計委員会専門委員の発令、分科会及び部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員の指名について ・その他
第127回	平成30年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第120号「統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）の一部改正について」 ・部会の審議状況について ・その他
第128回	平成30年11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第116号の答申「農業経営統計調査の変更について」 ・部会の審議状況について ・その他
第129回	平成30年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第117号の答申「全国消費実態調査及び家計調査の変更について」 ・諮問第118号の答申「国民生活基礎調査の変更について」

回数	開催年月日	審議事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第120号の答申「統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）の一部改正について」 ・その他
第130回	平成31年1月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月勤労統計調査について
第131回	平成31年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第121号「全国消費実態統計の指定の変更及び全国消費実態調査の変更について」 ・諮問第122号「民間給与実態統計調査の変更について」 ・諮問第123号「学校基本調査の変更について」 ・諮問第124号「毎月勤労統計調査の変更について」 ・部会に属すべき委員の指名について ・部会の審議状況について ・毎月勤労統計調査について ・基幹統計の点検結果について
第132回	平成31年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第125号「労働力調査の変更について」 ・諮問第126号「工業統計調査の変更について」 ・部会の審議状況について ・統計法第35条第2項の規定に基づく審議手続について ・毎月勤労統計調査について ・賃金構造基本統計調査について
第133回	平成31年3月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第123号の答申「学校基本調査の変更について」 ・部会の審議状況について ・毎月勤労統計調査について ・建設物価指数の調査研究について
第134回	平成31年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第122号の答申「民間給与実態統計調査の変更について」 ・諮問第127号「賃金構造基本統計調査の変更について」 ・諮問第128号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」 ・毎月勤労統計調査について

資料 28 統計委員会が軽微な事項と認めるもの

統計法第9条第4項ただし書における

「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

平成21年3月9日
統計委員会決定
改正 平成30年9月28日

1 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項ただし書における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、例えば、次に掲げるような場合を指すものとする。

- ① 他の法令の制定又は改廃、制度の改正、統計基準の変更等に伴い当然必要とされる事項の変更
- ② 市町村の配置分合等地域の名称の変更に伴う調査地域の変更
- ③ ローテーション調査における調査対象又は調査事項の周期的（定期的）変更
- ④ 特例的に設定された調査期日を通常の調査期日に戻す変更
- ⑤ 調査方法又は集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きくないもの
- ⑥ 集計結果の公表方法及び公表期日について、統計利用者の利便に資する観点から行う変更
- ⑦ 災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期
- ⑧ 実質的な内容変更を伴わない調査要綱（申請事項）の表現ぶりや調査票様式の変更
- ⑨ 統計委員会の答申での指摘事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更

(2) 上記の例示によっては軽微な事項かどうか判断しがたい場合は、委員長及び関係する部会の長が、軽微な事項か否かを判断するものとする。

2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

統計法第45条の2ただし書における

「委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

〔平成30年9月28日
統計委員会決定〕

1 統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第45条の2ただし書の「委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、次に掲げるものとする。

- ① 法第45条の2本文において委員会の意見を聴かなければならぬとされている法令以外の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる変更
- ② 統計委員会の決定事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更
- ③ 実質的な内容変更を伴わない変更（字句の形式修正等）
- ④ 上記①から③までに掲げるもののほか、委員長及び統計制度部会長が、軽微な事項と判断した変更

2 法第45条の2ただし書の場合において、1に掲げるものとして委員会の意見を聴かなかつたときは、その政令又は省令の公布後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）からその変更の概要について報告を受けるものとする。

資料29 平成31年度における統計行政の重要課題の推進のための統計リソースの重点的な配分に関する建議

統計委第7号
平成30年7月20日

総務大臣
野田聖子 殿

統計委員会委員長
西村清彦

平成31年度における統計行政の重要課題の推進のための 統計リソースの重点的な配分に関する建議

統計委員会は、統計改革を始めとする統計行政の重要課題を推進するため、「最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議）及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）に基づくとともに、今般の統計法改正によって当委員会に求められた機能の発揮の一環として、平成31年度における統計リソース（予算・人員）の重点的な配分に関する基本的な考え方等を下記のとおり取りまとめたので、建議する。

総務大臣におかれては、各府省における概算要求の検討に資するため、本建議の内容を各府省に速やかに通知するとともに、本建議の内容を十分に踏まえて、「平成31年度各府省統計調査計画等審査」を行うよう要請する。

記

1 基本的な考え方

公的統計に関しては、各方面から、いわゆる業務統計を作成する原局の統計技術上の問題、集計等を行うための民間委託の問題、出来上がった統計の解釈上の問題など、様々な指摘が行われている。これらに対応し、公的統計に対する国民の信頼と協力を確保していくためには、各府省は、統計法（平成19年法律第53号）に定める基本理念にのっとり、公的統計を適切かつ合理的な方法により、中立性及び信頼性が確保されるように作成するとともに、その適切な利活用を図っていくことを改めて徹底する必要がある。

また、統計改革を引き続き着実に進めるためには、国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進、統計の利活用促進、統

計作成の効率化と報告者の負担軽減等の課題を着実に実行するとともに、それらを行う中で派生してきた課題に確実に対応していく必要がある。

このため、平成31年度においては、各府省は、これらに取り組んでいくために必要な統計リソース（予算・人員）を的確に確保することが重要である。

一方、このようなリソースの確保について国民の理解を得るためにには、公的統計の整備に関する基本的な計画等に定められた業務の効率化に関する既存の方針を引き続き推進するほか、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）に盛り込まれた統計分野の業務の効率化の取組の徹底の一環として、ニーズの低下した統計調査の改廃、関連する統計調査や調査研究の一体的な実施、行政記録情報等の活用やオンライン回答率の向上、統計調査における報告者数や調査方法・周期等の見直し等を的確に行い、既存のリソースの再配分・最適配置を行う必要がある。特に、類似する統計調査や調査研究は、部局や府省の枠を超えて、効率化を推進することが重要である。

2. 公的統計の整備について

公的統計の整備については、上記1. の基本的な考え方に基づき、公的統計の品質の向上と体系的な整備等を図るため、統計調査、統計に関連する事業及びそれに携わる体制を確保する上で必要な統計リソースを確保することとし、特に以下のようないくつかの取組について重点的に配分する必要がある。

なお、取組に当たっては、統計部門が比較的大きな府省においては、統計部門が小規模な府省や地方公共団体から職員を受け入れて育成するための人員の枠の確保を検討する必要がある。

(1) 公的統計の中立性及び信頼性の確保と適切な利活用の推進

- ・ 公的統計の結果精度確保のための審査等の業務プロセス管理の強化。
統計調査の民間委託を行う場合に品質の確保・向上に有効とされる総合評価落札方式及び複数年契約の推進。統計調査を職員調査から調査員調査へ切り替える場合における移行の円滑な推進
- ・ 公的統計の精度向上と適切な利活用を図るための統計幹事が中心となった府省内の人材確保・育成、政策立案部門における統計作成・利活用の支援。政策立案部門の職員も対象とした統計研修の企画・充実・開発（オンライン研修を活用した研修体系の見直し・整備を含む。）・実施。政府部内での育成では時間を要する専門分野等への外部人材の活用

- ・ 社会全体としての統計リテラシーを高めるための初等・中等教育段階からの統計教育の支援や教育コンテンツの提供。統計データ利活用講座の充実

(2) 国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備

- ・ 経済構造実態調査の新規実施（産業横断的に把握するビジネスサークルの枠組みの創設）。経済センサス基礎調査の調査手法変更（事業所の改廃を順次把握するローリング調査、企業グループの活動を専任担当者が定期的に把握するプロファイリング活動の導入による事業所母集団データベースのカバレッジ拡大）。経済センサス活動調査の試験調査、法人企業統計調査・附帯調査（QE 1次速報のための一部項目早期調査）の実施。建設総合統計（建設工事出来高）の精度向上（建築着工統計（補正調査）の見直し、最新の工事進捗パターンの統計への早期反映）
- ・ QE推計、年次推計、基準年推計、各段階におけるGDP統計の加工・推計手法の改善（産業連関表の供給・使用表（SUT）体系への移行に向けた取組を含む。）と基礎統計の改善。生産物分類の整備及び産業分類の見直し。シェアリング・エコノミーなど捕捉困難な経済活動、生産性分析の精緻化に資するサービスの価格や品質の計測改善のための調査研究
- ・ 障害者統計に係る試験調査の実施（内閣府、総務省及び厚生労働省が連携）

(3) 統計の利活用促進、統計作成の効率化と報告者の負担軽減

- ・ e-Statにおける統計データの提供の高度化、行政記録情報の項目検索機能の追加、ニーズに応じた町丁・大字境界データの提供。オンライン利用の推進と提供する調査票情報の受入・管理の適正化、データ形式の統一。調査票情報や匿名データの利活用促進のための調査研究
- ・ 調査票情報・行政記録情報・民間情報の官民・各府省横断的活用、統計調査の統合、事業所母集団データベースを活用したレジスター統計の作成、AI等の導入による公的統計の作成の効率化等のための調査研究

3. 地方公共団体への委託事業等について

地方公共団体への委託事業等に係る統計リソースの確保についても、上記1. の基本的な考え方を踏まえ、公的統計の品質の向上等を図るとともに、それに携わる体制を整備するため、所要の支援を確実に行う。その際、各地域に

おける統計調査を取り巻く環境に応じて委託事業等を確実かつ円滑に実施することができるよう、地方公共団体による以下のような取組について特に支援する必要がある。

また、国の統計職員を地方公共団体に派遣し、技術支援を行うとともに、当該職員に地方公共団体の実情を学ばせることも進める必要がある。

(1) 公的統計の中立性及び信頼性の確保（報告者の理解・協力の確保、悪化する調査環境の改善）と適切な利活用の推進

- ・ 統計調査に対する報告者の理解確保のための取組の推進。地域における報告者の協力意識の醸成に資するような地方公共団体による政府統計の加工・二次利用と地域への還元等の利活用の推進
- ・ 統計調査員に係る高齢化対応、実査支援、離職防止等の取組の実施。統計調査員向けコールセンターの設置・運営の共同化・効率化の検討
- ・ 調査環境の改善など統計行政を巡る各種課題の解決に先行的に着手する地方公共団体の優れた事業の推進（その効果については検証を行い、効果的なものは全国展開）
- ・ 地方公共団体の職員全般の統計リテラシーの向上

なお、地方公共団体への委託事業等のための統計リソースを有効活用するため、以下についても検討し、可能なものから実施していく必要がある。

(2) 公的統計の作成効率化等（統計調査に必要な物品等の効率的な活用）

- ・ 国の委託する各種統計調査及び関連事業において共通して使用することができる物品について、総務省が交付する事務委託費により購入し、各種統計調査及び関連事業で横断的に使用することによる委託費の効率的な執行について検討
- ・ 統計調査の現場において情報端末を活用することについて、その効率化効果、課題等を個別に把握し、効率化が見込まれる場合には積極的に導入するとともに、各種調査で横断的に使用することも検討

4. 本建議の周知、フォローアップ等

総務省におかれでは、本建議が統計リソースの重点的な配分に着実に反映されるよう以下のとおり要請する。

- ・ 各府省における概算要求の検討に資するため、本建議の内容を各府省に十分周知するとともに、要求後は、ヒアリング等を通じて統計リソースに関する各府省の要求状況を把握し、当委員会に報告すること
- ・ 「平成 31 年度各府省統計調査計画等審査」において、統計リソースに関する本建議の内容を的確に反映するとともに、概算要求前からこのような審査方針を各府省に丁寧に説明し、要求及び審査の円滑化を図ること
- ・ 平成 31 年度政府予算案が決定された後、速やかに各府省における統計リソースの確保と既存のリソースの再配分・最適配置の状況を把握し、その結果を当委員会に報告すること

資料30 毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況について（報告）

総政企第11号
平成31年1月17日

統計委員会委員長

西村清彦殿

総務大臣

石田真敏



毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況について（報告）

標記について、統計法（平成19年法律第53号）第55条第2項の規定に基づき、別添のとおり統計委員会に報告する。

厚生労働省発政統 0116 第1号
平成 31 年 1 月 16 日

総務大臣 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

統計法第 55 条第 1 項の規定に基づく報告について（回答）

平成 31 年 1 月 4 日付け総政企第 1 号により依頼のありました統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 55 条第 1 項の規定に基づく報告について、別添のとおり回答いたします。



毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを 一部抽出調査で行っていたことについて

平成 31 年 1 月 16 日
厚生労働省

政策立案、保険給付や学術研究、経営判断の基礎として、常に正確性が求められる政府統計について、下記のような事態をひき起こしたことは、極めて遺憾であり、国民の皆様、統計に関わる皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

今後、今般の事案の原因を明らかにするとともに、厚生労働省として統計に関する姿勢を正し、こうした事態を二度と起こらないように徹底した再発防止策を講じてまいります。

I 確認された事実

(1) 全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことについて
「500 人以上規模の事業所」については、調査計画及び公表資料で全数調査することとしていたところ、平成 16 年以降、厚生労働省から東京都に対し、厚生労働省が抽出した事業所名簿を送付し、当該名簿に基づき抽出調査を行うこととしていました。具体的には、東京都における「500 人以上規模の事業所」の平成 30 年の調査対象として抽出した事業所数は、全数調査であれば 1,464 事業所でしたが、実際に平成 30 年 10 月分の調査対象事業所数は概ね 3 分の 1 の 491 事業所でした。

なお、平成 30 年 6 月に、神奈川県、愛知県、大阪府に対し、「500 人以上規模の事業所」について、平成 31 年から抽出調査を行う予定である旨の連絡をしていましたが、既に撤回しました。

(2) 統計的処理として復元すべきところを復元しなかったことについて

「500 人以上規模の事業所」については、他の道府県では全数調査ですが、東京都のみ抽出調査が行われたため、東京都と他の道府県が異なる抽出率となっていました。

一方、毎月勤労統計調査の平成 29 年までの集計は、同一産業・同一規模では全国均一の抽出率という前提で行われており、前述の異なる抽出率の復元が行われない集計となっていました。このため東京都分の復元が行われていませんでした（注）。

なお、東京都における「499 人以下規模の事業所」等についても平成 21 年から平成 29 年までについて、一部に、異なる抽出率の復元が行われない集計となっていました。

これらの結果、平成 16 年から平成 29 年までの調査分の「きまって支給する給与」等の金額が、低めになっているという影響がありました。

(注) 平成 30 年 1 月以降の調査分の集計については、復元されています。

(3) 調査対象事業所数について

調査対象事業所数が公表資料よりも概ね 1 割程度少なくなっていました。確認できた範囲では、平成 8 年以降このような取扱いとなっていました。なお、誤差率は回収数を元に計算しているので、公表していた誤差率に影響はありません。

II 公表に至る経緯

毎月勤労統計調査において、更なる統計精度向上の取組の一環として、総務省から平成 30 年 12 月に全数調査の「500 人以上規模の事業所」において平成 29 年と平成 30 年に数値の不連続がある旨の指摘があり、原因を精査したところ、東京都における「500 人以上規模の事業所」を抽出調査としていたこと、また、抽出調査としていたにもかかわらず、平成 29 年において必要な復元がされていないことによるものであることがわかりました。同月 13 日の統計委員会委員長、総務省及び厚生労働省の打ち合わせの場において、東京都における「500 人以上規模の事業所」を抽出調査していることを説明したところ、統計委員会委員長から全数調査ではないのは大きな問題ではないかという主旨の指摘があり、更に調査を行ったところ上記 I の取扱いを行っていたことを確認したので公表に至ったものです。

III 今後の対応について

- (1) 公表値において行うべき復元を行っていなかった平成 16 年から平成 29 年までの期間のうち、復元に必要なデータ等が存在する平成 24 年以降について復元して「再集計値」として公表します（平成 24 年から平成 30 年 10 月までの、「きまって支給する給与」の「再集計値」の金額については、別添 1 のとおりです。）。

「きまって支給する給与」の「再集計値」は、本来の全数調査という方法に基づくものではありませんが、実際の調査において採用した抽出率に基づいて復元しているので、統計処理的にはより有効な母集団推計によるものです。

「きまって支給する給与」の「再集計値」の公表値とのかい離は金額ベースでは平均で 0.6% でした。

時系列比較の観点から、これまでの公表値についても、今後も引き続き提供してまいります。

- (2) 今後、毎月勤労統計調査の実施については、正確性・継続性に配慮しつつ、「500人以上規模の事業所」の全数調査に向け、できる限り早急に適正な取扱いとなるようにいたします。また、引き続き過去の詳細な経緯を調査し、適切かつ徹底した再発防止策を検討し、講じます。
- (3) 今般の事案に伴い、平成16年以降に雇用保険、労災保険、船員保険の給付を受給した方の一部及び雇用調整助成金など事業主向け助成金を受けた事業主の一部に対し、追加給付が必要となったことを踏まえ、「きまって支給する給与」に関して、毎月勤労統計調査を基礎として加工し、「給付のための推計値」を作成しましたので、別添2のとおり併せて公表しました。(「給付のための推計値」は「きまって支給する給与」に限ったものであり、雇用及び労働時間は推計していません)。「給付のための推計値」の計算方法は、以下の通りです。

統計的処理の方法(復元の有無)の差により生じていると考えられるかい離幅を、かい離が生じた平成16年の公表値に機械的に加えるという考え方に基づき、遡り試算が可能な平成24年から平成29年までの「再集計値」と公表値のかい離幅の平均(0.6%)を平成16年の公表値に加え、それ以降の平成17年から平成25年3月までの期間は公表値の伸び率に合わせて推計しました。

※ 毎月勤労統計調査について確認された以上の事実に伴う雇用保険、労災等の追加給付については、平成31年1月11日に別途公表いたしました。

きまって支給する給与の再集計値

		再集計値	公表値	かい離			再集計値	公表値	かい離
		円	円	%			円	円	%
平成24年	1月	260,216	259,230	0.4	平成27年	1月	258,024	256,660	0.5
	2月	262,775	261,798	0.4		2月	258,421	257,074	0.5
	3月	264,423	263,557	0.3		3月	260,604	259,251	0.5
	4月	265,288	264,388	0.3		4月	264,469	263,065	0.5
	5月	261,559	260,653	0.3		5月	259,682	258,381	0.5
	6月	263,166	262,262	0.3		6月	261,835	260,547	0.5
	7月	262,653	261,695	0.4		7月	261,250	259,952	0.5
	8月	261,320	260,326	0.4		8月	259,489	258,158	0.5
	9月	261,530	260,493	0.4		9月	260,062	258,727	0.5
	10月	262,870	261,692	0.5		10月	261,319	259,928	0.5
	11月	262,396	261,543	0.3		11月	260,825	259,463	0.5
	12月	262,299	261,398	0.3		12月	260,983	259,702	0.5
平成25年	1月	258,397	257,253	0.4	平成28年	1月	257,651	256,261	0.5
	2月	260,596	259,413	0.5		2月	259,822	258,570	0.5
	3月	262,058	260,853	0.5		3月	262,380	261,064	0.5
	4月	265,220	263,932	0.5		4月	264,613	263,178	0.5
	5月	261,195	259,835	0.5		5月	259,541	258,089	0.6
	6月	262,353	261,015	0.5		6月	262,130	260,632	0.6
	7月	261,417	259,950	0.6		7月	261,829	260,353	0.6
	8月	260,661	259,206	0.6		8月	259,950	258,464	0.6
	9月	261,012	259,504	0.6		9月	260,600	259,109	0.6
	10月	262,716	261,149	0.6		10月	261,916	260,363	0.6
	11月	262,995	261,354	0.6		11月	261,732	260,240	0.6
	12月	262,349	260,735	0.6		12月	262,144	260,521	0.6
平成26年	1月	259,340	257,735	0.6	平成29年	1月	259,004	257,429	0.6
	2月	260,727	259,064	0.6		2月	260,435	258,975	0.6
	3月	263,001	261,351	0.6		3月	262,377	260,744	0.6
	4月	266,105	264,410	0.6		4月	265,808	264,214	0.6
	5月	262,570	260,686	0.7		5月	261,197	259,541	0.6
	6月	263,941	262,102	0.7		6月	263,371	261,765	0.6
	7月	263,164	261,290	0.7		7月	263,231	261,634	0.6
	8月	261,786	259,938	0.7		8月	261,109	259,426	0.6
	9月	262,875	261,019	0.7		9月	262,587	260,933	0.6
	10月	263,632	261,659	0.8		10月	262,922	261,128	0.7
	11月	263,514	261,571	0.7		11月	262,997	261,419	0.6
	12月	263,315	261,502	0.7		12月	263,696	262,041	0.6
平成30年	1月	261,131	260,186	0.4		1月	261,501	260,571	0.4
	2月	264,897	263,976	0.3		2月	267,505	266,570	0.4
	3月	264,095	263,179	0.3		3月	265,931	265,087	0.3
	4月	264,232	264,333	0.3		4月	263,725	262,846	0.3
	5月	263,688	262,820	0.3		5月	265,726	264,863	0.3
	6月	265,726	264,863	0.3		6月	263,725	262,846	0.3
	7月	265,726	264,863	0.3		7月	263,688	262,820	0.3
	8月	265,726	264,863	0.3		8月	265,726	264,863	0.3
	9月	265,726	264,863	0.3		9月	265,726	264,863	0.3
	10月	265,726	264,863	0.3		10月	265,726	264,863	0.3

給付のための推計値

		推計値	公表値	かい離		推計値	公表値	かい離
		円	円	%		円	円	%
平成16年	1月	272,336	270,668	0.6		1月	263,662	262,147
	2月	273,475	271,733	0.6		2月	264,968	263,056
	3月	275,202	273,463	0.6		3月	264,193	262,436
	4月	276,405	274,597	0.6		4月	266,980	264,946
	5月	271,367	269,736	0.6		5月	262,110	260,391
	6月	274,263	272,652	0.6		6月	264,418	262,658
	7月	273,731	272,113	0.6		7月	263,880	262,214
	8月	272,069	270,462	0.6		8月	262,837	261,237
	9月	272,608	270,911	0.6		9月	263,079	261,373
	10月	273,718	272,090	0.6		10月	264,149	262,506
	11月	274,698	273,048	0.6		11月	264,076	262,557
	12月	274,759	273,111	0.6		12月	264,152	262,786
平成17年	1月	271,519	269,796	-		1月	262,080	260,643
	2月	273,202	271,336	-		2月	263,909	261,910
	3月	274,377	272,662	-		3月	265,778	263,987
	4月	277,787	275,876	-		4月	268,582	266,438
	5月	272,724	271,075	-		5月	263,421	261,742
	6月	275,360	273,767	-		6月	265,740	263,993
	7月	274,278	272,542	-		7月	265,199	263,431
	8月	273,158	271,514	-		8月	264,151	262,525
	9月	273,971	272,232	-		9月	264,657	263,036
	10月	275,360	273,593	-		10月	265,470	263,695
	11月	276,071	274,447	-		11月	265,132	263,500
	12月	276,408	274,770	-		12月	265,473	264,048
平成18年	1月	271,248	269,586	-		1月	261,555	260,146
	2月	273,475	271,613	-		2月	263,645	261,546
	3月	275,200	273,502	-		3月	264,184	262,355
	4月	278,065	276,152	-		4月	266,434	264,299
	5月	272,724	270,991	-		5月	261,840	260,166
	6月	275,635	273,979	-		6月	264,943	263,305
	7月	274,004	272,310	-		7月	264,403	262,709
	8月	272,885	271,155	-		8月	263,095	261,513
	9月	273,971	272,297	-		9月	263,863	262,339
	10月	275,360	273,725	-		10月	265,204	263,332
	11月	274,415	272,880	-		11月	264,867	263,118
	12月	274,750	273,175	-		12月	264,942	263,630
平成19年	1月	267,993	266,474	-		1月	260,509	259,230
	2月	269,646	267,801	-		2月	263,908	261,798
	3月	270,797	269,174	-		3月	265,505	263,557
	4月	274,172	272,153	-		4月	266,434	264,388
	5月	269,997	268,212	-		5月	262,364	260,653
	6月	272,052	270,302	-		6月	263,883	262,262
	7月	271,538	269,810	-		7月	263,346	261,695
	8月	270,156	268,408	-		8月	261,779	260,326
	9月	270,683	268,991	-		9月	262,016	260,493
	10月	272,055	270,408	-		10月	263,613	261,692
	11月	272,494	270,942	-		11月	263,278	261,543
	12月	272,826	271,348	-		12月	262,823	261,398
平成20年	1月	269,869	268,267	-		1月	258,425	257,253
	2月	272,882	270,994	-		2月	261,533	259,413
	3月	273,775	272,092	-		3月	262,850	260,853
	4月	276,091	274,121	-				
	5月	271,617	269,730	-				
	6月	272,596	270,712	-				
	7月	273,167	271,392	-				
	8月	270,966	269,325	-				
	9月	271,495	269,756	-				
	10月	272,600	270,843	-				
	11月	271,404	269,954	-				
	12月	270,371	268,989	-				
平成25年								

資料3 1 毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見

統計委第1号
平成31年1月22日

厚生労働大臣

根本 匠 殿

統計委員会委員長

西 村 清 彦

毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見

平成31年1月17日に総務大臣から報告された「毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況について（報告）」等により、毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る今般の事案について、大要以下のようなことが示された。

一 調査計画及び厚生労働省の公表資料において、「常用労働者（以下同じ）500人以上規模の事業所」は全数調査を行うとしていたところ、平成16年以降、東京都については抽出調査を行っていた。

具体的には、東京都における「500人以上規模の事業所」の平成30年の調査対象として抽出した事業所数は、全数調査であれば1,464事業所であるが、実際に平成30年10月分の調査対象事業所数は、概ね3分の1の491事業所であった（産業毎に抽出率は異なっていた）。

二 東京都の「500人以上規模の事業所」については、平成16年から平成29年までの間の集計において必要な復元がなされていなかった。

また、東京都の「30人から499人以下規模の事業所」についても、平成21年から平成29年までの間の集計において、一部で適切な復元がなされていなかった。

これらの結果、同統計で公表される賃金額が低めになっている影響があった。

三 確認できた範囲では、平成8年以降、調査対象事業所数が調査計画及び公表資料よりも概ね1割程度少なくなっていた。

統計委員会は、政策立案の基盤となり多方面に活用される公的統計の信頼に疑念を生じさせたこの事案を、極めて遺憾なことと認識する。また、これまで、統計委員会においては統計技術的観点から毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査の精度向上に多くの審議時間を費やし、厚生労働省に対しその改善を促してきており、本事案は極めて残念である。

統計委員会は、厚生労働省に対し、本事案に対する猛省を求め、統計技術的観点から、徹底した原因究明と再発防止を求めるとともに、1月17日の審議を踏まえ、毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査の信頼回復に向け、以下の1)から3)の具体的措置の実施を求める。

- 1) 東京都の「500人以上規模の事業所」の全数調査を可及的速やかに履行すること
- 2) 調査計画に記載された33,200事業所を対象とする調査を履行すること
- 3) 平成24年以降について復元に基づいた「再集計値」を主系列（調査計画において作成することとされている統計）へ切り替えること

以上

統計委第5号
平成31年1月30日

総務大臣
石田真敏殿

統計委員会委員長
西村清彦

質問第124号の答申 毎月勤労統計調査の変更について

本委員会は、質問第124号による毎月勤労統計調査の変更（平成31年（2019年）6月分以降の調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

（1）承認の適否

平成31年1月28日付け厚生労働省発政統0128第2号により厚生労働大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「毎月勤労統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

（2）理由等

・ 報告を求めるために用いる方法

本申請では、平成31年1月22日付けで統計委員会委員長から厚生労働大臣に発出された「毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見」において具体的措置が求められている事項のうち、「1) 東京都の「500人以上規模の事業所」の全数調査を可及的速やかに履行すること」に対応するため、表のとおり、報告を求めるために用いる方法を変更する計画である。

表 報告を求めるために用いる方法の変更

現行	変更（案）
<ul style="list-style-type: none">・全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所 厚生労働省 - 都道府県 - 報告者 ※ 調査員が報告者に対し、督促を行うことがある。	<ul style="list-style-type: none">・全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所 厚生労働省 - 都道府県 - 報告者 ※ 調査員が報告者に対し、督促を行うことがある。 <u>厚生労働省 - 報告者</u>

これについては、東京都の「500人以上規模の事業所」の全数調査を速やかに履行するために必要な措置であり、適当と考える。

2 今後の課題

- ① 「毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見」において具体的措置が求められている事項のうち、「2) 調査計画に記載された33,200事業所を対象とする調査を履行すること」について、速やかに実施すること。
- ② 全数調査の実施に際しては、調査対象事業所に対し丁寧に説明を行うこと。
- ③ 本件については、案件の重要性に鑑み、今後の進捗に関して適時適切に本委員会に報告すること。

基幹統計の点検及び今後の対応について

平成31年1月24日
総務省

経緯及び点検方法

経緯

毎月労働統計における不適切事案を受けて、各府省において点検を実施し、総務省において結果をとりまとめた。

対象：基幹統計(56)

点検項目：毎月労働統計の事案を踏まえ、以下の項目について調査

- ・調査対象の選定方法（全数調査／抽出調査の別、抽出方法、抽出率、報告者数等）について、総務大臣が承認した調査計画や対外的な説明のとおり行われているか。
抽出調査においては、必要な復元推計が行われているか。
※集計プログラムにおける復元処理の点検を含む
- ・加工統計(6)について、総務大臣に通知された作成方法で行われているか
このほか、各府省において把握した不適切な事案について報告を求めた。

点検方法：各府省が統計幹事を中心に自ら点検を実施し、総務省がその結果をとりまとめ

実施府省：基幹統計所管の府省等

(内閣府、総務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

点検結果及び今後の対応 ①

点検結果

- 毎月勤労統計のように、承認された計画や対外的な説明内容に照らして、実際の調査方法、復元推計の実施状況に問題のある事案はなかった。
- このほか、以下の報告があった。
 - ・事業者の誤記載により一部誤った結果数値を公表しており訂正が必要（1統計）
 - ・計画上の集計事項の中に集計、公表されていない事項（9統計）
 - ・都道府県の抽出方法が細部において国が示したものと相違（1統計）
 - ・その他手続等の問題（16統計）
- これらについては、調査結果の訂正等、必要な対応が行われる。



今後の対応

- 今後については、さらなる信頼回復に向けて、統計委員会に新たな専門部会（仮称）を設置して、基幹統計に加えて一般統計についても、再発防止、統計の品質向上を目指した検証を行うよう要請

点検結果及び今後の対応 ②

○結果数値の訂正が必要なもの

統計名	【概要】 平成30年12月27日の建設工事受注動態統計調査(大手50社調査)の結果(平成30年11月分)公表後、外部から「施工高」及び「手持ち工事高」が他の月と比べて大きな数値となつていているとの指摘を受け、国土交通省において精査を行ったところ、事業者からの報告内容に誤記載があり、公表値が実態よりも大きい値で公表されていることが判明した。更に確認したところ、他の7事業者についても誤記載などが判明。
	【今後の対応】 正確な値を確認した上で訂正して公表する。

○計画上の集計事項の中に集計・公表されていないものがある

統計名	【概要】 集計・公表が行われなかつた事項	【概要】 住宅・土地統計(都市計画地域区分・市区町村別)、経済構造統計(本所所在地・会社以外の法人等別)、全国消費実態統計(耐久消費財普及率・取得時期別)、法人企業統計(損害保険業の公表事項のうち配当率、配当性向、内部留保率(年次別調査))、学校教員統計(教員個人調査)、毎月勤労統計(産業、規模及び一人平均きまでの支給する給与階級別事業所数)、建築着工統計(用途別、構造別、大都市別表等)、鉄道車両等生産動態統計(車種別改造・修理総計)、経済産業省企業活動基本統計(社外取締役の有無)	【今後の対応】 計画変更により対応済もしくは集計事項の必要性を再検討し、集計事項の取扱いを決定する。公表については、速やかに実施。
住宅・土地統計、経済構造統計、 全国消費実態統計(総務省) 法人企業統計(財務省) 学校教員統計(文部科学省) 毎月勤労統計(厚生労働省) 建築着工統計、鉄道車両等生産 動態統計(国土交通省) 経済産業省企業活動基本統計 (経済産業省)			

点検結果及び今後の対応 ③

○都道府県における抽出作業の手順が、国が示した手順と細部において相違していたもの	
統計名	概要及び今後の対応
建築着工統計 (国土交通省)	<p>【概要】 一部の都道府県における抽出作業の手順が、国土交通省が示している手順と細部において相違していました(抽出の出発番号や抽出間隔が異なる等)。</p> <p>【今後の対応】 当該都道府県に対して改めて適切な手順で抽出するよう指示する。</p>

○その他手続等の問題があるもの

問題と今後の対応	
	統計名
計画変更手続 の未実施	標本抽出に用いる母集団名簿を新しいものに変更したが、 総務大臣への変更申請手續が行われていなかった ⇒調査計画の変更手續を実施
告示が未修正	標本抽出方法を示す告示において、必要な修正が行われていなかった ⇒告示の修正を実施
公表期日の遅延	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から遅延 ⇒期日どおりの公表を行う等
公表方法の変更	計画上の公表方法(インターネット、印刷物等)のうち、実施していないものがある ⇒計画どおりの公表方法を実施し、遅延手續を実施等

[参考]基幹統計(56)の一覧

府省名	基幹統計名	府省名	基幹統計名
内閣府	・国民経済計算(注1)	農林水産省	・農林業構造統計
	・国勢統計		・牛乳乳製品統計
	・住宅・土地統計		・作物統計
	・労働力統計		・海面漁業生産統計
	・小売物価統計		・漁業構造統計
	・家計統計		・木材統計
	・個人企業経済統計		・農業経営統計
	・科学技術研究統計		・工業統計
	・地方公務員給与実態統計		・経済産業省生産動態統計
	・構造基本統計		・商業統計
総務省	・就業構造基本統計	経済産業省	・ガス事業生産動態統計
	・全国消費実態統計		・石油製品需給動態統計
	・社会生活基本統計		・商業動態統計
	・経済構造統計(注2)		・特定サービス産業実態統計
	・産業運営表(注1)(注3)		・経済産業省特定業種石油等消費統計
	・人口推計(注1)		・経済産業省企業活動基本統計
	・法人企業統計		・鉱工業指數(注1)
	・民間給与実態統計		・港湾統計
	・学校基本統計		・造船機械統計
	・学校保健統計		・建築着工統計
文部科学省	・学校教員統計	国土交通省	・鉄道車両等生産動態統計
	・社会教育統計		・建設工事統計
	・人口動態統計		・船員労働統計
	・毎月勤労統計		・自動車輸送統計
	・薬事工業生産動態統計		・内航船舶輸送統計
	・医療施設統計		
	・患者統計		・法人土地・建物基本統計
	・賃金構造基本統計		
	・国民生活基礎統計		
	・生命表(注1)		
厚生労働省	・社会保障費用統計(注1)		

(注1) 基幹統計のうち、「統計調査以外の方法により作成する統計」(いわゆる加工統計)に該当する。(計6統計)

(注2) 経済構造統計は、総務省及び経済産業省の共管である。

(注3) 産業連関表は、総務省の外、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省も作成者となっている。

平成31年1月28日公表資料

厚生労働省からの追加報告

○賃金構造基本統計

	概要	今後の対応
調査票の配布・回収方法	総務大臣の承認を受けた調査計画では、「調査員調査」で行うとされているが、実際には配布・回収とともににほぼ全ての事業所について「郵送調査」により実施されていた。	今後、平成31年度の調査実施に向け、統計委員会における審議も踏まえながら、適正な調査実施に向けた改善を実施
報告を求める期間	調査計画で定めた期間よりも、短い提出期限を報告者に通知している例があった。	
調査対象の範囲	調査計画では、調査対象範囲に日本標準産業分類による「宿泊業、飲食サービス業」を含めていたが、実際の調査では、そのうち産業小分類76「バー、キャバレー、ナイトクラブ」については、抽出の母集団から除外し、調査対象としていなかった。	

資料34 一般統計調査の点検について
(令和元年5月16日 第4回点検証部会配付資料)

※部会長の指示の下、事務局にて作成

資料2－1

一般統計調査の点検について

一般統計調査(232調査)に關する点検について

各府省から報告があつたものを「影響度の区分(5月9日点検証部会)」(資料1-1)に照らして整理すれば、以下のとおり

1. 影響度区分IV(利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り) 該当なし

2. 影響度区分III(利用上重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り) 16調査(うち14調査は訂正結果公表済) [2・3ページ参照]

①一部の集計表において必要な復元推計を行っていないかった(2調査) 再発防止の観点から点検証部会で確認が必要

②報告者の誤記入、受託業者のミス、プログラム設計ミス等による結果数値の誤り(14調査) 訂正未実施の調査は速やかに訂正・公表

※当該箇所は、SNA、給付等に直接使用されるものではないこと等から、重大な影響は生じないと考えられる。

3. 影響度区分I～II(数値の誤りは生じていない)と考えられるが、結果精度への影響の観点から確認が必要 11調査 [4・5ページ参照]

1)調査対象の範囲(4調査)

調査対象から一部の業種を除外
例「バー、チャーチ、ナイトクラブ」、「自動販売機」

全数調査を標本調査にて実施、
少ない調査対象数で実施 等

2)抽出方法等(5調査)

調査員調査の全部又は一部を
郵送調査にて実施

3)調査方法(2調査)

調査員調査の全部又は一部を
郵送調査にて実施

①結果精度への影響について、点検証部会において確認が必要、②調査計画どおり実施又はユーザーニーズ等を踏まえた上で調査計画の見直し。

※その他結果数値に影響のない手続上の問題のみの調査(129調査) 「影響度区分I～II」

公表遅延(81調査)
・調査票の回収遅れに伴う
公表期日の遅れ 等

集計事項(50調査)
-不要な事項を調査計画に記載、集計済事項を未公表 等

調査方法、調査組織(8調査)

・郵送ではなくオンラインで実施、
一部地方支部局を経由せず実施

公表方法(9調査)
・自省HP記載済であるものの、
e-Statへの掲載漏れ 等

報告事項(5調査)
・新たに生じたニーズに合わせた調査事項の追加 等

その他(4調査)
・母集団名簿の最新情報への更新 等

・日本標準産業分類以外に独自分類を用いて集計 等

1)担当府省において調査計画どおり実施又はユーザーニーズ等を踏まえた上で調査計画の見直し。総務省において審査、フォローアップを実施のうえ、部会に報告

2)統計法に基づく調査計画の承認事項の見直しについても検討

※各省からの報告総数154調査(重複計上あるため、上記の合計と一致しない)

点検結果：結果数値の訂正を伴うもの

○復元推計を行つていなかつた調査(2調査)

統計調査名	事業の概要	対応
最低賃金に関する実態調査(厚生労働省)	<p>・賃金改定状況調査のうち、一部の集計表(産業別の賃金引上げ・引下げ実施事業所の割合等)で復元を行つていなかつた。</p> <p>※最低賃金は本調査のほか様々なデータ、要素を総合的に勘案して最低賃金審議会において審議し、決定及び改正等がなされていることから、最低賃金の水準に影響はない(中央最低賃金審議会においてもその点は了承されている。)。</p>	5月14日の中央最低賃金審議会に報告済に報告済同日、復元推計した集計値を公表済
労務費率調査(厚生労働省)	<p>・労務費率調査の統計表のうち、①「労務費率に係る統計表」については復元処理を適切に行つていた。しかし、②「下請事業者数別構成割合」及び④「延労働者数別構成割合」については、集計作業時のチェックが不足していたことにより復元処理が行われていなかつた。</p> <p>※統計表のうち、①「労務費率に係る統計表」に限り、労務費率(建設事業における請負の場合の労災保険料の算定に使用される。)の改定の基礎資料として施策の企画・立案に活用しているが、それ以外の②～④の3表は、政策立案、予算積算、他の指標のいづれについても活用されていない。</p>	平成31年4月26日付で正誤情報を公表済

点検結果：結果数値訂正が必要な調査（14調査）

○その他の結果数値訂正が必要な調査（14調査）

統計調査名	事業の概要	※利活用への影響は「影響度の区分」(資料1-1)に照らして記載	正誤公表
通信利用動向調査（総務省）	請負事業者のプログラムミスにより、全143表のうち1表の一部項目を訂正（「導入しているIoTのシステムやサービス」を訂正）。SNA・QEの利用項目ではなく、利活用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.3.29	
学術情報基盤実態調査（文部科学省）	調査システムの構築を委託した事業者のプログラムミスにより、全65表のうち2表の一部項目を訂正。主に省内で施策立案の参考に用いられる資料であり利用上重大な影響は生じないと考えられる。	R1.5.15	
大学等におけるフルタイム換算データに関する調査（〃）	委託事業者のプログラムミスにより、全42表のうち2表の一部項目を訂正（研究資金の金額に係る項目）。他の統計調査や業務等への影響は確認されておらず利活用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.8	
雇用動向調査（厚生労働省）	復元推計作業に毎月勤労統計調査のデータを用いているため再集計が必要。施策の参考資料として用いるものであり施策決定の根拠として直接的に用いられてはいないため、利活用上重大な影響は生じないと考えられる。		再集計中 〔H31.3.29 一部公表済〕
雇用の構造に関する実態調査（〃）	同 上		
労使関係総合調査（〃）	同 上		
障害福祉サービス等従事者待遇状況等調査（〃）	委託事業者のプログラムミスにより、全191表のうち6表の一部項目を訂正。取得事業所が少ない（1%未満の）個別加算に関する結果表で、会議等でも活用していないため利活用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.3.15	
食肉検査等情報還元調査（〃）	報告者（地方自治体）からの報告誤り及び職員による集計誤りにより、全15表のうち1表の一部項目を訂正。疾病発生数のわずかな訂正であり施策等への利用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.26	
賃金引上げ等の実態に関する調査（〃）	全127表（e-Stat）中の1表について、報告書掲載統計表の数値誤り。（他調査の利用項目ではないため、利活用上重大な影響は生じないと考えられる。）	H31.3.7	
森林組合一斉調査（農林水産省）	調査対象の報告誤りにより、全149表のうち1表の一部項目を訂正（森林経営計画の件数）。監督指針等の森林組合制度の見直し等の基礎資料に用いているが、利活用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.2.18	
特用林産物生産統計調査（〃）	報告者（地方自治体）からの報告誤りにより、全173表のうち57表の一部項目を訂正。SNAに一部項目（竹材、木炭の生産量）が使われているが、わざかな誤正（竹材1197→1,196千束、木炭15,942→15,941トン等）であること等からSNAの結果数値に影響を及ぼすものではなく、他の施策等へも利活用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.18	
全国貨物純流動調査（国土交通省）	委託事業者のプログラムミスにより、全152表のうち4表の一部項目を訂正。訂正した集計表については、その他の統計の作成の際に利用されていないことから、利活用上重大な影響は生じないと考えられる。	R1.5.15	
水害統計調査（〃）	報告者（地方自治体）からの報告誤りにより、単年の被害を示す全44図表のうち29図表の一部項目を訂正。水害統計は、治水計画の検討にあたり過去の被害の実績を表す参考的な情報として利用されるものであること、年間被害額における0.15%程度の訂正であることから、利活用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.26	
環境にやさしい企業行動調査（環境省）	委託事業者の編集作業の誤り（貼り付け作業のミス等）により、詳細版全153表のうち2表、概要版全36表のうち5表を訂正。他の調査等への利活用事例は確認されておらず、利活用上重大な影響は生じないと考えられる。	H31.4.16	

点検結果：結果精度への影響について確認を要する調査

事業の概要及び統計調査名

	統計調査名	事業概要	景繩等
1)調査計画に記載した調査対象の一部を調査していない(4調査)	i)飲食サービス業等のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査せず。	賃金構造基本統計調査試験調査は、本体調査の基礎資料を得るために1回限りの調査。本体調査において対応予定。 飲食サークルを調査せず。	賃金構造基本統計調査試験調査は、本体調査において対応予定。
2)調査計画よりも標本数減少等につながる対応(5調査)	i)調査客体数が計画により多かつたため全数調査ではなく標本調査を実施	「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の常用労働者数は、雇用動向調査の調査対象産業の事業所では全体の0.3%であり、結果全体に与える影響はほとんどないと考えられる。 「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の常用労働者数は、労使関係総合調査の調査対象産業の事業所では全体の0.1%であり、結果に与える影響はほとんどないと考えられる。 「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の常用労働者数は、「家事サービス業」及び「外国公務」は計画上に除外する旨明記していなかつたが、調査対象の母集団からも除外しているものであり、調査対象の母集団からも除外している。	「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の常用労働者数は、雇用動向調査の調査対象産業の事業所では全体の0.1%であり、結果に与える影響はほとんどないと考えられる。 「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の常用労働者数は、「家事サービス業」及び「外国公務」は計画上に除外する旨明記していなかつたが、調査対象の母集団からも除外しているものであり、調査対象の母集団からも除外している。
	ii)計画上の母集団情報よりも古いものを使った	小売業等のうち「自動販売機による小売業」、宿泊業等のうち「その他の宿泊業」(例:学生寮)、娯楽業等のうち「競輪・競馬等の競走場、競技団」(例:きゆう舎)を除外して調査を実施。	・除外した小分類の企業数が大分類の企業全体に占める割合は0.2~0.3%と極めて小さく、結果に与える影響はは僅微と考えられる。 ・内閣府の「国民経済計算」において、本調査結果の一部が使用されているが、当該の小分類を母集団から除外した業種に係る部分は使用されていない。また、本事案に関する調査結果を、法令・予算・税等の設計に活用しているものは、確認した限り存在しない。
	iii)調査客体数が計画により多かつたため全数調査ではなく標本調査を実施	放射線治療施設を有し、かつ一般病床が200床以上的一般病院について、約1,000施設(全数)との計画に対し、最新の母集団が1,361施設であつたために無作為抽出した1,000施設への標本調査を実施。 ・最新状況が平成27年である「医療施設調査の結果を元に作成する名簿」とは、実質的に同じ範囲の対象(在宅診療を比較的多く実施している一般診療所)をカバーしていることが確認されており、名簿を変更しても、補足率の点で問題はない。	・医療材料の使用状況及び実勢価格を把握し、診療報酬改定の基礎資料を得ることを目的とする調査。医療材料の使用状況、実勢価格について同一の抽出率で抽出された割合や平均のみの調査であるため、復元は不要。 ・「保険医療機関等管理システム」とは、実質的に同じ範囲の対象(在宅診療を比較的多く実施している一般診療所)をカバーしていることが確認されており、名簿を変更しても、補足率の点で問題はない。
	iv)計画上の母集団情報をよりも古いものを使った	母集団名簿について、「住民基本台帳によるH30.1.1現在の人口」により作成するとしていたが、委託事業者のシステムへのデータ入力が実査まで間に合わないことにから「H29.1.1現在の人口」により作成。	層別の標本配分に使用する情報であり、集計にも同じものが用いられているので、推計の欠陥や偏りを生じるものではない。
	v)調査地点の選定にあたり、調査計画では「平成27年国勢調査時に設定された調査区」を用いるとしていたが、委託事業者のシステムへのデータ入力が実査までに間に合わないにから「平成22年国勢調査時に設定された調査区」を使用していた。	調査地点の選定にあたり、調査計画では「平成27年国勢調査時に設定された調査区」を用いるとしていたが、委託事業者のシステムへのデータ入力が実査までに間に合わないにから「平成22年国勢調査時に設定された調査区」を使用していた。	層別の配分に使用する情報であり、集計にも同じものが用いられているので、推計の欠陥や偏りを生じるものではない。

点検結果：結果精度への影響について確認をする調査（前頁続き）

事業の概要及び統計調査名		
2) 調査計画よりも標本数減少等につながる対応(5調査)	特定作物統計調査 (農林水産省) iii) 調査客体数が計画よりも減少	2017年調査から調査計画を変更した際、一部品目について、変更前の調査計画の標本数で調査したことにより調査客体数減少(約970→843)
3) 調査員調査の全部又は一部を郵送調査に変更(2調査)	生コンクリート流通統計調査(経済産業省)	平成29年度調査において、調査計画に基づき一定規模以上の生産量を持つ事業者は全数を対象とすべきところ、事前の確認にて、生産量が一一定未満又は零業者等のものは調査対象外と認識していたが、73件が事後的に調査対象(一定の生産量がある)と判明。結果として2473件中73件が未送付となつた。
	港湾運送事業雇用実態調査(厚生労働省)	調査計画上は調査員調査とされているが、郵送調査及び職員調査も併用して実施している。
	全国道路・街路交通情勢調査(国土交通省)	郵送調査から郵送・オンライン調査に変更。 平成22年にオートロックの普及による回答入手の困難さや訪問調査の被調査者の心理的負担等が課題となつたため、インターネット環境の普及を踏まえつつ調査事務の効率化を目的として、平成27年調査時に調査員調査を廃止し、オンライン調査を導入した。 平成29年一开始点検時の指摘を踏まえ、平成30年度から次回調査方法等に関する有識者会議を開催しており、次回令和2年の調査までに調査計画の変更申請を適切に実施予定。

資料1-1

〔 令和元年5月9日
点検検証部会 〕

影響度による区分

- I 数値の誤りも利用上の支障も生じない場合
- II 数値の誤りは生じていないが、利用上の支障を来す場合
- III 利用上重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り
- IV 利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り

※「利用上重大な影響」とは、数値の誤りが発生した箇所が、

- ・SNA、QEその他重要な統計を作成する際の主要な材料
- ・国が交付する給付金等の金額の算定根拠
- ・重要な政策の立案・実施の根拠
- ・民間企業等の重大な意思決定の根拠

として直接的に用いられている場合（参考資料にとどまる場合は除く）
で、誤りの内容がそれらの作成・決定内容に影響（軽微な場合は除く）
を及ぼす可能性があると思われる場合

部会長の指示の下、事務局で作成
(点検証部会において確認が必要)

一齊点検で報告のあつた調査等の影響度評価

影響度区分	基幹統計調査	一般統計調査
IV 数値の誤り (利用上重大な影響)	1 調査 (毎月勤労統計調査) —	16 調査 (最低賃金に関する実態調査、労務費率調査、通信利用動向調査、学術情報基盤実態調査、大学等におけるフルタイム換算データに関する調査、雇用動向調査、雇用の構造に関する実態調査、労使関係総合調査、障害福祉サービス等従事者待遇状況等調査、食肉検査等情報還元調査、賃金引上げ等の実態に関する調査、森林組合一斉調査、特用林産物生産統計調査、全国貨物純流動調査、水害統計調査、環境にやさしい企業行動調査)
III 数値の誤り (利用上重大な影響なし)	2 調査 (建設工事統計調査、小売物価統計調査)	11 調査 (注1) 129 調査
I ~ II 数値の誤りなし	結果精度への影響の観点から影響の認を必要とするもの 手続上の問題のみ	20 調査

(注1) 賃金構造基本統計調査

(注2) このうち2調査は影響度Ⅲの16調査と重複計上

資料3 6 公的統計の総合的品質管理を目指して（素案）

（令和元年5月24日 第137回統計委員会配布資料「資料2 点検検証部会の審議状況について（報告）」より抜粋）

第5回点検検証部会資料1を修正

令和元年5月23日

公的統計の総合的品質管理を目指して（素案） (統計委員会点検検証部会第1次再発防止策)

（これまでの経緯）

- ・ 毎月勤労統計における不適切事案を発端として政府統計に対する国民の不信が高まる事態となった。また、本年1月に実施された、基幹統計に関する一斉点検では、承認された計画どおりに実施されていない統計調査が多く確認された。
- ・ こうした状況を踏まえ、本年1月に統計委員会に本部会が設置され、基幹統計及び一般統計（一般統計調査から作成される統計をいう。以下同じ。）を対象として、不適切事案の再発防止及び政府統計の品質向上等を目的に、点検検証を行うこととされた。
- ・ 本部会で確認したところ、影響度Ⅲ（利用上重大な影響のない結果数値の訂正事案）は、基幹統計2調査、一般統計16調査、影響度Ⅰ～Ⅱ（結果数値の訂正なし）のみに相当するものは、基幹統計21調査、一般統計138調査確認されたが、影響度Ⅳ（利用上重大な影響のある結果数値の訂正事案）は、毎月勤労統計以外には発見されなかった。
- ・ 本部会では、統計の作成・公表のプロセスの詳細な現況を踏まえた上で審議することが必須であると考え、詳細な書面調査の実施と、その結果を踏まえた全基幹統計に対するヒアリングを行った。

（対策の方向性）

- ・ 重大な影響が生じた毎月勤労統計に対しては、今後さらに結果数値や作成プロセスについて重点的な検証を行い、他統計を含めこのような影響度Ⅳの事案が将来起こることのないよう万全を期すことを目指す。同時に、万が一、そのような事案が発生した場合に、迅速かつ適切な是正策が確実に講じられるよう対策も検討する。
- ・ 影響度Ⅲ以下の事案については、当該事案自体の影響は重大でないものの、重大事案の今後の発生リスクを抑制する観点から対応を検討する。
- ・ ヒューマンエラーを皆無にすることは難しいこと、問題事案の中には回答誤りなど統計作成機関だけでは解決できないものも散見されることを考えると、誤りの発生率をいかにして低下させるか、万が一発生してもその影響をいかに極小化するか、といったことに注力する方が費用対効果の観点から合理的である。
- ・ 以上のことを総合的に勘案し、今後の再発防止のために、統計の作成プロセスにおいて、ISO・JISによる総合的品質管理の考え方沿って対策を講じていくこととし、次のような基本的な視点の下で課題及び対応策を整理していく。
- ・ なお、「統計の品質」については、国際的に共通した概念として捉えるべきである。すなわち、統計の精度だけではなく、利用者にとっての利便性や公表の適時性なども含む幅広い概念として考えるべきである。

- ① 品質はプロセスで作り込む。
事後的な検査、外部からの監察・評価には限界がある。プロセスの中での品質保証に注力することが王道であり、また、最も効果的である。
- ② 透明性を確保する。
統計の仕様・品質に関する情報の開示は、適切な統計利用及び利用者からの信頼確保に不可欠である。
- ③ 継続的にP D C Aサイクルを回す。
統計作成プロセスの中でPlan-Do-Check-Actのサイクルを回すことにより、不斷の品質改善に取り組む必要がある。
- ④ 業務記録の保存を徹底する。
業務の遂行を適切に管理する上でも、そして、P D C Aサイクルを的確に回すためにも、業務記録を通じた再検証が不可欠であり、記録の保全はその前提条件である。
- ⑤ 必要な業務体制を整備する。
統計の品質の確保・改善は、精神論だけでは実現できない。高い専門知識を有する人材・組織体制、その適切な運営・管理が必要である。
- ⑥ 府省間でノウハウ、リソースを有効活用する。
府省間の比較で判明したグッド・プラクティスの共有に努めるとともに、優れたノウハウ・リソースを有する機関の協力を得て改善に取り組む。
- ⑦ ガバナンスを確立する。
上記の確実な実行を保証するため、トップマネジメントが責任を持って取り組むこととし、その取組を可能な限り可視化する。

I. 統計作成プロセスの適正化

総合的品質管理の考え方の下、各府省の統計作成を改善する必要がある。

まずは、各調査担当者が、「品質はプロセスで作り込む」との理念に基づき、企画－実査－集計－公表の各段階において、責任感と専門家としての自覚をもって、日々の業務遂行やその改善に当たることが大前提となる。その上で、以下の措置を講ずる必要がある。

特に、P D C Aや分析的審査の仕組みを速やかに導入することで、品質の確保・向上に万全を期すものとする。

1. P D C Aによるガバナンスの確立

毎月勤労統計の事案では、調査の骨格である標本設計が、専門的な検証が行われないまま、担当課限りの判断で著しく透明性を欠く手続によって変更され、更に幹部の無関心が問題の発覚を遅らせた。また、賃金構造基本統計の事案では、調査結果への重大な影響は認められなかったものの、同様の問題があった。

今回実施した一斉点検では、他の基幹統計及び一般統計においても、承認された調査計

画どおり作成されていないものが多く見られた。本部会で確認したところ、手続的な問題が大部分であり、重大な影響を及ぼすものは見られなかつたが、これら多くの統計において、専門的な検証を経て策定された計画が軽視されていた事実を看過すべきではない。

本部会が、全ての基幹統計を対象に実施したヒアリングでは、幹部職員の統計作成プロセスへの関与は、調査設計の変更時や結果数値の公表時に限定されており、調査結果の事後検証を含めた統計作成プロセスへの関与が十分に行われていないことが明らかになった。統計調査の企画・変更においては、専門的な知見に基づき計画を策定し、それに沿って調査を実施した後に、統計幹事のトップマネジメントの下で事後検証し、以後の調査計画を改善するというP D C Aサイクルが確実に回るような仕組みの整備が必要である。

(改善策)

- ・ 各府省において、調査実施後（又は定期的）に統計幹事の下で、調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等について点検・評価を行うことをルーチン化する。
- ・ 点検・評価を踏まえ、必要に応じて、マニュアルの修正、調査計画の改定、利活用が低調な調査の中止や調査事項の削減等の措置を講ずる。
- ・ 点検・評価に当たっては、調査計画の各項目の実施状況等をチェックリストにより簡易に確認し、課題が発見されたものについて重点的な検証を行うなど、ペーパーワークの負担が大きくならないよう留意する。

2. 統計作成プロセスの適正化

企画、実査、審査・集計といった統計作成プロセスの各段階において、I C T技術活用・システム化の徹底、関係者間の連携強化や確認・チェックの重層化などにより、一層の改善を図り、統計の品質向上を目指す。

① I C Tを活用した業務プロセスの見直し

膨大なデータを正確、迅速に収集・集計・分析し、その結果を広く国民に提供する統計業務は、一般にI C Tとの親和性が高い。今回の検証では、基幹統計のオンライン回収の導入は相当程度進んできた（オンライン導入：48／54調査、オンライン回答率：約半数の調査で30%以上）ことが確認されたが、オンラインで収集したデータを紙に印刷した後に再入力しているものも見られた。

また、複数の外部組織を経由して情報を収集している調査において、システムが円滑に連携されていないことから、途中でデータの欠落を生じ、それに気付かずに公表したため、多くの結果訂正事案が発生したケースも見られた。

(改善策)

- ・ オンライン調査の導入を一層推進する。一般にオンライン調査に馴染みやすい企業対象調査、月次など調査頻度が高い調査、同一客体に継続して回答を求める調査、調査客体数の多いためオンライン利用の効果の大きい調査については、各調査の特性も踏まえつつ積極的な検討が必要である。オンライン回収率が低調な調査は、原因を分析し、調査対象の特性に応じた回収率の向上方策について検討する。
- ・ I C T を最大限活用して、調査票の回収、審査集計、公表等の一連の工程において職員等による手作業について可能なものはデジタル化を進め、情報が正確に流れ、組織や工程の間で情報の欠落や転記ミス等の誤りが発生しないよう業務プロセス・システムの見直しを検討する。その際、将来的なシステムの見直しを柔軟に行えるよう、また、システム構築後に着任した職員でも調査内容とシステムでの実施内容の双方が理解できるよう、システム自体がブラックボックス化せず、持続可能なものとすることが必要である。
- ・ 報告者負担の観点から、事業所母集団データベースの活用等により、過去の調査等によって得られている情報のプレプリントを推進する。
- ・ 地方公共団体等が保有する行政記録情報の抽出、集計、転記等を行い報告してもらう調査は、作業ミスの削減や報告者負担軽減の観点から、行政記録情報の円滑な収集方法を検討する。

② システムを用いたエラーチェックの徹底

膨大なデータを扱う統計作成プロセスにおいては、システムを活用した第1次のデータチェック（想定されるレンジから逸脱した異常値の検出、項目間の矛盾の検出等）の適切な実施が不可欠である。今回、全ての基幹統計でシステムを用いたエラーチェックが行われていることが確認できたが、一部プロセスでは目視によるチェックのみが行われているものも見られたほか、外部機関に委託してエラーチェックを実施している調査の中には、チェックの方法・内容について指示をしておらず、実施の有無を含めて、チェックの状況を把握していない調査も見られた。

(改善策)

- ・ 調査の特性を踏まえつつ、システムによるエラーチェックの実施を徹底する。外部機関に実査・集計業務を委託している場合、エラーチェックの実施の有無に加え、その方法・内容についても指示を行い、チェック精度の向上とともに受託機関の変更時における継続性の担保を図る。

③ 調査担当から独立した分析的審査の実施

毎月勤労統計の事案では、全数で行うべき層について抽出調査に変更した際や、ローテーションサンプリング導入時の断層に対して外部からの疑問が示されたときに、

調査手法変更による影響の分析が適切に実施されなかつたことが問題の発生や発覚を遅らせた要因となっている。

他統計についても、今回のヒアリングでは、各府省の統計作成体制の縮小に伴い、分析的審査の体制が削減されてきたとの回答があった。調査担当がしっかりと業務を遂行することは当然の前提であるが、それとは異なる視点から分析的審査を実施することは、統計の品質を高めるためには重要である。

(改善策)

- ・ 各府省統計幹事の下で、調査担当から独立した分析審査担当が、調査結果公表前の分析的審査、調査設計変更時の影響分析、調査担当における外部からの疑義照会への対応や数値等の誤り発覚後の原因分析と再発防止策の検討の総括等を実施する。
- ・ 分析的審査のノウハウや効果的な再発防止措置等に関する情報は、各府省で共有するとともに、困難な事案の分析は統計委員会の指導の下で協力連携して対応する。

④ 民間事業者、地方公共団体等への適切な指示と履行確認

政府内の統計リソースが限られる中で、優れた能力を有する民間事業者を積極的に活用していく必要がある。

調査員による適切な業務の履行確認については、国が地方公共団体による調査員の任命状況を把握していない調査や、事務手引き等により適切な業務実施確保措置を求めていない調査が見られたほか、調査員による不適切な調査による結果訂正事案が見られたことから、必要な対策を講ずる必要がある。

(改善策)

- ・ 民間事業者への業務委託に当たっては、民間委託ガイドラインに基づき、品質確保に特に配慮が必要な契約は、業務遂行能力を踏まえた総合落札方式等の選定方法とし、仕様書や契約書に必要な内容を明記するとともに、適切な履行確認を行う。
- ・ 調査の事務手引き等により、名簿提出等による調査員の任命状況の確認、調査員による適切な調査を確保するための措置（研修の実施や指導員による巡回等）を行うべきことを定めることとする。また、総務省統計局が実施している調査員の業務の履行状況を国が直接確認する取組（いわゆる「コンプライアンスチェック」）について、原則として、他府省においても導入する。
- ・ 地方支分部局など、本府省とは異なる機関を介する場合についても、コミュニケーションエラーなどによる業務の不適切な履行が生じないよう、関係者間の連携確保に万全を期す。

⑤ 業務マニュアルの整備

全ての基幹統計で業務マニュアルが作成されているが、業務マニュアルは、人事異

動等がある中で、多くの者が関与して実施される統計調査の品質を安定的に確保するとともに、P D C Aによる業務改善を進める際の要となるものであることから、一般統計も含めた業務マニュアルの整備、継続的な見直しが必要である。

(改善策)

- ・ 調査の対象者や規模、調査事項、調査方法等は、統計ごとにより異なることから、全統計一律の業務マニュアルを作成することは適当ではない。このため、平成 28 年 12 月に発覚した纖維統計の不適切事案を受けた再発防止策として、経済産業省が作成した省内向けの標準マニュアルを参考に、総務省において、マニュアルに記載すべき標準的な事項を示した標準マニュアルを作成・提供し、一般統計も含めたマニュアルの整備を進める。その際、統計作成に経験年数の少ない職員が多く携わっていることを踏まえ、チェックリスト方式の活用を検討する。
- ・ 作成した業務マニュアルは、調査方法の変更等の事由がない場合でも、マニュアルの見直しの必要性の有無を含め、定期的な確認を行う。

3. 統計の仕様・品質に関する情報開示（「見える化」）等による外部検証可能性の確保

毎月勤労統計の事案の発覚は、統計ユーザーからの疑問が契機となった。本部会において、基幹統計の過去の正誤情報・訂正事案について確認したところ、外部からの疑義照会が端緒となったものが多く見られる（約 2 割）ことから、統計作成プロセスの透明性を確保して、外部検証可能性を確保するとともに、統計利用者に対する情報提供の改善も一層促進する必要がある。

(改善策)

① 統計作成プロセスの透明化

- ・ ブラックボックス化しやすい標本抽出や復元推計の方法、事後検証にも必要となる目標精度・回収率等（母集団の規模及び標本の調査対象数の情報含む。）の情報について、調査計画に参考情報として記載することとした上で、全統計（基幹統計及び一般統計）の調査計画を一元的に閲覧可能な形でインターネット上に掲載する。
- ・ 各府省のホームページにおける統計に関する情報提供を充実するため、基幹統計の統計精度に関する情報提供度をスコアリングしている「見える化状況検査」の継続的なフォローアップを行うとともに、一般統計についても、見える化状況検査を実施する。

② 統計の利活用の促進

- ・ 利活用の拡大は、統計の改善を促すとともに統計の誤り発見の観点からも有効であることから、外部ニーズの把握等を進め、適切な利活用を促進する。政府内利用については、下記Ⅱ－2で整備する「利活用リスト」を活用して、調査事項や公表時期の変更を

予定する際には予め連絡することとする。

- ・ 統計法の一部改正（令和元年5月1日施行）により、調査票情報の2次利用の範囲が拡大されたことを踏まえ、調査票情報の外部利用を一層促進する。大学や行政機関等にセキュリティーを確保したオンサイト施設の設置を促進するとともに、3年以内に、原則、全ての基幹統計及びニーズの多い一般統計の調査票情報をオンサイト施設で提供できるようにする。
- ・ 統計データの公表に当たっては、再入力や書式変換等の不要な利用しやすい形式で提供するなど、利便性にも配慮した形態とするとともに、政府統計のポータルサイトであるe－Statの利便性向上を図る。

II 誤り発生時の対応

統計作成プロセスの改善により、誤り発生を抑制する必要があるが、調査結果の誤りは、外的な要因（報告者のミス、委託業者のミス、プログラムミス）を含めて様々な原因で発生することから、その発生をゼロにすることは事実上困難である。このため、発生した場合の対応方策をあらかじめ定めておくことにより、発生時の影響を最小化する必要がある。

1. 対応ルールの策定

外部からの疑義照会が結果誤り発見の端緒となる場合が多いが、各府省において、外部からの調査結果に対する疑義照会があった場合の組織内で情報共有を行うためのルールは定められていない。ただし、誤りを発見した場合の対応ルールについては、多くの基幹統計で定められており、省内の誤り発生情報を一元的に集約し、原因分析、再発防止に取り組んでいる府省も見られた。

(改善策)

- ・ 外部から結果数値に関する疑義照会があった場合の組織内情報共有等ルールを策定する。
- ・ 結果数値の誤りが発見された場合、統計幹事に報告され、その下で、訂正結果の速やかな公表、影響度に応じた対応（把握している利用者への連絡、報道発表等）、原因分析、再発防止の検討等を内容とした対応ルールを策定する。

再発防止の検討では、ミスが発生しにくい業務プロセスへの変更のほか、誤りを発見できなかったチェック方法の改善や、過去の類似事案の有無やその際に講じた再発防止策の効果についても検証する。

- ・ 誤り分析情報（発生頻度の高い原因、効果的な再発防止策等）は政府全体で共有し、統計作成プロセスや審査分析方法の改善に活用する。

2. 行政利用の事前把握（統計のリコール制度）

毎月勤労統計の事案では、政府内における利活用状況を正確に把握できていなかったことから、数値の誤りが判明した後の政府内における影響の確認に時間を要した。

本部会のヒアリングでも、統計作成者が、自ら作成した統計が政府内でどのように利用されているか正確に把握できていないことが確認された。このような状況では、万が一、結果数字の誤りが発生した場合、迅速・的確な対応ができないことが危ぶまれる。

（改善策）

- ・ 統計等のエビデンスに基づく政策立案を推進する各府省の事務責任者からなるE B P M推進委員会を通じて、政府内における統計ごとの利活用状況を定期的に確認し、利活用リストや数値の誤りが発見された際の連絡ルールを定め、誤り発生時にその影響を迅速・正確に把握して、適切に対応できる仕組みを整備する。

3. 調査関係データの保存

毎月勤労統計の事案では、長期にわたり不適切な調査が行われてきたことから、過去にさかのぼった再集計が必要となったが、必要なデータが保管されておらず、迅速かつ適切な再集計が困難となっている。本部会で実施した基幹統計の書面調査においても、文書保存期限が定められていないなど改善が必要な点が見られた。

（改善策）

- ・ 調査結果の誤り等が発生した際に、過去にさかのぼって再集計が行えるよう、推計乗率等の補助情報を含む必要なデータの保存ルールを整備。定期的なフォローアップ等を通じて適正な運用を担保する。
- ・ 都道府県や民間事業者など国以外の主体が保有・管理しているために永年保存されていない調査票情報等について、国に集約して保存する。

III 調査実施基盤の整備

上記に掲げた対策を講じるため、必要な体制の整備等を行う。

1. 体制の確保

（改善策）

- ・ P D C A、分析的審査等に必要となる体制（分析審査担当官等）を、所管統計の重要

性や数・調査実施回数に応じて、各府省統計幹事の下及び総務省（統計委員会の事務局、政策統括官室）に速やかに配置する。

各府省に配置する分析審査担当官は、調査結果公表前の分析的審査や調査設計変更時の影響分析を行うとともに、調査担当における外部からの疑義照会への対応や数値等の誤り発覚後の原因分析と再発防止策の検討等を総括して、調査の正確性を確保する。

- ・ この他、統計幹事の下に、社会経済情勢を反映した調査内容の抜本的な見直し、ＩＣＴや行政記録情報、ビッグデータの活用等による調査手法や統計作成プロセス・システムの抜本的な見直しなど、各府省内で改革のエンジンとなる企画担当や、統計リテラシーが低い政策部局が統計を作成する際の支援窓口を計画的に整備する。

調査担当の下に、統計作成の各段階におけるエラーチェック、委託業者や地方公共団体への履行確認、調査票データ等の保管など、調査プロセス適正化に必要な体制を確保する。

- ・ 統計は、行政の合理的な意思決定の基盤として重要なものであり、誤りが生じた場合には社会に重大な影響を与えるものであることを考慮して上記を含め、その体制は中長期的な視点で継続的に確保していく必要がある。

（各府省における職員の育成）

- ・ 基幹統計及び一般統計の調査担当には、統計業務経験者を配置する。調査の難易度、重要性、民間事業者の活用状況等も踏まえ、基幹統計には10年以上、一般統計のうち重要なものには5年以上の統計業務経験を有する者を配置し、そうした者を中心に行成することを基本とする。各調査担当に配置が困難な場合は、各府省統計幹事の下に設置された相談・支援窓口等の支援を受けながら作成する。
- ・ 各府省は、専門的な知識を習得させるため、統計業務を担わせる職員に計画的に研修を受講させる。初任者には原則としてオンライン研修等の初任者研修、各府省の中核的な統計人材として育成する職員には長期研修や専門研修を積極的に受講させる。統計研究研修所研修の研修定員の確保、各府省における代替要員の確保など長期研修等を受講しやすい環境を整備する。また、統計の作成・分析には統計学に加えて情報技術の知識も併せて習得されるよう努める必要がある。
- ・ 各府省の統計業務を総括し、統計委員会との連携協力の要となる統計幹事及びその下の統計部門の総括体制については、組織マネジメントの能力に加え、統計に関する知識経験を有する者を充てる。所管統計が少なく、統計幹事に統計に関する十分な知見を有する者を配置することが難しい府省は、統計技術的な見地から幹事をサポートできる体制を整備する。
- ・ 各府省は、「ＥＢＰＭを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」に基づき、職員の統計人材プロファイル（統計業務の経験年数、業務内容、統計研修の受講履歴等）の整備等により、統計業務経験者の中から素養のある者を繰り返し統計業務に就かせるなど、統計人材を計画的に育成する。過渡期には、総務省統計研究研修所のオンライン研修や、外部人材の受入れにより補完する。

外部人材については、最新の研究成果の取り込み等の観点からも、若手研究者等の任期付職員としての採用に取り組む。

また、調査設計・集計・分析に高度な統計技術を必要とする重要統計には、当該統計に関する豊富な知識経験を有するスペシャリストを計画的に育成する。

職員が積極的に知識経験の取得に努め、誇りを持って統計作成に携われるよう、統計の専門知識や業務経験が評価されるような人事運用・仕組み（処遇等）を検討する。

(都道府県の体制)

- ・ 都道府県の統計専任職員については、調査環境の困難化、調査員の高齢化等の課題への対応、調査員活動の適切な管理・支援に必要な体制の確保のほか、大規模調査実施年の業務量増に対応できる体制を確保する。

2. 情報システムの適正化

毎月勤労統計等のケースで見られたように、改修などに対応できる者が限られ、また、業務仕様を明記した資料が不十分であるなど、いわば「ブラックボックス化」しているシステムの存在が確認された。

(改善策)

- ・ 「ブラックボックス化」しているシステムについては、仕様書等を早急に整備とともに、容易に改修等ができるシステムへの計画的な移行を早急に検討する。

3. 政府全体の統計ガバナンスの確立

各府省の業務プロセスの適正化を実現するため、総務省（統計委員会含む）の関与・支援のあり方も見直し、政府全体としてのガバナンスの改善を図り、そのための体制の整備等を行う。

(改善策)

① 調査計画の履行状況の点検

- ・ 総務省は、各府省が調査後に実施した点検・評価結果に基づき、自ら承認した調査計画との整合性等を確認し、統計委員会に報告するとともに、必要に応じて調査計画の改善を求める。

② 調査計画の承認審査の重点化

- ・ 調査計画は、報告者の信頼確保・負担軽減、統計調査の効率的な実施、統計の精度確保及び調査結果の利活用増進に係る事項について重点的に記載・審査を行う一方で、その他の事項については、承認後の状況変化に対応し得る記載を許容して調査実施後の検

証において確認するなど、記載内容の見直しを実施する。

③ 情報の共有・支援

- ・ 総務省は、各府省の協力を得て、困難事案の分析を行うとともに、各府省で発生した誤り発生情報（原因、発見の端緒、再発防止策等）を収集分析して、各府省に共有するなど、各府省の情報収集・分析・共有を通じて、各府省の統計作成の支援を行う。

④ 統計の専門機関による各府省に対する支援

- ・ 統計の専門機関である総務省統計局、統計研究研修所、（独）統計センターは、各府省の統計作成への積極的な支援（支援・相談窓口の設置、各府省への人材派遣、研修生の受入れ、調査の共同実施、受託調査等）を行うこととし、そのための基盤を整備する。

IV. その他

1. 本提言のフォローアップ

今回の第1次再発防止策については、今後、統計法第55条第1項の施行状況報告を活用するなどして、統計委員会において、継続的にフォローアップし、その結果を公表する。

このフォローアップにおいては、今回新たに導入する諸対策について、その効果を確認し、十分な効果が確認できない場合は中止を含めて見直しを検討する。

2. 一斉点検結果を踏まえた個別統計の改善

関係府省及び総務省は、一斉点検において法に基づき承認を受けた調査計画と実際の実施状況に相違があった統計調査について、統計委員会が定める対応方針^(注)に沿って、速やかに改善に着手する。

（注）素案策定後に点検検証部会において検討

資料37 国連アジア太平洋統計研修所 1970年からの研修事業参加者数

2019年3月末現在

国／地域	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
合計	145	19,682	4,227	10,949
ESCAP 域内国	58	19,147	3,866	10,917
アフガニスタン	205	60	108	37
アルメニア	76	16	45	15
米領サモア	9	0	9	0
オーストラリア	42	3	25	14
アゼルバイジャン	58	19	22	17
バングラデシュ	605	197	335	73
ブータン	293	77	195	21
ブルネイ	233	19	187	27
カンボジア	451	109	317	25
中華人民共和国	821	162	600	59
クック諸島	110	28	72	10
北朝鮮	98	0	98	0
ミクロネシア連邦	98	29	51	18
フィジー	359	85	219	55
ジョージア	87	18	29	40
グアム	38	0	35	3
香港	252	91	143	18
インド	576	189	258	129
インドネシア	2,501	213	434	1,854
イラン	632	128	360	144
日本	125	63	54	8
カザフスタン	98	33	43	22
キリバス	160	23	132	5
キルギス	60	23	21	16
ラオス	534	116	339	79
マカオ	165	7	121	37
マレーシア	716	188	441	87
モルディブ	589	80	482	27
マーシャル諸島	102	16	85	1
モンゴル	676	140	413	123
ミャンマー	966	129	432	405
ナウル	15	6	7	2
ネパール	725	133	566	26
ニューカレドニア	37	1	36	0
ニュージーランド	17	0	13	4
ヌエ	48	7	39	2
北マリアナ諸島	2	0	2	0
パキスタン	602	149	428	25
パラオ	16	4	8	4
パプアニューギニア	300	69	229	2
フィリピン	1,105	218	715	172
大韓民国	445	110	307	28
ロシア	67	4	19	44
サモア	225	74	118	33
シンガポール	144	49	45	50
ソロモン諸島	138	31	94	13
スリランカ	858	188	602	68
タジキスタン	102	42	57	3
タイ	1,059	211	627	221
東ティモール	194	36	136	22
トンガ	136	43	86	7
太平洋諸島信託統治領	40	7	33	0
トルコ	92	14	14	64
トルクメニスタン	12	9	3	0
ツバル	58	12	44	2
ウズベキスタン	96	32	13	51
バヌアツ	125	28	91	6
ベトナム	754	128	480	146

国／地域	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
ESCAP域外国	87	535	361	32
アルバニア	3	3	0	0
アルジェリア	1	1	0	0
アンゴラ	3	2	0	1
アルゼンチン	2	1	0	1
バルバドス	1	1	0	0
ベラルーシ	1	1	0	0
ベリーズ	2	2	0	0
ベナン	1	1	0	0
ボリビア	4	4	0	0
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2	2	0	0
ボツワナ	4	2	0	2
ブラジル	7	6	1	0
ブルガリア	2	2	0	0
ブルンジ	3	0	0	3
カメルーン	14	12	0	2
コロンビア	1	1	0	0
コモロ	4	1	0	3
コートジボワール	1	1	0	0
クロアチア	1	0	0	1
キューバ	3	3	0	0
チエコ共和国	1	1	0	0
コンゴ民主共和国	2	2	0	0
ジブチ	1	1	0	0
ドミニカ国	2	2	0	0
ドミニカ共和国	1	1	0	0
エクアドル	4	4	0	0
エジプト	24	21	0	3
赤道ギニア	4	1	0	3
エスワティニ	9	9	0	0
エチオピア	16	15	0	1
フランス	10	0	10	0
ドイツ	1	0	1	0
ガーナ	31	22	0	9
グアテマラ	5	5	0	0
ギニア	2	0	0	2
ホンジュラス	4	4	0	0
イラク	26	26	0	0
イタリア	1	1	0	0
ジャマイカ	4	4	0	0
ケニア	21	8	0	13
コンゴ	6	6	0	0
ラトビア	1	1	0	0
レバノン	1	1	0	0
レソト	10	10	0	0
ルクセンブルグ	2	0	2	0
マダガスカル	1	1	0	0
马拉维	9	7	0	2
マリ	1	1	0	0
モーリタニア	1	1	0	0
モーリシャス	20	4	0	16
モルドバ	3	3	0	0
モロッコ	11	0	0	11
モサンビーク	10	4	0	6
ナミビア	19	0	0	19
ニジェール	2	2	0	0
ノルウェー	1	0	1	0
ナイジェリア	18	18	0	0
オマーン	10	10	0	0
パレスチナ	15	15	0	0
パナマ	2	2	0	0
パラグアイ	2	2	0	0
ペルー	6	6	0	0
ルーマニア	3	3	0	0

国／地域	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
ルワンダ	14	10	0	4
セントルシア	2	1	1	0
セントビンセント及びグレナディーン諸島	3	3	0	0
サントメ・プリンシペ	1	0	1	0
サウジアラビア	2	2	0	0
セネガル	6	4	0	2
セルビア	1	1	0	0
セーシェル	5	1	0	4
シェラレオネ	2	2	0	0
スロバキア	1	1	0	0
南アフリカ	1	1	0	0
南スーダン	6	6	0	0
スーダン	11	10	0	1
スイス	4	0	4	0
シリア	18	8	0	10
タンザニア	31	25	0	6
チュニジア	1	1	0	0
ウガンダ	7	1	0	6
ウクライナ	2	2	0	0
ウルグアイ	1	1	0	0
米国	20	0	11	9
イエメン	1	1	0	0
ザンビア	10	8	0	2
ジンバブエ	2	2	0	0

資料38 政府統計の総合窓口（e-Stat）について

“e-Stat”とは、政府が作成・公表する統計（Statistics）に関する幅広い分野の統計調査結果を、インターネット上で提供している総合窓口（ポータルサイト）です。

知りたい統計データを探すための検索機能をはじめ、グラフ形式で見ることや、地図上への統計データの表示もできるなど、日常生活、学習、ビジネス、研究などに政府統計を活用する上で便利な様々な機能が備わっているサイトです。

令和元年（2019年）5月1日に、改正統計法の施行に伴う調査票情報の二次的利用に関する各種情報を集約した「ミクロデータ利用ポータルサイト（miripo）」の開設に併せ、e-Stat のトップページの変更等、ユーザビリティの向上に配慮した機能改修を実施しました。

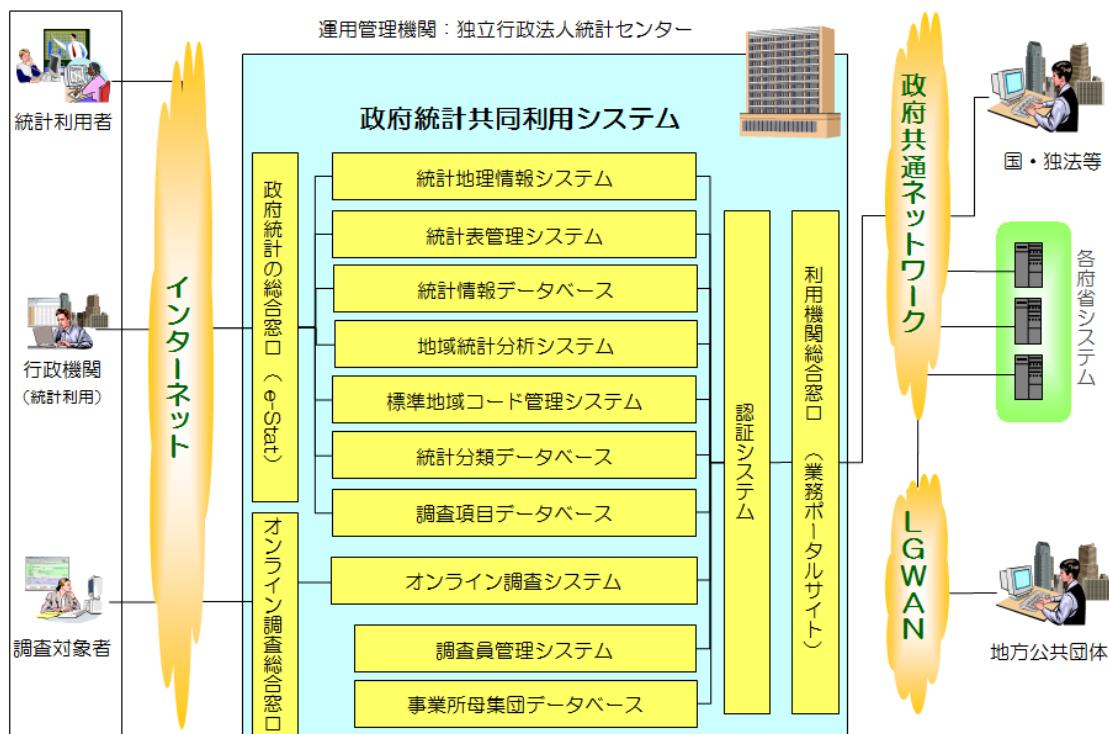
The screenshot shows the e-Stat homepage with several highlighted sections:

- 【統計データを探す】** (Search for statistical data): A red box highlights the search interface. It includes a "キーワード検索" (Keyword search) field with the placeholder "例：国勢調査" (Example: Census), three search buttons ("すべて" - All, "分野" - Sector, "組織" - Organization), and a "検索" (Search) button.
- 【統計データを活用する】** (Use statistical data): A blue dashed box highlights the "トレンド" (Trend) section, which displays a graph of main indicators over time, and the "地図" (Map) and "地域" (Region) sections, which show maps and regional data.
- 【統計データの高度利用等】** (Advanced use of statistical data): A green dashed box highlights the "統計データの高度利用等" (Advanced use of statistical data) section, which includes links to "利用ガイド" (User guide), "統計データの高度利用" (Advanced use of statistical data), "ミクロデータの利用" (Use of microdata), "開発者向け" (Developer), "統計関連情報" (Statistical information), and "統計分類・調査項目" (Statistical classification and survey items).

資料 39 政府統計共同利用システムについて

政府は、国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るため、平成 20 年(2008 年)4 月から、総務省を中心に全府省が参画して新たな「政府統計共同利用システム」をスタートさせました。

このシステムは、各府省等の統計データの公表や統計調査の企画立案、オンライン調査の実施などに役立つ様々な機能を備えており、インターネットを通じて各府省等の統計がつながり、国民にとって政府統計がより身近なものとして役立つことが期待されています。政府統計共同利用システムの主な機能としては、(1) 国民や企業など統計の利用者が、インターネット経由で統計の公表予定期や公表結果を調べたり、地図や図表で統計を見たりすることができる「政府統計の総合窓口(e-Stat)」、(2) 各府省等のオンライン調査を行う「政府統計オンライン調査総合窓口」があります。このほかにも各府省等が事業所や企業を調査する場合に、調査対象者を抽出する際などに利用する「事業所母集団データベース」などがあります。



資料40 統計改革に係る統計法等改正状況

年月日	主な改正状況
平成30年3月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案」閣議決定、第196回通常国会提出
平成30年5月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・衆議院総務委員会において可決〔賛成多数〕
平成30年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・衆議院本会議において可決〔賛成多数〕
平成30年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・参議院総務委員会において可決〔賛成多数〕
平成30年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・参議院本会議において可決・成立〔賛成多数〕
平成30年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号）」公布 <p>※統計委員会の機能強化に関する改正規定については公布日施行</p>
平成30年8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・「統計委員会令の一部を改正する政令（平成30年政令第247号）」公布・施行
平成30年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成30年政令第345号）」公布 ・「統計法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第346号）」公布
平成31年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・「統計法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第9号）」公布
平成31年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第33号）」公布 <p>※一部の改正規定については公布日施行</p>
平成31年4月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・「調査票情報の提供等に係る依頼書等の様式を定める件（平成31年総務省告示第203号）」公布
令和元年5月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号）」全面施行 ・「統計法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第346号）」、「統計法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第9号）」及び「調査票情報の提供等に係る依頼書等の様式を定める件（平成31年総務省告示203号）」施行 ・「独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第33号）」全面施行